

川崎市臨海部防災対策計画

資料編

平成29年11月

川崎市

川崎市臨海部防災対策計画 資料編 目次

第1部 総則

第2章 臨海部の概況

1 特定事業所数の推移	1
2 臨海部 町丁別 世帯数・人口 産業大分類別 事業所数及び従業者数一覧	2
3 臨海部の地質・地盤	3

第2部 災害想定

第2章 津波災害

1 川崎市地震被害想定調査結果（津波による被害）の抜粋	6
-----------------------------	---

第3部 災害予防計画

第2章 防災関係機関における予防対策

1 自衛防災組織における「消防技術説明者制度」の趣旨	15
----------------------------	----

第3章 公共施設等の安全対策の推進

1 川崎港防潮堤築造位置図及び防潮扉位置図	19
2 川崎河港水門の維持管理及び水門操作取扱要領	20
3 多摩川増水時における「国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所」と「川崎市」との水門操作情報の共有についての覚書	22
4 多摩川増水時における「味の素株式会社川崎事業所」と「川崎市」との水門操作情報の共有についての覚書	23

第4章 津波対策

1 津波避難施設一覧	24
2 指定避難所・広域避難場所	26

第5章 情報連絡体制の整備

1 神奈川県・横浜市・川崎市災害時映像情報相互提供システムの運用に関する覚書	27
2 神奈川県石油コンビナート等防災相互通信用無線局の管理及び運用に関する協定書	28
3 災害時タクシー無線の災害情報通信の協力に関する協定（神奈川県乗用自動車協会川崎支部ほか）	29
4 災害時アマチュア無線の災害情報通信の協力に関する協定（川崎市アマチュア無線情報ネットワーク）	30
5 関東地方非常通信協議会会則	31
6 川崎市防災行政無線管理運用規程	35
7 川崎市防災行政無線管理運用要綱	40
8 川崎市防災行政無線系統図	45
9 同報系屋外受信機設置一覧表（川崎区、幸区、中原区）	46
10 雨量・水位・潮位観測局設置図	48

第7章 帰宅困難者対策

- 1 帰宅困難者一時滞在施設 49
- 2 災害時における帰宅困難者支援に関する協定書（九都県市） 50
- 3 災害時における帰宅困難者支援に関する協定書（四県市） 53

第8章 臨海部事業所、市民等への情報提供

- 1 災害情報等の放送に関する協定書（かわさき市民放送） 55
- 2 災害時等における放送要請に関する協定書（日本放送協会横浜放送局、
アールエフラジオ日本、テレビ神奈川、横浜エフエム放送） 58
- 3 災害時等におけるケーブルテレビ事業者との情報伝達の要請に関する協定 59
- 4 放送と通信サービスを活用した防災気象情報の提供に関する覚書（イツ・コ
ミュニケーションズ株式会社、YOUテレビ株式会社、株式会社ジェイコムイースト
町田・川崎局） 61
- 5 地上デジタル放送を活用した防災気象情報の提供に関する覚書（株式会
社テレビ神奈川） 69
- 6 災害情報等の相互提供に関する協定（株式会社レスキューナウ） 71
- 7 電子広告媒体を活用した防災気象情報の提供に関する協定（合同会社ク
リエイティブワークス、ダイドードリンコ株式会社） 72
- 8 特設公衆電話の設置・利用に関する覚書 75

第4部 応急対策

第1章 防災組織体制

- 1 神奈川県石油コンビナート等川崎地区現地防災本部設置要綱 78
- 2 神奈川県下消防相互応援協定 83
- 3 東京湾消防相互応援協定 86
- 4 東京消防庁・横浜市・川崎市・千葉市航空機消防相互応援協定 88
- 5 東京消防庁・川崎市消防相互応援協定 89
- 6 扇島に関する消防業務協約 90
- 7 横浜海上保安部と川崎市消防局との業務協定 91
- 8 東京湾アクアライン消防相互応援協定書 94
- 9 鉄道災害における鉄道事業者と消防機関との連携に関する協定書 96
- 10 東京電力株式会社東西連係ガス導管消防相互応援協定書 99
- 11 緊急時における消火薬剤需給協定書 102
- 12 東京湾排出油等防除協議会会則 104
- 13 川崎管内排出油等防除協議会会則 107
- 14 災害時の緊急対策業務に関する協定・実施細目 110
- 15 災害時における救援活動に関する協定・実施細目 117
- 16 災害時における緊急措置の支援に関する協定・実施細目 120
- 17 災害時における応急対策を行うための応援に関する協定書（神奈川建設
重機協同組合） 130
- 18 災害時における緊急輸送の応援に関する協定（神奈川県トラック協会） 132

19	川崎港東扇島地区港湾広域防災施設等の管理に関する協定書（国土交通省 関東地方整備局）	134
20	京浜港台風対策協議会会則	136
21	京浜港船舶津波対策協議会会則	140
22	九都県市災害時相互応援に関する協定・実施細目	143
23	京浜臨海地区石油コンビナート等特別防災区域協議会会則	147
24	臨時離着陸場一覧表	151
第3章 災害の防ぎょ活動		
1	災害応急措置に係る相互応援確認書	153
2	石油コンビナート等特別防災区域内の備蓄消火薬剤等の状況	155
3	京浜港（横浜・川崎）における津波対策に関する関係機関との合同指針	156
第4章 避難対策		
1	臨海部各島の避難にあたっての留意事項	159
第6章 医療救護対策		
1	川崎市と川崎市医師会との災害時における医療救護に関する協定 ・実施細目	160
2	川崎市と川崎市歯科医師会との災害時における医療救護に関する協定	165
3 (1)	川崎市と川崎市薬剤師会との災害時における医療救護に関する協定	167
3 (2)	川崎市と川崎市薬剤師会との災害時における医薬品等の供給 に関する協定	169
4	川崎市と川崎市看護協会との災害時における救護活動に関する協定	170
5	川崎市と川崎市病院協会との災害時における医療活動に関する協定	171
6	川崎市と神奈川県柔道整復師会川崎南・北支部との災害時における応急 救護活動に関する協定	173
7	川崎市と川崎市地区ケア輸送連絡会との災害時等における業務協力に 関する協定	175
8	川崎市と市内医薬品卸会社との「災害時における医薬品の供給協力に関する協定」 （東邦薬品、アルフレッサ、メディセオ、スズケン）	176
第9章 緊急輸送対策		
1	災害時における応援に関する協定（川崎建設業協会）	178
2	災害時における川崎市建設緑政局所管施設の被害状況の把握及び応急対 策業務等の協力に関する協定書（神奈川測量設計業協会川崎支部）	180
3	緊急交通路指定想定路・緊急輸送道路一覧表	183
第10章 災害救助法の適用		
1	災害救助基準	186
第11章 生活関連施設の応急復旧活動		
1	災害時応急給水拠点一覧表＜川崎区＞	190
2	19 大都市水道局災害相互応援に関する覚書・実施細目	191
3	東京都との緊急応援に関する業務協定	201
4	東京都と川崎市における連絡管の設置に関する基本協定書・管理運用協定	

・確認書	202
5 横浜市との緊急応援に関する業務協定	207
6 川崎市水道局と千葉県水道局との災害相互応援に関する協定・了解事項	208
7 公益社団法人日本水道協会神奈川県支部災害相互応援に関する覚書	211
8 公益社団法人日本水道協会関東地方支部災害時相互応援に関する 協定・実施要領	217
9 関東地域における工業用水道災害相互応援に関する協定書・実施細則	227
10 神奈川県内広域水道企業団と川崎市水道局との災害時における応急給水 の実施に関する協定書	231
11 災害時における給水装置等応急措置の応援に関する協定・覚書	232
12 下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール	239
13 関東ブロック下水道事業における災害時支援に関するルール	243
14 災害時における下水道管きよの応急復旧対策の協力に関する協定（川崎 市環境整備事業協同組合）	251

1 特定事業所数の推移

(平成29年4月1日現在)

	第一種 事業所数	第二種 事業所数	計
昭和52年	43	34	77
昭和56年	41	32	73
昭和62年	40	34	74
平成元年	40	33	73
平成3年	39	32	71
平成4年	39	32	71
平成5年	38	32	70
平成6年	37	33	70
平成7年	36	33	69
平成8年	36	33	69
平成9年	36	32	68
平成10年	34	32	66
平成11年	34	32	66
平成12年	33	29	62
平成13年	30	25	55
平成14年	30	26	56
平成15年	30	26	56
平成16年	30	25	55
平成17年	29	24	53
平成18年	28	24	52
平成19年	28	27	55
平成20年	28	28	56
平成21年	28	27	55
平成22年	28	27	55
平成23年	28	27	55
平成24年	27	25	52
平成25年	27	25	52
平成26年	27	25	52
平成27年	26	25	51
平成28年	26	25	51
平成29年	25	25	50

3 臨海部の地質・地盤

多摩川低地の微地形的特徴は、沖積世の海進時に運び込まれた内湾性の微粒粘土層と海水面の低下に応じて河川の埋積地形が形成した砂質土層が地表面に発達し、埋没谷には第四紀洪積世相模層群に対比される海成～陸性層が厚く堆積し基盤の上総層群を覆っている。

第四紀洪積世の終わり頃、今から約2万年前に世界的な海面低下（これを海退という）により、現在の東京湾の海面より約100m海面が低下し、深い谷が刻み込まれた。氷河の時代に終わりを告げ沖積世に入ると気候の温暖化に伴い海面が上昇し、谷に海が深く入り込んできた。この海進を縄文海進（または有楽町海進）といい、今から約5,000～6,000年前の縄文早期に海進が最大に達し、この海（奥東京湾）に堆積した地層が、低地をつくる沖積層である。

海水準変動は何回か繰り返され、その都度堆積・削剥・侵食作用が行われて、その時々

の海水準変動に対応した地形面がおぼれ谷のなかにも形成された。おぼれ谷には周辺から人海に流入する河川の運び込む土砂や突き出した岬から侵食された土砂が沿岸流や波浪で湾内に運び込まれて海底に堆積していくわけであるが、土砂の供給源に近い海底では比較的粗粒の土粒子が堆積し、遠い方では細粒土粒子が堆積し海成の粘土層を形成する。

こうしておぼれ谷入海の海底には、これらの海成層が次々に積み重なって堆積してゆき、海は次第に浅くなって最終的に堆積面の上面は水面に達する。ついで、河川よりの直接の堆積物によって表層は覆われる。この過程において土砂運搬能力の大きい急流の大河川が直接流入する所では湾内に供給される堆積物は比較的粗粒であり、かつその量が多いためおぼれ谷が堆積物で埋め立てられる速度が大きく比較的早い時期に陸地となり、表層部は河成の砂礫で覆われて比較的地盤の良い沖積平野となる。

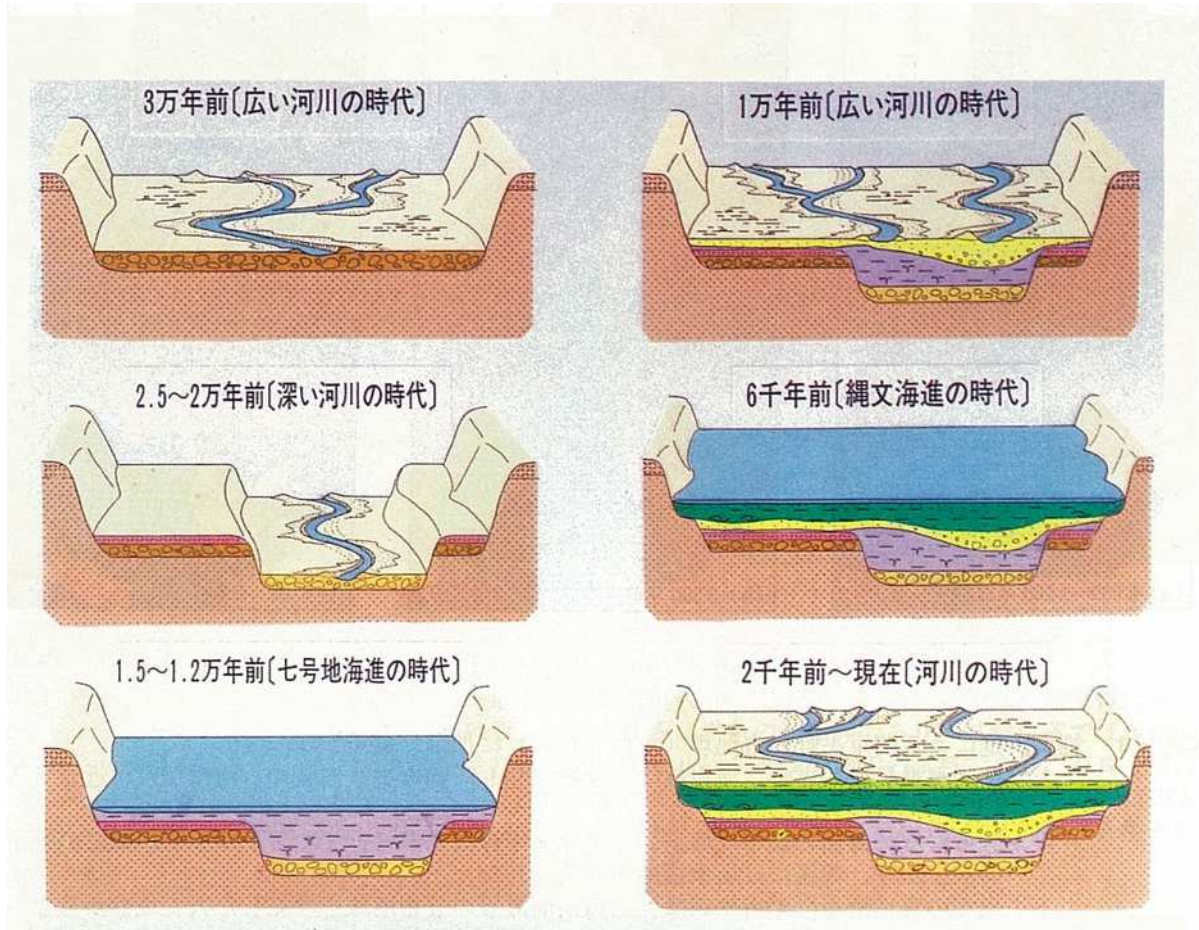


図1 沖積層の形成モデル

(陶野：沖積層の堆積環境と第四紀学、土と基礎 1995. 10)

- | | |
|---|----------------------------------|
| ① | 現在の立川段丘面 |
| ② | B G (Basal Gravel)の時代 |
| ③ | 七号地層の形成 |
| ④ | H B G (Holocene Basal Gravel)の形成 |
| ⑤ | 有楽町層下部層の形成 |
| ⑥ | 有楽町層上部層の形成 |

沖積層の海拔高度は、桜本町で0～-44m、昭和町で0～-18m、多摩川付近で1～-40mと下底の凹凸は激しい。沖積層の堆積物は、粘土層・シルト層と砂が互層堆積し、全層で貝化石が認められる。また、多摩川付近での沖積層は下部から中部にかけて貝化石を伴う粘土・シルト層が卓越する。一方、上部は貝化石を伴う砂層が主体になっている。沖積層の下位には相模層群があり、層厚は20～50mで、昭和町付近で最も厚くなっている。多摩川付近では海拔-60m付近まで基盤の上総層群に不整合に重なっている。

相模層群の堆積物は、一部基底礫層(5～16m)があるほか、粘土層・シルト層及び砂層からなる。なお、多摩川河口付近では礫層を介在する。

沖積層のN値は粘土・シルト層で0~20、砂層で5~30、砂礫層では30~50、相模層群はシルト・粘土でN=5~20、砂層が20~50、砂礫層が50回以上である。

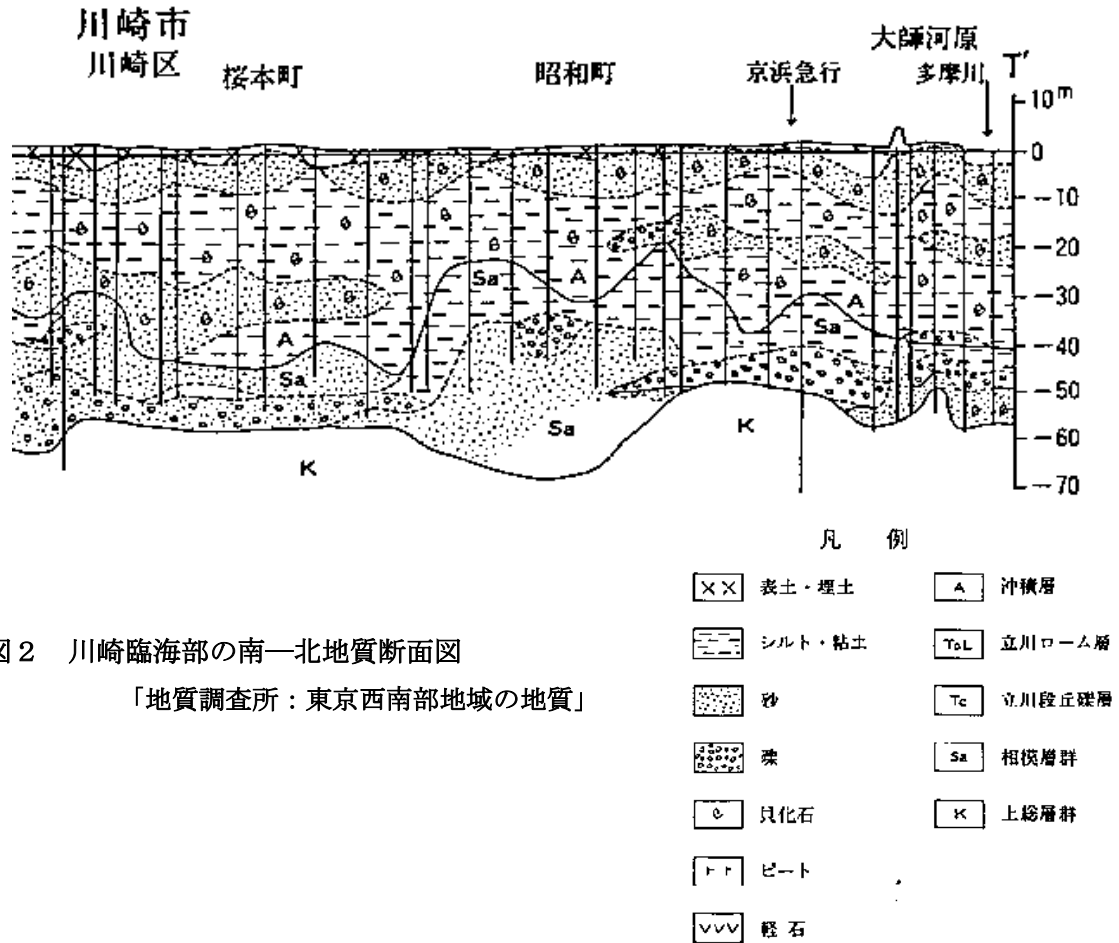


図2 川崎臨海部の南—北地質断面図
「地質調査所：東京西南部地域の地質」

1 川崎市地震被害想定調査結果（津波による被害）の抜粋

5.6 建物被害

5.6.1 予測方針

本来津波による被害は流速などが複合的に影響するものである。しかし、被害想定における評価手法が確立されていないため、本調査では浸水深と建物被害の関係により全壊・半壊棟数、床上・床下浸水棟数を算出した。

被害算出の条件は、基本的には堤防が機能した場合を想定した。

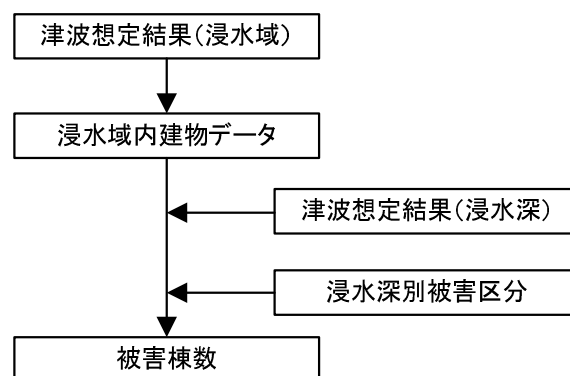


図 5.6-1 津波による建築物の想定フロー

5.6.2 予測手法

首藤(1992)¹⁶⁾による津波高と各種被害の関係を表5.6-1に示す。

本調査では、前回設定した被害区分について、床上浸水は基礎が腐食するなど半壊と同様のダメージを受けるため、横浜市などを参考に整理しなおし、「床上浸水」を「半壊」に含めたものを採用した。

表5.6-2に浸水深から予測される被害区分を示す。

被害量の予測は、想定される津波浸水範囲と、都市計画図からわかる建物分布を重ねることによって、被害を算出した。

図5.6-2に津波浸水範囲を示す。

表5.6-1 津波高と被害程度（首藤(1992)¹⁶⁾）

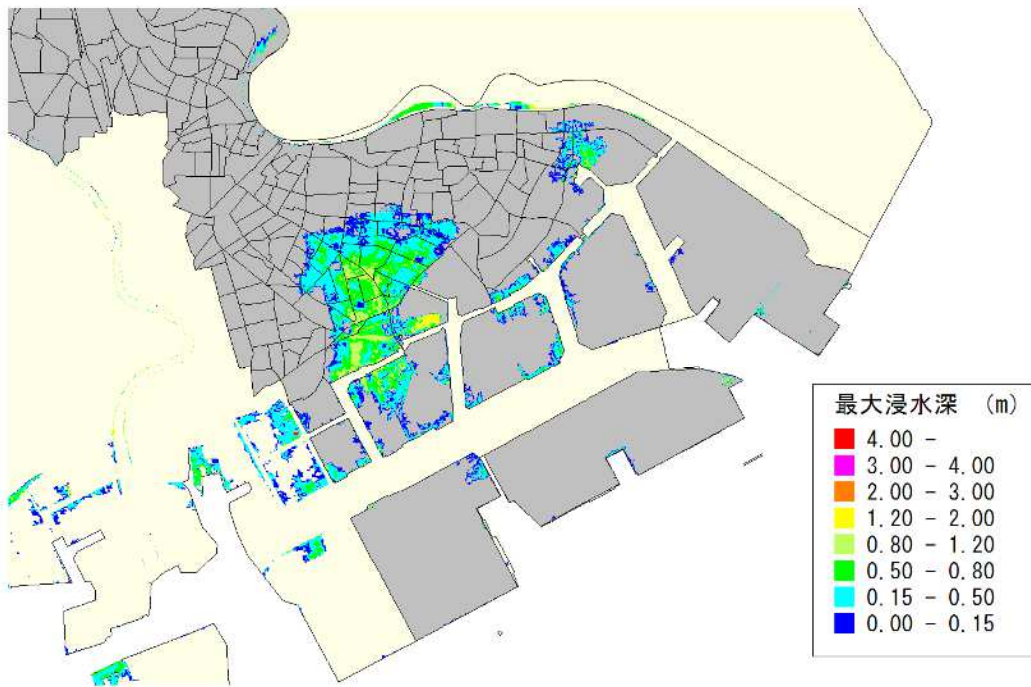
津波強度		0	1	2	3	4	5
津波高(m)		1	2	4	8	16	32
津波形状	緩斜面	岸で盛上がる	沖でも水の壁 第二波砕波	先端に 砕波を伴う ものが増える。	第一波でも 巻き波砕波を 起こす。		
	急斜面	速い潮汐	速い潮汐				
音響			前面砕波による連続音 (海鳴り、暴風雨)				
					浜での巻き波砕波による大音響 (雷鳴、遠方では認識されない)		
					崖に衝突する大音響 (遠雷、発破、かなり遠くまで聞こえる)		
木造家屋	部分的破壊	全面破壊					
石造家屋	持ちこたえる		(資料無し)	全面破壊			
鉄・コン・ビル	持ちこたえる		(資料無し)	全面破壊			
漁船		被害発生	被害率50%	被害率100%			
防潮林被害	被害軽微		部分的被害	全面的被害			
防潮林効果	津波軽減 漂流物阻止		漂流物阻止	無効果			
養殖筏	被害発生						
沿岸集落		被害発生	被害率50%	被害率100%			
打上高(m)		1	2	4	8	16	32

注：表中、津波高（m）は船舶・養殖筏など海上にあるものに対しては汀線における津波の高さ、家屋防潮林など陸上にあるものに関しては地面から測った浸水深となっている。最下段は一集落全体を対象とした表現となっており、その集落の浸水域内で発生した最高遡上高（最高打ち上げ高）（m）と浸水域内全体としての家屋被害率の被害程度との関係になっている。

表5.6-2 変更した浸水深から予測される被害区分

被害区分	浸水深(H)	
	木造	非木造
全壊	$2.0\text{m} \leq H$	-
半壊	$0.5\text{m} \leq H < 2.0\text{m}$	$0.5\text{m} \leq H$
浸水	$H < 0.5\text{m}$	$H < 0.5\text{m}$

<元禄型関東地震>



<慶長型地震>

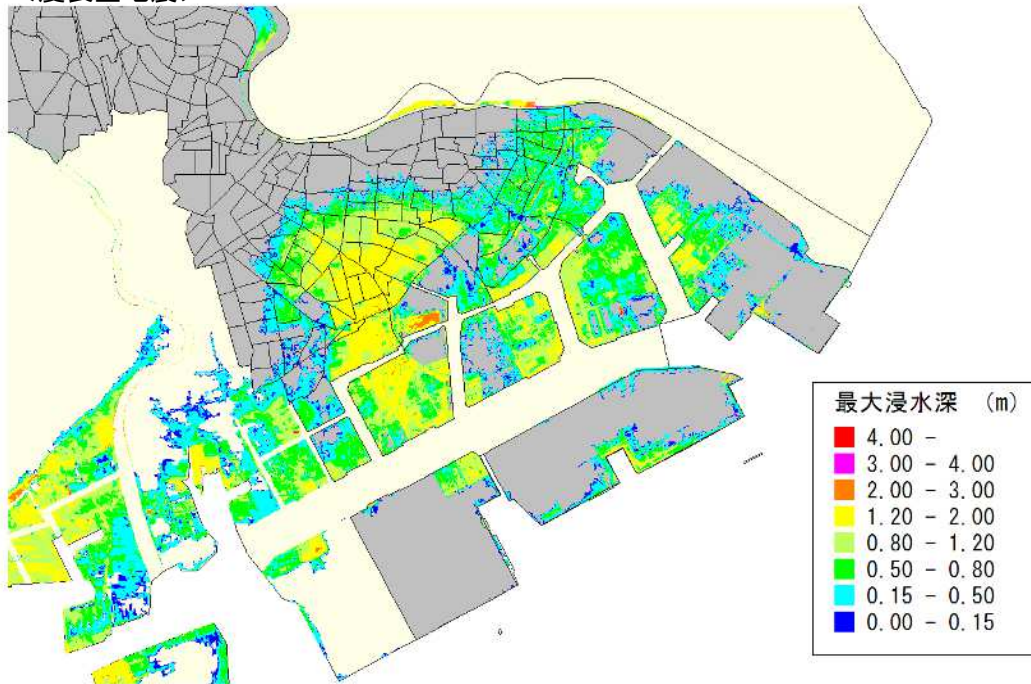


図 5.6-2(1) 津波浸水予範囲 (1)
(第3編 編末図-1を再掲)

※：<元禄型関東地震>、<慶長型地震>の浸水予測図は神奈川県(2012)¹⁷⁾の調査結果によるもの。今回調査で、川崎市防災対策検討委員会「東日本大震災対策検討部会」委員から、科学的に想定が過大であるとの意見もあったが、安全性を考慮して新たに神奈川県の結果を使用した。

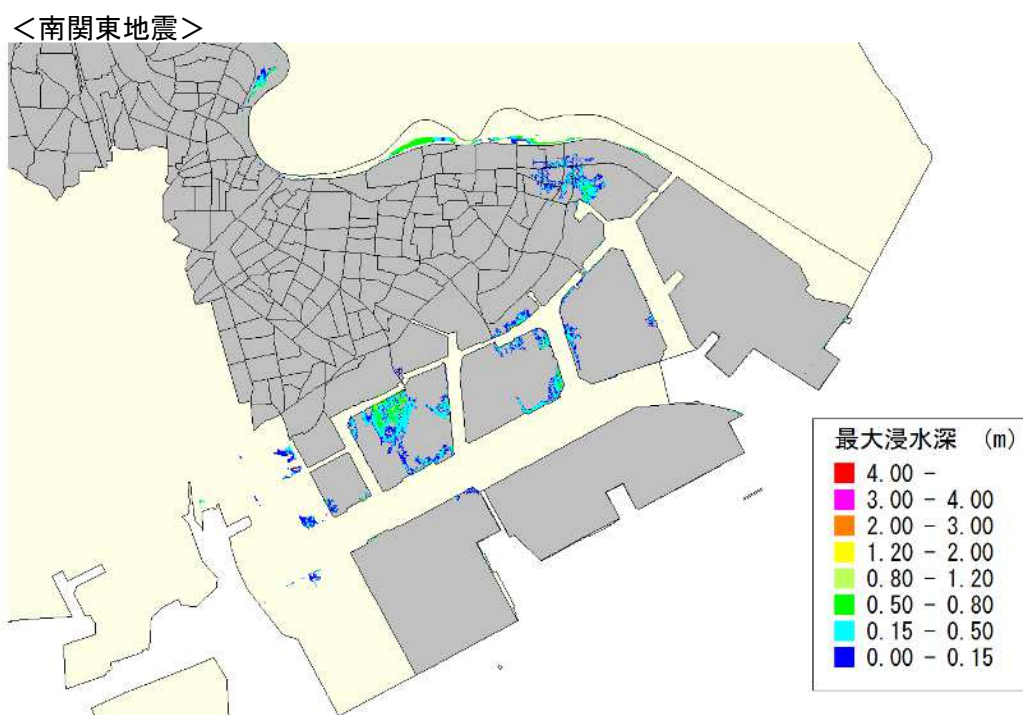


図 5.6-2(2) 津波浸水予範囲 (2)
(第3編 編末図-2を再掲)

※ : <南関東地震>、<東京湾北部地震>の浸水予測図は神奈川県(2009)¹⁸⁾の調査結果によるもの。前回調査時に使用した

5.6.3 予測結果

表 5.6-3 に津波による被害結果一覧を示す。

元禄型関東地震では、全壊はなく、約 5,500 棟の半壊、約 8,100 棟の浸水。慶長型地震では、川崎区で若干数の全壊、約 10,000 棟の半壊、約 4,600 棟の浸水と、二つの地震とも多く建物が被害を受ける結果となった。

なお、幸区の被害は堤外地での被害に限定される。

表 5.6-3(1) 津波による被害結果一覧

(棟)

想定地震	区名	木造			非木造		合計		
		全壊	半壊	浸水	半壊	浸水	全壊	半壊	浸水
元禄型 関東地震	川崎区	0	3,222	4,840	2,306	3,281	0	5,528	8,121
	幸区	0	0	0	0	1	0	0	1
	合計		3,222	4,840	2,306	3,282	0	5,528	8,122
慶長型 地震	川崎区	8	4,568	2,312	5,457	2,294	8	10,025	4,606
	幸区	0	0	4	0	7	0	0	11
	合計	8	4,568	2,316	5,457	2,301	8	10,025	4,617

表 5.6-3(2) 津波による被害結果一覧 (前回調査)

(棟)

地震	区名	木造				非木造		合計			
		全壊	半壊	床上	床下	床上	床下	全壊	半壊	床上	床下
川崎市直下の 地震	川崎区	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2
	幸区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2
南関東 地震	川崎区	0	0	13	298	150	738	0	0	163	1,036
	幸区	0	0	2	1	1	1	0	0	3	2
	合計	0	0	15	299	151	739	0	0	166	1,038
東京湾北部 地震	川崎区	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2
	幸区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2

注：前回調査の際の被害区分は下表により行った。

表 5.6-3(3) 浸水深から予測される被害区分 (前回調査)

被害区分	浸水深(H)	
	木造	非木造
全壊	$2.0\text{m} \leq H$	-
半壊	$1.0\text{m} \leq H < 2.0\text{m}$	-
床上浸水	$0.5\text{m} \leq H < 1.0\text{m}$	$0.5\text{m} \leq H$
床下浸水	$H < 0.5\text{m}$	$H < 0.5\text{m}$

7.8 人的被害

7.8.1 予測方針

過去の被害事例を基にした津波浸水深に応じた死者率より死者数を算出した。揺れによる重傷者数・自力脱出困難者数は、津波到達時間が60分以内の場合は避難が困難として、死者数に加えた。

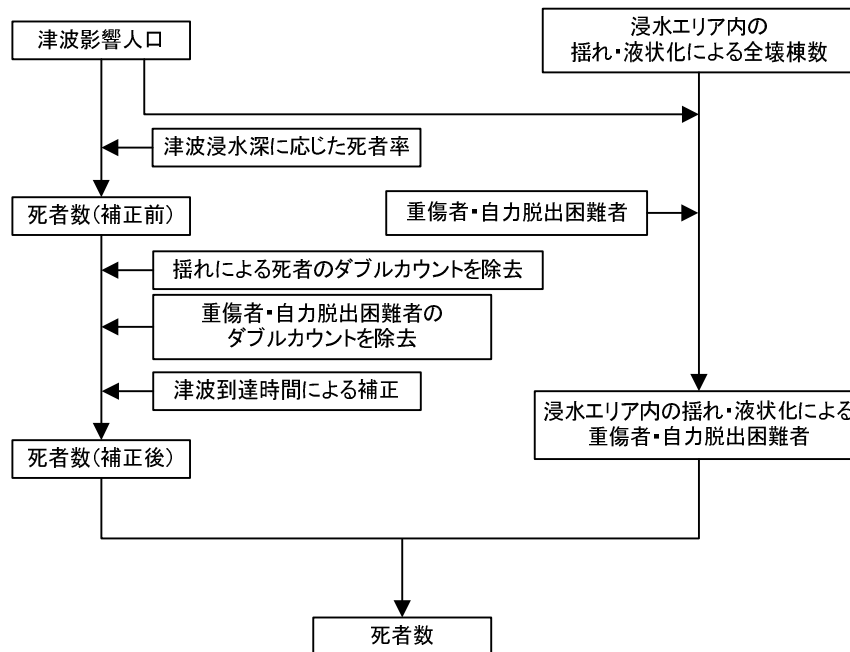


図 7.8-1 被害予測フロー

7.8.2 予測手法

中央防災会議による東海地震に係る被害想定手法(2003)¹⁵⁾の被害予測手法を用い、津波浸水深に応じた死者率により死者数を算出した。

その際、津波避難に対する意識の違いを考慮した。

図7.8-2に中央防災会議が東海地震による津波被害算出の際に、日本海中部地震等のケースと北海道南西沖地震での奥尻町のケースをモデル化した図を示す。

- a. 人々の避難意識；北海道南西沖地震での奥尻町のケース
(即座に避難行動をとった比率71.1%)
- b. 人々の避難意識；日本海中部地震等のケース
(即座に避難行動をとった人の比率20%)

即座に避難しない人の割合は、ケースb(80%)は、ケースa(28.9%)のおよそ2.8倍程度となる。(=80%/28.9%)

よって、本調査においては安全側を見て避難の意識が低い場合(日本海中部地震等のケース)を考えて死者数を算出した。

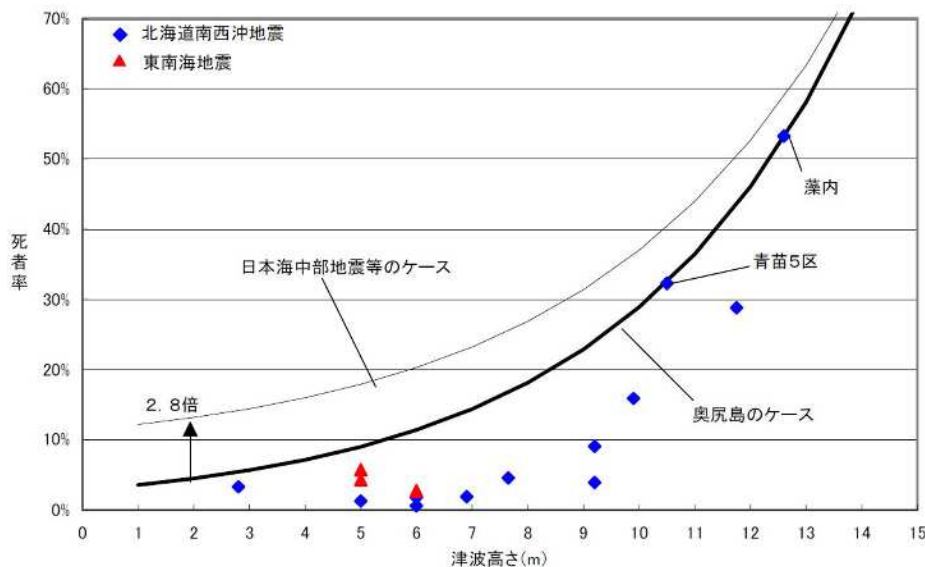


図7.8-2 津波高さに応じた死者率(東海地震に係る被害想定手法(2003)より転載)

津波到達時間による補正率は到達時間との関係から算出し、死者率に乗じることにより補正する。ここで、揺れを感知してから避難行動に移る時間までを安全側を見て時刻に関係なく5分、避難完了までに15分かかると仮定する。到達時間が5分未満の場合は、補正率を0分で3.46とし5分未満までは線形補間による補正率を用いた。

ただし、震度が6弱以上では道路の閉塞等により避難完了までに30分を要するものとする。対象とした想定地震では、津波浸水エリアの大部分は震度6弱以上であるので図7.8-3に示す④の補正率を用いた。

津波到達時間は、今回の想定では地震発生から東京湾岸壁付近での津波高が30cmに至るまでの時間とした（前回調査時は15cmで想定していたが、今回は地盤の高さ及び地震動・液状化による地盤沈下量を考慮し、朔望満潮時に溢流が発生する津波高30cmを津波到達とした）。

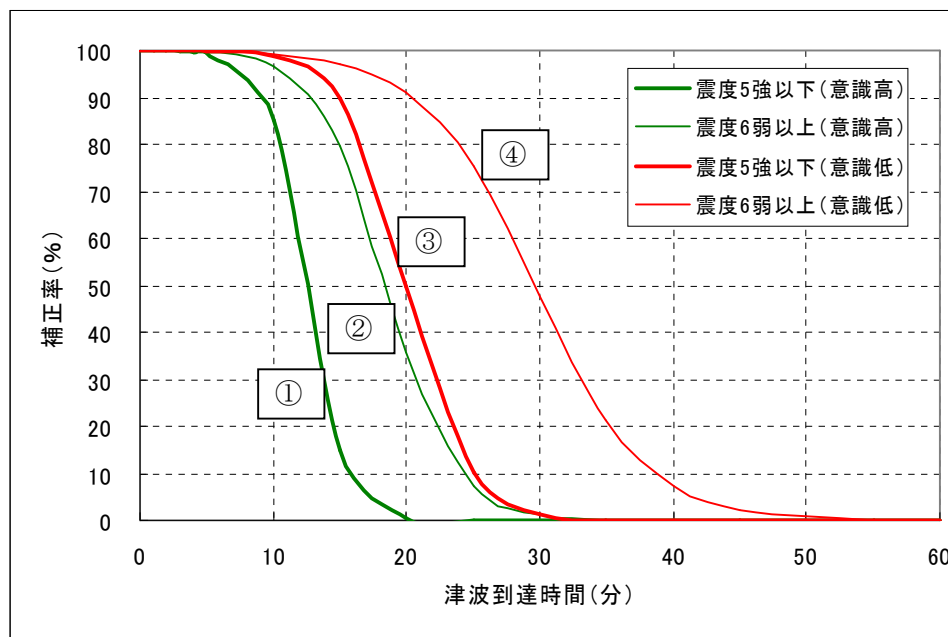


図 7.8-3 津波到達時間による補正率（東海地震に係る被害想定手法(2003)¹⁵⁾を基に作成)

7.8.3 予測結果

表 7.8-1 に津波による死者数予測結果を示す。

津波による人的被害は、津波到達時間が 60 分以上と想定されることから、60 分で避難が完了した場合、死者数は 0 となる。

なお、東日本大震災時には津波による火災が発生しており、火災発生要因の分析等の研究が行われているが、現在は定量化された研究成果としては出されていない。そのため、今回の調査では、津波火災による人的被害については考慮していないが、津波火災発生による人的被害が発生する可能性もあることには留意する必要がある。

表 7.8-1(1) 津波による人的被害（死者数）

地震		冬 5 時の 死者数(人)	夏 12 時の 死者数(人)	冬 18 時の 死者数(人)
元禄型関東 地震	浸水人口	51,077	43,802	50,922
	避難する場合	0	0	0
	避難しない場合	72	120	114
	川崎区	70	120	113
	産業道路以東	19	75	62
	産業道路以西	51	45	51
	幸区	2	0	1
慶長型地震	浸水人口	119,495	116,120	128,985
	避難する場合	0	0	0
	避難しない場合	5,817	5,009	5,816
	川崎区	5,807	5,001	5,806
	産業道路以東	222	990	804
	産業道路以西	5,585	4,011	5,002
	幸区	10	8	10

表 7.8-1(2) 津波による人的被害（死者数）（前回調査）

地震	区名	冬 5 時の 死者数(人)	夏 12 時の 死者数(人)	冬 18 時の 死者数(人)
川崎市直下の地震	川崎区	0	0	0
	幸区	1	0	0
	合計	1	0	0
南関東地震	川崎区	0	2	1
	幸区	1	1	1
	合計	1	3	2
東京湾北部地震	川崎区	0	0	0
	幸区	1	0	0
	合計	1	0	0

1 自衛防災組織における「消防技術説明者制度」の趣旨

I 消防技術説明者の制定に係る経緯について

昭和39年、川崎市消防局は臨海部における危険物施設の増大、既往の災害事例等に鑑み、科学消防の充実等、防災体制の確立に努力しているところでありましたが、事業所の複雑多岐にわたる危険物質等の製造及び取扱いについて、すべて周知し、災害時にその危険性を即座に判断することは非常に困難を極めていました。

このような観点から、関係事業所あてに「化学工場等の防災保安体制の強化について」通知し、災害発生時の技術説明者の派遣をお願いするとともに、災害時の連絡及び情報提供等を行う者として「技術説明者制度」を設けました。

その後、更に「技術説明者制度」の見直しを行い、昭和61年12月13日付けで関係事業所あてに「自衛防災組織における消防技術説明者制度の確立と明確化について」依頼し、ここに「消防技術説明者制度」としてスタートさせたものです。

II 消防技術説明者の業務について

上記依頼文において、消防技術説明者の業務として次のことを定めています。

- 1 消防技術説明者は、各社の施設の実情に応じ、できる限り複数とし、予め代行者を定めるとともに、消防技術説明者であることを表示したヘルメットを着装すること。
- 2 消防技術説明者は、公設消防隊に次の情報を提供すること。
 - (1) 爆発、火災の場合
 - ア 要救助者の有無（人員及び状況）
 - イ 発災装置等の名称及び燃焼中の物質名（化学名又は一般名及び性状）
 - ウ 毒劇物の発生の有無（化学名又は一般名及び性状）
 - エ 周辺施設への影響等（二次災害発生の危険性）の有無
 - (2) 漏洩の場合
 - ア 要救助者の有無（人員及び状況）
 - イ 漏洩箇所の名称及び漏洩中の物質名（化学名又は一般名及び性状）
 - ウ 漏洩箇所の応急措置の状況
 - (3) その他の異常現象の場合
 - ア 要救助者の有無（人員及び状況）
 - イ 異常現象の内容及び状況
- 3 消防技術説明者は、公設消防現場指揮本部と自衛防災現場指揮本部との伝達要員を1名以上指名する。また、伝達要員は防災管理者又はその代行者のいる自衛

防災指揮本部（自衛防災本部を含む）との連絡を密にし、次の情報を図面・工程図等を用いて公設消防隊に提供すること。

(1) 爆発、火災の場合

- ア 発災機器等の位置及び名称
- イ 緊急停止措置の実施の有無
- ウ 周辺施設の被害状況
- エ 消火設備等の設置及び作動状況
- オ 自衛防災組織等の活動状況
- カ 防災資機材の状況
- キ 注水の可否等防災活動上の留意事項（消火することにより可燃性ガスが滞留し又は有毒ガスが発生する等のおそれがある場合）

(2) 漏洩の場合

- ア 漏洩箇所の位置
- イ 緊急停止措置の実施の有無
- ウ 漏洩物質の量及び拡散状況
- エ 施設又は敷地外への拡散の有無（漏洩拡散防止措置、オイルフェンス展張船の出場状況）
- オ 着火等二次災害発生危険性の有無（着火防止措置等の状況）
- カ 消火設備等の設置及び作動状況
- キ 自衛防災組織等の活動状況
- ク 防災資機材の状況
- ケ 呼吸保護具の必要性等防災活動上の留意事項

(3) その他の異常現象の場合

- ア 異常現象を呈している物質の名称及び性状
- イ 異常現象を呈している装置等の位置及び名称
- ウ 異常現象に対する自衛防災組織等の活動状況（冷却、警戒体制等）

4 消防技術説明者は、災害の拡大又は縮小による防ぎよ部署等の公設消防隊の指示を伝達要員等により、自衛防災指揮本部（自衛防災本部を含む）に伝えること。

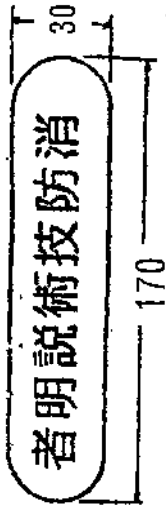
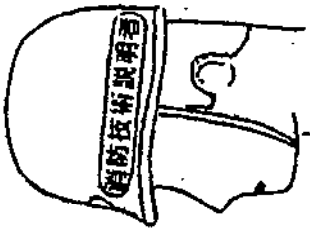
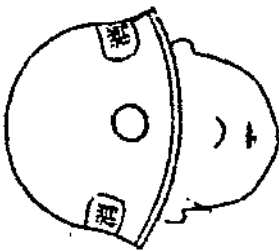
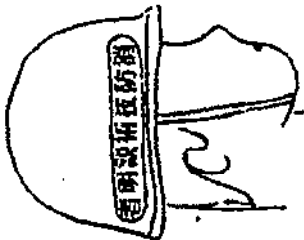
災害発生時の最先着消防隊への情報提供シート

時 分現在

消防技術説明者(氏名)

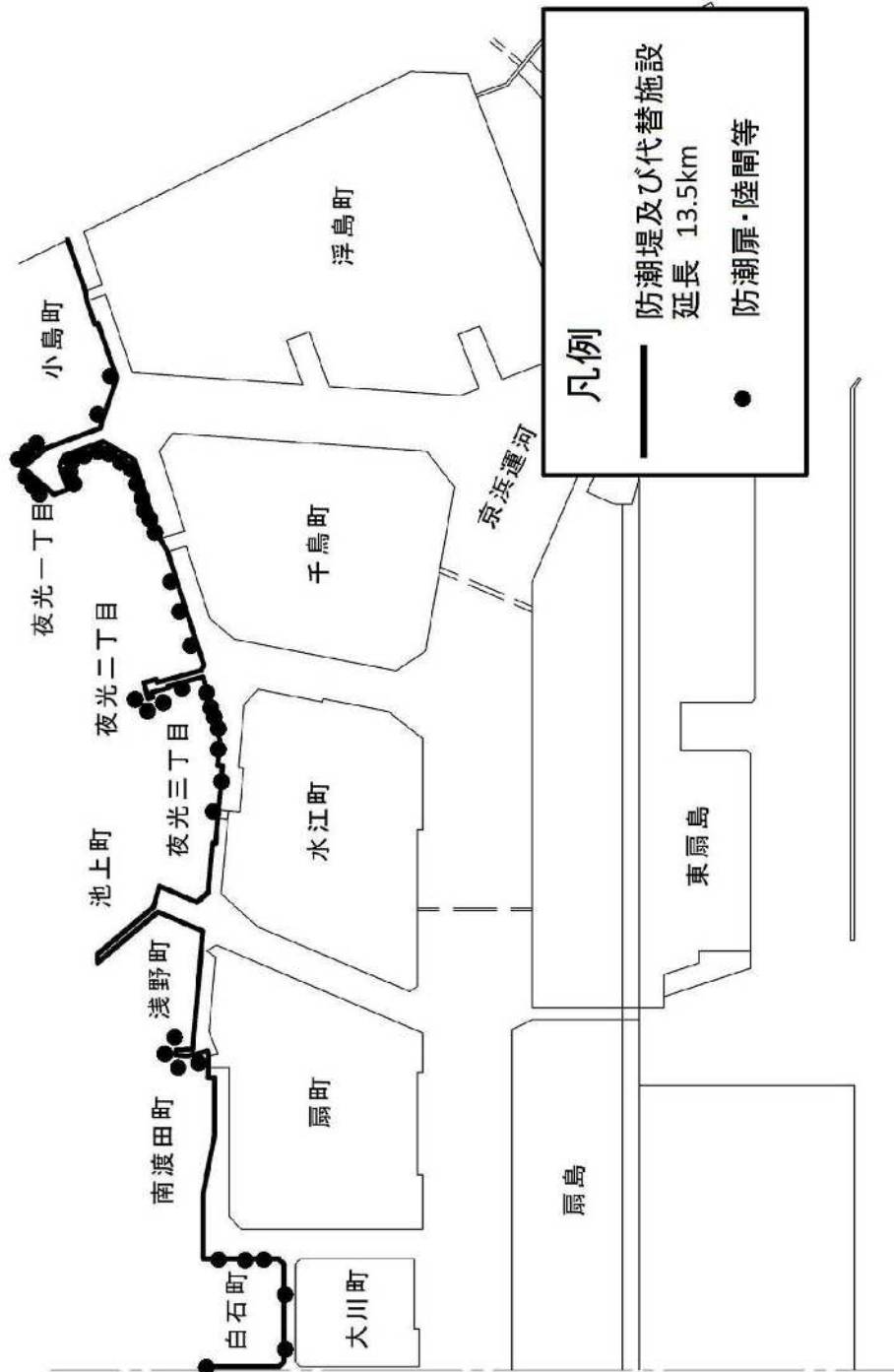
No.	情報収集項目			備考	
1	要救助者等	要救助者※1	有・無	<input type="checkbox"/> 男__名・ <input type="checkbox"/> 女__名	調査中
		行方不明者※2	有・無	<input type="checkbox"/> 男__名・ <input type="checkbox"/> 女__名	調査中
		負傷者※3	有・無	<input type="checkbox"/> 男__名・ <input type="checkbox"/> 女__名	調査中
2	二次災害の危険	人体危険※4	有・無	(概要)	
		爆発危険※5	有・無		
		拡大危険※6	有・無		
		注水危険※7	有・無		
3	発災施設	(施設名称)		<input type="checkbox"/> 危険物施設 <input type="checkbox"/> 少量・指定可燃物施設 <input type="checkbox"/> 高圧ガス施設 <input type="checkbox"/> 毒劇物施設	<input type="checkbox"/> 構内図 <input type="checkbox"/> 工程図 <input type="checkbox"/> 機器図
		(発災部位)			
4	燃焼物	(物質名)	<input type="checkbox"/> 危険物第__類 引火点 ℃ 発火点 ℃ <input type="checkbox"/> 指定可燃物 <input type="checkbox"/> 可燃性ガス <input type="checkbox"/> 不燃性ガス <input type="checkbox"/> 毒物 <input type="checkbox"/> 劇物	<input type="checkbox"/> SDS	
5	流出物	(物質名)	(流出量約) ℓ		
6	応急措置	発災施設の停止措置	有・無	(概要)	
		隣接施設の停止措置	有・無		
7		活動状況	<input type="checkbox"/> 消火・ <input type="checkbox"/> 冷却・ <input type="checkbox"/> 置換・ <input type="checkbox"/> 希釈・ <input type="checkbox"/> その他		
8	屋外給水栓	屋外給水ポンプの作動	有・無	給水能力 ℓ/分	

※1 「要救助者」の欄は、逃げ遅れ等で救助が必要な者、又は所在が確認できない者などの情報
 ※2 「行方不明者」の欄は、所在が確認できない者の情報
 ※3 「負傷者」の欄は、怪我人や中毒症状がある者、又は意識が無い者などの情報
 ※4 「人体危険」の欄は、有毒物質や高温ガスの噴出、又は感電の危険性などの情報
 ※5 「爆発危険」の欄は、制御不能な異常な圧力上昇、重合反応の有無、又はファイアーボールの危険性などの情報
 ※6 「拡大危険」の欄は、緊急停止操作が困難な状態、周囲の延焼の可能性、又は排水溝等への流出危険性などの情報
 ※7 「注水危険」の欄は、禁水性物質の有無、注水による有毒ガスや水蒸気爆発の可能性、又は感電の危険性などの情報
 © 情報の未提供の場合は判明した時点で、また状況変化により記載内容に変更が生じた場合は、直ちに消防隊へ情報提供をしてください。



- 地を白色（夜光又は反射塗料）とし、文字は赤字とする。
- 文字の大きさは 20mm×20mm 以上とし、文字の太さは、3mm 以上とすること。

1 川崎港防潮堤築造位置図及び防潮扉位置図



2 川崎河港水門の維持管理及び水門操作取扱要領

平成11年1月1日

建設緑政局河川課

- 1 河港水門の管理は建設緑政局河川課の所管とし、その維持管理及び操作は川崎区役所道路公園センター所長が行うものとする。
- 2 維持管理の内容は、建物の周囲の除草・清掃及び建物・電気設備の点検整備とする。水門の点検整備を行った場合には、作業日報に記録するものとする。
- 3 降雨等により多摩川の水位上昇が予測されるとき及び神奈川県水防計画に基づき水防警報が発せられたときは、パトロールを実施し、水門操作の準備を行うものとする。
(水防警報・多摩川河口＝殿町＝：通報水位 2.0m 警報水位 2.5m 計画高水位 2.71m)
- 4 水門の操作は、次の場合に行うものとする。
 - (1) 水防警報等により多摩川が増水のおそれがあり、河港内水位標が AP 2.20m を超えたとき。
 - (2) 河港内での船舶等の事故のため、関係者より要請があったとき。
 - (3) 水門点検その他管理上必要とする場合。
- 5 パトロール及び水門操作は、河川課との連携により行うものとし、水防計画が発せられ災害対策本部が設置されたときは、同本部（又は河川課）の指示により行うものとする。
- 6 水門の操作を行う場合は、味の素㈱及び砂利睦会へ連絡し、味の素㈱の工場排水が完全に止まっていることを確認して行い、又、車両等がある場合は、河港敷外に移転させる等適切な措置を講じたうえ行うものとする。
- 7 水門操作（運行）は、別紙川崎河港水門操作要領により行うものとする。

<別紙> 川崎河港水門操作要領

- 1 発電機室の商用動力スイッチを入れる。
(停電の場合は、発電機を運転しスイッチを入れる。)
- 2 操作盤を開き、切替えスイッチ及びブレーカーを入れる。
- 3 操作盤前面の外部警報器のボタンを押す。
- 4 操作盤前面及びコントロール上の復帰ボタンを押してから、起動ボタンを押す。
- 5 コントロールにより上、下の運転を行う。
(注) 起動ボタンを押す前に、必ず復帰ボタンを押し、復帰を確認する。
パイロットランプが緑から赤に変わる赤ランプの場合は、復帰した状態である。
(赤ランプがついている場合は運転可能)
下限、上限ともリミットスイッチにて停止する。

[参 考 資 料]

川 崎 河 港 運 河 利 用 者 協 議 会 会 員 一 覧 表

1	川崎区港町7-1-1		
	川崎宇部生コンクリート株式会社		2 4 4 - 4 4 0 3
2	川崎区鈴木町1-1		
	味の素株式会社川崎事業所		2 2 2 - 1 1 1 4
3	川崎区旭町2-18-4		
	砂利睦会幹事 久保居興業株式会社		2 2 2 - 0 3 1 5
4	川崎区港町8-1-4	臼井運輸株式会社	
			2 4 4 - 0 5 7 6
5	川崎区池田1-5-4	日本発酵飼料株式会社	
			2 4 4 - 4 3 3 4

3 多摩川増水時における「国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所」と 「川崎市」との水門操作情報の共有についての覚書

(目的)

川崎市と国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所（以下「京浜河川事務所」という。）は、一級河川多摩川増水時、河川氾濫等から市民の安全を確保するため、水門操作情報の共有について、次のとおり覚書を締結する。

1. 京浜河川事務所に関する事項

三沢川水門を操作した場合または操作を予定している場合、川崎市の求めに応じて「水門操作情報連絡用紙」（様式1）に記録し、川崎市へ伝達する。

2. 川崎市に関する事項

- (1) 京浜河川事務所を含め、関係機関より受けた水門等の操作情報を「水門操作情報記録用紙」（様式2）に記録する。
- (2) 記録した水門操作情報は、京浜河川事務所へ提供する。

3. その他

顕著な被害等、特に必要と認められる事項が発生した場合には、相互に連絡する。

4. 連絡の窓口

相互の連絡の窓口は、京浜河川事務所においては防災情報課、川崎市においては建設緑政局道路河川整備部河川課とする。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、両者が記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成24年11月30日

国土交通省関東地方整備局

京浜河川事務所長 和 泉 恵 之

川崎市

川 崎 市 長 阿 部 孝 夫

4 多摩川増水時における「味の素株式会社川崎事業所」と「川崎市」との 水門操作情報の共有についての覚書

(目的)

川崎市と味の素株式会社川崎事業所（以下「味の素」という。）は、一級河川多摩川増水時、河川氾濫等から市民の安全を確保するため、水門操作情報の共有について、次のとおり覚書を締結する。

1. 味の素に関する事項

次の水門を操作した場合または操作を予定している場合、「水門操作情報連絡用紙」（様式1）に記録し、川崎市へ伝達する。

- | | |
|------------------|----------|
| (1) 本取水口 | (4) 三工樋管 |
| (2) 味の素樋管（第2排水口） | (5) 中瀬樋管 |
| (3) 鈴木町樋管（第1排水口） | |

2. 川崎市に関する事項

- (1) 味の素を含め、関係機関より受けた水門等の操作情報を「水門操作情報記録用紙」（様式2）に記録する。
- (2) 記録した水門操作情報は、味の素へ提供する。

3. その他

顕著な被害等、特に必要と認められる事項が発生した場合には、相互に連絡する。

4. 連絡の窓口

相互の連絡の窓口は、味の素においては川崎事業所総務・エリア管理部、川崎市においては建設緑政局道路河川整備部河川課とする。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、両者が記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成24年11月30日

味の素株式会社 川崎事業所
執行役員 事業所長 永野由巳

川崎市
川崎市 市長 阿部孝夫

1 津波避難施設一覧

平成29年7月1日現在

番号	施設名	所在地	開設時間
1	大師中学校	川崎区大師河原2-1-1	
2	殿町小学校	川崎区殿町1-17-19	
3	上野輸送(株)川崎事業所屋外社員用立体駐車場	川崎区小島町6-3	
4	ラウンドワンスタジアム川崎大師店	川崎区殿町1-5-1	
5	川崎生命科学・環境研究センター	川崎区殿町3-25-13	
6	ナノ医療イノベーションセンター	川崎区殿町3-25-14	月～金 8:30～17:15 ※祝祭日及び年末年始の休業日は利用できません。
7	東門前小学校	川崎区東門前3-4-6	
8	島忠ホームズ川崎大師店	川崎区中瀬3-20-20	
9	南大師中学校	川崎区四谷上町24-1	
10	大師小学校	川崎区東門前2-6-1	
11	四谷小学校	川崎区四谷下町4-1	
12	入江崎水処理センター	川崎区塩浜3-17-1	
13	入江崎総合スラッジセンター	川崎区塩浜3-24-12	
14	旭化成(株)川崎製造所合同2号館	川崎区夜光1-3-1	
15	川崎平和講堂 平和の間	川崎区四谷下町25-2	9:00～21:00 ※休館日(不定休)は利用できません
16	県立大師高等学校	川崎区四谷下町25-1	
17	日本ゼオン(株)総合開発センター8号館	川崎区夜光1-2-1	8:30～17:00 ※祝祭日・夏季休日・年末年始休日・その他休業日は利用できません
18	京浜リサイクルセンター前田道路(株)川崎合材工場	川崎区塩浜3-24-10	第2土曜・日曜以外、毎週日曜17時～翌月曜8時、休業日等は利用できません
19	かわさき南部斎苑	川崎区夜光3-2-7	1月1日及び休業日等は利用できません
20	川中島中学校	川崎区藤崎2-19-1	
21	市営藤崎住宅	川崎区藤崎1-5-9	
22	市営藤崎東住宅	川崎区藤崎3-2-2	
23	川中島小学校	川崎区川中島2-4-19	
24	藤崎小学校	川崎区藤崎3-2-1	
25	桜本中学校	川崎区池上新町1-2-4	
26	ライフ川崎桜本店	川崎区桜本2-16-1	
27	コストコホールセール川崎倉庫店	川崎区池上新町3-1-4	9:00～22:00
28	田島支援学校桜校	川崎区池上新町1-1-3	
29	市営桜本住宅	川崎区桜本2-39-1	
30	さくら小学校	川崎区桜本1-9-15	
31	マルハン川崎桜本店	川崎区桜本1-14-6	
32	川崎金属工業団地協同組合駐車場	川崎区浅野町4-15	
33	臨港中学校	川崎区浜町2-11-22	
34	大島小学校	川崎区浜町1-5-1	
35	渡田小学校	川崎区田島町14-1	
36	イトーヨーカ堂川崎店	川崎区小田栄2-2-1	
37	ホームセンターコーナン川崎小田栄店	川崎区小田栄2-3-1	
38	田島支援学校	川崎区田島町20-5	
39	田島中学校	川崎区小田2-21-7	
40	東小田小学校	川崎区小田5-11-20	
41	南部防災センター	川崎区小田7-3-1	
42	京町中学校	川崎区京町3-19-11	
43	ライフ川崎京町店	川崎区京町3-21-1	
44	小田小学校	川崎区小田4-12-24	
45	浅田小学校	川崎区浅田2-11-21	
46	川崎自立会	川崎区浅田1-4-2	
47	渡田中学校	川崎区渡田向町11-1	
48	新町小学校	川崎区渡田新町3-15-1	
49	東大島小学校	川崎区大島5-25-1	
50	向小学校	川崎区大島4-17-1	
51	南部身体障害者福祉会館	川崎区大島1-8-6	
52	Fontana Kawasaki (塩澤商店)	川崎区大島4-13-8	
53	田島小学校	川崎区渡田1-20-1	
54	富士見中学校	川崎区富士見2-1-2	
55	教育文化会館	川崎区富士見2-1-3	
56	旭町小学校	川崎区旭町2-2-1	
57	旭町こども文化センター	川崎区旭町2-1-5	
58	スーパーオートバックスかわさき	川崎区港町9-8	月～金 11:00～21:00 土日・休日 10:00～20:00 ※休業日(不定休)は利用できません
59	イトーヨーカ堂川崎港町店	川崎区港町12-1	
60	市立川崎高等学校・附属中学校	川崎区中島3-3-1	
61	宮前小学校	川崎区宮前町8-13	
62	市営本町住宅	川崎区本町2-5-2	

番号	施設名	所在地	開設時間
63	川崎中学校	川崎区下並木50	
64	川崎小学校	川崎区日進町20-1	
65	市営日進町住宅	川崎区日進町37-3	
66	京町小学校	川崎区京町1-1-4	
67	県立川崎高等学校	川崎区渡田山王町22-6	
68	御幸中学校	幸区戸手4-2-1	
69	浮島処理センター	川崎区浮島町509-1	
70	花王(株)川崎工場第二工場	川崎区浮島町1-2	
71	東洋製罐(株)川崎工場	川崎区浮島町11-1	
72	ブルーエクスプレス(株)事務所棟	川崎区浮島町12-9	
73	川崎市港湾振興会館(川崎マリエン)	川崎区東扇島38-1	
74	首都圏臨海防災センター	川崎区東扇島58-15	
75	コマツ物流(株)東扇島物流センター	川崎区東扇島5	月～金 9:00～17:15 ※休日・夏季休暇・年末年始・その他休業日は利用できません
76	東京電力フェル&パワー(株)東扇島火力発電所事務所本館	川崎区東扇島3	
77	かわさきファズ物流センター	川崎区東扇島6-10	
78	川崎港海底トンネル東扇島換気所	川崎区東扇島16-1	
79	サンケミカル(株)川崎工場事務所棟	川崎区千鳥町13-2	
80	川崎臨港倉庫埠頭(株)事務所棟	川崎区千鳥町7-1	月～金 7:00～20:00 ※休日・夏季休暇・年末年始・創立記念日(8月16日)・その他休業日は利用できません
81	東京電力フェル&パワー(株)川崎火力発電所事務所本館	川崎区千鳥町5-1	
82	日油(株)川崎事業所総合棟	川崎区千鳥町3-3	月～金 8:30～17:00 ※祝祭日・夏季休日・年末年始休日・その他休業日は利用できません
83	(株)クレハ環境かながわ事業所	川崎区千鳥町6-1	
84	川崎港海底トンネル千鳥町換気所	川崎区千鳥町6-1	
85	川崎エコタウン会館	川崎区水江町6-6	
86	グッドマン水江	川崎区水江町1-37	
87	コアレックス三栄(株)東京工場	川崎区水江町6-10	年末年始・休業日は利用不可
88	JXTGエネルギー(株)川崎事業所	川崎区扇町12-1	
89	ペトリファインテクノロジー(株)事務所棟	川崎区扇町12-2	
90	川崎天然ガス発電所管理棟	川崎区扇町12-1	
91	三友プラントサービス川崎工場事務所棟	川崎区扇町6-13	月～金 8:00～17:00 ※休日・夏季休暇・年末年始・その他休業日は利用できません
92	東日本旅客鉄道(株)川崎発電所事務所棟	川崎区扇町8-3	
93	(株)ユカ川崎支店	川崎区大川町10-3	月～金 8:30～17:00 ※休日・夏季休暇・年末年始・その他休業日は利用できません
94	キリンテクノシステム(株)本社ビル	川崎区大川町10-10	月～金 8:50～17:50 ※休日・夏季休暇・年末年始・その他休業日は利用できません
95	(株)関本組東京事業所	川崎区大川町12-4	月～土 7:00～18:00 ※休日・夏季休暇・年末年始・その他休業日は利用できません

2 指定避難所・広域避難場所

指定避難所

番号	学 校 名	住 所
1	大師中学校	川崎区 大師河原2-1-1
2	殿町小学校	川崎区 殿町1-17-19
3	東門前小学校	川崎区 東門前3-4-6
4	南大師中学校	川崎区 四谷上町24-1
5	大師小学校	川崎区 東門前2-6-1
6	四谷小学校	川崎区 四谷下町4-1
7	川中島中学校	川崎区 藤崎2-19-1
8	川中島小学校	川崎区 川中島2-4-19
9	藤崎小学校	川崎区 藤崎3-2-1
10	桜本中学校	川崎区 池上新町1-2-4
11	田島支援学校桜校	川崎区 池上新町1-1-3
12	さくら小学校	川崎区 桜本1-9-15
13	臨港中学校	川崎区 浜町2-11-22
14	大島小学校	川崎区 浜町1-5-1
15	渡田小学校	川崎区 田島町14-1
16	田島中学校	川崎区 小田2-21-7
17	東小田小学校	川崎区 小田5-11-20
18	南部防災センター	川崎区 小田7-3-1
19	京町中学校	川崎区 京町3-19-11
20	小田小学校	川崎区 小田4-12-24
21	浅田小学校	川崎区 浅田2-11-21
22	渡田中学校	川崎区 渡田向町11-1
23	新町小学校	川崎区 渡田新町3-15-1
24	東大島小学校	川崎区 大島5-25-1
25	向小学校	川崎区 大島4-17-1
26	田島小学校	川崎区 渡田1-20-1
27	富士見中学校	川崎区 富士見2-1-2
28	旭町小学校	川崎区 旭町2-2-1
29	市立川崎高校・附属中学校	川崎区 中島3-3-1
30	宮前小学校	川崎区 宮前町8-13
31	川崎中学校	川崎区 下並木50
32	川崎小学校	川崎区 日進町20-1
33	京町小学校	川崎区 京町1-1-4

広域避難場所

1	富士見公園（一帯）	川崎区 富士見1、2
2	大師公園	川崎区 大師公園1
3	小田公園	川崎区 小田4-20-38

1 神奈川県・横浜市・川崎市災害時映像情報相互提供システムの運用に関する覚書

(趣旨)

第1条 この覚書は、神奈川県・横浜市・川崎市災害時映像情報相互提供システムにより映像情報（ヘリコプターテレビカメラ映像・高所監視カメラ映像・可搬型地球局映像等、以下同じ。）を神奈川県、横浜市、川崎市の三者（以下、「三者」という。）で相互に送受信するにあたり、その運用を円滑に行うため必要な事項を定める。

(送受信の手続き)

第2条 三者は、震度5弱以上の地震発生時など、映像情報を相互に共有する必要があると認めれるときは、直ちに、映像伝送機器を操作するなど必要な措置をとるものとする。

2 送信側は、前項の措置が完了し、映像情報を送信できる状態となったときは、原則として受信側に連絡を行うものとする。

3 映像情報の送受信は、原則として受信側が送信側の映像伝送機器に回線接続することにより行うものとする。

4 映像情報の送受信については、神奈川県災害対策課、横浜市災害対策室、川崎市防災対策室が窓口となり調整を行うものとする。

(映像情報等)

第3条 送信する映像情報は、原則として、送信側が、災害の状況を最も正確に伝えることが出来る映像を選択して送信するものとする。

2 受信側からの映像情報の変更依頼について、送信側に災害応急活動等の実施など、依頼に基づく映像情報の送信が行えない事情のあるときは、送信側の事情が優先されるものとする。

(防災訓練等)

第4条 三者は、神奈川県・横浜市・川崎市災害時映像情報相互提供システムを活用した情報受伝達訓練を通じ、災害時の情報収集体制と連携の強化を図るものとする。

2 前項の訓練は、防災訓練等の機会を捉え、三者が連携して実施するものとする。

(目的外使用の禁止等)

第5条 受信により得られた映像情報は、原則として災害応急対策の用途以外に使用しないものとする。

(協議事項等)

第6条 この覚書に定めのない事項で特に必要が生じた場合は、その都度協議して定めるものとする。

(適用時期)

第7条 この覚書は、締結の日から適用する。

この覚書の成立を証するため本書3通を作成し、各機関記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成11年10月22日

神奈川県防災局長	橋本正俊
横浜市総務局長	中島弘善
川崎市建設局長	引野賢治

2 神奈川県石油コンビナート等防災相互通信用無線局の管理及び運用に関する協定書

神奈川県石油コンビナート等特別防災区域における災害発生時及び東海地震に係る警戒宣言発令時における防災関係等の相互通信連絡手段の確保を図ることを目的として、神奈川県が所有する防災相互無線設備（以下「無線設備」という。）の管理及び運用に関し、神奈川県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、次のとおり協定する。

（無線設備の委託）

第1条 甲は、別紙1（省略）に掲げる無線設備の管理及び運用を乙に委託し、乙は、これを受託する。

（委託期間）

第2条 無線設備の委託期間は、昭和57年4月1日から昭和58年3月31日までとする。ただし、委託期間満了の日の1箇月前までに甲又は乙から申し出がない場合は、引き続き1年間更新したものとみなし、以後この例による。

（管理の義務）

第3条 乙は委託に係る無線設備の機能を維持するため、常に善良なる管理者の注意をもって当該無線設備を管理するものとする。

（保管場所及び管理責任者）

第4条 委託に係る無線設備の保管場所及び管理者は、次のとおりとする。ただし、これを変更する必要がある場合には、乙は、甲に速やかに書面をもって通知するものとする。

所在地 保管場所	管理責任者	
	職	氏名
—	—	—

（無線設備の運用）

第5条 乙は、委託に係る無線設備を運用するに当たっては、電波法（昭和25年法律第131号）及び神奈川県知事が別に定める運用規定に従い、その目的に則し、最も効率的に運用するものとする。

（無線従事者）

第6条 乙の無線局の無線従事者は、乙の所属職員を充てるものとする。

（維持管理等の経費）

第7条 委託期間における委託に係る無線設備の維持管理及び修理等に要する経費の分担は、次のとおりとする。

(1) 通常の維持管理に要する経費は乙の負担とし、修理等に要する経費は甲の負担とする。

(2) 乙が善良なる管理を怠ったために生じた故障の復旧等に要する経費は、乙の負担とする。

（無線設備の返還等）

第8条 甲は、乙による委託に係る無線設備の運用が、その目的からみて適当でないと認めるときは、第2条の委託期間の定めにかかわらず、乙に対して当該無線設備の返還を求めることができるものとする。

2 乙は、委託に係る無線設備の機能が著しく低下し、運用に耐えないと認めるときは、当該無線設備の返還について甲に協議を求めることができるものとする。

（協議事項）

第9条 この協定にない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲と乙は協議のうえ決定するものとする。

上記協定の証として本書を2通作成し、甲と乙は記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

3 災害時タクシー無線の災害情報通信の協力に関する協定

川崎市（以下「甲」という。）と神奈川県乗用自動車協会川崎支部、川崎個人タクシー協同組合及び川崎第1個人タクシー協同組合（以下「乙」という。）の間に次のように協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震等激甚災害が発生し有線通信を利用することが著しく困難となった場合に甲の情報収集体制を支援するため、乙に所属する無線局及びその会員の無線通信体系（タクシー無線）により非常通信等を行うことについて、甲が乙に協力を要請するための手続き等を定めるものとする。

（要請等）

第2条 甲は、川崎市内に災害が発生した場合に、地域情報の収集及び伝達について乙の協力を必要とする時は、乙に所属している無線局及び会員に協力を要請することができる。

2 前項の要請を受けた乙に所属する無線局及び会員は、情報の収集及び伝達に協力するものとする。

（手続）

第3条 前条第1項の規定に基づき乙に所属している無線局及び会員に協力の要請を行う場合の手続きは、川崎市災害対策本部事務局長が乙の支部長及び理事長に要請するものとする。

（補償）

第4条 第2条第2項の規定により情報の収集及び伝達の活動中に乙の会員が負傷した場合等の補償は、川崎市消防団員等公務災害補償条例（昭和36年川崎市条例第23号）の規定を準用する。

（協議）

第5条 この協定に関して疑義が生じた場合、もしくは定めのない事項に関しては、その都度甲乙協議して定めるものとする。

（効力の発生）

第6条 この協定は、平成8年3月19日から効力を発生する。

この協定の成立を証するため協定書を4通作成し、甲及び乙は記名押印のうえ、各一通を保有する。
平成8年3月19日

甲 川崎市
川崎市長 高橋 清

乙 社団法人
神奈川県乗用自動車協会川崎支部（※）
支部長 岩浦 久雄
川崎個人タクシー協同組合
理事長 古川 力生
川崎第1個人タクシー協同組合
理事長 鈴木 誠

（※現在の社団法人神奈川県タクシー協会川崎支部）

4 災害時アマチュア無線の災害情報通信の協力に関する協定

川崎市（以下「甲」という。）と川崎市アマチュア無線情報ネットワーク（以下「乙」という。）は、災害情報の収集及び伝達について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、電波法（昭和25年法律第131号）第52条第4号に定める災害（以下「災害」という。）が発生し、又は、発生するおそれがある場合の非常通信について、甲が乙に協力を求める場合の手續等を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、川崎市内に災害が発生し、又は、発生のおそれがある場合の災害情報の収集及び伝達について乙の協力を必要とするときは、乙に加入している無線局に協力を要請することができる。

2 前項により要請を受けた無線局は、情報の収集及び伝達に協力するものとする。

（協力要請の手續）

第3条 前条第1項の規定により無線局に協力を要請する場合の要請手續は、川崎市土木局防災対策室長（以下「防災対策室長」という。）が担当する。ただし、状況により区長が担当することができる。

（通信統制）

第4条 無線局が第2条第2項の規定により通信活動を行う場合に通信を円滑に行うため、乙は無線統制局を事前に指定し、甲に報告するものとする。

（補償）

第5条 第2条第2項の規定により通信活動中の乙の会員に人身事故が発生した場合の補償は、川崎市消防団員等公務災害補償条例（昭和36年川崎市条例第23号）の例により、甲が補償する。

（報告）

第6条 乙は、協力できる無線局の状況について、毎年3月末日までに別に定める様式により甲に報告するものとする。

（協議）

第7条 この協定の実施に関して必要な事項は、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者が記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成8年8月6日

甲 川崎市
川崎市長 高橋 清

乙 川崎市アマチュア無線情報ネットワーク
会長 安田重雄

5 関東地方非常通信協議会会則

(目的)

第1条 この会則は、非常通信規約第3条により構成する非常通信協議会のうち、関東地方非常通信協議会（以下、「協議会」という。）の円滑な運営を期するための事項を定めることを目的とする。

(事業)

第2条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 非常通信の運用計画の策定
- (2) 非常通信の訓練
- (3) 非常通信に関する周知指導
- (4) 非常通信の取扱い要請
- (5) その他、協議会の目的達成に必要な事項

(構成)

第3条 協議会は、次のものをもって構成する。

- (1) 無線局の免許人である機関又は団体
- (2) 防災関係機関
- (3) 有線電気通信設備の設置者又は設置者の団体
- (4) その他、非常通信の運用に密接な関係を有する機関又は団体

2 協議会への加入は、別表に定める様式により行い、会長が決定する。

(役員)

第4条 協議会に次の役員を置く。

会長 1名

副会長 2名

委員

幹事

常任幹事 若干名

要請会議議長 1名

要請会議議員 若干名

2 会長は、関東総合通信局長たる者とする。

3 副会長は、総会において、委員の中から互選により選出する。

4 委員及び幹事は、各構成員が指名した者とする。

5 常任幹事は、総会において幹事の中から選出する。

6 要請会議議長（以下、「議長」という。）は、委員の中から会長が指名し、要請会議議員（以下、「議員」という。）は、委員の中から議長が指名する。

(役員任期)

第5条 役員任期は1年とする。

2 任期の途中において異動があった場合の新任者の任期は前任者の残存期間とする。

(役員任務)

第6条 役員任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、また、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 委員は、総会の構成員として、第8条第2項に定める事項を行う。
- (4) 幹事は、幹事会の構成員として、第9条第2項に定める事項を行う。
- (5) 常任幹事は、常任幹事会の構成員として、第10条第2項に定める事項を行う。

(6) 議長及び議員は、要請会議の構成員として、第12条各号に定める事項を行う。

(会議)

第7条 会議は、総会、幹事会及び常任幹事会とする。

2 会議は、会長が召集する。

3 会議は、過半数の出席をもって成立する。

(総会)

第8条 総会は、委員をもって構成し、毎年1回定期に開催する。

ただし、必要に応じ、臨時総会を開催することができる。

2 総会においては、次の事項を審議するものとする。

(1) 非常通信の運用計画及び実施に関すること。

(2) 非常通信の訓練計画及び実施に関すること。

(3) 非常通信に関する調査及び研究

(4) その他、協議会の運営に必要な事項

(幹事会)

第9条 幹事会は、幹事をもって構成し、必要に応じ、開催する。

2 幹事会においては、総会の決定に基づき、必要な事項を審議するものとする。

3 会長が軽易と認める事項の協議については、幹事会をもって総会にかえることができるものとする。

(常任幹事会)

第10条 常任幹事会は、常任幹事をもって構成し、毎年1回定期に開催する。ただし、必要に応じ臨時に開催することができる。

2 常任幹事会においては、総会に付議する事項、その他会長が常任幹事会において協議することを適当と認めた事項を審議するものとする。

(要請会議)

第11条 協議会に非常通信規約第5条の2第1項に定める要請会議を設け、議長及び議員をもって構成する。

第12条 議長及び議員は、次の任務を行うものとする。

(1) 議長は、要請会議を代表し、会務を総括する。

(2) 議長は、非常通信の取扱い要請を行う。

(3) 議員は、非常通信の取扱い要請に関する協議を行う。

第13条 要請会議においては、非常通信の取扱い要請を行う時期及び機関等について協議する。

ただし、協議する時間的余裕がない場合は、会長自ら要請を行うことができる。

第14条 議長は、要請会議の運営上必要があると認められるときは、関係者の出席を求め意見を徴することができる。

(事務局)

第15条 協議会は、事務局を関東総合通信局内に置く。

2 事務局に、事務局長及び事務局員若干名を置く。

3 事務局長は、関東総合通信局無線通信部陸上第二課長たる者とする。

4 事務局員は、会長が委嘱するものとする。

(表彰)

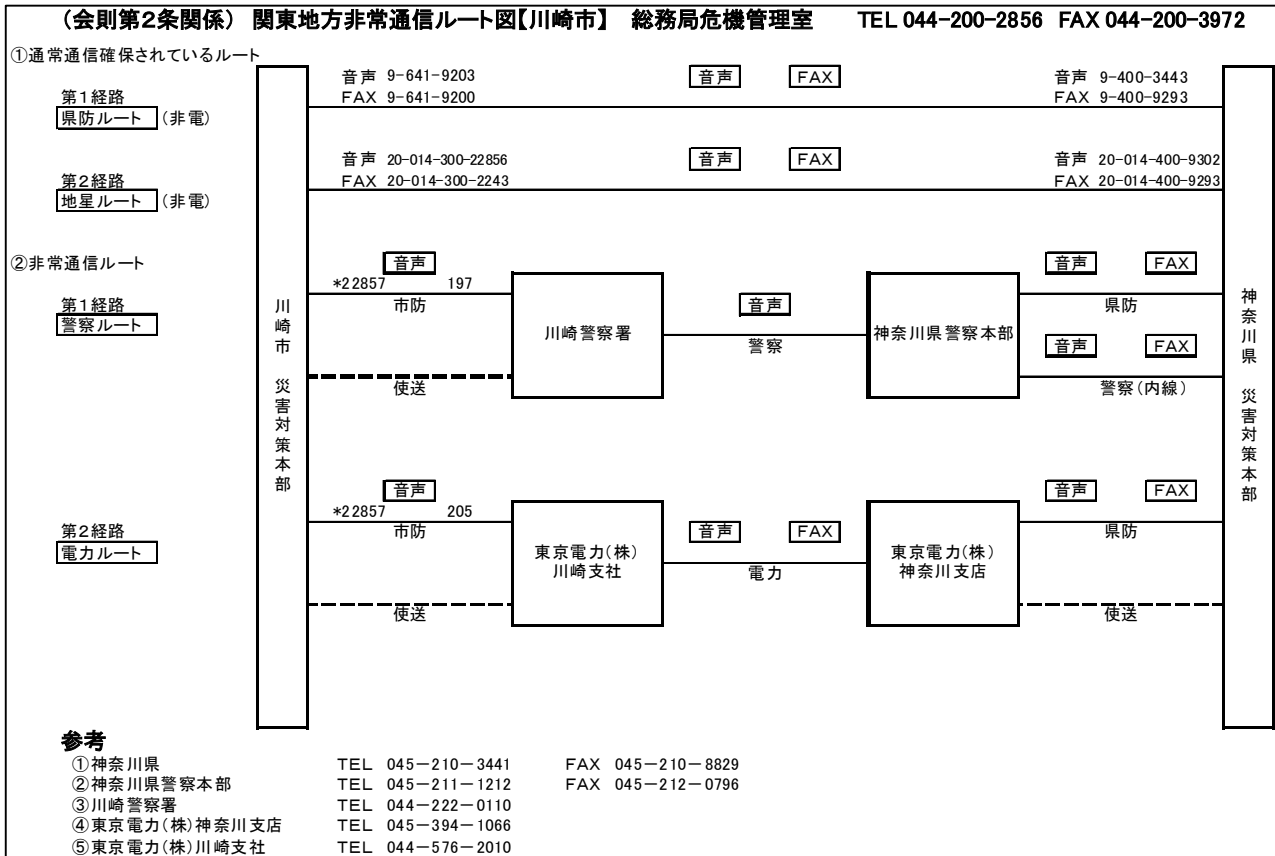
第16条 非常通信の実施及び協議会の運営に関して功績のあったものは、表彰するものとする。

(会則の改廃)

第17条 この会則の改廃並びにこの会則の実施に必要な細則の制定及び改廃は、総会でこれを行う。

附 則 (昭和45年3月第19回総会)

- 1 この会則は、昭和45年4月1日から実施する。
 - 2 昭和29年8月13日から実施の関東地方非常無線通信協議会会則は廃止する。
- 附 則（昭和49年3月第23回総会）
この会則は、昭和49年4月1日から実施する。
- 附 則（平成2年4月第39回総会）
この会則は、平成2年4月1日から実施する。
- 附 則（平成7年4月第44回総会）
この会則は、平成7年4月26日から実施する。
- 附 則（平成12年5月第49回総会）
この会則は、平成12年5月12日から実施する。
- 附 則（平成14年5月第51回総会）
この会則は、平成14年5月16日から実施する。
- 附 則（平成15年5月第52回総会）
この会則は、平成15年5月21日から実施する。
- 附 則（平成17年5月第54回総会）
この会則は、平成17年5月31日から実施する。
- 附 則（平成23年5月第60回総会）
この会則は、平成23年5月19日から実施する。



6 川崎市防災行政無線管理運用規程

目次

第1章 総則（第1条～第3条）

第2章 管理

第1節 管理者（第4条～第9条）

第2節 無線従事者（第10条～第11条）

第3節 保守管理（第12条～第15条）

第3章 運用

第1節 通則（第16条～第21条）

第2節 災害時における運用（第22条～第24条）

第3節 研修及び訓練（第25条～第26条）

第4章 雑則（第27条）

附則

第1章 総 則

（趣旨）

第1条 この規程は、防災行政無線の適正かつ効率的な運用及び維持管理を円滑に遂行するため、電波法（昭和25年法律第131号。以下「法」という。）及び関係法規に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防災行政無線：川崎市危機管理対処方針に定める危機に対する、予防・応急対策活動、救援・救護活動に必要な情報収集・伝達を行うための無線通信網をいう。
- (2) 無線局：法第2条第5号に規定するものであり、別表第1に掲げるものをいう。
- (3) 多重系：固定した無線局相互間で、1つの回線を時分割し、複数の電話、ファクシミリ通信及びデータ伝送に使う方式で、統制局、代行統制局、各区役所、支所、消防局相互間で行う通信系統をいう。
- (4) 同報系：市役所及び区役所からの情報を、屋外及び戸別受信機に一斉に伝達する通信系統をいう。
- (5) テレメータ系：雨量、水位及び潮位の各データを各観測局から情報収集するための固定通信系統をいう。
- (6) デジタル移動系：デジタル通信方式の基地局と陸上移動局及び陸上移動局相互間で行う通信系統をいう。
- (7) アナログ移動系：アナログ変調方式の移動無線で、150MHz帯の防災相互波を使用して通信する系統をいう。
- (8) 衛星系：一般財団法人自治体衛星通信機構が管理する通信衛星（スーパーバード）と災害対策用衛星通信地球局（以下「地球局」という。）間で通信を行う通信系統をいう。
- (9) 統制局：通信の運用を総合的に管理・統制するため、市役所内に設置する無線局をいう。
- (10) 代行統制局：統制局を代行する設備として多摩区総合庁舎内に設置する無線局をいう。
- (11) 端末局：区役所、支所、道路公園センター等の市機関及び防災関係機関に設置する無線局をいう。
- (12) 無線従事者：無線設備の操作を行う者であって、総務大臣の免許を受け、かつ、当該無線局の操作する資格を有する者をいう。
- (13) 統制：災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、情報の円滑かつ効率的な収集及び伝達を図るため、平常時の通信を切替え、通話中の通信の切断、割込み、通信取扱順序の指定等の制限を行うこと、又はこれらの措置をとり得る状態にすることをいう。
- (14) 一斉通報台：統制局に設置する一斉通報を行うための設備をいう。
- (15) ファクシミリ：文書又は図画等を送受信するための通信設備をいう。

（無線局の分類等）

第3条 無線局の分類、呼出名称、設置場所等は別に定めるところによる。

第2章 管理

第1節 管理者

(統括管理者)

第4条 すべての無線局の管理及び運用を掌理するため、統括管理者を置く。

2 統括管理者は、総務企画局長の職にある者をもって充てる。

(副統括管理者)

第5条 副統括管理者は、統括管理者を補佐し、統括管理者に事故があったとき、又は統括管理者が欠けたときは、その職務を代理する。

2 副統括管理者は、総務企画局危機管理室長の職にある者をもって充てる。

3 副統括管理者は、統括管理者の命を受け、無線管理者、無線使用管理者を指揮監督する。

4 副統括管理者は、統括管理者の命を受け、無線局の運用及び管理の事務を行う。

(無線管理者)

第6条 無線局装置の適正な運用及び管理を行うため無線管理者を置く。

2 無線管理者は、総務企画局危機管理室において、無線局の運用及び管理を担当する担当課長をもって充てる。

3 無線管理者は、統括管理者の命を受け、無線局装置の運用及び維持管理の分掌を図るため、次の各号に掲げる職務を行う。

(1) 無線設備の整備、点検及び点検方法に関すること。

(2) 無線設備の故障及び障害対応に関すること。

(3) 無線局の運用状況に関すること。

(4) 通信統制、緊急通信体制の運用に関すること。

(5) 無線設備の関連法令及び操作研修に関すること。

(6) 通信訓練に関すること。

(無線使用管理者)

第7条 無線局の運用及び管理に関する事務を行うため、無線使用管理者を置く。

2 無線使用管理者は、無線局が設置されている機関(課)の長又は長が指名した者をもって充てる。

3 無線使用管理者は、統括管理者の命を受け、当該無線局の運用及び管理の分掌を図るため、次の各号に掲げる職務を行う。

(1) 当該無線局の日常行う簡易な点検に関すること。

(2) 当該無線局の故障等の対応に関すること。

(3) 当該無線局の運用に関すること。

(通信取扱責任者)

第8条 通信取扱責任者は、無線使用管理者の命を受け、当該無線局の管理及び運用に従事する。

(通信取扱者)

第9条 通信取扱者は、法令に基づいて無線局が設置されている機関の職員でなければならない。ただし、災害時及び保守点検においてはこの限りでない。

2 通信取扱者は、通信取扱責任者の指導のもとに、法令に基づいた無線局の運用を行う。

第2節 無線従事者

(無線従事者)

第10条 無線局の無線設備の操作を行わせるため、無線従事者を置く。

2 無線従事者は、無線局ごとに市長が選任及び解任する。なお統括管理者は必要と認められる無線局について、共通選任を行うことができる。

3 前項に定める選任又は解任を行った場合、統括管理者は速やかに総務大臣に対し、選任又は解任届けを行うものとする。

4 無線従事者は、全所属の通信取扱者が行う無線設備の技術操作を管理しなければならない。

(無線従事者の配置と養成等)

第11条 統括管理者は、無線局の運用に必要な数の無線従事者を配置するものとする。

2 統括管理者は、無線従事者の適切な配置をするため、常に無線従事者の養成に努めるものとする。

第3節 保守管理

(無線設備の管理)

第12条 無線管理者は、無線設備の状況を把握し、無線局が常に良好な機能を果たせるよう管理しなければならない。

2 無線管理者は、無線設備の整備及び点検を行ったときは、その結果を統括管理者に報告しなければならない。ただし、軽易な整備及び日常点検等の軽易な点検はこの限りではない。

(故障等の通知)

第13条 無線使用管理者は、無線局の無線設備について故障又は異常を認めるときは、無線設備故障報告書(第1号様式)を速やかに無線管理者に提出しなければならない。

2 無線管理者は、前項の規定に基づく報告書を受領したときは、遅滞なく復旧に必要な措置をとるとともに、その結果について当該無線局の無線使用管理者に通知するものとする。

3 無線管理者は、前項において重大な故障又は異常により復旧に時間を要する場合は、統括管理者に報告するものとする。

(無線設備の点検)

第14条 無線管理者は、無線局の無線設備について別に定めるところにより、必要な点検を行わなければならない。

(無線設備の変更等)

第15条 無線使用管理者は、無線設備の変更又はその設置場所を変更する必要がある場合は、防災行政無線設備変更依頼書(第2号様式)を速やかに無線管理者に提出するものとする。

2 無線管理者は、前項の依頼を受けたときは、遅滞なく当該無線局の無線使用管理者と協議の上、必要な措置を講じるものとする。

第3章 運用

第1節 通則

(運用の原則)

第16条 無線局の運用は、統括管理者の管理のもとに行い、これを濫用してはならない。

2 衛星系を利用した通信は、一般財団法人自治体衛星通信機構の地域衛星通信ネットワークに加入し、当該機構が定める地域衛星通信ネットワーク契約約款の規定により運用する。

(回線の構成)

第17条 回線の構成は、川崎市地域防災計画により別に定めるところによる。

(通信の種類)

第18条 通信の種類は、別に定めるところによる。

(運用時間)

第19条 無線局の運用時間は、常時とする。

2 代行統制局については、統制局が何らかの事由により機能を失った場合に運用を開始する。

(運用状況の把握)

第20条 無線管理者は、常にすべての無線局の運用状況を把握するとともに、無線使用管理者に対して必要な助言又は適切な指示を行わなければならない。

2 無線管理者は、無線局の運用状況に支障をきたす重要な問題が発生した場合、統括管理者に報告しなければならない。

(秘密の保持)

第21条 通信の業務に従事する者は、その職務上知り得た秘密を漏らし、又は窃用してはならない。

第2節 災害時における運用

(通信の優先順位)

第22条 災害時における通信の優先順位は、次のとおりとする。

- (1) 地域住民に対する広報、避難の勧告及び指示等人命に関する事項
- (2) 応急対策の実施に必要な事項
- (3) 災害予警報に関する事項
- (4) その他予想される災害の事態並びにこれに関する事項

(通信の統制)

第23条 無線管理者は、災害が発生し、又は発生する恐れがあるとき、その他特に必要があるときは、これに関する通信を優先させるため、管轄下の通信を統制することができる。

2 無線管理者は、通信の統制を行うときは、緊急の場合を除き、統制の内容等必要な事項を周知しなければならない。

3 無線管理者は、通信の統制を行うときは、速やかに統括管理者に報告するものとする。

(緊急通信体制)

第24条 無線管理者及び無線使用管理者は、災害関係の通信を行う必要が生ずると予想されるときは、通信の確保に必要な措置をとるなど、災害時の通信の円滑な運用を図らなければならない。

2 無線管理者は、統制局が何らかの事由により機能を失った場合、代行統制局へ切り替える等必要な措置を講じるとともに、統括管理者に報告するものとする。

第3節 研修及び訓練

(研修)

第25条 無線管理者は、年1回以上通信取扱者に対して関連法令及び無線設備の取扱方法について研修を行うものとする。

(通信訓練)

第26条 無線管理者は、無線通信技術の向上及び習熟を図るため、年1回以上総合防災訓練等に併せて通信訓練を実施するものとする。

第4章 雑則

(その他)

第27条 この規程に定めるもののほか、川崎市防災行政無線の管理及び運用に要な事項は別に定めることができる。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、免許の日から施行する。

附 則

(施行期日)

この改正規程は、平成元年4月1日から施行する。

(施行期日)

この改正規程は、平成6年6月1日から施行する。

(施行期日)

この改正規程は、平成8年3月1日から施行する。

(施行期日)

この改正規程は、平成9年4月1日から施行する。

(施行期日)

この改正規程は、平成12年4月1日から施行する。

(施行期日)

この改正規程は、平成17年3月31日から施行する。

(施行期日)

この改正規程は、平成21年4月1日から施行する。

(施行期日)

この改正規程は、平成28年4月1日から施行する。

(別表1省略) (様式第1、2号省略)

7 川崎市防災行政無線管理運用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市防災行政無線管理運用規程（以下「管理運用規程」という。）第27条に基づき、防災行政無線の管理及び運用について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 遠隔制御器：移動局と通話するために市役所及び区役所内に設置する有線接続された単信通話方式の制御器をいう。
- (2) 観測局：雨量、水位及び潮位の各データを観測し、送信する無線局をいう。
- (3) 統制台：統制局及び代行統制局に設置する統制を行うための設備をいう。
- (4) 無線専用電話機：固定系の無線局に設置する複信通話方式による無線専用の電話機をいう。
- (5) 単信通話：送話及び受話を交互に行う通話をいう。
- (6) 複信通話：送話及び受話を同時に行う通話をいう。
- (7) 選択呼出し方式：選択呼出しボタンを押して相手を呼び出す方式をいう。
- (8) 音声呼出し方式：相手の呼出名称を音声により呼び出す方式をいう。
- (9) 設備：防災行政無線設備(衛星系を含む)として設置した通信設備及びこれに付随する設備をいう。
- (10) 日常点検：無線使用管理者が日常行う簡易な点検をいう。
- (11) 定期点検：定期的に行う設備の点検調整及び軽微な修繕をいう。
- (12) 臨時点検：前(10)、(11)号の点検以外で統括管理者が特に必要と認めたとときに行う点検をいう。

(無線局の分類等)

第3条 管理運用規程第3条の無線局の分類等は別に定める無線電話番号簿による。

(無線設備の点検)

第4条 管理運用規程第14条の規定に基づく無線設備の点検は、日常点検、定期点検及び臨時点検に区分し、次の各号に掲げるところにより実施しなければならない。

- (1) 日常点検 無線使用管理者は、常に無線局の運用状況を把握し、その機能が十分発揮されるよう次の事項を実施するものとする。
 - ア 設備の防水、防湿、防塵等の環境整備に努めること。
 - イ 1日1回以上の時計の照合を行うこと。
 - ウ 設備の電源表示ランプの確認を行うこと。
 - エ 一斉通報等の動作確認を行うこと。
- (2) 定期点検 無線管理者は、精密点検を年1回以上実施し、設備の点検、試験、調整及び修繕を行い、障害を未然に防止し、初期性能を維持することに努めるものとする。
- (3) 臨時点検 無線管理者は、次の各号に掲げる場合には、臨時に設備の点検、試験、調整及び修繕を行うものとする。
 - ア 変更等の工事の実施前後において、設備の機能を確認する必要がある。
 - イ 自然災害により重大な障害が生じ、点検及び整備の必要があるとき。
 - ウ 非常災害の発生が予想され、特に設備の機能を確保する必要があるとき。
 - エ 設備の改善等のため必要と認めたととき。

2 前項第2号及び第3号の点検を行ったときは、その記録を保存しなければならない。
(無線設備点検上の留意事項)

第5条 前条第1号に規定する無線設備の点検に当たっては、次の事項に留意するものとする。

(1) 多重系及びデジタル移動系ファクシミリのトナー又はインクタンク及び印刷用紙は、常に補充し、気象・災害情報等が確実に印刷できる状態にしておくこと。ただし、多重系及びデジタル移動系が設置してある設置場所の無線使用管理者に限る。

(2) 携帯無線機等は、毎朝点検し所在を明確にしておくとともに、防災無線機器資材の盗難防止に努めること。

(修繕の方法)

第6条 障害の修繕は、原則として予備無線機に切り替えて実施するものとし、予備無線機がない場合は、次の各号に留意して行うものとする。

(1) 障害の修繕が、設備の運用に支障を及ぼす場合は、できる限り短時間で行うこと。

(2) 設備の運用上、応急的な修繕を実施した場合には、速やかに完全な修繕を実施すること。

2 無線管理者は、前項各号の修繕を実施した場合、その内容と結果を無線使用管理者に通知するものとする。

(留意事項)

第7条 無線管理者は、外来雑音や混信等電波伝搬に起因する障害については、日常十分に注意し、その障害が発生した場合、軽易な場合や短時間で解消できるものを除き、速やかに統括管理者に報告するものとする。

(報告と記録)

第8条 無線管理者は、修繕及び定期点検を行ったときは、無線業務日誌等に記録するとともに無線使用管理者に通知するものとする。

2 無線管理者は、点検及び修繕並びに修繕記録の統計を行い、機器の状況を的確に把握し、障害の未然防止に努めるものとする。

(通信の種類)

第9条 通信の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 個別通信：無線局相互間の電話、ファクシミリ、データ及び映像の通信をいう。ただし、デジタル移動系にあっては、統制局一移動局間、または移動局相互間の基地局を経由した通信で、個別番号を使用する選択呼出し方式の複信通信をいう。

(2) 一斉通信：市役所の一斉通報台からデジタル移動系の複数の無線局に対して音声又はファクシミリにより一斉に行う通信をいう。なお、ファクシミリの設置場所は別表1のとおりとする。

(3) グループ通信：複数のデジタル移動局で構成されるグループを対象とした基地局を経由した通信で、プレストーク方式の単信通信をいう。対象局の指定にはグループ番号を使用し、待受け中の移動局のみを対象とする。

(4) 移動局間直接個別通信：デジタル移動局で設定を行うことにより、移動局間相互において基地局を経由せずに通信するもので、個別番号を使用する選択呼出し方式による複信通信をいう。

(5) 移動局間直接グループ通信：デジタル移動局で設定を行うことにより、複数の移動局で構成されるグループの基地局を経由しない通信で、プレストーク方式の単信通信をいう。

(6) 移動局間直接通信：移動局で設定を行うことにより、選択したチャンネル（CH-

1、CH-2)にて不特定多数のデジタル移動局と基地局を経由しない通信で、プレストーク方式の単信通信をいう。

(7) 専用チャンネル通信：移動局で設定を行うことにより、特定の通話用チャンネルの基地局を経由した通信で、プレストーク方式の単信通信をいう。

(通信の原則)

第10条 通信は、円滑な運用を図るため、簡明に行うものとする。

(時刻の表示)

第11条 通信に使用する時刻の表示は、24時間制によるものとする。

(多重系の運用)

第12条 多重系の通信は、災害対策事務及び一般行政事務に使用するものとし、次の方法により運用するものとする。ただし、災害対策に係る事務は、一般行政事務に優先するものとする。

(1) 無線専用電話機による通信は、ダイヤル呼出し方式による複信通話とする。

(2) ファクシミリによる通信は、個別通信及び蓄積交換方式による順次一斉通報とする。

なお、ファクシミリの設置場所は別表2のとおりとする。

(デジタル移動系の運用)

第13条 半固定型無線機及び避難所に設置してある携帯型無線機は、常時開局し、各基地局の配下に存することを確認できるようにしておかなければならない。

2 車載無線機及び避難所以外の携帯型無線機（以下「移動局等」という。）は、常置場所を離れるときに開局し、常置場所に復したときに閉局する。ただし、他に通信方法を確保したとき、又は通信の必要がないことが確実なときは、無線使用管理者の了解を得て閉局することができる。

3 移動局等は、災害又はその他の理由により有線通信が途絶したときは直ちに開局し、無線管理者の指示があるまで閉局してはならない。

(移動局間直接通信の取扱い)

第14条 第9条第6号で規定した移動局間直接通信のチャンネル(CH-1、CH-2)は、災害時において隣接都市との応援通信に使用するものとする。

(デジタル移動局間の割り込み通信)

第15条 特定のデジタル移動局間で直接通信及び専用チャンネル通信中に、この移動局に対し、特に至急を要する通話を行いたいときは、他の局が通話を行っている場合であっても、当該通話に割り込んで通話することができる。

2 通信の割り込みを行うときは、他局の通話が中断したときに、「至急」を2回送話した後、通話の中断を依頼してから通信内容を送信するものとする。

3 デジタル移動局は、前項の割り込みの依頼を聴取したときは、直ちに当該通話を中止するものとする。

(緊急通信)

第16条 デジタル移動局から統制局に対し、他に優先して緊急に通信をする必要が生じたときは、無線機の緊急ボタンを押して通知した後、通信を行うものとする。

2 緊急通信を受信した統制台は統制個別通信にて対応を図るものとする。

(統制通信)

第17条 統制局はからデジタル移動局に対し、非常事態が発生し、他に優先して通信をする必要が生じたときは、他の通信に割り込んで通話することができる。

2 通話中のデジタル移動局は、統制局からの割り込みを確認したときは、直ちに当該通話を中止するものとする。

(通話試験)

第18条 デジタル移動系の無線局は、必要に応じて相互に通信試験を行うものとする。

2 無線通信の感明度の区分は、次のとおりとする。

	感明度区分 (メリット)	内容
悪 ↑	1	分からない
	2	ときどき分かる
	3	何とか分かる
↓ 良	4	分かる
	5	完全に分かる

(同報系の運用)

第19条 同報系の通報は、市役所、区役所等から屋外及び戸別受信機に対して行うものとし、選択呼出し方式によるものとする。

2 通報の役割分担は、次のとおりとする。

(1) 通報先が2以上の区に及ぶときの通報については、市役所において行う。

(2) 通報先が1区のみでの通報については、市役所又は当該区役所において行う。ただし、津波情報については、市役所において行う。なお、同報系の通報形態及び通報先は、別表3のとおりとする。

3 受信機の設置、管理及び運用については、別に定めるところによる。

(同報無線による通報)

第20条 同報無線による通報を行う場合は、同報無線通報申込書・通報原稿(第1号様式)を、市役所においては総務企画局危機管理室に、区本部に属する機関においては区役所危機管理担当に提出するものとする。なお、通報を録音した音源で行う場合は、通報原稿(第1号様式)にその放送内容の概要を記載するものとする。

(同報無線による通報内容)

第21条 同報無線による通報の内容は、原則として次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 防災・災害対策に関すること。(地震発生時の自動放送を含む。)

(2) 光化学スモッグ情報に関すること。

(3) 試験放送

(4) 一般行政事務に関するもので統括管理者が認めたもの。

(テレメータ系の運用)

第22条 テレメータ観測局から送られた観測データは、電磁的記録により定期的に集計し、5年間保存するものとする。

(観測データ)

第23条 前条テレメータによる観測データの内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 市内降雨量に関すること。

(2) 市内主要河川の水位に関すること。

(3) 川崎港における潮位に関すること。

(衛星系の運用)

第24条 災害対策用衛星通信地球局から映像を発信しようとする者は、統括管理者に発信2ヶ月前までに映像発信依頼申込書(第2号様式)により提出しなければならない。ただし、緊急時はこの限りではない。

2 前項の依頼があった場合、災害対策その他特に支障がないと認められるときは別途自治体衛星通信機構に対し、画像伝送利用予約の手続きを行うものとする。

(高所監視カメラ)

第25条 高所監視(災害情報)カメラの管理及び運用については、別に定めるところによる。

(通信統制の種類)

第26条 規程第23条に規定する通信統制の種類は、次の各号に掲げるものとする。なお、代行統制局は2号のみとする。

(1) 固定系統制

ア 通話時間統制：内線電話機及び無線専用電話機による通話の時間を1通話5分間とし、通話時間の終了約10秒前に予告音を出したうえで回線を遮断することをいう。

イ 内線電話機の発信規制：市役所、区役所及び支所の内線電話機から他の端末局への無線回線を使用して行う発信を制限することをいう。

ウ 無線回線の発信統制：市役所、区役所、支所、消防局等の内線電話機及び無線専用電話機から無線回線を使用して行う当該端末局に対する発信を制限することをいう。

エ 無線回線の着信統制：特定の端末局から市役所及び他の端末局の内線電話並びに無線専用電話機への無線回線による着信を制限することをいう。

(2) 同報系統制：区役所の遠隔制御器による通報を制限することをいう。

(3) デジタル移動系統制：移動用電話機及び移動局からの発信を制限することをいう。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(関係通知の廃止)

2 川崎市防災行政無線通信取扱要綱(昭和61年2月26日付け61川土防第669号)は、廃止する。

3 川崎市防災行政無線保全要綱(昭和61年2月26日付け61川土防第669号)は、廃止する。

(施行期日)

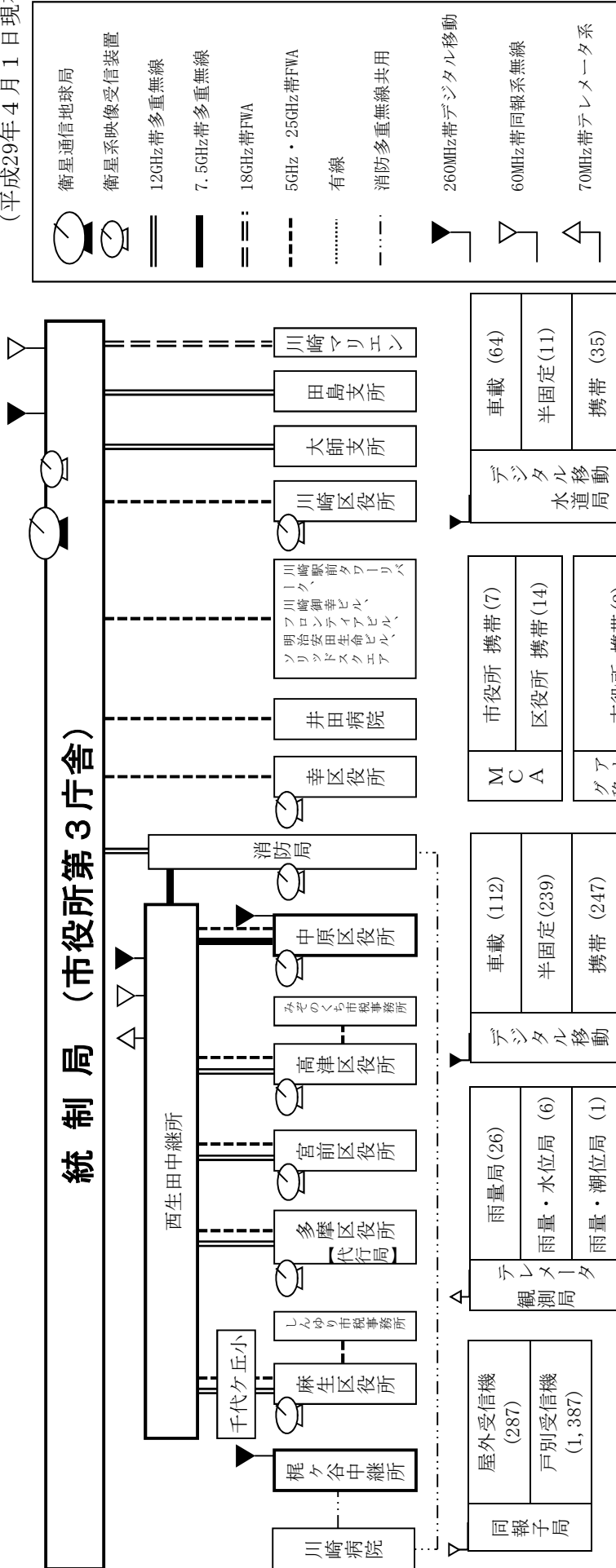
この改正規程は、平成28年4月1日から施行する。

(別表1～3省略)

(様式第1～2号省略)

8 川崎市防災行政無線系統図

(平成29年4月1日現在)



デジタル移動系端末設備		市本部・区本部に属する市機関 (43)		左記以外の市機関 (187)		防災関係機関等 (31)	
区関係	関係	機関関係	指定避難所	交通局関係	指定避難所	機関関係	機関
生田出張所	等々力水処理C	高津消防署	川崎消防署	川崎市警察部	市立小・中・高等学校等	川崎市警察部	N T T 神奈川
柿生連絡所	麻生水処理C	宮前消防署	川崎病院	塩浜営業所	市立小・中・高等学校等	川崎警察署	N H K 横浜
川崎区役所	川崎道路公園C	多摩消防署	井田病院	上平間営業所	市立小・中・高等学校等	川崎臨港警察署	ラジオ日本
大師支所	幸道路公園C	麻生消防署	多摩病院	井田営業所	市立小・中・高等学校等	幸警察署	テレピ神奈川
田島支所	中原道路公園C	西部下水道管理事務所	川崎消防署	鷺ヶ峰営業所	市立小・中・高等学校等	中原警察署	横浜F.M
幸区役所	高津道路公園C	北部下水道管理事務所	多摩消防署	菅営業所	市立小・中・高等学校等	高津警察署	かわさき市民放送
中原区役所	宮前道路公園C	消防局関係	川崎生活環境C	菅営業所	市立小・中・高等学校等	官前警察署	日本医科大学武蔵小杉病院
高津区役所	多摩道路公園C	消防局関係	南部生活環境C	川崎港管理センター	市立小・中・高等学校等	多摩警察署	川崎建設重機
宮前区役所	麻生道路公園C	消防局関係	中原生活環境C	川崎港管理センター	市立小・中・高等学校等	麻生警察署	聖マリノア医科大学
多摩区役所	消防局指令課	消防局関係	宮前生活環境C	川崎港管理センター	市立小・中・高等学校等	川崎海上保安署	附属溝口病院
麻生区役所	臨港消防署	上下水道局関係	多摩生活環境C	川崎港管理センター	市立小・中・高等学校等	国交省首都圏臨海防災センター	聖マリノア医科大学
日吉出張所	川崎消防署	上下水道局関係	幸消防署	川崎港管理センター	市立小・中・高等学校等	海防災センター	病院
橋出張所	入江崎水処理C	上下水道局関係	中原消防署	川崎港管理センター	市立小・中・高等学校等	川崎市アチャコ無線ネットワーク	川崎市アチャコ無線ネットワーク
向丘出張所	加瀬水処理C	上下水道局関係	中原消防署	川崎港管理センター	市立小・中・高等学校等	情報ネットワーク	情報ネットワーク

9 同報系屋外受信機設置一覧表（川崎区・幸区・中原区）

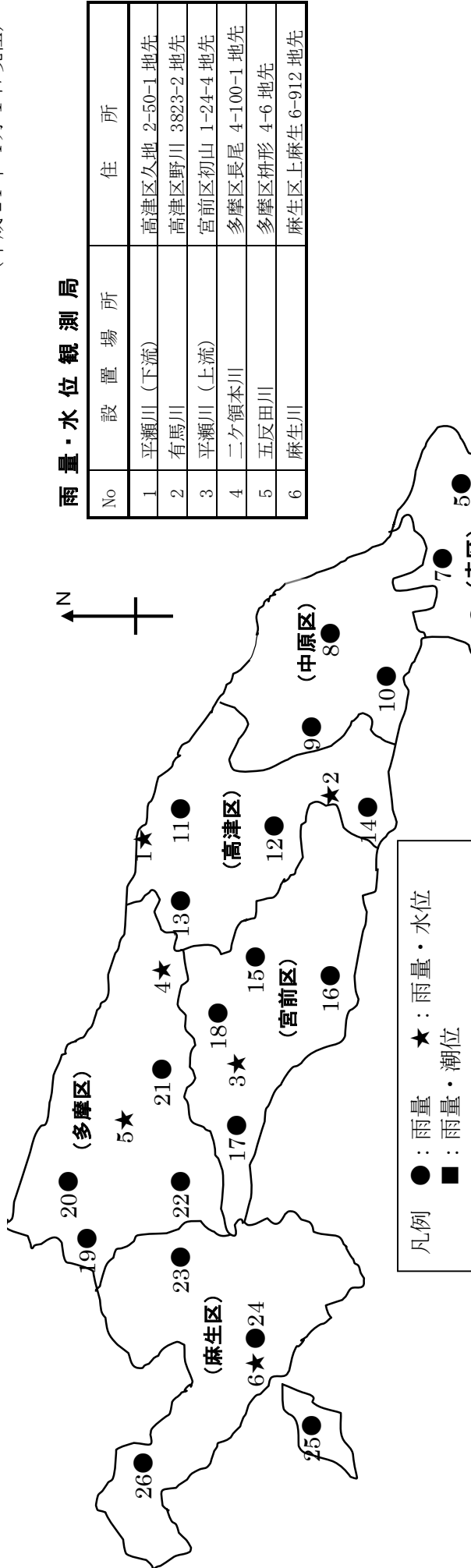
（平成29年4月1日現在）

区	局番	受信局名	住所	区	局番	受信局名	住所
川崎区	川崎1	川崎駅ビル	川崎区駅前本町 26-1	川崎区	川崎57	夜光係留護岸	川崎区夜光 3丁目-3-5 先
	川崎2	川崎駅前	川崎区駅前本町 26		川崎58	塩浜係留護岸	川崎区夜光 3-1-3
	川崎3	川崎小学校	川崎区日進町 20-1		川崎59	千鳥町1番地	川崎区千鳥町 1-1 先
	川崎4	川崎競馬場	川崎区富士見 1-5		川崎60	港湾局港湾課保安対策班分室	川崎区千鳥町 15-7
	川崎5	川崎競輪場	川崎区富士見 2-1		川崎61	千鳥町 21 番地	川崎区千鳥町 21-4 前
	川崎6	市立川崎高校	川崎区中島 3-3-1		川崎62	千鳥町 24 番地	川崎区千鳥町 24-3
	川崎7	富士見公園西	川崎区富士見 2-1		川崎63	東扇島 12 番地	川崎区東扇島 12 先
	川崎8	富士見公園東	川崎区富士見 2-1		川崎64	川崎港海浜インネル東扇島換気所	川崎区東扇島 16
	川崎9	渡田中学校	川崎区渡田向町 11-1		川崎65	東扇島 23 番地先	川崎区東扇島 23-7 先
	川崎10	県立川崎高校	川崎区渡田山王町 22-6		川崎66	川崎区東扇島 6 番-10 先	川崎区東扇島 6-10 先
	川崎11	田島中学校	川崎区小田 2-21-7		川崎67	川崎区東扇島 6 番-11 先	川崎区東扇島 6-11 先
	川崎12	小田公園	川崎区小田 4-20-38		川崎68	川崎港コンテナターミナル	川崎区東扇島 92
	川崎13	渡田小学校	川崎区田島町 14-1		川崎69	東扇島 28 番地先	川崎区東扇島 28 先
	川崎14	南部防災センター	川崎区小田 7-3-1		川崎70	川崎マリエン	川崎区東扇島 38-1
	川崎15	大師公園	川崎区大師公園 1		川崎71	東扇島 30 番地先	川崎区東扇島 30 先
川崎16	桜本中学校	川崎区池上新町 1-2-4	川崎72	冥加公園	川崎区池上新町 2-23		
川崎17	桜川公園	川崎区桜本 1-14-3	幸区	幸1	幸町小学校	幸区中幸町 2-17	
川崎18	殿町小学校	川崎区殿町 1-17-19		幸2	南河原公園	幸区都町 74	
川崎19	浮島町公園	川崎区浮島町 12		幸3	御幸公園	幸区東古市場 1	
川崎20	ちどり公園	川崎区千鳥町 6		幸4	市立商業高校	幸区戸手本町 1-150	
川崎21	京町中学校	川崎区京町 3-19-11		幸5	塚越中学校	幸区塚越 1-60	
川崎22	渡田新町公園	川崎区渡田新町 1-5		幸6	動物公園西	幸区南加瀬 1-2-1	
川崎23	川崎駅西口前	幸区堀川町 74 先		幸7	動物公園東	幸区南加瀬 1-2-1	
川崎24	大師中学校	川崎区大師河原 2-1-1		幸8	南加瀬中学校	幸区南加瀬 3-10-1	
川崎25	臨港中学校	川崎区浜町 2-11-22		幸9	小倉小学校	幸区小倉 1119	
川崎26	浅田小学校	川崎区浅田 2-11-21		幸10	小向ポンプ場	幸区小向仲野町 8-5	
川崎27	京町小学校	川崎区京町 1-1-4		幸11	市立総合科学高校	幸区小向仲野町 5-1	
川崎28	宮前小学校	川崎区宮前町 8-13		幸12	古市場小学校	幸区古市場 1-1	
川崎29	川中島中学校	川崎区藤崎 2-19-1		幸13	御幸中学校	幸区戸手 4-2-1	
川崎30	南大師中学校	川崎区四谷上町 24-1		幸14	日吉中学校	幸区北加瀬 2-3-1	
川崎31	川崎中学校	川崎区下並木 50		幸15	南河原中学校	幸区中幸町 4-31	
川崎32	川中島小学校	川崎区川中島 2-4-19	幸16	古川小学校	幸区古川町 70		
川崎33	大島小学校	川崎区浜町 1-5-1	幸17	南加瀬小学校	幸区南加瀬 4-24-1		
川崎34	東門前小学校	川崎区東門前 3-4-6	幸18	東小倉小学校	幸区東小倉 1-1		
川崎35	新町小学校	川崎区渡田新町 3-15-1	幸19	御幸小学校	幸区遠藤町 1		
川崎36	四谷小学校	川崎区四谷下町 4-1	幸20	西御幸小学校	幸区小向西町 4-30		
川崎37	東大島小学校	川崎区藤崎 5-25-1	幸21	川崎看護短大	幸区小倉 4-30-1		
川崎38	田島小学校	川崎区渡田 1-20-1	中原1	下河原小学校	中原区上平間 585		
川崎39	旭町小学校	川崎区旭町 2-2-1	中原2	平間小学校	中原区上平間 1480		
川崎40	向小学校	川崎区大島 4-17-1	中原3	下沼部小学校	中原区下沼部 1955		
川崎41	藤崎小学校	川崎区藤崎 3-2-1	中原4	中原平和公園東	中原区木月住吉町 35		
川崎42	小田小学校	川崎区小田 4-12-24	中原5	—	—		
川崎43	大師小学校	川崎区東門前 2-6-1	中原6	武蔵小杉駅前	中原区小杉町 1-403		
川崎44	東扇島西公園	川崎区東扇島 90 先	中原7	中原区役所	中原区小杉町 3-245		
川崎45	東扇島東公園	川崎区東扇島 58-1	中原8	法政大学前	中原区木月大町 4		
川崎46	市役所第3庁舎	川崎区東田町 5-4	中原9	住吉西公園	中原区井田中ノ町 35		
川崎47	—	—	中原10	天王森ポンプ場	中原区木月 3-45-1		
川崎48	—	—	中原11	井田小学校	中原区井田中ノ町 29-1		
川崎49	浮島建設事務所	川崎区浮島町 511	中原12	等々力ポンプ場	中原区等々力 20-1		
川崎50	末広物揚場	川崎区小島町 6	中原13	等々力緑地南側	中原区等々力 1-1		
川崎51	小島新田物揚場	川崎区夜光 1-1	中原14	等々力緑地中央	中原区等々力 1-5		
川崎52	桜掘運河	川崎区浅野町 8	中原15	西中原中学校	中原区下小田中 2-17-1		
川崎53	扇町 19 番地先	川崎区扇町 19 先	中原16	キャンパ工場隣	中原区宮内 1-6 先		
川崎54	白石町緑地	川崎区白石町 7-20 先	中原17	新城小学校	中原区下新城 1-15-1		
川崎55	大川町緑地	川崎区大川町 9	中原18	中央療育センター	中原区井田 3-16-1		
川崎56	水江町物揚場	川崎区水江町 6-6 先	中原19	丸子ポンプ場	中原区上平間 2110		

区	局番	受信局名	住所
中原区	中原20	東住吉小学校	中原区今井南町 1111
	中原21	東横線ガード脇	中原区上丸子天神町 375-1 先
	中原22	宮内中学校	中原区宮内 4-13-1
	中原23	等々力緑地北側	中原区等々力 4
	中原24	大谷戸小学校	中原区上小田中 1-27-1
	中原25	井田病院	中原区井田 2-27-1
	中原26	中原平和公園西	中原区木月住吉町 33-1
	中原27	中丸子児童公園	中原区中丸子 716
	中原28	玉川中学校	中原区中丸子 562
	中原29	中原中学校	中原区小杉陣屋町 1-24-1
	中原30	井田中学校	中原区井田杉山町 11-1
	中原31	平間中学校	中原区上平間 1368
	中原32	今井中学校	中原区今井仲町 321
	中原33	玉川小学校	中原区北谷町 32
	中原34	木月小学校	中原区木月 4-53-1
	中原35	宮内小学校	中原区宮内 2-4-1
	中原36	荻宿小学校	中原区荻宿 25-1
	中原37	今井小学校	中原区今井西町 100
	中原38	中原小学校	中原区小杉御殿町 1-950
	中原39	下小田中小学校	中原区下小田中 3-35-1
	中原40	住吉小学校	中原区木月祇園町 17-1
	中原41	上丸子小学校	中原区上丸子八幡町 815
	中原42	大戸小学校	中原区下小田中 1-4-1
	中原43	川崎豊学校	中原区上小田中 3-10-5

10 雨量・水位・潮位観測局設置図

(平成24年4月1日現在)



雨量・水位観測局

No	設置場所	住所
1	平瀬川(下流)	高津区久地 2-50-1 地先
2	有馬川	高津区野川 3823-2 地先
3	平瀬川(上流)	宮前区初山 1-24-4 地先
4	二ヶ領本川	多摩区長尾 4-100-1 地先
5	五反田川	多摩区枳形 4-6 地先
6	麻生川	麻生区上麻生 6-912 地先

雨量観測局

No	設置場所	住所	No	設置場所	住所
1	川崎市役所第三庁舎	川崎区東田町 5-4	14	久末小学校	高津区久末 647
2	南部防災センター	川崎区小田 7-3-1	15	宮前区役所	宮前区宮前平 2-20-5
3	川崎区道路公園センター	川崎区大島 1-25-10	16	宮前消防署宮崎出張所	宮前区有馬 2-8-11
4	大師支所	川崎区東門前 2-1-1	17	宮前消防署菅生出張所	宮前区菅生 3-43-23
5	幸区道路公園センター	幸区下平間 357-3	18	宮前消防署向丘出張所	宮前区平 1-4-17
6	幸消防署加瀬出張所	幸区南加瀬 4-18-5	19	多摩区道路公園センター	多摩区菅北浦 4-11-7
7	幸消防署平間出張所	幸区下平間 4	20	多摩消防署菅出張所	多摩区菅馬場 1-13-1
8	中原区役所	中原区小杉町 3-245	21	青少年科学館	多摩区枳形 7-1-2
9	中原区道路公園センター	中原区下小田中 2-9-1	22	西生田中継所	多摩区西生田 5-28-1
10	中原消防署井田出張所	中原区井田仲ノ町 23-3	23	麻生消防署百合丘出張所	麻生区百合丘 1-18-4
11	高津区道路公園センター	高津区溝口 5-15-7	24	麻生消防署柿生出張所	麻生区片平 2-30-7
12	高津消防署新作出張所	高津区新作 4-12-7	25	麻生市民館岡上分館	麻生区岡上 286-1
13	高津消防署久地出張所	高津区久地 4-11-19	26	黒川第一調整池	麻生区南黒川 9-4

雨量・潮位観測局

設置場所	住所
1 川崎港	川崎区東扇島 38-1

1 帰宅困難者一時滞在施設

<臨海部>

No	施設名	住所
1	川崎市港湾振興会館（川崎マリエン）	川崎区東扇島38-1
2	東扇島福利厚生センター（マリンプラザ）	川崎区東扇島78-1
3	かわさきファズ	川崎区東扇島6-10
4	浮島処理センター	川崎区浮島町509-1
5	かわさきエコ暮らし未来館	川崎区浮島町509-1
6	川崎市船客待合所	川崎区千鳥町15-7
7	大川町産業会館	川崎区大川町9-2
8	入江崎総合スラッジセンター	川崎区塩浜3-24-12
9	川崎エコタウン会館	川崎区水江町6-6
10	浅野町工場会館	川崎区浅野町1-4

<川崎駅周辺>

No	施設名	住所
1	川崎市教育文化会館	川崎区富士見2-1-3
2	川崎アゼリア	川崎区駅前本町26-2
3	川崎日航ホテル	川崎区日進町1
4	川崎フロンティアビル	川崎区駅前本町11-2
5	川崎市産業振興会館	幸区堀川町66-20
6	川崎市幸市民館・図書館	幸区戸手本町1-11-2
7	ホテルメッツ川崎	幸区堀川町72-2
8	ミュージア川崎	幸区大宮町1310
9	ラゾーナ川崎プラザ	幸区堀川町72-1
10	京急川崎駅前ビル	川崎市川崎区砂子1-3-1
11	カルッツかわさき	川崎区富士見1丁目1-4

2 災害時における帰宅困難者支援に関する協定書（九都県市）

首都圏を構成する埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市及び相模原市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震等による災害が発生し、交通が途絶した場合において、駅、事業所、学校等に滞留する大量の通勤者、通学者、観光客等のうち、容易に帰宅することができない者（以下「帰宅困難者」という。）の支援を行うため、必要な事項を定める。

（支援の内容）

第2条 甲の各都県市は、災害発生時に乙に対し、次の事項について支援を要請することができる。

- (1) 乙の店舗において、帰宅困難者に対し、水道水及びトイレを提供すること。
- (2) 乙の店舗において、帰宅困難者に対し、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路、近隣の避難場所に関する情報等を提供すること。
- (3) 乙の店舗において、帰宅困難者に対し、一時的に休憩の場を提供すること。

（※波線部はファミリーレストラン等一部飲食店とカラオケ店のみ）

（支援の実施）

第3条 乙は、前条の規定により、甲から支援の要請を受けたときは、その緊急性にかんがみ、可能な範囲において、帰宅困難者に対し支援を実施する。この場合、支援を実施する店舗は、支援を要請した都県市の区域内にあって、本協定に賛同する店舗とする。なお、甲の各都県市から乙に対し通信の途絶等により要請を行うことができないときは、乙は、甲の各都県市の要請を待たず支援を実施することができる。

（災害時帰宅支援ステーション・ステッカーの掲出）

第4条 本協定に賛同した店舗について、「災害時帰宅支援ステーション」と呼称し、甲、乙協力して、防災に対する意識啓発のため広く住民への周知を図る。

2 乙は、甲が提供する「災害時帰宅支援ステーション」ステッカーを店舗の入り口等、利用者の見やすい位置に掲出する。なお、ステッカーの更新方法等については、別途協議する。

（経費の負担）

第5条 第3条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

（情報の交換）

第6条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平常時においても必要に応じて、情報の交換を行う。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定する。

（適用）

第8条 この協定は、平成〇年〇月〇日から適用する。

2 この協定の締結を証するため、本書9通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各1通を保有する。

九都県市の災害時における帰宅困難者支援に関する協定 締結状況一覧

No	事業者名	対象の店舗名	協定締結年月日
1	株式会社スリーエフ	スリーエフ キュウズマート	平成 17 年 8 月 31 日
2	株式会社セブン-イレブンジャパン	セブン-イレブン	
3	山崎製パン株式会社	デイリーヤマザキ ヤマザキデイリーストア	
4	株式会社ファミリーマート	ファミリーマート	
5	ミニストップ株式会社	ミニストップ	
6	株式会社ローソン	ローソン、ナチュラルローソン	
7	株式会社吉野家	吉野家	
8	国分グロースーズチェーン株式会社	コミュニティ・ストア	平成 17 年 9 月 22 日
9	株式会社ポプラ	ポプラ、生活彩家	
10	山田食品産業株式会社	山田うどん	
11	株式会社セブン&アイフードシステムズ	デニーズ	平成 19 年 2 月 8 日
12	ロイヤルホールディングス株式会社	ロイヤルホスト、シズラー 公公婆婆	
13	株式会社モスフードサービス	モスバーガー	平成 20 年 6 月 11 日
14	株式会社壺番屋	カレーハウスC o C o 壺番屋	平成 22 年 8 月 20 日
15	ワタミ株式会社	和民、坐和民 和み亭、饗の屋 わたみんな ゴハン、炭旬 仰天酒場 T G I F R I D A Y ' S	平成 23 年 6 月 20 日
16	チムニー株式会社	はな（花）の舞 さかなや道場 王道、チムニー やきとり道場 団欒炎、梅の木 知夢仁 麺丸・酒菜の二枚看板	
17	株式会社第一興商	ビックエコー 祭一丁&ビックエコー 楽蔵宴、うたゆの宿箱根	平成 23 年 9 月 1 日
18	株式会社ビーアンドブィ	カラオケ館	
19	株式会社サガミチェーン	和食麺処 サガミ	平成 24 年 8 月 31 日

No	事業者名	対象の店舗名	協定締結年月日
20	味の民芸フードサービス株式会社	味の民芸 らーめん専門店 ぶぶか	平成24年8月31日
21	埼玉県カラオケ業防犯協会	下記※2参照	平成24年9月19日
22	千葉県カラオケ業事業者防犯協会		
23	東京カラオケボックス事業者防犯協会		
24	神奈川県カラオケボックス協会		
25	サトレストランシステムズ株式会社	和食さと	平成24年12月1日
26	株式会社ダスキン	ミスタードーナツ	平成25年3月11日
27	タリーズコーヒージャパン株式会社	タリーズコーヒー	
28	株式会社ストロベリーコーンズ	ナポリの窯	平成25年10月8日
29	株式会社オートボックスセブン	オートボックス スーパーオートボックス	平成26年11月6日

※1 この他、各都県で個別にガソリンスタンドと協定を締結

※2 対象の店舗名

カラオケバンバン、シダックス、949、カラオケ歌うんだ村、やるき茶屋、庄や、日本海庄や、ジョン万次郎、塩梅、鮮乃庄、築地日本海、満天酒場、カラオケルーム歌広場、カラNET24、カラオケの鉄人、カラオケ本舗まねきねこ、ひとりカラオケ専門店ワンカラ、昭和歌謡コシダカシアター、JOYSOUND、U-BOU、U-STYLE、カラオケマック、パセラ、シティベア、自遊空間、カラオケハッスル、カラオケWAVE、カラオケサウンドスクエア、カラオケチャオ、カラオケドロップイン、カラオケビッグ、サウンドカフェ、カラオケアメリカンドリーム、カラオケオールバー、カラオケクィーンズ、カラオケドレミ、カラオケメロ、カラオケステージメガトン、ゆう遊空間、カラオケスタジオMOON、カラオケうたたね、カラオケサーカス、カラオケディープブルー、カラオケフォーユー館、カラオケ家、カラオケレインボー、カラオケルーム漫遊来、ドルフィン24、コロケ倶楽部、カラオケシェイクハンド、カラオケスタジオDNUOS、Bora bora、カラオケからず家、タイムズカラオケパークベスト10、P-CLUB、カラオケ歌王、アメリカ村、オーシャンスパ九十九里太陽の里、スパリゾート犬吠埼太陽の里、キャロム、カラオケダイニングルームZIP、ドレミファクラブ、夢空間、アプレシオ、カラオケステーション、カラオケルームミンク、アルコサウンド、カラオケステーションSUN、カラオケスタジオセブン2、からおけ屋、JJCLUB100、YOU、パセラスイート、カラオケスタジオポップコーン カラオケアーサー、KUTA、カラオケドラマ、グランドパル、カラオケウイング、カラオケペキニーズ、ピアスタジオ、スペースクリエイト自遊空間、フラココ、カラオケルームとまと、カラオケサブマリン、カラオケキタノ、カラオケスタジオケイあんどエス、DEEP FOREST、ビックイレブン、カルダン、カラオケスタジオマリンプルー、カラオケスタジオM、スタジオノア、ヨーテン、カラオケJJ、カラオケアドアーズ、カラオケ歌蔵、カラオケ青い珊瑚礁、REIKODO カラオケルーム、ラミューズ、カラオケルームパラダイス、ビーポップ、カラオケBeer1、カラオケ倶楽部 パティオ、LOUNGEアルベラ、エコー、カラオケベイブリッジ、カラオケキャビンシルエット、ジャッカス、マイアミガーデン、カラオケパーティープラザチムニー、カラオケラミューズ、カラオケ山手線、カラオケNANA

3 災害時における帰宅困難者支援に関する協定書（四州市）

神奈川県、横浜市、川崎市及び相模原市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震・風水害・その他大規模災害等による災害が発生し、鉄道、バス等の公共交通機関の運行が停止し、早期に運行開始が見込めない場合において、駅、事業所、学校等に滞留する通勤者、通学者、観光客等のうち、容易に帰宅することができない者（以下「帰宅困難者」という。）の支援を行うため、必要な事項を定める。

（支援の内容）

第2条 甲の各州市は、災害発生時に乙に対し、次の事項について支援を要請することができる。

- （1） 乙の店舗（事業所）において、帰宅困難者に対し、水道水及びトイレを提供すること。
- （2） 乙の店舗（事業所）において、帰宅困難者に対し、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た災害に関する情報等を提供すること。
- （3） 乙の店舗（事業所）において、帰宅困難者に対し、一時的に休憩の場を提供すること。

（支援の実施）

第3条 乙は、前条の規定により、甲から支援の要請を受けたときは、その緊急性にかんがみ、可能な範囲において、帰宅困難者に対し支援を実施する。この場合、支援を実施する店舗（事業所）は、支援を要請した州市の区域内にあって、本協定に賛同する店舗（事業所）とする。なお、甲の各州市から乙に対し通信の途絶等により要請を行うことができないときは、乙は、甲の各州市の要請を待たず支援を実施することができる。

（災害時帰宅支援ステーション・ステッカーの掲出）

第4条 本協定に賛同した店舗（事業所）について、「災害時帰宅支援ステーション」と呼称し、甲、乙協力して、防災に対する意識啓発のため広く住民への周知を図る。

2 乙は、「災害時帰宅支援ステーション」ステッカーを店舗（事業所）の入り口等、利用者の見やすい位置に掲出する。

（経費の負担）

第5条 第3条に規定する支援の実施並びに第4条に規定する周知及び掲出に要した経費は、当該支援等を実施した者が負担する。

（情報の交換）

第6条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平常時においても必要に応じて、情報の交換を行う。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定する。

(適用)

第8条 この協定は、平成 年 月 日から適用する。

2 この協定の締結を証するため、本書〇通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各1通を保有する。

四州市の災害時における帰宅困難者支援に関する協定 締結状況一覧

No	協定の相手方	協定締結年月日
1	神奈川県石油業協同組合	平成15年 5月 29日
2	日産自動車株式会社	平成20年 3月 26日
3	神奈川日産自動車株式会社	
4	日産プリンス神奈川販売株式会社	
5	株式会社日産サティオ湘南	
6	神奈川県理容生活衛生同業組合	平成26年 3月 4日
7	浄土真宗本願寺派東京教区神奈川組	平成28年 6月 1日
8	浄土真宗本願寺派東京教区鎌倉組	平成28年 7月 1日
9	神奈川県美容業生活衛生同業組合	平成28年 7月 12日
10	ネットヨタ横浜株式会社	平成28年 8月 26日
11	生活協同組合ユーコープ	平成28年12月 12日
12	横浜調剤薬局等	平成29年 6月 1日
13	神奈川県生活協同組合連合会の会員生協	平成29年 8月 1日

1 災害情報等の放送に関する協定書

川崎市（以下「甲」という。）とかわさき市民放送株式会社（以下「乙」という。）は、地域における各々の役割と使命を踏まえ、災害、事故など市民生活に影響を与える事態（以下「災害等」という。）が発生した場合又は発生が予見される場合に、これらに関する情報（以下「災害情報等」という。）の甲から乙に対する提供、乙によるラジオでの放送等に関して、次のとおり協定を締結する。

（災害情報等の提供）

第1条 甲は、災害等が発生した場合又は発生が予見される場合に、乙へ災害情報等を提供するものとする。

2 乙は、災害等が発生した場合又は発生が予見される場合に、甲へ災害情報等の提供を求めることができる。

3 甲から乙への災害情報等の提供手段は、電子メール、インターネット等を利用したデータにより提供するものとする。ただし、当該手段で情報提供できない場合には、ファクシミリ等の代替手段を利用するものとする。

（災害情報等の緊急度）

第2条 災害情報等を迅速かつ正確に伝えるために、災害情報等について緊急度に応じて分類する。

2 前項の緊急度の分類は、高、中及び低の3種類とし、次のとおり定める。

(1) 「高」は、市民に避難等の危険回避行動を求めたり、市民に大きな被害を及ぼす恐れがあるなど、迅速な広報を必要とする災害情報等をいう。

(2) 「中」は、市民に避難等の危険回避行動を求める恐れがあったり、危険回避行動の準備を促したり、市民への影響がありかつ緊急性があるなど、広報を必要とする災害情報等をいう。

(3) 「低」は、参考情報として市民に広報する災害情報等をいう。

3 主な災害情報等の緊急度の分類は、別表のとおりとする。

（災害情報等の放送）

第3条 乙は、甲が提供した災害情報等を放送するものとする。

2 災害情報等の放送方法は、前条第2項の緊急度に応じて次のとおりとする。

(1) 「高」の場合、乙は放送中の番組等を直ちに中断して、災害情報等を放送するものとする。

(2) 「中」の場合、乙は放送中の番組等の中で速やかに災害情報等を放送するものとする。

(3) 「低」の場合、乙は放送中の番組等の合間に、可能な限り速やかに放送するものとする。

3 甲及び乙は、災害情報等の放送について、外国語での放送も行えるよう支援体制の整備に努めるものとする。

（緊急放送装置の使用）

第4条 甲は、乙が無人放送を行っているなど、直ちに乙による災害情報等の放送を行うことが困難な場合は、緊急放送装置を使用して災害情報等を放送することができる。

2 甲は、前項の規定に基づき、緊急放送装置を使用した場合は、乙へ放送内容及び放送日時を連絡するものとする。

（臨時災害放送局の開局）

第5条 全市に及ぶ大規模な災害が発生し甲からの要請があった場合は、乙は全ての番組を中止し、甲が提供する災害情報等を専用に放送する臨時災害放送局を開局する。

2 前項に基づく放送による施設維持費等の費用負担については、甲乙協議により定めるものとする。

(協定期間)

第6条 この協定の有効期間は、平成25年3月31日までとする。ただし、期間終了1か月前までに甲又は乙から何らの申し出がない場合は、更に1年間の更新をするものとし、以後も同様とする。

(その他)

第7条 本協定に定めのない事項又は条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上別に定めるものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成20年9月9日から施行する。
- 2 「災害情報等の放送に関する協定書」(平成8年6月28日締結)は、廃止する。
- 3 「災害情報等の放送に係る実施運用に関する覚書」(平成8年6月28日締結)は、廃止する。

附 則

- 1 この協定は、平成24年4月2日から施行する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各1通を保有する。

平成24年4月2日

甲 川崎市

川崎市長 阿部 孝夫

乙 川崎市中原区小杉町1-403

かわさき市民放送株式会社

代表取締役社長 森 敏朗

別表

緊急度	緊急度の定義	事例
高	1 市民に避難等の危険回避行動を求める情報 2 市民に大きな被害を及ぼす又は及ぼす恐れがある災害等に関する情報 3 その他、危機管理上、迅速な広報を必要とする情報	<ul style="list-style-type: none"> ・震度情報（市内で震度5弱以上） ・避難勧告、避難指示 ・大津波警報、津波警報 ・東海地震予知情報 ・弾道ミサイル情報、航空攻撃情報、ゲリラ・特殊部隊攻撃情報、大規模テロ情報等国民保護に関する情報 ・市民に大きな被害を及ぼす災害等に関する情報（大地震、風水害、大規模な事故等） など
中	1 市民に避難等の危険回避行動を求める恐れがある災害等に関する情報 2 市民に避難等の危険回避行動の準備を促す情報 3 市民への影響がありかつ緊急性がある災害等に関する情報 4 その他、危機管理上、広報を必要とする情報	<ul style="list-style-type: none"> ・震度情報（市内で震度4） ・避難準備情報 ・津波注意報 ・東海地震注意情報 ・気象警報（大雨、洪水等） ・指定河川洪水予報 ・土砂災害警戒情報 ・光化学スモッグ情報 ・記録的短時間大雨情報 ・市民への影響がありかつ緊急性がある情報（コンビナート火災、ライフライン事故等） ・避難所開設情報 など
低	1 参考情報として市民に広報する情報	<ul style="list-style-type: none"> ・震度情報（市内で震度3） ・東海地震に関連する調査情報（臨時） ・気象注意報（大雨、洪水等） ・竜巻注意情報 など

2 災害時等における放送要請に関する協定書

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第57条及び大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第20条の規定に基づき、災害時における放送の要請に関し、川崎市を甲とし、を乙とし、甲乙間において、次のとおり協定する。

（放送の要請）

第1条 甲は、災害対策基本法第56条の規定に基づく通知又は、警告が災害のため公衆電気通信設備、有線電気通信設備若しくは、無線設備により通信できない場合又は、通信が著しく困難な場合において、その通信のための特別の必要があるときは、同法第57条の規定に基づき乙に対し、放送を行うことを求めることができる。

2 前項の規定は甲が、大規模地震対策特別措置法第9条に基づく警戒宣言が発せられたことを知った場合において、同法第20条に基づき乙に対し、放送を行うことを求めるときに準用する。

（要請の手続）

第2条 甲は乙に対し、次の各号に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

- (1) 放送要請の理由
- (2) 放送事項
- (3) 希望する放送日時
- (4) その他必要な事項

（放送の実施）

第3条 乙は、甲から要請を受けた事項に関して放送の形式、内容、時刻をそのつど決定し、放送するものとする。

（連絡責任者）

第4条 第2条に規定する放送要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡の確実、円滑を図るため、甲及び乙はそれぞれ連絡責任者を定め、相互に届けておくこととする。

（雑則）

第5条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（施行期日）

第6条 この協定は、昭和61年7月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者が記名押印のうえ、各1通を保有する。

昭和61年6月27日

甲	川崎市
	川崎市長 伊藤三郎
乙	（法人名）
	（代表者名）

協定先一覧

- 1 日本放送協会横浜放送局
- 2 (株)アールエフラジオ日本
- 3 (株)テレビ神奈川
- 4 横浜エフエム放送(株)

3 災害時等におけるケーブルテレビ事業者との情報伝達の要請に関する協定

(目的)

第1条 川崎市(以下「甲」という。)とイツ・コミュニケーションズ株式会社(以下「乙」という。)、株式会社小田急情報サービス(以下「丙」という。)及びYOUテレビ株式会社(以下「丁」という。)は、災害及び事故その他市民生活に影響を与える緊急事態(以下「災害等」という。)が発生した場合又は発生が予見される場合に、これらに関する情報(以下「災害情報等」という。)の提供、放送及びインターネット上での情報伝達(以下「情報伝達」という。)に関して、以下のとおり協定を締結する。

(要請理由)

第2条 甲は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号。)第56条に基づく通知又は要請について、災害等のため公衆電気通信設備、有線電気通信設備若しくは無線設備により通信ができない場合、又は著しく困難な場合及びそれに準ずる場合で、その通信のため特別の必要がある場合に乙、丙及び丁に対して、情報伝達の要請を行うことができる。

(要請の手続き)

第3条 甲は、乙、丙及び丁に対し次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

- (1) 要請理由
- (2) 伝達内容
- (3) 希望する日時
- (4) その他必要な事項

(情報伝達の実施)

第4条 乙、丙及び丁は、甲から要請を受けた事項に関して、内容及び時刻をその都度決定し、情報伝達を行うものとする。

(災害時の協力)

第5条 甲は、乙、丙及び丁に対して次の協力を求めることができる。

- (1) 川崎市災害対策本部(区本部を含む)への災害情報等の提供
- (2) 川崎市災害対策本部(区本部を含む)が発表する災害情報等の伝達
- (3) その他の必要な情報

(ケーブルテレビ事業者間の相互協力)

第6条 乙、丙及び丁は、各事業者相互に協力して第5条の協力遂行に当たるものとする。

(平常時の協力)

第7条 甲、乙、丙及び丁は、第5条に規定した災害時の相互協力を円滑に実施するため、平常時より次の事項について、相互に協力するものとする。

- (1) 防災訓練への参加に関すること。
- (2) 防災知識の普及啓発活動に関すること。
- (3) ケーブルテレビ事業の推進に関すること。

(連絡責任者)

第8条 第2条に規定する放送の要請に関して、甲、乙、丙及び丁はそれぞれ次の連絡責任者をおくものとする。

甲	川崎市	建設局防災対策室長	
乙	イツ・コミュニケーションズ株式会社		総務部長
丙	株式会社小田急情報サービス		営業部長
丁	YOUテレビ株式会社		企画編成部長

(協議)

第9条 この協定に関して疑義が生じた場合、若しくは定めのない事項に関しては、その都度甲、乙、丙及び丁が協議して定めるものとする。

(協定機関)

第10条 この協定の有効期間は、締結日から平成15年3月31日までとする。ただし、協定の期間満了の一个月前までに、甲、乙、丙及び丁いずれからも廃止又は変更の申し出がないときは、この協定はさらに一年間延長されたものとみなし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため協定書を4通作成し、甲、乙、丙及び丁は記名押印の上、各一通を保有する。

平成14年8月23日

甲 川崎市
川崎市長 阿部 孝夫

乙 東京都渋谷区南平台町5番6号
イツ・コミュニケーションズ株式会社
代表取締役社長 伊原 光孝

丙 東京都渋谷区代々木2丁目28番12号
株式会社 小田急情報サービス (※)
代表取締役社長 荒屋 正年

丁 横浜市鶴見区鶴見中央1丁目26番1号
YOUテレビ株式会社
代表取締役社長 館岡 精一

(※現在の株式会社ジェイコムイースト町田・川崎局)

4-(1) 放送と通信サービスを活用した防災気象情報の提供に関する覚書

川崎市(以下「甲」という。)とイツ・コミュニケーションズ株式会社(以下「乙」という。)は、平成14年8月23日に締結した「災害時等におけるケーブルテレビ事業者との情報伝達の要請に関する協定」第7条各号に基づき、乙の運営する放送と通信サービスを活用し、災害情報や気象情報等(以下「防災気象情報」という。)を市民へ提供及び放送することに関して、次のとおり覚書(以下「本覚書」という。)を取り交わす。

(目的)

第1条 甲及び乙は、乙の運営するケーブルテレビ放送(データ放送を含む。)や通信サービス等を活用し、防災気象情報を市民に迅速かつ的確に提供するため、互いに協力するものとする。

(提供の提供方法)

第2条 甲は、乙に対して、甲の運用する電子メール配信サービス「メールニュースかわさき(防災気象情報)」を利用して、防災気象情報を提供する。

(設備の維持管理)

第3条 甲及び乙は、それぞれの財産の所有区分に従い、各所有者が自己の費用と責任において実施するものとする。

(甲の免責)

第4条 乙は、甲から取得する防災気象情報について、次に掲げる事項に該当する場合は、その責任を甲に問わないものとする。

(1) 天災その他の不可抗力に基づく防災気象情報送信の停止及び中断

(2) 機器の保守、点検による防災気象情報送信の停止及び中断

2 前項による防災気象情報の停止及び中断もしくは防災気象情報の誤りが判明した場合は、甲は、乙に対し直ちに通知するものとする。ただし、その原因が乙の責めに基づくものである場合は、この限りではない。

(乙の免責)

第5条 甲は、乙が所有する機器の保守、点検等に伴い防災気象情報の提供を停止及び中断することがあることを承諾するものとする。

2 前項に基づく中断が判明した場合は、乙は、甲に対して通知するものとする。

(有効期間)

第6条 本覚書の有効期間は、締結日から1年間とする。ただし、甲乙双方から何ら申し出がない場合は、更に1年間更新するものとし、以後も同様とする。

(情報の費用)

第7条 甲は、乙に対して、防災気象情報の取得にかかる費用を請求しないものとする。

(情報の目的外利用)

第8条 乙は、甲から取得した防災気象情報を、本覚書に定める目的以外で利用する場合には、あらかじめ甲の承諾を得るものとする。

(その他)

第9条 本覚書に定めない事項又は条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議して別に定める。

本覚書の取り交わしを証するため、本覚書2通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年10月21日

甲 川崎市

川崎市長 阿部孝夫 印

乙 東京都渋谷区南平台町5番6号
イツ・コミュニケーションズ株式会社

代表取締役社長 市来利之 印

4-(2) 放送と通信サービスを活用した防災気象情報の提供に関する覚書

川崎市(以下「甲」という。)とYOUテレビ株式会社(以下「乙」という。)は、平成14年8月23日に締結した「災害時等におけるケーブルテレビ事業者との情報伝達の要請に関する協定」第7条各号に基づき、乙の運営する放送と通信サービスを活用し、災害情報や気象情報等(以下「防災気象情報」という。)を市民へ提供及び放送することに関して、次のとおり覚書(以下「本覚書」という。)を取り交わす。

(目的)

第1条 甲及び乙は、乙の運営するケーブルテレビ放送(データ放送を含む。)や通信サービス等を活用し、防災気象情報を市民に迅速かつ的確に提供するため、互いに協力するものとする。

(提供の提供方法)

第2条 甲は、乙に対して、甲の運用する電子メール配信サービス「メールニュースかわさき(防災気象情報)」を利用して、防災気象情報を提供する。

(設備の維持管理)

第3条 甲及び乙は、それぞれの財産の所有区分に従い、各所有者が自己の費用と責任において実施するものとする。

(甲の免責)

第4条 乙は、甲から取得する防災気象情報について、次に掲げる事項に該当する場合は、その責任を甲に問わないものとする。

- (1) 天災その他の不可抗力に基づく防災気象情報送信の停止及び中断
- (2) 機器の保守、点検による防災気象情報送信の停止及び中断

2 前項による防災気象情報の停止及び中断もしくは防災気象情報の誤りが判明した場合は、甲は、乙に対し直ちに通知するものとする。ただし、その原因が乙の責めに基づくものである場合は、この限りではない。

(乙の免責)

第5条 甲は、乙が所有する機器の保守、点検等に伴い防災気象情報の提供を停止及び中断することがあることを承諾するものとする。

2 前項に基づく中断が判明した場合は、乙は、甲に対して通知するものとする。

(有効期間)

第6条 本覚書の有効期間は、締結日から平成27年3月31日までとする。ただし、甲乙双方から何ら申し出がない場合は、有効期間を1年間更新するものとし、以後も同様とする。

(情報の費用)

第7条 甲は、乙に対して、防災気象情報の取得にかかる費用を請求しないものとする。

(情報の目的外利用)

第8条 乙は、甲から取得した防災気象情報を、本覚書に定める目的以外で利用する場合には、あらかじめ甲の承諾を得るものとする。

(その他)

第9条 本覚書に定めない事項又は条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議して別に定める。

本覚書の取り交わしを証するため、本覚書2通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各1通を保有する。

平成26年 4月 4日

甲 川崎市

川崎市長 福田 紀彦 印

乙 横浜市鶴見区鶴見中央1丁目26番1号
YOUテレビ株式会社

代表取締役社長 鶴田 豊實 印

4-(3) 放送と通信サービスを活用した防災気象情報の提供に関する覚書

川崎市(以下「甲」という。)と株式会社ジェイコムイースト町田・川崎局(以下「乙」という。)は、平成14年8月23日に締結した「災害時等におけるケーブルテレビ事業者との情報伝達の要請に関する協定」第7条各号に基づき、乙の運営する放送や通信サービス等を活用し、災害情報や気象情報等(以下「防災気象情報」という。)を市民へ提供及び放送することに関して、次のとおり覚書(以下「本覚書」という。)を取り交わす。

(目的)

第1条 甲及び乙は、乙の運営するケーブルテレビ放送(データ放送を含む。)や通信サービス等を活用し、防災気象情報を市民に迅速かつ的確に提供するため、互いに協力するものとする。

(提供方法)

第2条 甲は、乙に対して、甲の運用する電子メール配信サービス「メールニュースかわさき(防災気象情報)」及び同報系防災行政無線を利用して、防災気象情報を提供する。

(L字放送及びデータ放送)

第3条 乙は第2条によって提供された防災気象情報を、乙の運営するケーブルテレビ放送の「J:COM チャンネル」の下部の情報表示部分及びデータ放送内下部の情報表示部分に表示するものとする。

2 甲が提供した防災気象情報の著作権及び内容に関する責任は、甲に帰属するものとする。

3 乙は、乙の運営するケーブルテレビ放送加入者から甲が提供した防災気象情報の内容に関する質疑、異議、請求等があるときは、これを甲に引き継ぐものとする。

4 乙は、甲が提供した防災気象情報の内容が公序良俗に反するなど乙の放送基準に適合しないと判断した場合、その防災気象情報を削除することができる。なお、削除した場合、乙は甲に連絡を行うものとする。

(同報系防災行政無線放送内容の再送信同意)

第4条 甲及び乙は、同報系防災行政無線により市民向けに実施している防災気象情報の放送(以下「同報無線放送」という。)を乙の設備により受信し、乙が別途提供している緊急地震速報サービスに加入している者に貸与している専用端末を通して再送信(以下「再送信」という。)を行うことに同意する。

2 乙は、甲が提供する同報無線放送の内容について、変更を加えないものとする。

3 甲が実施する同報無線放送の内容に関しては、甲の責任とし、乙は責任を負わないものとする。

4 乙は、乙の緊急地震速報サービス加入者から内容に関する質疑、異議、請求等があるときは、これを甲に引き継ぐものとする。

(提供エリア)

第5条 本覚書で合意したデータ放送及び再送信の提供エリアは、別紙1に規定する乙が運営するサービス提供エリアとし、これ以外の地域に関してはデータ放送及び再送信を行わないものとする。

(設備の維持管理)

第6条 甲及び乙は、それぞれの財産の所有区分に従い、各所有者が自己の費用と責任において実施するものとする。

(免責事項)

第7条 甲及び乙は、それぞれの設備が天変地災、設備保守、その他事故等により、データ放送及び再送信が実施できなかった場合でも、なんら責任を負わないものとする。

2 前項に基づく中断が判明した場合は、相手方に対して通知するものとする。

(有効期間)

第8条 本覚書の有効期間は、締結日から平成27年3月31日までとする。ただし、甲乙双方から期間満了1か月前までに何ら申し出がない場合は、有効期間を1年間更新するものとし、以後も同様とする。

(費用)

第9条 甲及び乙は、本覚書によるデータ放送及び再送信の情報提供にかかる費用を請求しないものとする。

2 甲及び乙は、データ放送及び再送信を実施するに当たり自ら必要な設備の取得及び改修等にかかる費用を請求しないものとする。

3 乙は、データ放送及び再送信を行うにあたり、乙のJ:COMチャンネルの視聴者及び緊急地震速報サービス加入者に対して、無償でのデータ放送及び再送信を行うものとする。ただし、乙が別途提供している緊急地震速報サービスに関しては、利用料金を含め乙所定の契約条件によるものとし、甲は乙に対して制限をかけないものとする。

(情報の目的外利用)

第10条 乙は、甲から取得した同報系防災気象情報を、本覚書に定める目的以外で利用する場合には、あらかじめ甲の承諾を得るものとする。

(守秘義務)

第11条 甲及び乙は、本覚書に規定する業務の遂行にあたり知りえた相手方の事業上、技術上の事項について、第三者に開示してはならない。ただし、事前に甲・乙合意した事項

に関してはこの限りではない。

(解除)

第12条 甲又は乙が、第8条の有効期間中に本覚書を解除しようとする場合には、2か月前までに相手方に書面にて通知することにより、本覚書を将来に向かって解除することができる。

(権利義務)

第13条 甲及び乙は、相手方の事前の承諾なく、本覚書上の地位、及び権利義務を第三者に譲渡し、引き受けさせ、その他処分しないものとする。

(その他)

第14条 本覚書に定めない事項又は条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議して別に定める。

本覚書の取り交わしを証するため、本覚書2通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各1通を保有する。

平成26年 10月 22日

甲 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市
川崎市長 福田 紀彦 印

乙 川崎市麻生区万福寺1丁目2番2号
株式会社ジェイコムイースト町田・川崎局
局長 前田 泰洋 印

別紙1 サービス提供エリア

神奈川県川崎市 麻生区、多摩区

5 地上デジタル放送を活用した防災気象情報の提供に関する覚書

(目的)

第1条 川崎市(以下「甲」という。)と株式会社テレビ神奈川(以下「乙」という。)は、地上デジタル放送のデータ放送を活用し、災害情報や気象情報等(以下「防災気象情報」という。)の市民への提供及び放送に関して、次のとおり覚書を締結する。

(総則)

第2条 甲及び乙は、地上デジタル放送のデータ放送が有する郵便番号等による区域限定の機能を活用し、地域を限定した防災気象情報を緊急度合いに応じて最適な提供方法により提供するため、お互いに協力するものとする。

(情報の緊急度合い)

第3条 緊急度合いについては、別表1のとおり高、中、低の3種類とする。

- (1) 高は、市民に避難等の危険回避行動を求める緊急情報をいう。
- (2) 中は、市民に避難等の危険回避行動を求める恐れがあり、その準備を促す情報をいう。
- (3) 低は、参考情報として市民に周知する情報をいう。

(提供方法)

第4条 防災気象情報の提供方法は、前条の緊急度合いに応じて次のとおりとする。

- (1) 高の場合は、通常放送が行われている状態で、視聴者が操作を行うことなく防災気象情報のデータ放送に自動遷移し、防災気象情報を表示する。
- (2) 中の場合は、視聴者がデータ放送への遷移操作を行うことにより、防災気象情報のデータ放送に遷移し、防災気象情報を表示する。
- (3) 低の場合は、視聴者がデータ放送への遷移操作を行い、マイタウン情報の川崎市にカテゴリ登録されている防災気象情報に遷移することにより、掲載情報を表示する。

(有効期間)

第5条 この覚書の有効期間は、締結日から1年間とする。ただし、甲乙双方から何ら申し出がない場合は、更に1年間更新するものとし、以後も同様とする。

(その他)

第6条 この覚書に定めない事項又は条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議して別に定める。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各1通を保有する。

平成19年 9月14日

甲 川崎市

川崎市長 阿部 孝夫

乙 横浜市中区太田町2-23

株式会社テレビ神奈川

代表取締役社長 牧内 良平

別表1

緊急度	緊急度の定義	事例
緊急度「高」	<ol style="list-style-type: none"> 1 市民に避難等の危険回避行動を求める緊急情報 2 生命・財産に大きな被害を及ぼす恐れのある情報 3 危機管理上緊急を要する情報 	<ol style="list-style-type: none"> 1 市民の避難に関する情報 2 多数の市民が巻き込まれた可能性がある事故情報 3 多数の被害が発生した地震情報
緊急度「中」	<ol style="list-style-type: none"> 1 市民に避難等の危険回避行動などの事前準備を促す情報 2 多数の被害が発生した危機事案の被害情報 	<ol style="list-style-type: none"> 1 光化学スモッグ注意報等の発令・解除情報 2 市内で観測した大きな地震情報 3 コンビナート施設の火災等で被害の発生が予想される情報 4 大規模事故の被害情報 5 原子力施設の事故情報 6 気象警報（大雨、洪水、暴風等） 7 警戒基準を超えた雨量・水位情報等が観測され、被害発生のおそれ又は被害報告がある場合の雨量等の情報 8 被害発生が予想される土砂災害警戒情報
緊急度「低」	<ol style="list-style-type: none"> 1 参考情報として市民に周知する情報 	<ol style="list-style-type: none"> 1 大規模なライフライン事故 2 警戒基準を超えた雨量・水位情報等 3 集中豪雨・大雨などの予測情報 4 市内で観測した地震情報

6 災害情報等の相互提供に関する協定（株式会社レスキューナウ）

川崎市（以下「甲」という。）と株式会社レスキューナウ（以下「乙」という。）は、地震、台風・洪水等の風水害、テロ行為・大規模火災等の都市災害、その他の災害や事故等に関する情報（以下「災害情報等」という。）の相互提供について、次のとおり協定を締結する。

（甲乙の相互協力）

第1条 甲及び乙は災害情報等の収集及び伝達について、相互に協力するものとする。

（災害情報等の提供）

第2条 甲は、甲が知り得た災害情報等を乙に適宜実施可能な方法で提供する。

2 乙は、乙が知り得た災害情報等を甲に適宜実施可能な方法で提供する。

3 甲及び乙は、相互に提供される災害情報等のうち個人情報を除くものについて、それぞれが所有する情報提供システム等を用いて情報提供を行うことができる。

（情報の取扱い）

第3条 甲及び乙は、前条に関して知り得た個人情報については、個人情報の保護に関する法律及び川崎市個人情報保護条例の規定に基づき対応するものとする。

2 甲及び乙は、前条第3項に基づく情報提供において真偽が確認できない情報を提供するときは、その旨を明示するものとする。

（連絡責任者）

第4条 この協定の実施に関する連絡責任者は、甲においては総務局危機管理室長、乙においては危機管理情報センター長とする。

（協議）

第5条 この協定の実施に関して必要な手続きは、甲と乙が協議して定める。

（有効期間）

第6条 この協定は、平成20年5月12日から効力を発し、1年間効力を有するものとする。

2 期間満了の30日前までに甲又は乙の一方から書面による解約の意思表示がない限り、1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

（雑則）

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成20年5月12日

甲：川崎市

川崎市長 阿部孝夫

乙：東京都品川区西五反田5丁目6番3号
株式会社レスキューナウ

代表取締役 市川啓一

7 電子広告媒体を活用した防災気象情報の提供に関する協定

川崎市(以下「甲」という。)、合同会社クリエイティブワークス(以下「乙」という。)及びガイドリンク株式会社(以下「丙」という。)は、甲が提供する災害情報、気象情報等の情報(以下「防災気象情報」という。)を、丙が設置した自動販売機に併設された、乙が運用する電子広告媒体(以下、「電子広告媒体」という。)に表示させることに関して、次のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 甲、乙及び丙は、防災気象情報を市民に迅速かつ的確に提供するため、互いに協力して電子広告媒体を活用する。

(情報の提供)

第2条 甲は、乙に対して、甲の運用する電子メール配信サービス「メールニュースかわさき(防災気象情報)」(以下「メール」という。)を利用して、防災気象情報を提供する。

2 乙は、市民に対して、電子広告媒体を利用して、甲から提供された防災気象情報のうち、別表に記載する情報を提供する。

(設備の維持管理)

第3条 甲、乙及び丙は、それぞれの財産の所有区分に従い、各所有者が自己の費用と責任において設備の維持管理を実施する。

(甲の免責)

第4条 乙は、甲が維持管理する機器の保守、点検、事故等に伴い、防災気象情報の提供において停止、中断、内容の誤り等が発生することを承諾する。

2 甲は、前項による防災気象情報の停止、中断、内容の誤り等の発生が判明した場合は、乙に対し通知する。ただし、その原因が乙又は丙の責めに基づくものである場合は、この限りではない。

(乙の免責)

第5条 甲は、乙又は丙が維持管理する機器の保守、点検、事故等に伴い、電子広告媒体による防災気象情報の提供が停止、中断等が発生することを承諾する。

2 乙は、前項に基づく中断が判明した場合は、甲に対して通知する。

(有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、締結日から平成25年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1箇月前までに、甲乙丙のいずれかから何ら申し出がない場合は、更に1年間更新するものとし、以後も同様とする。

(情報の費用)

第7条 甲、乙及び丙は、本協定に基づく防災気象情報の提供については、無償で行う。

(情報の目的外利用)

第8条 乙及び丙は、甲から取得した防災気象情報を、本協定に定める目的以外で利用する場合には、あらかじめ甲の承諾を得るものとする。

(電子広告媒体の設置状況)

第9条 乙は、本協定に基づいて防災気象情報の提供が可能な電子広告媒体の設置状況について、甲に対して、年1回程度通知する。

(関係法令の遵守)

第10条 甲、乙及び丙は、それぞれの責任において、川崎市屋外広告物条例その他の法令を遵守する。

(その他)

第11条 本協定に定めない事項又は条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙丙協議して別に定める。

本協定の取り交わしを証するため、本協定書を3通作成し、甲乙丙それぞれが記名押印の上、各1通を保有する。

平成24年4月2日

甲 川崎市
川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市長 阿部 孝夫

乙 合同会社クリエイティブワークス
川崎市川崎区小川町15-2 浜屋ビル403

代表社員 宇城 久仁子

丙 ダイードリンク株式会社
東京都新宿区西落合1-20-17

東京営業部長 中島 孝徳

別表

防災気象情報
川崎市からの緊急のお知らせ
気象警報及び気象注意報
震度情報
天気予報
津波警報及び津波注意報
雨量通知情報及び水位警戒情報
光化学スモッグ情報
指定河川洪水予報
土砂災害警戒情報
竜巻注意情報
記録的短時間大雨情報

8 特設公衆電話の設置・利用に関する覚書

川崎市（以下「甲」という。）と東日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、災害が発生した際に乙の提供する非常用電話（以下「特設公衆電話」という。）の設置、利用、管理等に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、災害の発生時において、甲乙協力の下、被災者等の通信の確保を目的とする。

（用語の定義）

第2条 本覚書に規定する「災害の発生」とは、災害救助法(昭和22年法律第118号。その後の改正を含む。)第2条に規定する政令で定める程度の災害、または同様の事象の発生により社会の混乱が発生していることをいう。

2 本覚書に規定する「特設公衆電話」とは、甲乙協議のうえ定めた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を敷設し、災害の発生時に電話機を接続することで被災者等へ通信の提供を可能とするものをいう。

（特設公衆電話の設置場所及び設置箇所）

第3条 特設公衆電話の設置に係る設置場所（住所・地番・建物名をいう。以下同じ。）及び電気通信回線数については甲乙協議のうえ、乙が決定することとする。

2 特設公衆電話の設置に係る設置箇所（設置場所の建物内における特設公衆電話を利用する場所をいう。以下同じ。）については、甲乙協議のうえ甲が決定するものとする。

3 本条第1項及び第2項における設置場所、設置箇所及びこれらに付随する設置にかかる必要な情報（以下「設置場所等情報」という。）は甲乙互いに保管するものとする。なお、保管にあたっては、甲乙互いに情報管理責任者を任命し、別紙1に定める様式をもって相互に通知することとする。

（通信機器等の管理）

第4条 甲は、特設公衆電話の配備に必要な設備において、配管・引込み柱・端子盤等を甲の費用負担で設置するものとする。

2 甲は、災害の発生時に特設公衆電話を即座に利用が可能な状態となるよう、甲所有の電話機を適切な場所に保管の上、管理することとする。

（電話回線等の配備）

第5条 乙は、特設公衆電話の配備に必要な設備において、屋内配線（モジュラージャックを含む。以下同じ。）を乙の費用負担により設置することとする。

(移転、廃止等)

第6条 甲は、特設公衆電話の設置された場所の閉鎖、移転等の発生及び新たな設置場所が発生した場合は、速やかにその旨を乙に書面をもって報告しなければならない。

2 前項の設置に係る費用については、第4条及び第5条に基づき行うものとする。ただし、設置箇所の移動に係る費用については甲の費用負担により行うものとする。

(利用の開始)

第7条 特設公衆電話の利用の開始については乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに設置し、被災者等の通信確保に努めるものとする。ただし、設置場所の存在する地域において、特設公衆電話の設置場所が避難所となる場合においては、甲の判断により、利用を開始することができるものとし、甲は乙に対し特設公衆電話の利用を開始した設置場所等の情報を別紙2により通知するものとする。

(利用者の誘導)

第8条 甲は、特設公衆電話を開設した場合、利用者の適切な利用が行われるよう、可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。

(利用の終了)

第9条 特設公衆電話の利用の終了については甲乙協議のうえ乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに撤去するものとする。ただし、乙が利用終了を通知する前に、避難所を閉鎖した場合には、甲はすみやかに特設公衆電話を撤去し、甲は乙に対し撤去した場所の連絡を行うこととする。

(設置場所の公開)

第10条 乙は、災害時の通信確保のために、特設公衆電話の設置場所等情報について、甲と協議の上、乙のホームページ上で公開するものとする。

(定期試験の実施)

第11条 甲及び乙は、年に1回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう、別紙3に定める接続試験を実施するものとする。

(故障発見時の扱い)

第12条 甲及び乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認し、故障回復に向け協力するものとする。

(目的外利用の禁止)

第13条 甲は、第7条に規定する利用の開始及び第11条に規定する定期試験を除き、特設公衆電話の利用を禁止するものとする。

- 2 乙は特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査するものとする。
- 3 甲は、乙より目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとする。
- 4 前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、抜本的な措置を甲乙協議のうえ講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話の撤去を行うこととなった場合は、撤去に関する工事費用等及び甲が目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。

(機密保持)

第14条 甲及び乙は、本覚書により知り得た相手方の営業上、技術上の機密を、その方法手段を問わず、第三者に漏洩してはならない。この義務は、本覚書終了後も同様とする。

(協議事項)

第15条 本覚書に定めのない事項又は本覚書の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第16条 本覚書の有効期間は、締結日から平成26年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1箇月前までに甲乙のいずれかから何ら申し出がない場合は、さらに1年間更新するものとし、以後も同様とする。

本覚書締結の証として本書2通を作成し、甲乙それぞれが記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年 4月23日

甲 神奈川県川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市
川崎市長 阿部 孝夫 印

乙 神奈川県横浜市中区山下町198
東日本電信電話株式会社
取締役 神奈川支店長
小畑 哲哉 印

1 神奈川県石油コンビナート等川崎地区現地防災本部設置要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、神奈川県石油コンビナート等現地防災本部設置基準(以下「防災本部設置基準」という。)に定めるほか、川崎地区現地防災本部(以下「現地本部」という。)の設置、組織等について必要な事項を定めるものとする。

(設 置)

第2条 市長は、神奈川県石油コンビナート等現地防災本部設置基準別表に基づき、特に必要と認めるときは、現地本部を開設するものとする。

(組 織)

第3条 現地本部の組織は、別表第1のとおりとする。

2 現地本部には、現地副本部長を置き、川崎市危機管理担当副市長をもって充て、現地副本部長を補佐するとともに事故がある場合は、その職務を代理する。

3 現地本部員にやむを得ぬ事情がある場合には、自己の代理として所属職員を出席させることができるものとする。

4 現地副本部長は、災害の態様により、別表1以外の現地本部員が必要と認める場合には、副本部長に対し、その現地本部員の指名を要請するものとする。

5 現地本部員その他、現地本部に招集する関係機関は、原則として別表2のとおりとするが、さらに応急対策上必要と認める場合には、別表2以外の機関を招集することができるものとする。

6 現地本部の事務局は、川崎市総務企画局危機管理室があたり、その長は、危機管理室長とする。

(設置場所)

第4条 現地本部は、原則として川崎市役所第3庁舎災害対策本部室に開設する。ただし、川崎市地域防災計画に基づく災害対策本部が設置された場合は、災害対策本部において現地本部の事務を行なうものとする。

(情報連絡体制)

第5条 災害時における情報連絡体制は、別表第3のとおりとする。

(解 散)

第6条 災害の危険がなくなったと認めるとき、又は応急対策活動が完了したと認められ、現地本部を市長が解散しようとする場合には、その旨を副本部長に報告する。

付 則

この要綱は、平成9年9月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年5月15日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年11月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

神奈川県石油コンビナート等川崎地区現地防災本部構成員

構 成 員	機 関 名	本部長及び本部員	連 絡 員
現地本部長	川崎市	市長	危機管理室長
現地副本部長	川崎市	危機管理担当副市長	
現地本部員	陸上自衛隊第31普通科連隊	連隊長	第3科長
〃	第三管区海上保安本部	本部長	川崎海上保安署専門官
〃	神奈川県警察本部	本部長	災害対策課長
〃	神奈川県	安全防災局長	工業保安課長
〃	川崎市港湾局	局長	庶務課長
〃	川崎市消防局	局長	庶務課長

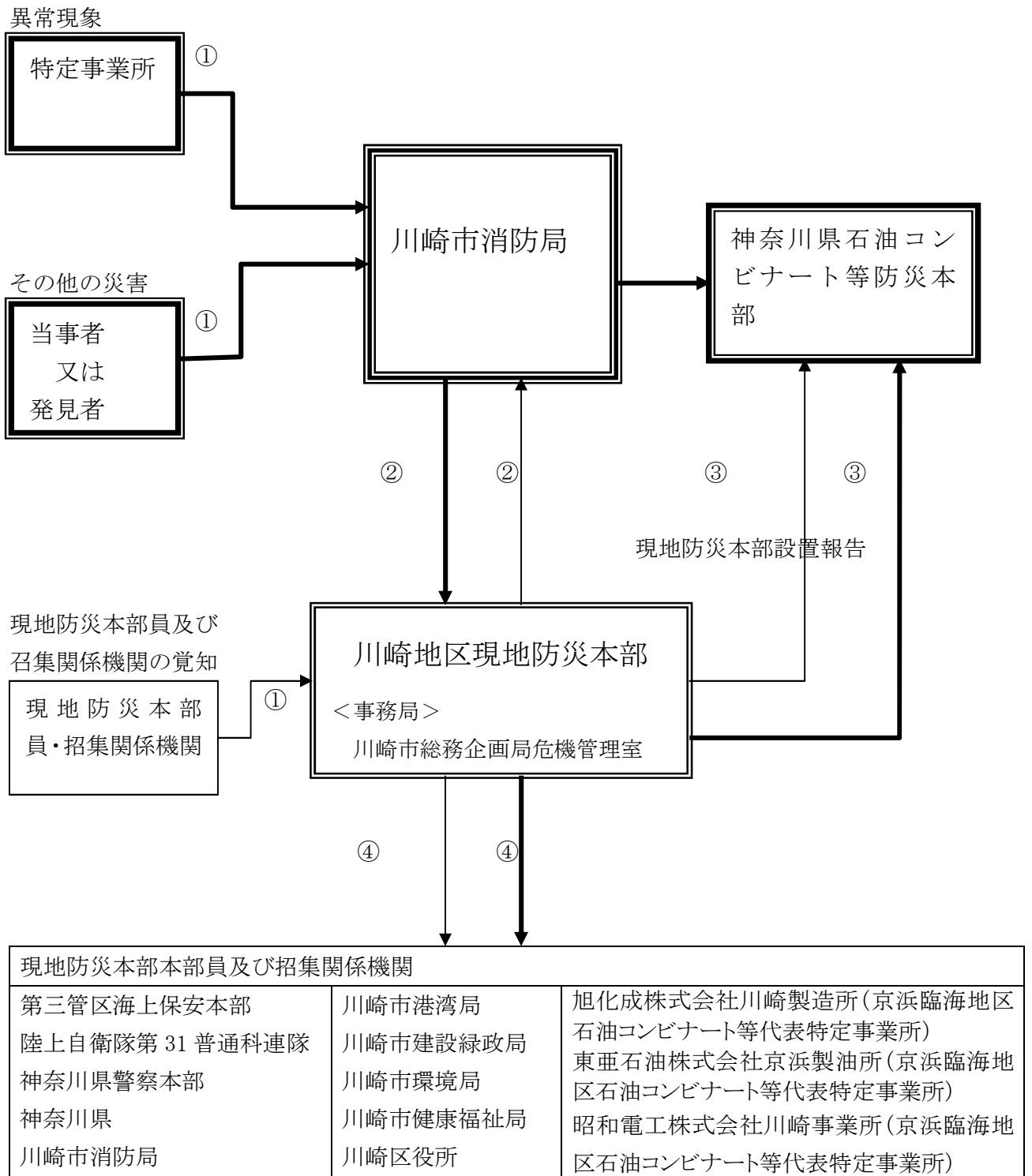
別表第2(第3条関係)

神奈川県石油コンビナート等川崎地区現地防災本部招集関係機関

機 関 名
川崎市環境局
川崎市健康福祉局
川崎市建設緑政局
川崎区役所
旭化成株式会社川崎製造所(京浜臨海地区石油コンビナート等代表特定事業所)
東亜石油株式会社京浜製油所(京浜臨海地区石油コンビナート等代表特定事業所)
昭和電工株式会社川崎事業所(京浜臨海地区石油コンビナート等代表特定事業所)

別表第3 (第5条関係)

災害時における情報連絡体制



※ 情報連絡体制の確立を図るため、事務局は、別に情報連絡窓口(昼夜間)を把握することとする。

(第2条関係)

神奈川県石油コンビナート等現地防災本部設置基準別表

区分	基 準
自然災害	<ol style="list-style-type: none"> 1. 大規模地震対策特別措置法第9条による「警戒宣言」が発表されたとき 2. 関係市内(横浜市、川崎市)で震度5強以上の地震を観測したとき 3. 気象庁が東京湾内湾又は相模湾・三浦半島津波予報区に大津波警報、又は津波警報を発表したとき
事故災害	<ol style="list-style-type: none"> 1. 事業所において火災、爆発等が発生し、当該事業所又は共同防災組織、当該事業所を管轄する消防機関では対応が困難な場合 2. 事業所において火災、爆発等が発生し、災害規模の拡大のおそれがある場合 3. 事業所等の周辺に災害が発生し、事業所等に災害が拡大するおそれがある場合

2 神奈川県下消防相互応援協定

消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づいて、横浜市、川崎市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、相模原市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、箱根町、湯河原町、愛川町（以下「協定市町」という。）の各市町長（以下「市町長」という。）は、消防相互応援に関して次により協定する。

第1条 この協定は、火災その他の災害（以下「災害」という。）が発生したとき、協定市町相互間の消防力を活用して、災害による被害を最少限度に防止するとともに火災の原因及び消火のために受けた損害の調査（以下「火災調査」という。）を実施し安寧秩序を保持することをもって目的とする。

第2条 前条の目的を達成するため、協定市町は、次に掲げる区分によって消防隊、救急隊その他必要な人員機器資材（以下「消防隊等」という。）を相互に出場させ若しくは調達して応援活動させるものとする。

(1) 通常応援

隣接する協定市町が、協定市町消防長覚書別表第1に定める区域に発生した火災及び別表第1の2に定める区域内に発生した災害を覚知したとき、その消防本部又は消防署に属する消防隊等により自動的に行なうもの。

(2) 消防団応援

隣接する協定市町が、協定市町消防長覚書に定める区域内に発生した火災を覚知したとき、非常勤の消防団員による消防隊により自動的に行なうもの。

(3) 特別応援

いずれかの協定市町の行政区域内に大災害が発生し、若しくは前各号に規定する以外の応援（火災調査を含む。）を特に必要とする場合で、災害地の市町長又は消防長の要請によって他の協定市町長が消防隊等により行なうもの。

第3条 応援の出場隊数は、通常応援は原則として1隊、消防団応援は地域実情により、特別応援は要請の内容、消防力及び消防事象の実情等に即して応援を行なう協定市町の消防長が決定するものとする。

第4条 特別応援の要請を行なう場合には、次の事項をでき得る限り明らかにしなければならない。

- (1) 災害の概況及び応援を要請する事由
- (2) 応援を要請する消防隊等の種類及び数
- (3) 活動内容及び集結場所
- (4) 誘導員又は担当責任者

(5) その他

第5条 応援要請(覚知による自動出場を含む。)を受けた協定市町は、ただちに消防隊等を出場させるものとする。ただし、自市町及び組合の災害または止むを得ない事情がある場合若しくは法令その他に別段の定めがある場合は、この限りではない。

第6条 応援出場した消防隊等は、災害地の消防長の指揮のもとに行動するものとする。

第7条 応援に要する経費等の負担は、法令その他に別段に定めがあるものを除くほか次による。

- (1) 通常応援及消防団応援のために要した経常的経費は、応援を行った協定市町の負担とする。ただし、要請により調達し、若しくは立替えたもの又は燃料、機器資材の補給、給食等に要した経費は、応援を受けた協定市町が現物により、又はその経費を負担する。
- (2) 特別応援のために要した経費は、応援を受けた協定市町が負担するものとする。
- (3) 応援消防隊員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援を行なった協定市町の負担とする。ただし、災害地において行なった救急治療の経費は、応援を受けた協定市町の負担とする。
- (4) 応援消防隊員が、応援業務を遂行中に第三者に損害を与えた場合においては、応援を受けた協定市町がその賠償の責めに任ずる。ただし、災害地への出場若しくは帰路途上において発生したものについては、この限りでない。

第8条 協定市町は、この協定の適正な運用を期するために必要な各種消防情報、資材等を相互に通知するものとする。

第9条 この協定による相互応援は、それぞれの消防長が実施するものとし、この協定実施のために必要な事項は、協定市町消防長が協議決定するものとする。

第10条 この協定に記載のない事項又は疑義を生じた事項については、協議の上決定するものとする。

第11条 この協定は昭和50年8月1日から効力を発生するものとし、次に掲げる協定は廃止する。

横浜市、川崎市、横須賀市、小田原市、鎌倉市、藤沢市、平塚市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、相模原市、厚木市、大和市、秦野市、伊勢原市、座間市、海老名市、南足柄市、大磯町、湯河原町、葉山町、箱根町、足柄上消防組合、寒川町、二宮町、綾瀬町及び津久井郡広域行政組合の間で、昭和47年8月25日に締結した消防相互応援協定。

この協定を証するため本書25通を作成し、記名押印の上各1通を保有するものとする。

昭和50年7月25日

附則

この協定の第2項第1号については、昭和56年8月25日から効力を生ずる。
(昭和56年8月25日締結)

附則

この協定は、平成2年7月1日から施行する。
(平成2年6月19日締結)

附則

この協定は、平成12年4月1日から施行する。
(平成12年4月13日締結)

附則

この協定は、平成16年8月20日から施行する。
(平成17年1月11日締結)

附則

この協定は、平成18年3月20日から施行する。
(平成18年3月20日締結)

附則

この協定は、平成18年8月18日から施行する。
(平成18年8月18日締結)

附則

この協定は、平成25年4月19日から施行する。
(平成25年4月19日締結)

3 東京湾消防相互応援協定

第1章 総則

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、第2条に規定する各都市の港内及びこれに関連する沿岸施設等に大規模災害が発生した場合における消防相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

(協定都市)

第2条 この協定は、次に掲げる各都市の消防機関（以下「協定機関」という。）相互間において行うものとする。

- (1) 東京都（東京消防庁）
- (2) 川崎市（川崎市消防局）
- (3) 千葉市（千葉市消防局）
- (4) 横浜市（横浜市消防局）
- (5) 市川市（市川市消防局）

(対象とする災害)

第3条 この協定の対象とする災害は、次に掲げるものとする。

- (1) 船舶、航空機、車両等の交通機関による大規模な火災又は危険物の流出事故
- (2) 大規模な危険物施設等の火災
- (3) その他前2号に準ずる大規模火災等

第2章 相互応援

(応援要請)

第4条 この協定に基づく応援要請は、前条に規定する災害が発生した都市（以下「発災都市」という。）の長又は消防長が次のいずれかに該当する場合に第2条に規定する都市（以下「応援都市」という。）の長又は消防長に行うものとする。

- (1) その災害が協定都市に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 発災都市の消防力によっては防ぎよが著しく困難と認める場合
- (3) その災害を防除するため協定機関が保有する特殊の車両等及び資器材を必要と認める場合

2 前項に規定する応援要請は、電話等により次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の場所及び被害の状況
- (3) 要請する車両等の種別、資器材の数量及び集結場所
- (4) その他必要な事項

(応援隊等の派遣)

第5条 応援都市の長又は消防長（以下「応援都市の長」という。）が前条の規定により応援要請を受けたときは、特別の理由がない場合のほか、応援を行うものとする。

2 前項の規定による要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに発災都市の長又は消防長（以下「発災都市の長」という。）に通報するものとする。

(消火用資器材等の調達手配)

第6条 応援都市の長は、発災都市の長から消火用資器材等の調達及び輸送について依頼を受けた場合は、これが迅速に行われるよう手配するとともに、その結果を発災都市の長に通報するものとする。

(応援隊の指揮)

第7条 応援隊の指揮は、発災都市の消防長が応援隊の長を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は直接隊員に行うことができる。

(報告)

第8条 応援隊の長は、消防行動の結果を速やかに発災都市の長に報告するものとする。

(災害概要の通報)

第9条 発災都市の長は、消防行動終了後速やかに災害の概要を応援都市の長に通報するものとする。

第3章 連絡会議

(連絡会議)

第10条 協定事務の円滑な推進を図るため、必要の都度協定機関間において連絡会議を開くものとする。

(協議連絡事項)

第11条 連絡会議は、次の各号について行うものとする。

- (1) 消防相互応援要領の円滑化に関する事。
- (2) 協定機関の消防現勢、消防事象、特殊災害等の資料の交換に関する事。
- (3) 協定都市間の消防演習に関する事。
- (4) 警防技術に関する事。
- (5) 消防資器材の開発、研究資料の交換に関する事。
- (6) その他必要な事項

第4章 経費負担
(経費負担)

第12条 この協定を実施するため必要な経費は、次の区分により負担するものとする。

- (1) この協定に基づく応援に要する経費のうち人件費、消費燃料費等の経常的経費、公務災害補償費及び事故により生じた経費は応援側の負担とし、これ以外の経費は、発災都市の負担とする。
- (2) 第6条の規定に基づく経費は、発災都市の負担とする。ただし、応援都市の職員をして行う輸送、連絡等に要する経費は、応援都市の負担とする。

第5章 雑則
(実施細部)

第13条 この協定に特別の定めがあるものを除くほか、この協定の実施について必要な事項は、協定機関の消防長が協議して定めるものとする。

(疑義)

第14条 この協定の実施について疑義を生じたときは、その都度当事者間において協議し、決定するものとする。

(協定書の保管)

第15条 この協定を証するため正本5通を作成し、協定機関がそれぞれ1通を保管するものとする。

附 則

1 この協定は、平成2年6月1日から効力を生ずる。

2 この協定の締結に伴い、昭和51年4月1日東京都、川崎市、千葉市及び横浜市間において締結した東京湾消防相互応援協定は効力を失う。

平成2年5月29日

附 則

この協定は、平成18年12月12日から効力を生ずる。

平成18年12月12日

東京消防庁 消防総監	関 口 和 重
川 崎 市 市 長	阿 部 孝 夫
千 葉 市 市 長	鶴 岡 啓 一
横 浜 市 市 長	中 田 宏
市 川 市 市 長	千 葉 光 行

東京消防庁

4 横浜市 航空機消防相互応援協定
川崎市
千葉市

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、東京消防庁、横浜市、川崎市及び千葉市（以下「協定都市」という。）に属する回転翼航空機及び乗組員（以下「航空隊」という。）に係る消防の相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

(応援要請)

第2条 この協定に基づく応援要請は、協定都市の区域における次の各号に掲げる災害であつて、応援要請都市（以下「要請側」という。）の長又は消防長が前条に規定する協定都市の長又は消防長に行うものとする。

(1) 水火災又は地震等の大規模特殊災害の発生により消防活動を必要とする災害

(2) 要請側の長又は消防長が消防活動上特に必要と認める災害

(応援)

第3条 応援は、要請側の長又は消防長の要請によるものとする。

2 応援要請があつたときは、協定都市は、所掌事務、気象状況等により飛行に支障がある場合を除き、応援するものとする。

(応援隊の指揮)

第4条 応援隊は、要請側の長又は消防長の指揮の下に活動するものとする。

(経費の負担)

第5条 応援に当たって要した通常的経費のうち、人件費、消費燃料費等、公務災害補償及び事故により生じた経費は、応援都市（以下「応援側」という。）の負担とする。ただし、応援側と要請側が協議して定める経費についてはこの限りではない。

(補則)

第6条 この協定に定めるもののほか、応援に関する必要事項は、別に定めるものとする。

(疑義の決定)

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度協定都市が協議の上、決定するものとする。

(協定書の保管)

第8条 本協定を証するため、正本4通を作成し、協定都市で各1通を保管するものとする。

附 則

この協定は、平成7年4月1日から効力を生じる。

平成7年3月29日

附 則

この協定は、平成18年12月12日から効力を生ずる。

東京消防庁消防長
消防総監 小山 卓

横浜市
市長 高秀 秀信

川崎市
市長 高橋 清

千葉市
市長 松井 旭

5 東京消防庁 消防相互応援協定 川崎市

第1条 消防組織法第39条の規定に基づく東京消防庁（以下「甲」という。）川崎市（以下「乙」という。）との消防相互応援は、この協定の定めるところによる。

第2条 この協定は、火災又は救急事故等の災害発生の際、甲乙相互の消防力を活用して、災害による被害を最少限度に防止することを目的とする。

第3条 相互応援の方法は、次のとおりとする。

（1）普通応援

ア 別表第1に定める区域内に発生した災害に係る出場は、次によるものとする。

（ア）火災を受報又は覚知した場合は、応援側から1隊出場するものとし、延焼火災の場合は更に1隊出場するものとする。

（イ）救急事故で被応援側の長の要請があった場合又は応援側の状況判断により出場の必要を認めた場合は、応援側から1隊出場するものとする。

イ 別表第2に定める区域内に発生した災害を受報又は覚知した場合は、別に定めるところにより出場するものとする。

（2）特別応援

甲又は乙の管轄区域内に大火災又は集団災害等が発生し応援が必要とする場合は、前号にかかわらず被応援側の長の要請又は応援側の状況判断により応援するものとする。この場合における応援隊数等については、そのつど応援側において決定するものとする。

第4条 応援出場隊は、すべて現場の被応援側最高指揮者の指揮に従うものとする。

第5条 応援出場隊の長は、消防行動についてすみやかに現場最高指揮者に報告するものとする。

第6条 応援に当って要した経常的経費及び事故により生じた経費は、応援側の負担とする。ただし、甲及び乙の消防長が協議して定める経費についてはこの限りでない。

2 前記以外の経費は、被応援側の負担とする。

第7条 この協定に定めるもののほか、応援に関する必要な事項は、甲及び乙の消防長が協議の上、別に定めるものとする。

第8条 この協定の運用について疑義を生じたときは、そのつど甲、乙協議して決定するものとする。

第9条 本協定を証するため、正本2通を作成し、甲乙各1通を保管するものとする。

上記のとおり協定する。

昭和43年8月2日

附 則（昭和56年6月30日）

この協定は、昭和56年7月1日から効力を生ずる。

中 略

附 則（平成6年11月30日）

1 この協定は、平成6年12月1日から効力を生ずる。

2 この協定の締結に伴い、昭和51年9月14日東京消防庁及び川崎市間において締結した

東京消防庁
川崎市 消防相互応援協定に基づく航空機特別応援に関する覚書は効力を失う。

中 略

附 則（平成19年9月12日）

この協定は、平成19年10月1日から効力を生ずる。

附 則

この協定は、平成22年2月1日から効力を生ずる。

6 扇島に関する消防業務協約

制定 平成2年12月20日

横浜市消防長及び川崎市消防長（以下「両市消防長」という。）は、消防業務の執行に関し、次のとおり協約する。

（目的）

第1条 この協約は、横浜市鶴見区扇島及び川崎市川崎区扇島（以下「扇島区域」という。）の消防活動上の特異性に基づき、火災、救急、救助、危険物事故（石油コンビナート等災害防止法第23条の異常現象を含む）等（以下「災害」という。）消防業務の執行上必要な事項を定め、市民の安寧秩序を保持することを目的とする。

（業務区分）

第2条 両市消防長は、管轄する行政区域の消防責任を有することを確認するとともに、消防業務を次の各号に基づき処理するものとする。

（1）消防隊、救急隊、救助隊その他の隊（以下「消防隊等」という。）の出場は、別記「消防隊等の災害出場区分等」による。

（2）扇島区域において、両市境界上に設けられ、若しくは存置された防火対象物並びに消防対象物に関する消防業務（前号に定めるものを除く。）については、両市消防長の協議により処理するものとする。

2 両市消防長は、消防隊等の出場が迅速適正に行われるよう、相互に協力するものとする。

（協議）

第3条 両市消防長は、前条第1項第1号に定める「消防隊等の災害出場区分等」によりがたい事情の生じた場合、その他この協約の実施に際し疑義が生じた場合、又はこの協約に定めのない事項については、協議の上決定するものとする。

（経費の負担）

第4条 消防隊等の出場に要する経費等の負担は、神奈川県下消防相互応援協定（昭和50年7月25日市町長協定）第7条の規定に準じて処理するものとする。

（協約の期間）

第5条 この協約は、扇島区域に通ずる道路網の整備等消防上重要な事情の変更がない限り継続するものとする。ただし、次項の申し出があった場合は、この限りでない。

2 両市消防長は、正当な理由に基づき、六箇月以上の猶予期間をもって申し出ることにより、いつでもこの協約を廃止することができる。

（協約書の保有）

第6条 この協約を証するため、本書2通を作成し、両市消防長記名押印の上各1通を保有するものとする。

附 則

- 1 この協約は、平成3年1月1日から効力を生ずる。
- 2 扇島に関する消防業務協約書（昭和56年11月26日）は廃止する。
(平成2年12月20日締結)

附 則

この協約は、平成15年8月1日から効力を生ずる。 (平成15年7月17日締結)

平成15年7月17日

横浜市消防長 河内 輝雄

川崎市消防長 後藤 清

別 記

消防隊等の災害出場区分等

- 1 扇島区域における消防隊の災害出場は、次のとおりとする。
 - (1) 川崎市川崎区扇島については、川崎市消防局が担当し、横浜市消防局は、消防隊1隊を通常応援するものとする。
 - (2) 横浜市鶴見区扇島については、横浜市消防局が担当し、川崎市消防局は、川崎市川崎区扇島への災害出場に定める消防隊等を第1出場又は指定出場により通常応援するものとする。また、横浜市消防局の指揮者が到着するまでの間は、川崎市消防局の指揮者が一時的に指揮をとるものとし、到着後速やかに、指揮権の委譲を行うものとする。
- 2 前項第2号の災害出場時における横浜市消防局の指揮者が到着するまでの間の消防隊の増強要請は、川崎市消防局の指揮者が川崎市消防局経由で行うものとする。
- 3 扇島区域における救急隊の災害出場は、川崎市消防局が担当するものとし、救急事故の内容等により、さらに救急隊を増強する必要がある場合は、事故が発生した市域管轄の消防局が担当するものとする。
- 4 扇島区域に発生した災害の調査は、市域管轄の消防局が担当するものとする。
- 5 両市消防局は、緊急通報、消防情報等を状況に応じ連絡するものとする。

7 横浜海上保安部と川崎市消防局との業務協定

(目的)

第1条 この協定は、横浜海上保安部を甲（以下「甲」という。）と川崎市消防局を乙（以下「乙」という。）とし、船舶の火災その他について甲、乙が協力して円滑な消火活動等を行うため必要な事項を定めることを目的とする。

(協定の区域)

第2条 この協定の対象とする海上の区域は、川崎市の属する海域（以下「協定区域」という。）とする。

(消火活動の責任)

第3条 協定区域内の次に掲げる船舶の消火活動は、主として乙が担任し、甲はこれに協力する。

(1) ふ頭又は岩壁、若しくは浮きさん橋にけい留された船舶及び上架または入きよ中の船舶

(2) 河川、運河における船舶安全法（昭和8年法律第11号）第2条第1項の規定の適用を受けない船舶

2 前項以外の船舶の火災の消火活動は、主として甲が担任し、乙はこれに協力するものとする。

(火災の調査等)

第4条 協定区域内における船舶の火災の原因調査は、前条第1項に掲げる船舶については、主として乙が担任し、第2項に掲げる船舶については甲が担任する。

2 火災及び消火活動により受けた船舶の損害調査は甲と乙が協議して行うものとする。

(火災の予防)

第5条 協定区域内の船舶の火災予防に関しては、甲、乙が協力して行うものとする。

(相互通報)

第6条 甲又は乙は、海上において火災が発生し、又は火災発生のおそれがあることを知ったときは、すみやかにその旨を相互に通報するものとする。

2 甲又は乙は、協定区域内で単独で船舶の火災の消火活動に従事したときは、すみやかにそのてん末を相互に連絡しなければならない。

(資料の交換)

第7条 甲及び乙は、化学消火薬剤等資材の備蓄状況その他についての情報を相互に交換するものとする。

(経費等の負担)

第8条 船舶の火災の消火活動等要した経費は、出動した機関がそれぞれ負担するものとする。ただし、特に多額の経費を要した場合における当該特別に要した経費の負担は、そのつど協議のうえ定めるものとする。

(特別応援)

第9条 甲又は乙は、協定区域外であっても大災害が発生したときは、相互に応援要請をすることができるものとする。

(必要事項の協議)

第10条 この協定に定めるもののほか、協定の実施について必要な事項は、甲、乙が協議して定めるものとする。

(協定書の保管)

第11条 この協定を証するため正本2通を作成し、甲、乙が各1通を保管する。

付 則

- 1 この協定は、昭和46年3月1日から施行する。
- 2 横浜海上保安部と川崎市消防本部との業務協定（昭和28年4月1日）は廃止する。

昭和46年8月1日

横浜海上保安部長 倭 島 定 雄

川崎市消防局長 瀬 川 正 雄

8 東京湾アクアライン消防相互応援協定書

制定 平成9年12月1日

【最終改正平成18年6月23日】

消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、川崎市（以下「甲」という。）及び木更津市（以下「乙」という。）の長は、東京湾アクアラインにおける消防に関する相互応援について、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、東京湾アクアラインにおいて、火災、救急事故等の災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲及び乙の消防力を相互に活用して、災害による被害を最小限度に防止することを目的とする。

（通常応援）

第2条 甲又は乙は、東京湾アクアラインのうち浮島インターチェンジから海ほたるまでの区域において発生した災害を覚知した場合には、甲又は乙の出場計画に基づき出場（以下「通常応援」という。）するものとする。

2 通常応援の受持ち区域は、次のとおりとする。

（1）甲は、浮島インターチェンジから海ほたるまでの下り線

（2）乙は、海ほたるから浮島インターチェンジまでの上り線

（特別応援）

第3条 甲又は乙の長は、通常応援区域を含む東京湾アクアラインにおいて発生した災害に乙又は甲の消防力を必要とする場合、次に掲げる事項を明らかにして、乙又は甲の長に応援（以下「特別応援」という。）を要請することができるものとする。

（1）災害発生の場所及び災害の概況

（2）応援を必要とする消防隊、救急隊、その他の隊、人員、資機材等（以下「消防隊等」という。）の種類及び数

（3）その他活動内容に関する事項

（応援隊の派遣）

第4条 特別応援の要請を受けた甲又は乙の長は、その要請に係る消防隊等を出場させるものとする。ただし、自市に災害が発生している場合、その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

2 特別応援の要請を受けた甲又は乙の長が消防隊等を出場させることができない場合は、当該要請をした乙又は甲の長にその旨を通報しなければならない。

（応援隊の指揮）

第5条 応援出場した消防隊等は、災害発生場所を管轄する甲又は乙の消防長の指揮のもとに活動するものとする。

（費用の負担）

第6条 応援に要した費用の負担は、法令その他に定めがあるものを除き、次に掲げるとおりとする。

- (1) 応援に要した通常の費用は、応援を行った甲又は乙の負担とする。ただし、要請により特に調達した人員、資機材は、応援を受けた乙又は甲が現物又はその費用を負担する。
- (2) 応援のため出場した消防隊等の活動が長時間にわたり、燃料その他の資機材の補給又は人員への給食等を必要とする場合は、応援を受けた甲又は乙が現物又はその費用を負担する。
- (3) 応援のため出場した消防隊員等が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、応援を行った甲又は乙がその災害補償をする。
- (4) 応援のため出場した消防隊員等が第三者に損害を与えた場合は、応援を受けた甲又は乙がその損害を賠償する。ただし、災害現場への上場途中又は災害現場からの帰路途中において第三者に損害を与えた場合は、応援を行った乙又は甲がその損害を賠償する。

(情報の交換)

第7条 甲及び乙は、この協定の適正な運用を期するために必要な消防隊等の出場計画、資機材の保有状況等の各種消防情報を相互に交換するものとする。

(消防長への委任)

第8条 この協定の実施のため必要な事項は、甲及び乙の消防長が決定するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲及び乙の長が協議の上、決定するものとする。

(協定書の保管)

第10条 この協定を証するため、本書2通を作成し、記名押印の上、甲、乙各1通を保管するものとする。

附 則

この協定は、平成9年12月18日から効力を生ずる。

9 鉄道災害における鉄道事業者と消防機関との連携に関する協定書

1 目的

鉄道災害発生時における鉄道事業者と消防機関との連携を図り、より迅速かつ効率的な消防活動等と安全管理体制の確保及び公共交通機関の早期運転再開の実施を目的とする。

2 用語の定義

- (1) 鉄道事業者とは、神奈川県内で運行する鉄道会社で別表のとおり
- (2) 消防機関とは、神奈川県内の消防（局）本部で別表のとおり
- (3) 消防隊等とは、消防機関が編成する救助隊、消防隊、救急隊、指揮隊等の部隊をいう。
- (4) 消防活動等とは、消防機関が実施する救助活動、救急活動、消火活動、火災原因調査等の消防隊等の活動をいう。
- (5) 支援活動等とは、鉄道事業者が行う消防活動等時における協力活動をいう。

3 消防活動等の範囲

連携する内容は、軌道内（駅間）及び駅構内で次によるものとする。

- (1) 救助事故
- (2) 救急事故
- (3) 火災（車両、その他）
- (4) 火災原因調査

なお、火災にあつては鉄道沿線火災を含むものとする。

4 通報時の留意事項等

- (1) 鉄道事業者は、災害を発見又は発生を覚知した場合、消防機関が対応体制を整えるのに必要な次の事項について、可能な限り通報するものとする。

また、第1通報の後、消防隊等が到着するまでの間において、判明した内容についても同様とする。

 - ア 災害等の種別（火災、救助、救急）
 - イ 発生時刻
 - ウ 発生場所（駅舎内、最寄り駅、軌道内～何キロ地点、目標物等）
 - エ 要救助者の数と状況
 - オ 消防隊等が向かう入口（中央口等、何キロポスト、目標物等）
 - カ 現場責任者、事業者連絡員、安全員等の配置の有無及び氏名
 - キ 電源遮断の有無
 - ク 事業者が既に行っている事項、内容
 - ケ 消防隊が使用可能な資機材等
- (2) 消防機関は、一般人からの通報を受けた場合に、鉄道事業者へその情報

を提供するものとする。

5 消防隊等災害現場到着時等の連絡調整

- (1) 鉄道事業者の現場責任者は、消防隊等が到着後、速やかに、次の事項について、把握している情報を消防隊等の現場責任者に伝達するとともに、必要に応じて、災害発生場所等へ誘導を行うものとする。

ア 災害状況

イ 列車の運行状況

ウ 要救助者、避難及び死傷者の状況

エ 監視員の配置状況

オ 電源遮断の有無

カ 活動あるいは避難上危険であるものの措置の状況

- (2) 消防隊等の現場責任者は、消防機関の活動体制（人数、役割等）及び活動方針を鉄道事業者の現場責任者に伝達するとともに、消防活動等の終了に際し、その旨を鉄道事業者の現場責任者に伝達するものとする。

6 消防活動等の連携

- (1) 消防機関及び鉄道事業者は、鉄道災害時における相互の連携を密にし、迅速かつ効果的な消防活動等と安全管理体制の確保、及び公共交通機関の早期運転再開を図るものとする。

- (2) 消防機関及び鉄道事業者は、現場責任者を明確にし、相互に共通の情報と認識を持つこととする。

- (3) 鉄道事業者は、消防隊等から消防活動上必要な指示、要請事項については可能な限り協力し、消防活動等を効率的に実施するため可能な範囲で、必要な技術者、施設及び資機材等の提供等を行うこととする。

- (4) 消防隊等は、鉄道事業者が行っている安全確保の措置（列車の運行状況、監視員の配置及び電源遮断の措置等）を確認し、鉄道事業者の現場責任者等に連絡後、線路内に立入って消防活動等を行うものとする。

7 事前対策

消防機関と鉄道事業者間で相互に情報のやり取りをする必要があるため、相互に緊急連絡通報体制を明確にすることとする。

8 消防訓練の実施

消防機関及び鉄道事業者は鉄道災害時における相互の諸活動を円滑に遂行するため、鉄道災害に関する知識教育及び実務訓練を実施するよう努めるものとする。

9 情報提供

消防機関及び鉄道事業者は、鉄道災害への対応として必要と思われる情報（車両等の変更による新たな救助方法等、救助用資材等の購入、導入等）について相互に情報の交換に努めるものとする。

10 その他

本協定の内容を改定する必要があるときは、神奈川県鉄道災害消防活動安全連絡協議会において協議するものとする。

この協定の成立を証するため、本書43通を作成し、当事者がそれぞれ記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

平成16年3月29日

10 東京電力株式会社東西連係ガス導管消防相互応援協定書

消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、川崎市（以下「甲」という。）及び富津市（以下「乙」という。）の長は、東京電力株式会社東西連係ガス導管（以下「東西連係ガス導管」という。）における消防に関する相互応援について、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、東西連係ガス導管において、火災、救急事故等の災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲乙それぞれの消防力を活用して、災害による被害を最小限度に防止することを目的とする。

（出場区域）

第2条 甲又は乙は、東西連係ガス導管において発生した災害を覚知した場合には、別表に掲げる区分に応じ、甲乙の出場計画に基づき出場するものとする。

（応援）

第3条 甲又は乙の長は、東西連係ガス導管において発生した災害に、乙又は甲の消防力を必要とする場合、次に掲げる事項を明らかにして、乙又は甲の長に応援を要請することができるものとする。

（1）災害発生の場所及び災害の概況

（2）応援を必要とする消防隊、救急隊、その他の隊、人員、資機材等（以下「消防隊等」という。）の数

（3）その他必要と認められる事項

（応援隊の派遣）

第4条 応援の要請を受けた甲又は乙の長は、その要請に係る消防隊等を出場させるものとする。ただし、自市に災害が発生している場合、その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

2 応援の要請を受けた甲又は乙の長が消防隊等を出場させることができない場合は、当該要請をした乙又は甲の長にその旨を通報しなければならない。

（応援隊の指揮）

第5条 応援出場した消防隊等は、出場区域の消防長の指揮のもとに行動するものとする。

（費用の負担）

第6条 応援に要した費用の負担は、法令その他に定めがあるものを除き、次に掲げるとおりとする。

（1）応援に要した通常のコストは、応援をした側の負担とする。ただし、要請により特に調達した人員、資機材は、応援を受けた側がその費用を負担する。

(2) 応援のため出場した消防隊等の活動が長時間にわたり、燃料その他の資機材の補給又は人員への給食等を必要とする場合は、応援を受けた側がその費用を負担する。

(3) 応援のため出場した消防隊員等が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、応援をした側がその災害補償をする。

(4) 応援のため出場した消防隊員等が第三者に損害を与えた場合は、応援を受けた側がその損害を賠償する。ただし、災害現場への上場途中又は災害現場からの帰路途中において第三者に損害を与えた場合は、応援をした側がその損害を賠償する。

(情報の交換)

第7条 甲及び乙は、この協定の適正な運用を期するために必要な消防隊等の出場計画、資機材の保有状況等の各種消防情報を相互に交換するものとする。

(委任)

第8条 この協定の実施のため必要な事項は、甲乙の消防長に委任するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙の長が協議の上、決定するものとする。

(協定書の保管)

第10条 この協定を証するため、本書2通を作成し、記名押印の上、甲乙各1通を保管するものとする。

附則

この協定は、平成22年2月1日から効力を生ずる。

上記のとおり協定する。

平成22年1月20日

甲 川崎市

川崎市長 阿部 孝夫

乙 富津市

富津市長 佐久間 清治

別表

市名	出場区域
川崎市	東西連係ガス導管のうち、扇島立坑から区分点までの間
富津市	東西連係ガス導管のうち、富津立坑から区分点までの間

1.1 緊急時における消火薬剤需給協定書

川崎市消防局（以下「甲」という）と、深田工業株式会社（以下「乙」という）とは、消火薬剤の緊急需給に関し次のとおり協定する。

（総則）

第1条

この協定は危険物火災等により甲が備蓄する消火薬剤に不足を生じる等の事態が発生した場合における緊急需給に関して必要な事項を定めるものとする。

（需給品目及び数量）

第2条

需給品目及び最大数量は、次のとおりとする。

たん白泡消火薬剤（3%）	10,000リットル
フッ素たん白泡消火薬剤（3%）	5,000リットル
水溶性液体用泡消火薬剤（3%、6%）	10,000リットル
水性膜泡消火薬剤（3%）	5,000リットル
合成界面活性剤泡消火薬剤（3%）	3,000リットル

（生産工場及び貯蔵場所）

第3条

前条の貯蔵場所は次のとおりとする

埼玉県川越市1丁目6番4号

第1化成産業株式会社 川越工場

（緊急需給の要請と搬送）

第4条

甲は、区域内に危険物火災等が発生し緊急補給の必要があるときは、乙に対して緊急需給を要請し乙は直ちに甲が指定する場所に搬送するものとする。

（事前計画）

第5条

乙は、緊急連絡先及び輸送方法等について、事前に計画を定め甲に連絡しておくものとする。変更した場合も同様とする。

（費用負担）

第6条

緊急需給要請に基づき乙が出荷した消火薬剤のうち使用した分については、甲が支払い、残余のものについては乙が引き取るものとする。

(疑義の決定)

第7条

この協定に関して疑義が生じたときは、甲・乙協議のうえ決定するものとする。

(補足)

第8条

(1) この協定の期限は、乙の生産業務の存する限りとする。

ただし協定事項に変更を生じたときは前条に準ずるものとする。

(2) この協定書は、2通を作成し甲・乙記名押印のうえ各々1通を保有するものとする。

附則

この協定は、平成23年10月18日から効力を生ずる。

平成23年10月18日

川崎市消防局

消防局長 福井 昭久

深田工業株式会社

取締役社長 深田 史朗

1 2 東京湾排出油等防除協議会会則

(目的)

第1条 この協議会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第43条の6の協議会として、東京湾において大量の油等排出事故が発生した場合の防除活動について、その連携を図り、必要な事項の協議を行うとともに、別表に掲げる管内排出油等防除協議会（以下「管内協議会」という。）の防除活動の総合調整を行うことを目的とする。

(会の名称)

第2条 この協議会の名称は、「東京湾排出油等防除協議会」（以下「協議会」という。）という。

(地区協議会の業務)

第3条 協議会は、次の業務を行う。

- 1 東京湾排出油等防除計画の協議
- 2 管内協議会会員が行う防除活動の連携についての総合調整
- 3 排出油等の防除に必要な資料の収集及び提供
- 4 排出油等の防除に関する技術の調査及び研究
- 5 その他排出油等の防除に関する重要事項の協議

(組織)

第4条 協議会の会員は、別表に掲げる国の地方行政機関、地方公共団体、管内協議会及び関係団体の長又はその指名する職員とする。

(役員)

第5条 協議会に、会長、副会長、顧問及び幹事の役員を置く。

- 2 会長は、第三管区海上保安本部長をもって充て、会務を総理する。
- 3 副会長は、3名とし、会長が指名する者を充て、会長を補佐する。
- 4 顧問は、国の地方行政機関から会長が委嘱する。
顧問は、会長に対し、協議会の業務に関する必要な助言を行う。
- 5 幹事は、会員の推薦により選出し、総会で承認する。
幹事は、役員会の任務遂行に必要な事項の検討を行う。

(役員任期)

第6条 役員（会長を除く。）の任期は1年とし、再任を妨げない。

(総会)

第7条 総会は、定例総会及び臨時総会とし、会員の過半数の出席がなければ、議決をすることができない。

- 2 定例総会は年1回、臨時総会は会長が必要と認める場合に開催するものとし、総会の招集は会長が行う。
- 3 会議の議長は、会長が行い、議事は、出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

(総会の付議事項)

第8条 総会における付議事項は、次のとおりとする。

- 1 業務報告の承認及び業務計画の審議決定
- 2 会則等の制定改廃
- 3 幹事の選出

4 その他協議会の運営に必要な事項

(役員会)

第9条 役員会は、第5条第1項に定める役員をもって構成する。

- 2 役員会の招集は、会長が必要に応じて行う。
- 3 役員会の議長は、会長が当たる。
- 4 役員会の成立及び議決については、総会の定めに準ずる。
- 5 会長は、会長が必要と認める役員以外の会員を役員会に出席させることができる。

(役員会の任務)

第10条 役員会の任務は、次のとおりとする。

- 1 総会に付議すべき事項の検討・立案
- 2 総会において議決した事項
- 3 その他協議会の目的達成のため必要な事項

(技術専門委員会)

第11条 協議会に、排出油等防除に関する技術的事項の調査、研究及び事故発生時における技術的事項に関する助言を行うため、技術専門委員会を置くことができる。

(資料の提供)

第12条 協議会は、管内協議会の会長等から提供された資料を取りまとめ、会員に提供する。

(排出油防除計画に係る意見の提出)

第13条 協議会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第43条の6第2項の規定に基づき、会員の協議により必要と認める場合は、東京湾に係る同法第43条の5第1項の排出油防除計画について、海上保安庁長官に対し意見を述べるものとする。

(情報提供及び防除活動)

第14条 会長は、大量の油若しくは有害液体物質が排出され、又は排出のおそれがある場合は、会員に対し、すみやかに事故に関する情報を通知する。

- 2 会員である船舶所有者等は、海防法第39条第2項各号に掲げる原因者又は同条第4項各号に掲げる協力者として防除活動を実施するものとする。
- 3 会員である関係行政機関及び地方公共団体は、固有の事務又は海防法第41条の2の規定による管区本部長等の要請により、防除活動、二次災害防止等の対策を実施するものとする。
- 4 会員である民間防災機関、油防除資機材メーカー、漁業者団体等は、原因者や地方公共団体等からの要請又は自衛措置により、防除活動、二次災害防止等の対策を実施するものとする。

(総合調整本部の設置)

第15条 会長は、大量の油若しくは有害液体物質が排出され、又は排出のおそれがあり、必要と認める場合は、会長を本部長とする総合調整本部を設置し、会員に対し、情報の共有や既に行われた防除措置の状況の周知等に努めるとともに、会員が、それぞれの立場に応じて相互に連携し、所要の協力を図りつつ、迅速かつ的確な防除活動を実施できるよう調整を行うものとする。なお、必要に応じて、原因者、P I等の保険機関担当者（保険査定人を含む。）、独立法人海上災害防止センターの職員その他の防除を的確に実施するために必要となる知識を有する者及びその防除措置を講ずるために有効であると認められる者等会員以外の関係者も総合調整本部に参加させるものとする。

(総合調整本部の任務)

第16条 総合調整本部は、次の業務を行う。

- 1 管内協議会会員等が行う防除活動の調整
- 2 会員相互の情報交換
- 3 浮流油状況の変化等に伴う防除勢力の調整
- 4 防災基本計画海上災害対策編に定める連絡調整本部との連携

(経費の求償)

第17条 防除活動に要した経費の求償は、原則として各機関毎に原因者に請求するものとし、協議会はその支援及び調整を図るものとする。

(災害の補償)

第18条 防除活動を実施した各機関の所属する者が活動のために災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。）を受けた場合における補償については、法令に定めのある場合を除き、当該被災した者の所属する機関が行うものとする。

(事務局)

第19条 協議会の事務局は、第三管区海上保安本部警備救難部環境防災課に置く。

付 則

この会則は、平成9年11月28日から施行する。

付 則

この会則は、平成10年6月22日から施行する。

付 則

この会則は、平成14年6月11日から施行する。

付 則

この会則は、平成19年6月26日から施行する。

13 川崎管内排出油等防除協議会会則

(目的)

第1条 この協議会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）（以下「法」という。）第43条の6第1項の協議会として、東京湾内において大量の油又は有害液体物質（以下「油等」という。）排出事故が発生し、又はおそれがある場合の川崎管内の排出油等防除活動について、その連携を図り、必要な事項を協議し、円滑かつ的確な防除活動の実施を推進することを目的とする。

(会の名称)

第2条 会の名称を「川崎管内排出油等防除協議会」（以下「協議会」という。）という。

(主な活動海域)

第3条 協議会の主な活動海域は、川崎港及びその周辺海域とする。

2 前項の規定について、防除活動を円滑に行うために活動海域を分割する必要があると認める時は、地理的条件及び施設の設置状況等を勘案して、活動海域を2以上の海域に分割することができる。

(協議会の業務)

第4条 協議会は、次の業務を行う。

- 1 防除活動マニュアルの作成
- 2 排出油等の防除に関する技術の調査及び研究
- 3 排出油等の防除に関する教育及び共同訓練の実施
- 4 その他排出油等の防除に関する重要事項の協議
- 5 会員が行う防除活動の調整

(組織)

第5条 協議会の会員は、別表に掲げる国の地方行政機関、地方公共団体、関係団体及び民間事業所等の長又はその指名する職員とする。

2 協議会に、次の役員を置く。

会長	1名
副会長	1名
幹事	3名

3 会長は、川崎海上保安署長をもって充て、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐するものとする。

5 幹事は、副会長を補佐するものとする。

6 副会長及び幹事は、関係団体及び民間事業所等の会員の推薦により民間事業所の中から選出し、総会で承認する。

(役員任期)

第6条 役員（会長を除く。）の任期は、原則として当年7月1日から翌年6月30日までの1年とするが、任期の延長及び再任を妨げない。

(総会)

第7条 総会は、会長が必要と認める場合に開催するものとし、招集は会長が行う。

2 総会は、会員の過半数の出席がなければ議決をすることができない。

3 会議の議長は、会長が行い、議事は、出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

(総会の付議事項)

第8条 総会における付議事項は、次のとおりとする。

- 1 事業報告の承認及び事業計画の審議決定
- 2 副会長及び幹事の承認
- 3 会則等の制定改廃
- 4 その他協議会の運営に必要な事項

(役員会)

第9条 役員会は、第5条第2項に定める役員、国の地方行政機関及び地方公共団体の会員をもって構成する。

2 役員会の招集は、会長が必要に応じ行う。

3 会長は、会長が必要と認める役員以外の会員を役員会に出席させることができる。

(役員会の任務)

第10条 役員会の任務は、次のとおりとする。

- 1 総会に付議すべき事項の検討・立案
- 2 総会において決議した事項の執行
- 3 総会の決議を要しない事項の執行
- 4 防除活動マニュアルに関する企画・立案
- 5 訓練の企画・立案及び実施
- 6 その他協議会の目的達成のため必要な事項

(資料の提出)

第11条 会員は、排出油等防除の際に必要な次の資料（3月31日現在）を年1回会長に提出するものとする。

なお、変更が生じた場合はその都度提出するものとする。

- 1 船艇、防除資機材等の保有状況及び動員計画
- 2 情報連絡体制（連絡担当者、昼夜間の電話番号、FAX番号等）
- 3 その他必要な事項

会長は、前項の資料を取りまとめ、東京湾排出油等防除協議会（以下「東京湾協議会」という。）の会長に提出するものとする。

第12条 (削除)

(訓練等)

第13条 協議会及び会員は、排出油等事故発生時における各機関の防除活動に資するため、排出油等防除に関する訓練、研修を行うものとする。

(排出油等防除計画に係る意見の提出)

第14条 協議会は、法第43条の6第2項の規定に基づき、会員の協議により必要と認める場合は、川崎管内に係る法第43条の5第1項の排出油等防除計画について、海上保安庁長官に対し意見を述べるものとする。

(情報提供)

第15条 会長は、大量の油等が排出され、又は排出のおそれがある場合は、会員に対し、すみやかに事故に関する情報を通知する。

(調整本部の設置)

第16条 会長は、大量の油等が排出され、又は排出のおそれがある場合において、必要により、調整本部を設置する。

(調整本部の任務)

第17条 調整本部は、次の業務を行う。

- 1 会員等が行う防除活動の調整
- 2 会員相互の情報交換
- 3 浮流油等の状況の変化に伴う防除勢力の調整
- 4 東京湾協議会等との連携

(経費の求償)

第18条 防除活動に要した経費の求償は、原則として各機関毎に原因者に請求するものとし、協議会はその支援及び調整を図るものとする。

(災害の補償)

第19条 防除活動を実施した各機関に所属する者が活動のために災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。）を受けた場合における補償については、法令に定めのある場合を除き、当該被災した者の所属する機関が行うものとする。

(事務局)

第20条 協議会の事務局は、川崎海上保安署において行う。

付 則

この会則は、平成9年11月21日から施行する。

この会則は、平成10年7月2日から施行する。

この会則は、平成11年8月27日から施行する。

この会則は、平成12年6月23日から施行する。

この会則は、平成13年6月12日から施行する。

この会則は、平成14年7月9日から施行する。

この会則は、平成15年7月3日から施行する。

この会則は、平成19年7月6日から施行する。

この会則は、平成20年7月11日から施行する。

この会則は、平成21年7月14日から施行する。

1.4 (1) 災害時の緊急対策業務に関する協定

川崎市（以下「甲」という。）と、社団法人日本埋立浚渫協会関東支部（以下「乙」という。）との間において、災害時における緊急対応業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害等、その他の異常な自然現象又は人為的事故により、川崎港に大規模な災害が発生し、若しくは発生することが予想される場合（以下「災害時」という。）において、円滑な緊急対策業務を行うために必要な事項を定める。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において、緊急対策業務を必要とする時は、次条に掲げる業務について、乙に対し協力を要請することができる。

2 前項の規定により要請を受けた乙は、乙が定める「川崎港災害対策支援協議会」の会員（以下「会員」という。）をして可能な限り協力させるものとする。

（業務内容）

第3条 甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 港湾区域における障害物の除去
- (2) 港湾施設（土木、建築施設）の緊急応急措置
- (3) 海岸保全施設（土木、建築施設）の緊急応急措置
- (4) その他甲が必要とする業務

（協力要請手続）

第4条 第2条の規定による甲の協力要請は、川崎市災害対策本部長（以下「本部長」という。）が行う。

2 本部長が乙に行う協力要請は、緊急対策業務要請書をもって行う。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭又は電話等で要請し、その後速やかに文書にて通知するものとする。

3 乙は、協力要請を受けた場合は会員のうち本業務に従事するものを直ちに甲に連絡場所等を含め、通知するものとする。

（業務の指示）

第5条 甲の要請により現地に出動した会員は、現地責任者として派遣された市職員の指示に従い、業務に従事する。ただし、現地に当該市職員が派遣されていない場合は、乙自ら要請事項に従い、業務を実施する。

（業務の完了）

第6条 会員は、前条の規定に基づく業務完了後、速やかに緊急対策業務実施報告書を乙を通じて甲に提出する。

（経費の負担）

第7条 要請のために要した経費は、原則として甲が負担する。

(補償)

第8条 この協定に基づき、応援に従事した者が当該応援に従事したことにより死亡し、若しくは疾病にかかり、又は、負傷したときは、労働者災害補償保健法（昭和22年法律第50号）の適用がある場合を除き、川崎市消防団員等公務災害補償条例（昭和36年川崎市条例23号）を適用し補償する。

(訓練)

第9条 乙は、甲が行う防災訓練に対し、甲の要請に基づき必要な協力を行う。

(実施細目)

第10条 この協定の実施に関し、必要な手続きその他の事項は、甲乙協議して実施細目を定める。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項、その他必要が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定める。

(実施日)

第12条 この協定は、平成25年3月27日から実施する。

この協定を締結するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成25年3月27日

甲 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市

川崎市長 阿部 孝夫

乙 神奈川県横浜市中区太田町1丁目15番
社団法人 日本埋立浚渫協会 関東支部

支部長 池田 正人

附 則

この協定は、平成25年3月27日から施行する。

1.4 (2) 災害時の緊急対策業務に関する協定実施細目

川崎市（以下「甲」という。）と、社団法人日本埋立浚渫協会関東支部（以下「乙」という。）との間において、締結した災害時の緊急対策業務に関する協定（以下「協定」という。）第10条の規定に基づき、次のとおり実施細目を定める。

（趣旨）

第1条 この実施細目は、災害時において発生した災害の緊急対策業務（以下「業務」という。）に関し、これに必要な建設機械・作業船・資材・労力等（以下「建設資機材等」という。）について甲乙双方がその確保及び動員の方法を定め、これをもって災害の拡大防止について、その円滑な運営を期することを目的とする。

（協会員の名簿）

第2条 協定第2条第2項に規定する乙が定める「川崎港災害対策支援協議会」の会員（以下「会員」という。）の名簿を甲に提出し、承諾を得るものとする。

（協力要請手続）

第3条 緊急を要する場合は、協定第4条の規定にかかわらず、川崎市災害対策本部港湾部長（以下「港湾部長」という。）が口頭又は電話等で要請し、その後速やかに文書にて通知するものとする。この場合において、要請内容は、要請時点で判別しているもので差し支えない。

2 前項の規定において、港湾部長が応援要請をすることができない場合は甲、乙間で定めたその職に代わる者が行う。

（業務対象施設）

第4条 乙の緊急対策業務対象施設は、別紙記載施設のうち甲の要請する施設とする。

（建設資機材等の報告）

第5条 乙は、会員の稼動可能な建設資機材等を把握し、甲に報告するものとする。

2 前項の建設資機材等に著しい変化があったとき、または、甲の要求があった場合は、速やかに甲に報告するものとする。

（要請手続の文書様式）

第6条 協定第4条第2項に規定する協力要請手続において甲が乙に提出する文書の様式は、様式第1のとおりとする。

（会員通知の文書様式）

第7条 協定第4条第3項に規定する当該業務に従事する会員の通知において乙が甲に提出する文書の様式は、様式第2のとおりとする。

（報告手続の文書様式）

第8条 協定第6条に規定する報告手続において乙が甲に提出する文書の様式は、様式第3のとおりとする。

（経費の請求及び支払い）

第9条 会員は、業務完了後、当該業務に要した経費を甲に請求するものとする。

2 会員は、前項の請求に際して、経費の請求根拠となる書類を添付のうえ、請求書を甲に提出する。

3 甲は、会員から提出された請求書の内容等を審査し、本市積算基準等に基づき経費を算出し、速やかにその経費を支払うものとする。

(損害の負担)

第10条 業務の実施に伴い、甲乙及び会員双方の責に期さない理由により第三者に被害を及ぼしたとき、または建設資機材等に損害が生じたときは、乙及び会員はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置について甲乙及び会員と協議し、定めるものとする。

(訓練)

第11条 協定第9条の規定に基づき、乙が甲の行う訓練に協力するときは、原則無償とする。

(協議)

第12条 この実施細目に定めのない事項、その他必要が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(実施日)

第13条 この実施細目は、平成25年3月27日から適用する。

この協定実施細目を締結するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成25年3月27日

甲 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市

川崎市長 阿部 孝夫

乙 神奈川県横浜市中区太田町1丁目15番
社団法人 日本埋立浚渫協会 関東支部

支部長 池田 正人

様式第1

年 月 日

緊急対策業務要請書

(社) 日本埋立浚渫協会関東支部長 様

川崎市災害対策本部長
川 崎 市 長

災害時の緊急対策業務に関する協定の第4条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

1	協力を要請する場所	
2	要請する理由及び災害状況	
3	要請内容及び区域	
4	要請する人員及び資機材	
5	その他必要な事項	
	連絡先	TEL ー FAX ー

様式第2

年 月 日

緊急対策業務従事者通知書

(あて先)

川崎市災害対策本部長

川 崎 市 長

(社) 日本埋立浚渫協会

関東支部長

災害時の緊急対策業務に関する協定の第4条第3項の規定に基づき、次のとおり通知いたします。

1 業務に従事する 事業者等	
2 活動予定内容	
3 活動予定期間	平成 年 月 日 時 分 から 平成 年 月 日 時 分
4 業務に従事する 資機材等	
5 その他報告事項	
連絡先	TEL — FAX —

様式第3

年 月 日

緊急対策業務実施報告書

(あて先)

川崎市災害対策本部長

川 崎 市 長

(社) 日本埋立浚渫協会

関東支部長

災害時の緊急対策業務に関する協定の第6条の規定に基づき、次のとおり報告いたします。

1	業務に従事した 事業者等	
2	活動内容及び 区域	
3	活動期間	平成 年 月 日 時 分 から 平成 年 月 日 時 分
4	業務に従事した 資機材等	
5	その他報告事項	
	連絡先	TEL — FAX —

1 5 (1) 災害時における救援活動に関する協定

川崎市（以下「甲」という。）と、川崎港運協会及び港湾貨物運送事業労働災害防止協会川崎支部（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、川崎市内に地震、風水害その他の災害が発生し、若しくは発生することが予想される場合又は市民生活に影響を与える不測の事態が発生した場合（以下「災害時」という。）に、甲が乙に要請する救援活動について、その円滑な運営を期するため必要な事項を定めるものとする。

（救援活動の要請）

第2条 甲は、災害時において必要と認めるときは、次の各号に掲げる救援活動について、乙に対し協力要請をすることができる。

- (1) 甲の指定した公共ふ頭における救援物資に係る荷役に関すること。
- (2) 甲の指定した救援物資の集積場所若しくは航空機臨時離発着場への輸送又はこれら相互間の輸送に関すること。
- (3) 災害応急活動に必要な人員又は重傷者等の輸送に関すること。
- (4) 人的被害及び港湾施設の被害状況に係る情報収集並びに甲への通報に関すること。
- (5) その他災害時の救援活動として必要な事項

2 前項の規定により甲から要請を受けたときは、乙はこれに応ずるものとする。

（要請手続）

第3条 前条の規定による甲の救援活動の要請は、川崎市災害対策本部港湾部長（以下「港湾部長」という。）が行うものとする。

2 港湾部長が乙に対して行う救援活動の要請は、別に定める要請書をもって行う。

（救援活動）

第4条 甲の要請により出動した乙は、必要に応じて現地に派遣された市職員の立会い又は指示のもと、救援活動に従事するものとする。ただし、現地に当該市職員が派遣されないとき又は未だ到着していないときにおいては、乙は、自らの判断に基づき要請された事項について、救援活動を実施するものとする。

（報告）

第5条 乙は、第3条の要請に基づき救援活動を実施したときは、速やかに別に定める報告書を甲に提出する。

（経費の負担）

第6条 甲が乙に要請した救援活動に要した経費は、甲が負担する。

（経費の請求）

第7条 乙は、協会の作業実績等を集計し、甲に一括して請求するものとする。

（価格の決定）

第8条 甲が負担する経費の価格は、法令その他に特段の定めがあるものを除くほか次により算出した価格を基準として決定する。

- (1) 港湾運送事業法による国土交通大臣届出料金を適用する。
- (2) 前号の定めにより難しいときは、甲と乙が協議して定める。

（連絡体制等）

第9条 この協定の実施に関する事項の連絡責任者は、甲にあつては川崎港港務所業務課長、乙にあつては川崎港運協会事務局長とする。

2 乙は、災害時における円滑な救援活動が実施できるよう、応援体制及び情報連絡体制等の整備に努めるものとする。

(補償)

第10条 この協定に基づき、救援活動に従事した者が当該救援活動に従事したことにより死亡し、若しくは疾病にかかり、又は、負傷したときは、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用がある場合を除き、川崎市消防団員等公務災害補償条例（昭和36年川崎市条例23号）を適用し補償する。

(訓練)

第11条 乙は、甲が行う防災訓練に対し、甲の要請に基づき必要な協力を行うものとする。

(実施細目)

第12条 この協定の実施に関し、必要な手続きその他の事項は、甲乙協議して実施細目を定める。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項、その他必要が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定める。

(適用)

第14条 この協定は、平成14年4月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書を3通作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成14年3月26日

甲 川崎市
川崎市長 阿部 孝夫

乙 川崎市川崎区東扇島38-1
川崎港運協会
会長 鈴木 毓夫

川崎市川崎区東扇島38-1
港湾貨物運送事業労働災害防止協会川崎支部
支部長 三田 勝久

1 5 (2) 災害時における救援活動に関する協定実施細目

川崎市（以下「甲」という。）と川崎港運協会及び港湾貨物運送事業労働災害防止協会川崎支部（以下「乙」という。）との間において締結した災害時における救援活動に関する協定（以下「協定」という。）第12条の規定に基づき、次のとおり実施細目を定める。

（用語の意義）

第1条 この実施細目における用語の意義は、協定の例による。

（要請手続）

第2条 緊急を要する場合は、協定第3条の規定にかかわらず、港湾部長が電話等で救援活動の要請をすることができる。この場合において、要請内容は、要請時点で判別しているもので差し支えない。

2 前項の規定において、港湾部長が協力要請をすることができない場合は甲、乙間で定めたその職に代わるものが行う。

3 協定第3条第2項に規定する甲が乙に提出する救援活動に係る要請書は、様式第1（以下「要請書」という。）をもって行う。

（報告書）

第3条 協定第5条に規定する乙が甲に提出する救援活動に係る報告書は、様式第2とする。

（経費の請求手続）

第4条 協定第7条に規定する経費の請求は、積算根拠を示す一覧表を添付した請求により行うものとする。

（訓練）

第5条 協定第11条の規定に基づき、乙が甲の実施する訓練に協力するときは、無償とする。

（協議）

第6条 この実施細目に定めのない事項、その他必要が生じた事項については、その都度甲乙協議して定める。

（適用）

第7条 この実施細目は、平成14年4月1日から適用する。

この実施細目の締結を証するため、本書3通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成14年3月26日

甲 川崎市
川崎市長 阿部孝夫

乙 川崎市川崎区東扇島38-1
川崎港運協会
会長 鈴木毓夫

川崎市川崎区東扇島38-1
港湾貨物運送事業労働災害防止協会川崎支部
支部長 三田勝久

16 (1) 災害時における緊急措置の支援に関する協定

川崎市（以下「甲」という。）と、神奈川倉庫協会（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、川崎市内に地震、風水害、その他の災害が発生し、都市インフラに甚大な被害が生じた場合（以下「災害時」という。）の協力に関する手続等を定めるものとする。

2 乙の会員店社が本協定による協力を行いながらも、早期に通常業務を再開し、地元経済の復興に資することの重要性を甲と乙が認識するものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害発生後復旧までの間、乙に関する施設において、救援物資の一時保管場所等を必要とするときは、乙に対し協力を要請することができる。

2 甲は、災害時に、乙に関する施設内に保管されている物品のうち、寄託者又は所有者より提供の承認を得た物品を緊急に必要とするときは、乙に対し提供を要請することができる。

この場合において、寄託者又は所有者への要請は甲が行うものとする。

3 甲は、発災時に、乙に対し物流専門家の物流拠点等への派遣を要請することができる。

（要請手続）

第3条 前条の規定による甲の要請は、川崎市災害対策本部長（以下「本部長」という。）が行う。

2 甲が乙に対し要請するにあたっては、次に掲げる事項を文書により通知する。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭又は電話等で要請し、その後、速やかに文書にて通知するものとする。

(1) 要請を行う担当部署及び担当者名

(2) 協力を要請する事由

(3) 必要とする保管場所及び期間

(4) 保管を要請する救援物資の主な品目及び数量

(5) 乙に関する施設内に保管され、甲の要請により寄託者又は所有者から提供の承認を得た物品の主な品目及び数量

(6) 物流専門家の派遣人数、派遣先及び期間

(7) その他必要な事項

（救援活動）

第4条 乙は、第2条の規定による甲の要請があったときは、保管管理及び救援物資の提供等を可能な限り協力し行うものとする。

（報告）

第5条 乙は、第3条の要請に基づき協力したときは、次に掲げる事項を文書によ

り報告する。ただし、文書をもって報告するいとまがないときは、口頭又は電話等で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 協力に従事した会員店社名
- (2) 協力に用いた保管場所の所在地、名称及び面積
- (3) 保管した品目、数量及び期間
- (4) 提供した物品の品目及び数量
- (5) 必要とした人員及び機材
- (6) 派遣した物流専門家の人員及び日数
- (7) その他必要な事項
(費用の負担)

第6条 協力を要請した事項に要した費用は、甲が負担する。
(費用の支払い)

第7条 乙の会員店社は、前条の規定により甲が負担することとなる費用を甲に請求する。

- 2 甲は、前項の請求があった場合には、その費用を支払う。
(費用の決定)

第8条 甲が負担する費用の額は、法令その他に特段の定めがあるものを除くほかは、甲と乙が協議して決定するものとする。
(通知)

第9条 甲は、川崎市における災害時の円滑な協力が図れるよう、川崎市地域防災計画等に関し、本協定に関連する変更が生じたときは、その都度、乙に文書で通知するものとする。
(災害補償)

第10条 この協定に基づく甲の要請により協力した乙の従事者に人身事故等が発生したときは、労働者災害補償保険法（昭和22年4月7日法律第50号）の適用がある場合を除き、川崎市消防団員等公務災害補償条例（昭和36年3月31日条例23号）を準用し、甲が補償する。
(担当部署及び連絡責任者)

第11条 甲、乙は、本協定に関して担当部署を定めるとともに、連絡責任者を選任する。

- 2 甲、乙は、前項の規定により担当部署を定め、連絡責任者を選任した場合は、相互に通知する。
- 3 甲、乙は、前項の規定により通知した内容に変更が生じた際は、その都度、変更内容を相互に通知する。
(実施細目)

第12条 この協定の実施に関して必要な手続その他の事項は、甲と乙が協議して実施細目で定める。
(協議)

第13条 この協定に定めのない事項は、その都度、甲と乙が協議して定める。
(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。

2 この協定は、前項の期間満了の日の1月前までに甲、乙いずれからも別段の申出がない場合は、引続き1年間有効とし、以後も同様とする。

(実施日)

第15条 この協定は、協定締結の日から実施する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成25年3月21日

甲 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市長 阿部 孝夫

乙 横浜市中区南仲通二丁目24番地
神奈川倉庫協会

会長 小此木 歌藏

附則

- 1 この協定は、平成25年3月21日から施行する。
- 2 この協定の締結に伴い、平成23年11月24日に川崎市及び神奈川倉庫協会間において締結した「災害時における緊急措置の支援に関する協定」は、効力を失う。

16 (2) 災害時における緊急措置の支援に関する協定実施細目

川崎市（以下「甲」という。）と、神奈川倉庫協会（以下「乙」という。）との間において、「災害時における緊急措置の支援に関する協定実施細目」を締結する。

（趣旨）

第1条 この実施細目は、災害時における緊急措置の支援に関する川崎市と神奈川倉庫協会との協定（以下「協定」という。）第12条に基づき、当該協定の実施に関して必要な手続きその他の事項を定めるものである。

2 乙は、乙の会員店社の状況の早期把握に努めるとともに、乙の会員店社の管理下にある施設の復旧を早期に実施する。

（応援要請依頼）

第2条 緊急を要する場合は、協定第3条の規定にかかわらず、川崎市災害対策本部港湾部長（以下「港湾部長」という。）が口頭又は電話等で要請し、その後速やかに文書にて通知するものとする。この場合において、要請内容は、要請時点で判別しているもので差し支えない。

2 前項の規定において、港湾部長が応援要請をすることが出来ない場合は甲、乙間で定めたその職に代わる者が行う。

（施設の定義）

第3条 協定第2条第1項及び第2項における乙に関する施設とは、以下の各条件を満たすものとする。

- (1) 乙の会員店社の管理下にある施設のうち、協力可能な施設
- (2) 災害による被害が無い又は軽微な施設

（保管物資）

第4条 協定第2条第1項の要請にあたり、乙の会員店社は空いている保管施設に救援物資を甲の指示により保管するが、救援物資については保管施設ごとに原則単一化されたものとする。

（物流専門家）

第5条 協定第2条第3項の要請にあたり、乙は、乙の会員店社から物流専門家をあらかじめ選出し、物流拠点等へ派遣するものとする。ただし、被害状況などにより、乙の会員店社からの派遣が困難な場合には、乙の上部団体である一般社団法人日本倉庫協会に対し、被災地域外の地方の倉庫協会から物流専門家を派遣するよう要請する。

2 協定第2条第3項の要請に基づき派遣された物流専門家は、次に掲げる事項に従事するものとする。

- (1) 乙の情報に基づき、救援物資等を保管する倉庫の選定や荷捌き等に対する助言・指導
- (2) 協定第2条各項に規定する協力内容に係る会員店社との連絡調整
- (3) 前2号に定めるもののほか、甲乙協議の上必要と認められる事項

(要請手続の文書様式)

第6条 協定第3条第2項に規定する要請手続において甲が乙に提出する文書の様式は、様式第1のとおりとする。

(報告手続の文書様式)

第7条 協定第5条に規定する報告手続において乙が甲に提出する文書の様式は、様式第2のとおりとする。

(経費の請求方法)

第8条 協定第7条に規定する費用の請求は、積算根拠を示す一覧表を添付した請求書により行うものとする。

(担当部署等の通知の文書様式)

第9条 協定第11条第1項及び第2項に規定する担当部署及び連絡責任者は、様式第3に記載の上、両者が保有する。

2 協定第11条第3項に規定された変更の通知は、様式第4を用いてそれぞれの連絡責任者に対して行うものとする。

(有効期限)

第10条 この実施細目の有効期間は、実施細目締結の日から1年間とする。

2 この実施細目は、前項の期間満了の1月前までに、甲、乙いずれからも別段の申し出がない場合は、引き続き1年間有効とし、以後も同様とする。

この実施細目の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年3月21日

甲 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市長 阿部 孝夫

乙 横浜市中区南仲通二丁目24番地
神奈川倉庫協会

会長 小此木 歌藏

様式第1

平成 年 月 日

川崎市災害対策本部による緊急措置の支援に関する協力要請書

神奈川倉庫協会 会長 様

川崎市災害対策本部長
川 崎 市 長

災害時における緊急措置の支援に関する川崎市と神奈川倉庫協会との協定第3条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

担当部署 担当者氏名 連絡先	
連絡日時	平成 年 月 日 時 分
要請理由	
保管倉庫の場所 期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
保管を要請する 物資の 主な品目・数量	
提供の承認を得た 物品の 品目・数量	
物流専門家の 派遣人数 ・派遣先期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
摘要	

様式第2

平成 年 月 日

川崎市災害対策本部による緊急措置の支援に関する協力実施報告書

川崎市災害対策本部長

川 崎 市 長

神奈川倉庫協会 会長

災害時における緊急措置の支援に関する川崎市と神奈川倉庫協会との協定第5条の規定に基づき、次のとおり報告します。

従事事業者 の連絡先	
倉庫の所在地 ・名称 使用した面積	
保管品目・数量 保管の期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
提供した物品の 品目及び数量	
従事者	
使用機材	
物流専門家の 人員 日数	
摘要	

様式第3

川崎市災害対策本部による緊急措置の支援に関する
担当部署・連絡責任者

	川崎市	神奈川倉庫協会
緊急連絡の 担当部署		
会社名・所属・ 役職・連絡責任者		
通常の連絡先 (TEL/FAX)		
緊急時の連絡先 (携帯電話)		
E-mail アドレス		
摘 要		

様式第4

平成 年 月 日

川崎市災害対策本部による緊急措置の支援に関する
担当部署・連絡責任者の変更通知書

様

印

災害時における緊急措置の支援に関する川崎市と神奈川倉庫協会との協定第11条第3項の規定に基づき、担当部署・連絡責任者の変更を下記のとおり通知致します。

	旧	新
担当部署		
会社名 所属 役職 連絡責任者		
通常連絡先 (TEL/FAX)		
緊急時の連絡先 (携帯電話)		
E-mail アドレス		
摘要		

1 7 災害時における応急対策を行うための応援に関する協定書（神奈川建設重機協同組合）

地震その他による災害が発生した場合において、川崎市が行う応急対策（以下「災害応急対策」という。）に関する応援について、川崎市（以下「甲」という。）と神奈川建設重機協同組合（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（応援要請）

第1条 甲は、災害応急対策を行うため、乙の応援を要請する必要があると認めるときは、次の各号に掲げる事項を明らかにして、文書で乙に対し、応援を要請するものとする。ただし、緊急の場合は、口頭又は電話により応援を要請することができる。

- (1) 災害の状況
- (2) 応援を要請する理由
- (3) 応援を必要とする場所及び作業内容並びに応援に必要な機器類
- (4) 応援を必要とする期間
- (5) その他応援に必要な事項

（応援）

第2条 乙は、前条の規定により応援の要請を受けた場合は、速やかに災害応急対策を行うための応援体制を確立し、市職員の指揮監督に従い、災害応急対策の応援を実施するものとする。ただし、市職員の指揮監督が受けられない場合は、乙は、災害応急対策の応援を、自ら、甲の要請事項に従い実施するものとする。

2 甲は、乙の応援が円滑に実施されるように、必要に応じて標示旗の貸与、関係資料の提供その他災害現場における応援に必要な物資の調達等を行うものとする。

（応援の実施に伴う報告）

第3条 乙は、前条第1項の規定により応援を実施した場合は、次に掲げる事項を文書で、甲に報告するものとする。

- (1) 応援に従事した者の氏名及び個人別時間数
- (2) 応援に使用した機器類の種別台数及び1台ごとの使用時間数
- (3) その他市長が必要と認める事項

（経費の負担）

第4条 乙が第2条第1項による応援のために要した経費は、甲が負担する。

（補償）

第5条 この協定に基づき、災害応急対策の応援に従事した者が、当該応援に従事したことにより死亡し、又は負傷したときの補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用がある場合を除き、川崎市消防団員等公務災害補償条例（昭和36年川崎市条例第23号）の例により補償するものとする。

（訓練）

第6条 甲及び乙は、協議のうえ、この協定による災害応急対策に必要な訓練を行うものとする。

（機器類の種類及び数量の報告）

第7条 乙は、この協定による応援に出動させることができる機器類の種類及び数量について、毎年4月末日までに、甲に文書で報告するものとする。

（連絡窓口）

第8条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては川崎市災害対策本部事務局、乙においては神奈川建設重機協同組合事務局とする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、その都度甲乙協

議して定めるものとする。

(効力)

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を生ずる。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

昭和56年2月26日

甲 川崎市
川崎市長

伊藤三郎

乙 住所
氏名

横浜市鶴見区平安町1-57-7
神奈川建設重機協同組合
理事長 矢内嘉成

1 8 災害時における緊急輸送の応援に関する協定（神奈川県トラック協会）

（趣旨）

第1条 この協定は、市内で災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生した場合における応急対策としての緊急輸送の応援及び市外で災害が発生した場合における被災地への緊急輸送の応援（以下「応援」という。）について、円滑な運営を図るため必要な事項を定めるものとする。

（応援の内容）

第2条 この協定により、甲が乙に要請する業務は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 災害対策本部等への乙の会員の派遣
- (2) 甲が指定する場所への物資の輸送
- (3) 前号までに定めるもののほか、甲が必要と認める業務

（応援の要請）

第3条 甲は、前条各号に関する業務の必要があると認めるときは、文書をもって、乙に対し、次に掲げる事項を明らかにして、応援を要請するものとする。ただし緊急を要する場合は、電話等をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び応援を要請する事由
- (2) 応援を必要とする車両数、車両種類及び人員
- (3) 応援を必要とする場所
- (4) 応援を必要とする期間及び活動内容
- (5) その他参考となる事項

（応援の実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けた場合は、業務上の支障、またはやむを得ない事由のない限り、最大限応じるものとする。

（応援の報告）

第5条 乙は、前条の規定による応援に従事した場合は、文書をもってすみやかに甲に対し、第3条に掲げる事項を報告するものとする。ただし緊急を要する場合は、電話等をもって報告し、事後に文書を提出するものとする。

（連絡責任者）

第6条 第3条の規定による要請に関する事項の伝達並びに、これに関する連絡を円滑に行うため、甲、乙それぞれ連絡責任者を定めておくものとし、変更が生じた場合には、随時報告するものとする。

（経費の負担）

第7条 第3条の規定による応援のために要した経費は、甲が負担する。

- 2 前項の経費は、災害発生時直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上、定めるものとする。

（経費の支払）

第8条 前条の規定による経費に係る乙の請求は、第3条の規定による応援が完了した後に行うものとし、甲の乙に対する支払は、甲の通常の支払方法により行うものとする。

（補償）

第9条 第3条の規定による応援に従事した者が、応援に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は応援に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは身体に障害を有することとなったときは、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用がある場合を除き、川崎市消防団員等公務災害補償条例（昭和36年川崎市条例第23号）の例によ

り甲が補償する。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。

2 前項の期間満了の3月前までに、甲または乙からこの協定について別段の申出がない場合は、引き続き1年間を有効とし、以後この例による。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じた事項は、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

附 則

この協定は平成26年3月5日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上各自1通を保有する。

平成26年3月5日

甲 川崎市
川崎市長 福田紀彦

乙 横浜市港北区新横浜2丁目11番地の2
一般社団法人神奈川県トラック協会
会長 筒井康之

19 川崎港東扇島地区港湾広域防災施設等の管理に関する協定書（国土交通省関東地方整備局）

国土交通省関東地方整備局（以下「甲」という。）と川崎市（以下「乙」という。）とは、川崎港東扇島地区における広域災害応急対策（港湾法（昭和25年法第218号。以下「法」という。）第55条の3の2第1項に規定するものをいう。以下同じ。）の実施にあたり、川崎港東扇島地区港湾広域防災施設（以下「港湾広域防災施設」という。）及び川崎港東扇島地区港湾広域防災区域（以下「港湾広域防災区域」という。）内における施設の管理について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、広域災害応急対策の実施に伴う港湾広域防災施設及び港湾広域防災区域内における施設の管理運営が適正かつ円滑に実施されるために必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 本協定において「広域災害応急対策適用状況」（以下「災害対策適用状況」という。）とは、国土交通大臣が広域災害応急対策の実施のため必要があると認め、法第55条の3の2第1項の港湾広域防災施設を管理している場合をいう。

2 本協定において「広域災害応急対策適用前状況」（以下「災害対策適用前状況」という。）とは、首都直下地震応急対策活動要領（平成18年4月中央防災会議決定）を適用又は準用する可能性のある地震が発生したときであって、甲が乙にその旨を通知した場合をいう。

3 本協定において「応急復旧」とは、港湾広域防災区域内における施設であって、広域災害応急対策を実施するために緊急に施工しなければならない施設の仮復旧工事をいう。

（港湾広域防災施設に係る管理決定の通知）

第3条 川崎港港湾広域防災施設管理委託契約書第12条第2項に基づく通知その他本協定書に基づく通知は、川崎市港湾局港湾振興部庶務課へ行うものとする。ただし、同課に連絡がつかない場合にあつては、川崎市総務局危機管理室へ行うものとする。

2 前項の通知は、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急やむを得ない場合にあつては、口頭によるものとし、事後に文書で行うものとする。

（広域災害応急対策を実施しない場合の通知）

第4条 災害対策適用前状況において、広域災害応急対策を実施しないことが確定したときは、甲は遅滞なくその旨を乙に通知するものとする。

（利用者等への注意喚起等）

第5条 乙は、災害対策適用前状況において、港湾広域防災区域内における利用者に対し、広域災害応急対策の実施等に関して情報の提供を行い、注意を喚起するものとする。

2 乙は、前項に定める場合において、広域災害応急対策の実施に支障となることが認められるときは、港湾広域防災区域内における利用者に対し、一般利用の自粛及び避難場所等への移動を要請するものとする。

3 乙は、第1項に定める場合において、広域災害応急対策の実施に支障となる物件が港湾広域防災区域内に存在することが認められるときは、その所有者に対し、移動に関する注意を喚起するものとする。

4 甲は、乙が前3項に規定する注意喚起若しくは要請ができない場合、又は自ら必要と認めた場合は、これを行うことができるものとする。

（地域防災計画への配慮）

第6条 甲は、災害対策適用状況において、港湾広域防災施設の管理について、川崎市地域防災計画の実施等に配慮してこれを行うものとする。

2 前項の場合において、乙が港湾広域防災施設を使用する必要があるときは、甲に使用の申入れをすることができる。

（広域災害応急対策への配慮）

第7条 乙は、災害対策適用状況及び災害対策適用前状況において、港湾広域防災区域内における施設の管理について、甲の広域災害応急対策に配慮してこれを行うものとする。

- 2 前項の場合において、甲が港湾広域防災区域内の乙が管理する施設を使用する必要があるときは、乙に使用の申入れをすることができる。

(国際埠頭施設における埠頭指標対応措置)

第8条 甲は、広域災害応急対策の実施に当たっては、乙が川崎港で実施する国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保に関する法律（平成16年法第31号）第29条第1項に規定する埠頭指標対応措置に配慮してこれを行うものとする。

(港湾広域防災施設の管理期間)

第9条 甲は、港湾広域防災施設の全部又は一部について、自ら直接管理する必要がなくなったときは、遅滞なく乙に管理委託するものとする。

- 2 甲は、港湾広域防災施設の全部又は一部について、管理を終了しようとするときは、乙に対し、管理の終了日を通知し、甲と乙とは、管理を終了する日の翌日に管理委託契約を締結するものとする。
- 3 前項の通知は、文書により行うものとする。

(災害により破損等が生じた施設の応急復旧等の実施)

第10条 災害対策適用状況において、災害により生じた港湾広域防災施設の破損等の応急復旧は、甲が実施するものとする。

- 2 甲は、災害対策適用状況において、広域災害応急対策の実施のために必要と判断した場合は、航路啓開等を実施できるものとする。
- 3 災害対策適用状況において、港湾広域防災区域内における乙が管理する施設の災害により生じた破損等の応急復旧は、乙が実施するものとする。ただし、乙が実施できないときは、甲が自ら実施できるものとする。

(広域災害応急対策により破損等が生じた施設の応急復旧等の実施)

第11条 広域災害応急対策の実施により、港湾広域防災施設又は港湾広域防災区域内において乙が管理する施設に破損等が生じた場合は、当該破損等の応急復旧及び本復旧は甲が実施するものとする。

- 2 前項に規定する応急復旧及び本復旧の費用は、甲が負担するものとする。

(平常時における甲の防災訓練)

第12条 乙は、甲が港湾広域防災区域において防災訓練を実施しようとする場合は、当該港湾広域防災区域に係る一般の利用を制限し、その他必要な協力を行うように努めるものとする。

- 2 前項の防災訓練において必要な光熱水費その他の経費は、甲の負担とする。
- 3 第1項の防災訓練の実施により、港湾広域防災施設又は乙が管理する港湾施設に破損等が生じた場合は、当該破損等の復旧は甲の負担により行うものとする。

(協議)

第13条 本協定書に定めのない事項及びこの協定書の内容に疑義が生じた事項については、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

附 則

- 1 本協定は、平成24年3月9日から適用する。
- 2 本協定の発効と同時に平成20年6月20日付国土交通省関東地方整備局港湾空港部長と川崎市港湾局長との間で締結した「川崎港東扇島地区港湾広域防災施設等に関する覚書」は効力を失う。本協定書の成立を証するため本通2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成24年3月9日

甲 国土交通省 関東地方整備局
副局長 吉永清人

乙 川崎市
川崎市市長 阿部孝夫

20 京浜港台風対策協議会会則

(設置、目的、名称)

第1条 京浜港（横浜区並びに川崎区に限る。以下同じ。）における台風等による海難事故を防止し、必要な対策を協議するため、京浜港台風対策協議会（以下「協議会」という）を横浜海上保安部に設ける。

(協議会の構成)

第2条 協議会は、会長及び会員をもって組織する。

- 2 会長は、会員の互選により決定する。
- 3 会員は、別表1に掲げる機関・団体の代表者とする。
- 4 協議会に、会員の中から互選により選出された代表者で構成する代表者会を設置する。

(協議会及び代表者会の招集)

第3条 会長は次の場合に協議会を招集する。

- イ 定例会として、その年の台風来襲時期の前。
 - ロ 京浜港において、台風等の接近が予測される場合。
 - ハ 京浜港長から諮問があった場合。
 - ニ その他必要と認める場合。
- 2 会長は、前項ロ又はハの場合においては、会員の同意を得て協議会に代えて代表者会を招集することができる。
 - 3 会長は、台風の接近等に伴い緊急の対策を講ずる必要があるが、第1項及び第2項に定める会を招集する余裕がない場合、又は緊急の対策を講ずる必要が無いまでも会員に注意を促す必要があると認められる場合は、協議会又は代表者会に代えて代表者会会員と電話による協議を実施することができる。
 - 4 前2項による協議については、協議会による協議として取り扱う。

(協議会の業務)

第4条 協議会は、次の事項について調査検討し、必要な措置を協議する。

- 1 台風の進路及び影響の予測
- 2 京浜港における在泊船舶、木材、危険物荷役等の状況

- 3 警戒体制等の必要性及び発令時期
- 4 避難の方法
- 5 その他台風災害防止のため必要な措置

(警戒体制)

第5条 会長は、前条の協議にもとづき、別表2の警戒体制等の指導、勧告について京浜港長に建議する。

- 2 会員は、京浜港長が前項の警戒体制等について指導・勧告したときは、別表2の実施事項欄に定める措置の実施を推進する。

(通報及び周知)

第6条 警戒体制等の正確かつ迅速な伝達を確保するために、別表3に定める情報連絡経路に従い、速やかに警戒体制等の内容を通報するとともに、別表4に定める方法により警戒体制等の情報を周知する。

(避難時の留意事項)

第7条 防波堤外へ避難した船舶の錨地通報、当直体制の確保等避難時の留意事項を別表5のとおり定める。

(補 則)

第8条 この会則に定めるもののほか、会長は協議会会員の了解を得て、協議会の運営に関し必要な事項を定めることができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、横浜海上保安部航行安全課において行う。

附 則 この会則は、昭和52年8月20日から実施する。

附 則 昭和55年8月20日改正

附 則 平成22年6月18日改正

附 則 平成4年2月10日改正

附 則 平成23年6月3日改正

附 則 平成11年6月14日改正

附 則 平成24年6月5日改正

附 則 平成17年6月14日改正

附 則 平成25年6月17日改正

附 則 平成27年6月10日改正

別表 1

京浜港台風対策協議会会員（順不同）

横浜海上保安部	全国内航タンカー海運組合関東支部
川崎海上保安署	神奈川県船舶代理店協会
横浜地方気象台	横浜地方海運組合
横浜市港湾局	日本船渠長協会
川崎市港湾局	横浜回漕協会
東京湾海難防止協会	東京湾水先区水先人会
港内交通船関係会社	外国船舶協会
横浜川崎曳船(株)	横浜・川崎区外船連絡会
港内遊覧船関係会社	横浜船主会海務専門委員会
船舶けい留施設運営会	東洋信号通信社
横浜ケミカル運航連絡協議会	

別表 2

区 分	実 施 事 項
第1警戒体制 (準備体制)	<ol style="list-style-type: none"> 1 在港船舶は、荒天準備をなし、必要に応じて直ちに運航できるよう準備すること。 2 危険物の荷役ならびに木材水上荷卸し、いかだ運行は中止する。 3 木材・作業用資器材の流出防止措置をとること。
第2警戒体制 (避難体制)	<ol style="list-style-type: none"> 1 船舶は荒天準備を完了し、厳重な警戒体制をとること。 2 避難対象船舶（下欄備考に定めるとおり。）は、原則として防波堤外に避難すること（但し防波堤外に避難することが適当でないと判断される船舶は、係留強化を行う等、十分な安全対策をとること）。 3 小型船舶・雑種船は河川・運河その他の安全な場所へ避難すること。 4 木材・作業用資器材の流出防止措置を完了し、厳重な警戒体制をとること。
入港制限	<p>総トン数1,000トン以上の船舶は入港しないこと。（ただし、旅客が乗船中の客船・フェリーにあっては、この限りでない。）</p>

(備 考) 防波堤外避難対象船舶は、原則として次に掲げる船舶とする。但し、防波堤外に避難することが適当でないと判断される船舶を除く。

- 1 総トン数1,000トン以上の危険物積載タンカー。
- 2 高乾舷船。(カーフェリー、コンテナ船、自動車運搬船等。)
- 3 風浪から比較的遮へいされるバース以外のバースに係留している総トン数1,000トン以上の船舶。

別表3、4、5については省略

2 1 京浜港船舶津波対策協議会会則

(名称)

第1条 本会は・京浜(横浜区及び川崎区に限る・以下同じ。)船舶津波対策協議会(以下「協議会」と言う。)と呼称する。

(目的)

第2条 京浜港における津波による船舶の安全について必要な事項を協議し、その実施を推進する。

(業務)

第3条 協議会は前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 港内津波影響に関する調査
- (2) 船舶対応策の策定
- (3) その他本会の回期的達成に必要な事項

(事務局)

第4条 協議会の事務局は、横浜海上保安部におく。

(会員)

第5条 協議会は、別表に掲げる京浜港に関係ある行政機関及関連企業ならびに団体をもって会員とする。

(役員)

第6条 協議会に次の役員をおく

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 2名
- 2 会長及び副会長は、会員の中から選任する。
- 3 会長及び副会長の任期については基本的に定めず、改選の必要が生じた場合に協議会で協議する。

(協議会)

第7条 会議は、会長が必要と認める場合、召集するものとする。

(検討部会の設置)

第8条 会長は、本会の事業の円滑な運営を図るために必要と認めたときは、会員の了解を得て検討部会を設けることができる。

(検討部会の構成)

第9条 検討部会は、部会長1名及び部会員若干名をもって構成する。

- 2 部会員は、会員の中から選任する。

(検討部会の部会長)

第10条 検討部会の長は、検討部会の会員の中から選任する。

2 部会長は、部会を招集し、その会議を主催する。

(その他)

第11条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会員の了解を得て定める。

附則

1 この会則は、平成17年3月4日から施行する。

別表（第5条関係）

京浜港船舶津波対策協議会会員（順不同）

横浜市総務局危機管理対策室
川崎市総務局危機管理室
横浜市港湾局
川崎市港湾局
国土交通省関東地方整備局京浜港湾事務所
国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所
横浜市消防局
川崎市消防局
横浜地方气象台
横浜船主会海務専門委員会
外国船舶協会横浜支部
全国内航タンカー海運組合関東支部
港内交通船関係者
港内遊覧船関係者
横浜地方海運組合
船舶けい留施設運営会
(財)日本船渠長協会
横浜回漕協会
神奈川県船舶代理店協会
横浜川崎区外船連絡会
東京湾水先区水先人会
横浜川崎曳船(株)
(社)関東小型船安全協会
(社)日本埋立浚渫協会関東支部
横浜市漁業協同組合
(株)東洋信号通信社
(社)東京湾海難防止協会
横浜沖荷役安全協会
東京湾油送船繋船揚協同組合
横浜小型タンカー船主協同組合
神奈川県釣船業協同組合金沢支部
横浜海上保安部
川崎海上保安署
※神奈川県警察本部(オブザーバー)

2 2 (1) 九都県市災害時相互応援に関する協定

平成22年4月1日制定

首都圏を構成する埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市及び相模原市（以下「九都県市」という。）は、九都県市域において災害等が発生し、被災都県市独自では十分な応急措置ができない場合に、九都県市の相互連携と協力のもと、被災都県市の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（災害等の定義）

第1条 この協定における「災害等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号第2条第1号）に規定する災害
- (2) 故意又は不法行為に起因する大規模被害、その他九都県市が必要と認める事象

（応援の種類）

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 物資等の提供及びあっせん並びに人員の派遣
 - ア 食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資器材の提供及びあっせん
 - イ 被災者の救援・救助、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供及びあっせん
 - ウ 情報収集及び救援・救助活動に必要な車両、ヘリコプター、舟艇等の提供及びあっせん
 - エ 救助、応急復旧等に必要な人員の派遣
- (2) 医療機関への被災傷病者等の受入れ及びあっせん
- (3) 被災者を一時的に受入れるための施設の提供及びあっせん
- (4) 被災児童・生徒の教育機関への受入れ及びあっせん
- (5) 救援物資等の荷さばき場、仮設住宅用地、火葬場及びごみ、し尿等の処理施設の提供及びあっせん
- (6) 避難場所等の相互使用、緊急輸送路の共同啓開等都県市境付近における必要な措置
- (7) 前各号に定めるもののほか、特に必要と認められる事項

（応援の要請）

第3条 被災都県市が応援の要請をするときは、別に定める実施細目に基づいて行う。

（応援の自主出動）

第4条 災害等の発生により、被災都県市との連絡がとれない場合で、緊急に応援出動をすることが必要であると認められるときは、他の都県市は、自主的な判断に基づき必要な応援を行う。

- 2 自主出動した都県市は、応援内容等を被災都県市に速やかに連絡する。
- 3 自主出動した都県市は、相互に協力して災害に係る情報を収集し、その情報を被災都県市に提供する。

（応援調整都県市の設置）

第5条 九都県市は、被災都県市への効率的な応援を実施するため、その調整を行う応援調整都県市をあらかじめ定める。なお、設置に関して必要な事項は、別に定める実施細目による。

- 2 被災都県市と応援都県市の連絡調整は、原則として、前項に規定する都県市を経由して行う。

（現地連絡本部の設置）

第6条 前条第1項に規定する都県市は、被災都県市の情報を収集するために、現地連絡本部を設置することができる。

（応援経費の負担）

第7条 応援に要した経費は、原則として、応援を要請した都県市の負担とする。ただし、第4条第1項の規定に基づく応援に要した経費の負担は、九都県市で別途協議する。

（平常時からの取組）

第8条 各都県市は、災害等の発生時における相互応援を円滑に行うため、平常時から連携して、次に掲げる取組を推進する。

- (1) 応援受入体制の整備

他の都県市からの応援物資及び派遣人員を受入れるための場所又は施設を定める。

(2) 通信体制の整備

複数の通信体制を整備することにより、共通の連絡手段を確保するように努める。

(3) 情報の共有

協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要な情報を共有し、連携して対策を強化する。

(4) 訓練の実施

この協定の実効性を確保するために、相互に協力して必要な訓練を実施する。

(5) その他

前各号に定めるもののほか、特に必要と認められる事項。

(協定に関する協議)

第9条 この協定に関し必要な事項は、九都県市防災・危機管理対策委員会において協議する。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項は、九都県市が協議して定める。

附 則

(実施期日)

この協定は、平成22年4月1日から実施する。

この協定の締結を証するため、本協定書9通を作成し、各都県市は記名押印の上、各1通を保有する。

平成22年4月1日

埼玉県知事 上 田 清 司

千葉県知事 森 田 健 作

東京都知事 石 原 慎太郎

神奈川県知事 松 沢 成 文

横浜市長 林 文 子

川崎市市長 阿 部 孝 夫

千葉市長 熊 谷 俊 人

さいたま市長 清 水 勇 人

相模原市長 加 山 俊 夫

2 2 (2) 九都県市災害時相互応援に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、九都県市災害時相互応援に関する協定（以下「協定」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。

(応援調整都県市の設置)

第2条 協定第4条に規定する応援調整都県市は、別表のとおりとする。

2 災害の規模により、応援調整都県市による調整が困難なときは、九都県市共同運営による応援調整本部を設置し、当該応援調整本部が応援調整都県市の役割を担うものとする。

(応援要請の手続)

第3条 被災都県市は、次の事項を明らかにして、文書又は口頭で、応援調整都県市を経由し、応援を要請する。

ただし、その内容は、応援要請の時点で判別しているもので差し支えない。

- (1) 被害の概要
 - (2) 物資等の提供及びあっせんに関する応援（以下「物的応援」という。）を要請するときは、物資等の品目、数量、受領場所等
 - (3) 人員の派遣に関する応援（以下「人的応援」という。）を要請するときは、活動内容、要請人数・場所・期間等
 - (4) その他の応援を要請するときは、要請の内容、場所・期間等
 - (5) 前各号に定めるもののほか必要な事項
- 2 被災都県市は、応援要請をしたときは、できる限り速やかに応援要請書（様式1）を応援調整都県市に送付する。

(応援実施の手続)

第4条 応援都県市は、応援を行う事項について応援計画を作成する。

2 応援都県市は、次の事項についての応援計画を応援調整都県市に連絡した上、応援を実施する。また、応援調整都県市は、被災都県市との連絡が可能なときは、応援内容についての連絡調整を行う。

- (1) 物的応援をするときは、物資等の品目、数量、搬入場所等
 - (2) 人的応援をするときは、活動内容、派遣人数・場所・期間等
 - (3) その他の応援をするときは、応援の内容、場所・期間等
 - (4) 前各号に定めるもののほか必要な事項
- 3 応援都県市は、速やかに応援通知書（様式2）を応援調整都県市及び被災都県市に送付する。

(応援物資の受領通知)

第5条 被災都県市は、物的応援通知書（様式2-1）に基づく物資等を受領したときは、応援調整都県市を経由し、応援都県市に応援物資等受領書（様式3）を送付する。

(応援終了の報告)

第6条 応援都県市は、応援を終了したときは、応援調整都県市を経由し、被災都県市に応援終了報告書（様式4）を送付する。

(連絡担当部局の設置)

第7条 各都県市は、災害時に効率的な相互応援が実施できるよう、あらかじめ連絡担当部局を定め、部局名・連絡先等必要な事項を他の都県市に周知する。

(応援職員の派遣に要した経費負担等)

第8条 協定第7条の規定において、職員の派遣に要した経費の負担については、次のとおり定める。ただし、同条ただし書きに係るものについてはこの限りでない。

- (1) 被災都県市が負担する経費の額は、応援都県市が定める規定により算定した当該応援職員

の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。

- (2) 応援職員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要した経費は、応援都県市の負担とする。
- (3) 応援職員が業務上第3者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災都県市が、被災都県市への往復の途中において生じたものについては応援都県市が賠償責任を負う。
- (4) 前3号に定めるもののほか、応援職員の派遣に要した経費については、被災都県市及び応援都県市が協議して定める。

附 則

この実施細目は、平成22年4月1日から実施する。

別 表

実施細目第2条に規定する応援調整都県市は、次のとおりとする。

応援調整都県市			
被災都県市	第1順位	第2順位	第3順位
埼玉県 さいたま市	千葉県 千葉市	神奈川県 横浜市 川崎市 相模原市	東京都
千葉県 千葉市	神奈川県 横浜市 川崎市 相模原市	東京都	埼玉県 さいたま市
東京都	埼玉県 さいたま市	千葉県 千葉市	神奈川県 横浜市 川崎市 相模原市
神奈川県 横浜市 川崎市 相模原市	東京都	埼玉県 さいたま市	千葉県 千葉市

※ 応援調整都県市で、「神奈川県・横浜市・川崎市・相模原市」「千葉県・千葉市」「埼玉県・さいたま市」の順位は、それぞれ上に記載してある県市を優先とする。

※ 被災地域が、「千葉市以外の千葉県」の場合は、応援調整都県市として千葉市を優先し、同じく「横浜市、川崎市及び相模原市以外の神奈川県」の場合は、横浜市、川崎市及び相模原市を優先し、「さいたま市以外の埼玉県」の場合は、さいたま市を優先する。

2 3 京浜臨海地区石油コンビナート等特別防災区域協議会会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、京浜臨海地区石油コンビナート等特別防災区域協議会（以下「京浜特防協」という。）と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、会長事業所内におく。

(目 的)

第3条 本会は、石油コンビナート等災害防止法第22条の趣旨に則り、京浜臨海地区石油コンビナート等特別防災区域（以下「京浜特防協区域」という。）内に所在するすべての特定事業所およびその他の事業所が協力して、災害の発生または拡大の防止のため調査研究等を行い、もって地域防災体制の確立を図ることを目的とする。

(構 成)

第4条 本会は、京浜特防協区域内に所在するすべての特定事業所および本会の目的に賛同するその他の事業所（以下「会員事業所」という。）をもって構成し、別表-1に定める支部および地区をおく。

(事 業)

第5条 本会は、第3条に定める目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 災害防止に関する自主基準等の作成。
- (2) 災害防止に関する技術等の調査研究。
- (3) 会員事業所従業員等に対する災害防止に関する教育、訓練の実施。
- (4) 共同防災訓練の実施。
- (5) その他本会の目的達成のために必要な事業。

第2章 役 員

(役 員)

第6条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 理 事 若干名（支部長および地区長を含む。）
- (4) 監 事 2名

2 会長および副会長は理事の中から互選する。

(役員任期)

第7条 役員任期は1年とし、再任を妨げない。

- 2 役員に欠員が生じたときは、欠員を生じた役員の所属する支部または地区の推せんにもとづき、理事会にて選任する。
- 3 欠員補充のため選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の仕事)

第8条 会長は本会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

3 理事は本会の運営に必要な議事を審議し、会長および副会長と共に本会の事業の推進にあたる。

4 監事は本会の会計を監査する。

(支部長)

第9条 各支部に支部長をおく。

2 支部長は地区長の中から互選する。

(地区長)

第10条 各地区に地区長をおく。

2 地区長は地区内の会員事業所の中から互選する。

第3章 会 議

(総会)

第11条 総会は会員事業所によって構成し、最高の決議機関とする。

(総会の種類および開催日)

第12条 総会の種類は定時総会および臨時総会とし、会長が招集する。

2 定時総会は毎年度初めに開催する。

3 臨時総会は会長が必要と認めたときに開催する。ただし、会員事業所の過半数から要請があったときは、会長は開催しなければならない。

4 総会の議長には会長があたる。

(総会の成立および決議)

第13条 総会は会員事業所の三分の二以上の出席で成立し、決議は出席事業所の過半数により決め、賛否同数のときは議長がこれが決める。

(総会に付議する事項)

第14条 総会に付議する事項は次のとおりとする。

- (1) 事業報告および事業計画に関すること。
- (2) 予算および決算に関すること。
- (3) 会計監査に関すること。
- (4) 会則の制定および改廃に関すること。
- (5) 理事および監事の選任に関すること。
- (6) 入会および退会事業所の承認に関すること。
- (7) その他理事会において必要と認めた事項。

(理事会)

第15条 理事会は会長、副会長および理事によって構成し、次の事項を審議し決議する。

- (1) 総会に提案する議案に関すること。
- (2) 事業遂行のため総会から委任された事項の処理に関すること。
- (3) その他会長が必要と認めた事項に関すること。

2 理事会の議長には会長があたる。

3 理事会の成立および決議については総会の定めに準ずる。

(支部会議)

第16条 支部会議は、支部長および地区長によって構成し、必要の都度支部長が招集する。

2 支部会議は、本会の運営に必要な事項の連絡等を行う。

3 支部会議の議長には支部長があたる。

(地区会議)

第17条 地区会議は、地区内会員事業所によって構成し、必要の都度地区長が招集する。

2 地区会議は本会の運営に必要な事項の連絡等を行う。

3 地区会議の議長には地区長があたる。

第4章 入退会

(入会)

第18条 本会に入会しようとする事業所は、その旨文書にて会長に申し出て総会において承認を受けるものとする。

2 年度の途中入会しようとする事業所については、理事会の承認をうけて、次の総会までの間会員事業所として入会することができる。

(退会)

第19条 本会を退会しようとする事業所は、その旨文書にて会長に申し出て総会において承認をうけるものとする。

第5章 会計

(会費)

第20条 本会の事業達成のため次のとおり会費を徴収する。

(1) 通常会費

(ア) 第1種特定事業所 年 額 20,000円

(イ) 第2種 " " 10,000円

(ウ) その他事業所 " " 2,000円

(2) 臨時会費

必要の都度理事会で決定する。

2 会費は毎年5月末日までに一括納入するものとする。

3 すでに納入された会費は退会等においても返納しないものとする。

4 新入会員事業所の会費は、次のとおりとし、入会の月の翌月末日までに納入するものとする。

(1) 4月1日から9月30日までに入会したとき 年額

(2) 10月1日から翌年3月31日までに入会したとき 年額の2分の1

(会計年度)

第21条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日までとする。

第6章 顧問等

第22条 本会の運営を有効かつ円滑に推進するため顧問をおくことができる。

2 顧問は理事会の推せんに基づき、会長が委嘱する。

(疑義の取扱い)

第23条 本会則の解釈上の疑義または本会則に定めのない事項については、その都度理事会で

討議し、理事会でその必要を認めるときは総会へ付議し、その他のときは理事会で決定する。

(会則の制定および改廃)

第24条 本会則の制定および改廃は、総会において承認を受けなければならない。

(付 則)

この会則は、昭和57年3月29日から施行する。

昭和61年4月18日一部改定

平成21年4月15日一部改定

(別表-1)

本会則第4条に定める支部および地区は次のとおりとする。



2.4 臨時離着陸場一覧表

平成28年4月1日現在

No	名称	所在地	土地の形状 (表面)	給水	散水	面積 (m ²)	バンク	離着陸区分	管理者	連絡先	緯度、経度
1	東扇島公園	川崎区東扇島52-1	芝	否	無	100×100	B	場外防災	港振興部庶務課庶務係 川崎港港務所業務課庶務係 時間外 宿直室	044-200-3049 044-287-6027 044-287-6013	35° 29' 41" N 139° 45' 56" E
2	東扇島西公園	川崎区東扇島94-1	芝	否	無	60×90	C	場外一般	港振興部庶務課庶務係 川崎港港務所業務課庶務係 時間外 宿直室	044-200-3049 044-287-6027 044-287-6013	35° 29' 00" N 139° 44' 51" E
3	大師球場	川崎区大師公園1	土・芝	否	要	100×100	B	場外防災	指定管理者 公園緑地協会	044-276-0050	35° 31' 40" N 138° 44' 04" E
4	桜川球場	川崎区桜本1-14-3	土・芝	否	要	110×100	B	場外防災	川崎区役所 道路公園センター	044-244-3206	35° 30' 56" N 139° 43' 34" E
5	鈴木町河川敷	川崎区鈴木町地先	草地	否	要	80×40	C	場外一般	川崎区役所 道路公園センター	044-244-3206	35° 32' 11" N 139° 43' 32" E
6	川崎競馬場芝生広場	川崎区富士見1-5-1	芝	否	無	70×60	C	場外防災	株式会社よみうランド 時間外川崎競馬警備室	044-244-4127 044-233-6707	35° 31' 43" N 139° 42' 47" E
7	富士見公園市民広場	川崎区富士見2-1-1	土	否	要	70×60	C	場外一般	川崎区役所 道路公園センター	044-244-3206	35° 31' 25" N 139° 42' 52" E
8	川崎市立川崎病院	川崎区新川通12-1	コンクリート (屋上)	否	無	20×20	D	場外一般	川崎病院庶務課 内3531 時間外夜勤/婦長室 内3115	044-233-5521	35° 31' 24" N 139° 42' 33" E
9	消防局総合庁舎	川崎区南町20-7	コンクリート (屋上)	否	無	22×16.5	D	場外一般	川崎市消防局警防部警防課	044-223-2605	35° 31' 20" N 139° 42' 08" E
10	小田球場	川崎区小田4-20	土・芝	否	要	100×85	C	場外防災	川崎区役所 道路公園センター	044-244-3206	35° 30' 26" N 139° 42' 07" E
11	ソリッドスタジアム	幸区堀川町580	コンクリート (屋上)	否	無	20×20	D	緊急 離着陸場	(株)第一ビルディングリッド 時間外	044-549-6018 044-549-6001	35° 31' 54" N 139° 42' 10" E
12	小向河川敷	幸区戸手地先	草地	否	要	80×40	C	場外一般	幸区役所 道路公園センター	044-544-5500	35° 32' 36" N 139° 42' 04" E
13	川崎市立川崎総合科学高校	幸区小向仲野町5-1	コンクリート (屋上)	否	無	16×14	D	場外一般	川崎総合科学高校 時間外 防災センター	044-511-7336 同上	35° 32' 58" N 139° 41' 57" E
14	川崎ゴルフ場	幸区小向仲野町6-5地先	草地	否	要	200×220	A	場外一般	(株)川崎ゴルフ場 管理室	044-522-6241	35° 33' 03" N 139° 42' 01" E
15	古市場河川敷	幸区古市場1丁目地先	草地	否	要	80×80	C	場外一般	幸区役所 道路公園センター	044-544-5500	35° 33' 12" N 139° 41' 27" E
16	さいわいふるさと公園	幸区新川崎308-5	土	否	要	76×70	C	場外防災	幸区役所 道路公園センター	044-544-5500	35° 32' 40" N 139° 40' 20" E
17	丸子橋河川敷	中原区上丸子八幡町地先	草地	否	要	80×60	C	場外一般	中原区役所 道路公園センター	044-788-2311	35° 34' 49" N 139° 40' 15" E
18	中丸子天神町河川敷	中原区中丸子1155地先	芝	否	要	80×140	B	場外一般	中原区役所 道路公園センター	044-788-2311	35° 34' 15" N 139° 40' 31" E
19	上丸子天神町河川敷	中原区上丸子天神町地先	芝	否	要	70×60	C	場外一般	中原区役所 道路公園センター	044-788-2311	35° 35' 05" N 139° 39' 57" E
20	等々力緑地中央スポーツ広場内 第一運動広場	中原区等々力	芝	否	無	90×90	C	場外防災	中原区役所 道路公園センター	044-788-2311	35° 35' 15" N 139° 38' 55" E
21	等々力催し物広場	中原区等々力	土	否	要	127×50	C	場外一般	中原区役所 道路公園センター	044-788-2311	35° 34' 52" N 139° 39' 12" E
22	等々力補助競技場	中原区等々力1-1	芝	否	無	100×60	C	場外一般	中原区役所 道路公園センター	044-788-2311	35° 35' 17" N 139° 38' 56" E
23	等々力河川敷	中原区等々力4地先	土・芝	否	要	60×170	B	場外一般	中原区役所 道路公園センター	044-788-2311	35° 35' 18" N 139° 39' 12" E

No	名称	所在地	土地の形状 (表面)	給水	散水	面積 (m ²)	ランク	離着陸場区分	管理者	連絡先	緯度、経度
24	日本医科大学グラウンド	中原区小杉1丁目	土	否	要	100×100	B	場外一般	日本医科大学九子校舎	044-733-3394	35° 34' 38" N 139° 39' 40" E
25	関東労災病院	中原区木月住吉町1-1	コンクリート (屋上)	否	無	20×20	D	場外一般	関東労災病院 事務局長室	044-433-3140	35° 33' 54" N 139° 39' 35" E
26	川崎市立井田病院	中原区井田2-27-1	コンクリート (屋上)	否	無	20×20	D	場外一般	井田病院庶務課 時間外 当直長	044-766-2188 044-766-2188	35° 33' 35" N 139° 38' 25" E
27	諏訪河川敷	高津区諏訪地先	草地	否	要	90×90	C	場外一般	高津区役所 道路公園センター	044-833-1221	35° 36' 08" N 139° 38' 00" E
28	宇奈根河川敷	高津区宇奈根地先	土・芝	否	要	220×150	A	場外一般	高津区役所 道路公園センター	044-833-1221	35° 36' 42" N 139° 36' 32" E
29	西宇奈根河川敷	高津区宇奈根847地先	土・芝	否	要	70×150	B	場外一般	高津区役所 道路公園センター	044-833-1221	35° 36' 47" N 139° 36' 11" E
30	ノクテイ2	高津区溝口1-4-1	グレーチング (屋上)	否	無	20×20	D	緊急 離着陸場	みぞのくち新都市(株) 時間外防災センター	044-814-7777 044-814-7611	35° 35' 45" N 139° 36' 57" E
31	東高根自由広場	宮前区神木本町2-553	土	否	要	140×90	B	場外防災	宮前区役所 道路公園センター	044-877-1661	35° 36' 02" N 139° 35' 14" E
32	日本精工鷺沼グラウンド	宮前区鷺沼4-4	土	否	要	145×145	A	場外一般	日本精工総務部 クラブハウス	03-3779-7111 044-877-2633	35° 34' 38" N 139° 34' 31" E
33	川崎市消防訓練センター	宮前区大蔵1-10-2	土	否	要	100×100	B	場外防災	川崎市消防局警防部警防課	044-223-2605	35° 35' 07" N 139° 34' 02" E
34	日本電気宿河原グラウンド	多摩区宿河原5丁目地先	土	否	要	140×80	B	場外一般	日本電気(株)事業支援部 クラブハウス	03-3798-6557 044-911-2648	35° 36' 56" N 139° 35' 16" E
35	菅河川敷	多摩区菅野戸呂地先	土	否	要	150×40	C	場外一般	多摩区役所 道路公園センター	044-946-0044	35° 38' 16" N 139° 31' 52" E
36	川崎信用金庫グラウンド	多摩区和泉3657地先	土	否	要	60×130	C	場外一般	川崎信用金庫総務部	044-222-7581	35° 37' 32" N 139° 34' 04" E
37	多摩区総合庁舎	多摩区登戸1775-1	コンクリート (屋上)	否	無	16×16	D	場外一般	多摩区役所総務課 時間外 守衛室	044-935-3123 935-3137	35° 36' 58" N 139° 33' 55" E
38	川崎市立多摩病院	多摩区宿河原1-30-37	コンクリート (屋上)	否	無	20×21	D	場外一般	総務部庶務係 内2257 時間外 防災センター 内4199	933-8111 933-8111	35° 36' 59" N 139° 34' 32" E
39	明治製菓百合ヶ丘総合センター	多摩区南生田4-21-2	土・芝	否	要	70×80	C	場外防災	明治製菓(株)	044-977-9011	35° 35' 52" N 139° 32' 07" E
40	日本女子大学グラウンド	多摩区西生田1-1-1	土・芝	否	無	90×60	C	場外防災	日本女子大学 総務課 (夜間) 警備員室	044-952-6822 044-966-2121	35° 37' 17" N 139° 31' 51" E
41	川崎国際生田緑地 ゴルフ場5番ホール	多摩区榎形7-1-10	芝	否	無	100×50	C	場外一般	ゴルフ場事務室	044-934-0015	35° 36' 02" N 139° 33' 39" E
42	川崎国際生田緑地 ゴルフ場10番ホール	多摩区榎形7-1-10	芝	否	無	100×50	C	場外一般	ゴルフ場事務室	044-934-0015	35° 36' 21" N 139° 33' 29" E
43	麻生水処理センター	麻生区上麻生6-15-1	土	否	要	30×120	C	場外一般	建設局下水道建設部計画課 特定非営利活動法人麻生環境会	044-200-3559 044-988-3296	35° 34' 59" N 139° 29' 52" E

一備考一

ランク、着陸可能なヘリコプターの数を示し、A=5機以上(20,000m²以上)、B=4機以下(10,000m²以上)、C=2機以下(10,000m²以下)、D=1機(屋上に設置されている緊急離着陸場)を表す。
(ランク付けの算出は、中型ヘリコプターを限定して面積により算出していますが、実際に駐機する場合は周辺の障害物等の位置や高さ等により算出と異なる場合があります。)
川崎ゴルフ場については、拠点レポートとしてのみ使用可能です。

1 災害応急措置に係る相互応援確認書

浮島共同防災協議会、川崎市千鳥地区防災協議会及び扇島地区共同防災協議会（以下「各協議会」という。）は、それぞれが所有する大型高所放水車、大型化学消防車、大型化学高所放水車及び泡原液搬送車（以下「消防車」という。）並びに耐アルコール泡消火薬剤（以下「消火薬剤」という。）の相互応援体制について次のとおり確認する。

（相互応援体制の目的）

第1条 この相互応援は、平成15年9月に発生した十勝沖地震の影響で、多数のタンク等の損傷と浮き屋根式タンク2基の火災が発生したことに鑑み、市内臨海部の石油コンビナート地区においても同規模の災害が発生した場合に、その被害の拡大防止を図るべく、各協議会相互により応援体制を図ることを目的とする。なお、本確認書は石油コンビナート等災害防止法 第25条（自衛防災組織等に対する指示）に則り市町村長が指示することができるとする権限を確認するものでもある。

（応援要請の範囲）

第2条 各協議会は、市内臨海部の石油コンビナート地区において、異常な現象が発生したときは、市長（以下「公設消防」という。）の指示により、その災害の発生又は被害拡大防止のため、相互に応援出動することとする。

（応援出動）

第3条 応援出動を指示された各協議会は、直ちに指定された場所に消防車に機関員等を乗車させて応援出動する。
なお、別途指示された場合、各協議会は直ちに指定された場所に消火薬剤を応援のため搬送する。

2 応援出動した消防車は、公設消防の指揮者の指示に従うものとする。

（労働災害補償等）

第4条 応援出動のため防災要員に人的災害が発生した場合の災害補償は、労働者災害補償保険法によるものとする。

2 労働者災害補償保険法による補償額以外に被災者が所属する各協議会において労働協約、就業規則等により、付加金、見舞金等の定めがあ

る場合は、当該金額を発災事業所が負担する。

- 3 被災者の治療等に要した医療費等が労働者災害補償保険法による補償額で補償されない場合は、当該不足分を発災事業所が負担する。
- 4 応援出動中に消費した消火薬剤は発災事業所の負担とする。
- 5 物損事故等、その他の補償については、別途協議するものとする。

(疑義の取扱い)

第5条 本確認書の解釈に疑義が生じたときは、各協議会相互にて協議のうえ解決する。

(確認の有効期限)

第6条 本確認書の有効期限は、平成28年8月1日から平成29年7月31日までとする。ただし、期間満了1ヶ月前までに各協議会いずれかから申し出のない限り、本協定は有効期間満了とともに、自動的に1年間延長されるものとし、以降もこの例によるものとする。

以上、本確認締結の証として本書3通を作成し、各協議会それぞれが記名押印のうえ各1通を保管する。

平成28年8月1日

確認書 浮島共同防災協議会
会長 山口 浩一

川崎市千鳥地区防災協議会
会長 下村 啓

扇島地区共同防災協議会
会長 日下 修一

以上

2 石油コンビナート等特別防災区域内の備蓄消火薬剤等の状況

(平成29年4月1日現在)

区 分		合 計	浮 島	千 鳥	水 江	扇 町	大 川 ・ 白 石	扇 島	東扇島	
たん 白泡消火薬剤 (ℓ)	合 計	3%	511,799	208,580	161,660	82,695	4,750	4,700	20,814	28,600
		6%	65,200	17,800	47,400	-	-	-	-	-
	自 動 車 積 載	3%	41,588	6,000	24,720	10,868	-	-	-	-
		6%	-	-	-	-	-	-	-	-
	固 定 消 火 設 備	3%	338,921	159,080	92,160	45,517	3,350	4,700	14,114	20,000
		6%	61,900	17,700	44,200	-	-	-	-	-
容 器 貯 蔵	3%	131,290	43,500	44,780	26,310	1,400	-	6,700	8,600	
	6%	3,300	100	3,200	-	-	-	-	-	
水成膜 泡消火薬剤 (ℓ)	合 計	3%	34,550	5,230	18,500	-	6,620	4,200	-	-
		6%	15,960	4,560	11,000	-	-	400	-	-
	自 動 車 積 載	3%	2,500	500	2,000	-	-	-	-	-
		6%	300	-	-	-	-	300	-	-
	固 定 消 火 設 備	3%	19,210	3,510	10,900	-	600	4,200	-	-
		6%	9,800	-	9,800	-	-	-	-	-
容 器 貯 蔵	3%	12,840	1,220	5,600	-	6,020	-	-	-	
	6%	5,860	4,560	1,200	-	-	100	-	-	
合成界面 活性泡消火薬剤 (ℓ)	合 計	3%	55,900	6,620	23,800	3,820	-	-	21,660	-
		6%	14,800	14,800	-	-	-	-	-	-
	自 動 車 積 載	3%	4,500	300	-	600	-	-	3,600	-
		6%	-	-	-	-	-	-	-	-
	固 定 消 火 設 備	3%	42,760	6,200	16,000	2,500	-	-	18,060	-
		6%	14,800	14,800	-	-	-	-	-	-
容 器 貯 蔵	3%	8,640	120	7,800	720	-	-	-	-	
	6%	-	-	-	-	-	-	-	-	
耐アル コール 泡消火薬剤 (ℓ)	合 計	3%	49,619	14,540	18,066	8,000	2,000	-	7,013	-
		6%	85,960	31,900	51,610	-	1,650	800	-	-
	自 動 車 積 載	3%	2,000	-	-	-	2,000	-	-	-
		6%	-	-	-	-	-	-	-	-
	固 定 消 火 設 備	3%	44,779	12,400	18,066	8,000	-	-	6,313	-
		6%	45,700	22,400	20,850	-	1,650	800	-	-
容 器 貯 蔵	3%	2,840	2,140	-	-	-	-	700	-	
	6%	40,260	9,500	30,760	-	-	-	-	-	
粉末 消火薬剤 (kg)	合 計		90,381	11,521	23,365	2,000	-	2,600	-	50,895
	自 動 車 積 載		2,000	-	-	-	-	-	-	2,000
	固 定 消 火 設 備		71,291	3,026	19,435	2,000	-	2,000	-	44,830
	容 器 貯 蔵		17,090	8,495	3,930	-	-	600	-	4,065
流出油処理剤(ℓ)			63,509	21,779	19,570	8,556	4,886	18	6,000	2,700
オイルフェンス(m)	B		22,956	8,566	5,120	2,970	1,880	-	3,220	1,200
	A		1,260	180	220	140	280	60	160	220

3 京浜港（横浜・川崎）における津波対策に関する関係機関との合同指針

1 目的

本指針は、京浜港（横浜区及び川崎区に限る。以下同じ。）における津波対策、特に船舶の対応について必要な事項を定めておくことにより、津波注意報以上※が発表された場合において、港内における迅速な人命及び財産の保護並びに船舶交通の安全確保を図ることを目的とする。

※「津波注意報以上」とは、気象庁が気象業務法（昭和27年法律第165号）第13条第1項の規定に基づき、地震に伴い津波の発生のおそれがある場合に発表する大津波警報、津波警報及び津波注意報をいう。

2 地震や津波に関する情報の入手経路の確認

船舶、係留施設、代理店など船舶の運航に関わる関係者は、日頃から、地震や津波に関する情報入手方法及び船舶への伝達経路を前もって確認しておくことが重要である。

3 通常時に行うべき検討

船舶及び係留施設にあつては、京浜港内において船舶が安全且つ的確に避難できるように事前に以下の検討を行っておく必要がある。

（1）船舶

船長は、各種資料及び既存の運航に関するマニュアル等に基づき、京浜港内への津波の到達予測時間及び高さ等を勘案しつつ、京浜港船舶津波対策協議会が定めた、別添1「津波に対する船舶対応要領一覧表」（以後「一覧表」と記載）を基準に自船が取るべき対応を検討しておくこと。

（2）係留施設

係留施設の管理者は、各種資料に基づき、京浜港内や管理している係留施設への津波の到達予測時間及び高さ等を勘案しつつ、京浜港船舶津波対策協議会が定めた一覧表を基準に、関係船舶との連絡体制、荷役中止基準及び作業員等の避難体制など、津波到来時に船長が取るべき対応の判断に資する資料を作成し、事前に関係者に周知しておくこと。

4 地震・津波発生時にとるべき対応

船舶、係留施設、代理店など船舶の運航に関わる関係者は、地震・津波発

生時において京浜港内の在泊船舶が安全且つ的確に避難できるように以下の措置を講ずる必要がある。

- (1) 地震発生時
 - ・上記2に基づき、直ちに関係船舶に伝達すること。
 - ・船舶は、引き続き関係情報の収集に努めること。
- (2) 津波注意報以上などの情報を入手した場合
 - ・上記2に基づき、直ちに関係船舶に伝達すること。
 - ・東京湾内湾に津波注意報以上が発表された場合、船長は、上記3(1)に基づき必要な対応をとること。
- (3) 津波の恐れがなくなった後の措置

船舶の船長及び係留施設の管理者は、津波注意報以上が解除されたときは、自船及び自らが管理する係留施設の被害状況、船舶の離着棧の可否、周辺水域の安全等について調査し、被害が認められた場合は、遅滞なく港長に通報すること。

5 注意

- (1) 港長による勧告（別添2参照）

東京湾内湾に津波注意報以上が発表されたときは、京浜港長から一覧表を踏まえた勧告が発令される。

なお、通信手段の遮断等による情報伝達の遅延も想定されることから、気象庁から津波注意報以上が発表された場合、京浜港長からの「勧告」の伝達の有無にかかわらず、船舶は、当協議会で定めた「一覧表」により対応すること。
- (2) 本要領の改定

本要領は、新たに京浜港に係る津波被害シミュレーション、津波ハザード・マップ等が利用可能となるなどの機会をとらえて、適宜、必要な改定を行うものとする。
- (3) 避難勧告等の伝達訓練

原則毎年1回以上、別添3による勧告の伝達訓練を実施するものとする。

附 則 平成17年 8月25日施行
 附 則 平成27年 6月10日改正
 附 則 平成28年 2月29日改正

津波に対する船舶対応要領一覧表

「津波警報等」に対する対応

津波警報・注意報の種類	津波来襲までの時間的余裕	港内着岸船			錨泊船、浮標係留船		航行船(着陸岸作業時を含む)		工事中
		大型、中型(漁船を含む)		小型船	—	大型、中型船(漁船含む)	小型船		
		危険物積載船舶	一般船舶(荷役・作業含む)	(プレジャーボート、小型漁船等)			小型船(プレジャーボート、小型漁船等)		
大津波警報 10m超又は[巨大] (10m<予想高さ 10m) (5m<予想高さ 10m) 5m (3m<予想高さ 5m)	無し	荷役・作業中止 係留避泊又は陸上避難	荷役・作業中止 係留避泊又は陸上避難	陸上避難	荷役・作業中止 港内避泊	港内避泊	港内避泊又は着岸後陸上避難	工事・作業船等 (作業台船及び起重機船を含む) ○ 工事・作業中止 ○ 陸上避難	
	有り	荷役・作業中止 係留避泊又は陸上避難	荷役・作業中止 係留避泊又は陸上避難	陸揚げ固縛又は係留強化 後陸上避難 (場合によっては港外退避)	荷役・作業中止 港外退避	港外退避	着岸のうえ陸揚げ固縛若しくは係留強化の後陸上避難又は港外退避	○ 工事・作業中止 ○ 港外退避又は流出防止措置	
津波警報 3m又は[高い] (1m<予想高さ 3m)	無し	荷役・作業中止 係留避泊又は陸上避難	荷役・作業中止 係留避泊又は陸上避難	陸上避難	荷役・作業中止 港内避泊	港内避泊	港内避泊又は着岸後陸上避難	○ 工事・作業中止 ○ 陸上避難	
	有り	荷役・作業中止 係留避泊又は陸上避難	荷役・作業中止 係留避泊又は陸上避難	陸揚げ固縛又は係留強化 後陸上避難 (場合によっては港外退避)	荷役・作業中止 港外退避	港外退避	着岸のうえ陸揚げ固縛若しくは係留強化の後陸上避難又は港外退避	○ 工事・作業中止 ○ 港外退避又は流出防止措置	
津波注意報 1m (0.2<予想高さ 1m)	—	荷役・作業中止 係留避泊又は港外退避	荷役・作業中止 係留避泊又は港外退避	陸揚げ固縛又は係留強化 後陸上避難 (場合によっては港外退避)	荷役・作業中止 港内避泊	港外退避	着岸のうえ陸揚げ固縛若しくは係留強化の後陸上避難又は港外退避	○ 工事・作業中止 ○ 港外退避又は流出防止措置	
備考				小型船でも十分津波に対応できる海域が港内に存在し、かつ、避難する時間的余裕がある場合は港外退避でも可。	航路付近、海洋施設等に近い場所又は浅海域に錨泊中の船舶は時間的に余裕がある場合は水深が深く、広い場所に移動する。				

【用語の定義】

大型船：タグボート等の補助船、パイロットを必要とし単独での出港が困難な船舶をいう。
 中型船：大型船及び小型船以外の船舶をいう。
 小型船：プレジャーボート、漁船等のうち、港内において陸揚げできる程度の船舶(造船所の陸揚げは含まない)をいう。
 危険物積載船：ばら積のタンカー船(非危険物の石油類積載船含む)、放射線物質積載船、火薬類積載船をいう。
 陸上避難：船舶での避難が高い危険が予想されるので、乗組員等は陸上の高い場所に避難する。可能な限り船舶の流出防止、危険物の安全措置をとる。
 係留避泊：係留強化、機関の併用等により係留状態のまま津波に対抗する。
 港内避泊：港内の緊急避難海域で錨、機関、スラストにより津波に対抗する。
 港外退避：安全に港外まで航行可能(航路内は津波の流速が早く注意が必要)な場合であれば第一波到達までの時間(余裕時間)までに避難できることが望ましい。
 湾外退避：また水深50メートル以上の水域で航走することが望ましい。
 陸揚げ固縛：水上で津波に対応する場合は、津波の砕波に十分注意すること。砕波は、水深が浅くなる場所で発生しやすいことから、津波の影響を少なくするためには、少なくとも水深50メートル以上の水域で航走することが望ましい。
 陸揚げ固縛：プレジャーボート、漁船の小型船を陸揚げし、津波等により海上に流出しないよう固縛する。

【注意事項】

勧告時の港内管制信号：港長から勧告が発令された場合、管制信号は「O」(出港信号)となる。
 東海地震に関する情報：東海地震は、日本で唯一直前直後の出来の可能性がある地震と考えられており、前兆現象の観測及び発生が予知された場合は、気象庁から以下の情報が発表される。
 <東海地震に関する調査情報(臨時)> 観測データに通常とは異なる変化が観測された場合に発表。
 <東海地震注意情報> 観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表。
 <東海地震予知情報> 東海地震が発生すると認められ、内閣総理大臣から「警戒宣言」が発せられた場合に発表。
 上記情報のうち、東海地震予知情報が発表された場合は、港内への津波予測等を踏まえ、「一覽表」によるいすれかの措置をとるよう港長から勧告が発令される。

1 臨海部各島の避難にあたっての留意事項

町名	地域特性	避難所等		学校の収容可能人数※	主要道路
		帰宅困難者一時滞在施設等	町外※		
浮島町	①浮島町及び小島町の特定事業所数 第一種 8 (浮7、小1)、第二種 11 (浮10、小1) 及び東芝原子力技術研究所がある(原子力災害対策特別措置法の適用される施設) ②浮島町の所有者はほとんどが従業員である。 従業員6,844人、住民1人 合計6,845人 ③浮島町は、浮島橋が使用できない場合、409号線が利用できなくなる。ただし、高速神奈川6号川崎線の浮島ICがあり、東京アクアライン、首都高速湾岸線・神奈川1号横羽線が利用できる。 ④孤立化した場合、島内のより安全な施設への屋内退避を検討する。	浮島処理センター かわさきエコ暮らし未来館 浮島町公園(2.2万㎡)	国道409号線沿いの指定避難所 ◎殿町小:3,725 (1,610) 大師中:6,632 (2,091) 東門前小:3,785(2,270) 大師小:4,505 (1,237) 旭町小:4,962 (2,373)	23,609 (9,581)	国道409号線 (高速神奈川6号川崎線、東京アクアライン、首都高湾岸線)
東扇島 扇島	①東扇島及び扇島の特定事業所数 第一種 3(東1、扇2)、第二種 1(東1) ②所有者はほとんどが従業員である。 従業員14,992人、住民5人、合計14,997人 ③川崎港海底トンネルが使用できない場合でも、高速湾岸線東扇島ICがあり、高速湾岸線が利用できる。 ④東扇島東公園及びマリエンにヘリポートがある。 ⑤耐震岸壁が2ヶ所あり、護衛艦等大型船の接岸が可能である。 ⑥東扇島北公園付近の堀込部に設置してある浮き棧橋を利用し、船舶による避難が可能である。 ⑦孤立化した場合、島内のより安全な施設への屋内退避も併せて検討する。	港湾振興会館(マリエン) 東扇島福利厚生センター(マリンプラザ) かわさきファズ物流センター 東扇島東公園 東扇島西公園	川崎駅東扇島線～扇町夜光線沿いの指定避難所 ◎四谷小:5,698 (1,398) 南大師中:4,821(1,503) 川中島小:5,263(1,495) 川中島中:6,226(1,804) 市立川崎高校・附属中学校:4,440(4,440) 富士見中:2,917(2,193) 宮前小:4,564 (1,623)	33,929 (14,457)	国道357号線～川崎駅東扇島線～扇町夜光線 (首都高湾岸線)
千鳥町	①千鳥町及び夜光町の特定事業所数 第一種 10(千6、夜4)、第二種 6(千6) ②千鳥町の所有者はほとんどが従業員である。 従業員3,262人、住民8人 合計3,270人 ③千鳥橋及び海底トンネルが使用できない場合、船舶により避難する。 ④千鳥町に仮設置している浮き棧橋を活用し、船舶での避難が可能である。 ⑤船舶による避難が困難な場合、島内のより安全な施設への屋内退避を検討する。	船客待合所			川崎駅東扇島線～扇町夜光線
水江町	①水江町の特定事業所数 第一種 3、第二種 1 ②水江町の所有者はほとんどが従業員である。 従業員3,355人、住民0人 合計3,355人 ③水江運河にかかる道路及びJFE海底トンネルが使用できない場合、船舶により避難する。 ④港湾局が整備する浮き棧橋が利用できる場所を塩浜運河、京浜運河及び池上運河沿いで検討する。 ⑤船舶による避難が困難な場合、島内のより安全な施設への屋内退避を検討する。	川崎エコタウン会館	皐橋水江町線沿いの指定避難所 ◎桜本中:4,214 (1,294) さくら小:6,912(1,687) 藤崎小:4,954 (1,718) 東大島小:3,317(1,245) 向小:4,765 (1,427) 田島支援学校桜校:1,134 (1,134)	25,296 (8,505)	皐橋水江町線
扇町	①扇町の特定事業所数 第一種 1、第二種 4 ②扇町の所有者はほとんどが従業員である。 従業員3,504人、住民58人 合計3,562人 ③扇橋が使用できない場合、船舶により避難する。 ④港湾局が整備する浮き棧橋が利用できる場所を池上運河、京浜運河及び池上運河沿いで検討する。 ⑤船舶による避難が困難な場合、島内のより安全な施設への屋内退避を検討する。	なし	川崎駅扇町線沿いの指定避難所 ◎臨港中:4,993 (1,535) 大島小:5,227 (1,328) 渡田小:4,973 (1,360) 田島小:4,332 (1,318) 渡田中:5,918 (1,764) 新町小:4,622 (1,334) 川崎小:3,975 (1,494)	34,040 (10,133)	川崎駅扇町線
大川町	①大川町及び白石町の特定事業所数 第二種 2(大1、白1) ②大川町の所有者はほとんどが従業員である。 従業員2,414人、住民1人 合計2,415人 ③大川町が孤立化した場合、船舶により避難する。 ④港湾局が整備する浮き棧橋が利用できる場所を池上運河及び京浜運河沿いで検討する。 ⑤船舶による避難が困難な場合、島内のより安全な施設への屋内退避を検討する。	大川町産業会館	池田浅田線沿いの指定避難所 ◎浅田小:3,839 (1,107) 東小田小:4,607(1,367) 小田小:3,916 (1,756) 京町中:7304 (1,476) 田島中:5,769 (1,636) 京町小:4,673 (1,741) 川崎中:5,477 (1,732) 南部防災センター:345 (76)	35,930 (10,891)	池田浅田線
備考	市の公的施設については、参考として記述 ◎の避難所は、川崎市地域防災計画資料編で各島の避難所として指定されている学校 ※学校の後の数字は、収容可能人数(カッコ内は屋内収容人数)				

1 (1) 川崎市と川崎市医師会との災害時における医療救護に関する協定

川崎市（以下「甲」という。）と社団法人川崎市医師会（以下「乙」という。）は、災害時における医療救護に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、川崎市地域防災計画に基づき甲が行う医療救護（以下「医療救護」という。）を円滑に実施するために、乙の協力を得ることについて必要な事項を定めるものとする。

（医療救護班の要請及び派遣）

第2条 甲は、医療救護を行う必要が生じたときは、医師等で編成する医療救護班（以下「医療救護班」という。）の派遣を乙に対して要請するものとする。

2 前項における要請の内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 災害発生の日時及び場所
- (2) 災害の原因及び状況
- (3) 派遣を要する職種及び人員
- (4) 派遣場所
- (5) その他必要な事項

3 乙は、前項の規定による要請を受けたときは、速やかに医療救護班を派遣するものとする。

4 医療救護班の輸送は、原則として甲が行うものとする。

（医療救護計画の策定及び提出）

第3条 乙は、医療救護を実施するために、災害時医療救護計画を策定し、この協定締結後、速やかにこれを甲に提出するものとする。

2 乙は、前項の災害時医療救護計画を策定するに当たっては、甲との密接な連携のもとに行うものとする。

（医療救護班に対する指揮命令）

第4条 乙が派遣する医療救護班に対する指揮命令は、甲が指定する者が行うものとする。

（医療救護班の業務）

第5条 乙が派遣する医療救護班は、甲が設置する医療救護所において医療救護活動を行うものとする。

2 医療救護班の業務は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 応急医療
- (2) トリアージ
- (3) 患者搬送指示

- (4) 薬剤又は治療材料の支給
- (5) 助産
- (6) 死亡の確認
- (7) 死体の検案

(医薬品等の供給)

第6条 医療救護活動に必要な医薬品、医療材料、診断器具及びその他医療関係物品（以下「医薬品等」という。）は、原則として甲が調達するものとする。ただし、緊急の場合は乙の備蓄または携行する医薬品等を使用できるものとする。

(報告)

第7条 医療救護活動を実施した場合、乙は、医療救護に関する業務の実績を甲に報告するものとする。

(費用の弁償等)

第8条 甲は、この協定に基づく医療救護活動に乙が要した費用を弁償するものとする。

2 乙が要した費用とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 医療救護班の派遣に要する人件費及び諸経費
- (2) 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合のその費用
- (3) 医療救護活動により生じた施設及び設備の損傷の修復に係る経費
- (4) 医療救護活動に従事した者が、負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合の扶助費

(医事紛争)

第9条 医療救護の実施により、医療救護班と傷病者との間に医事紛争が生じた場合、乙は、速やかに甲に報告するものとする。

(防災訓練への協力)

第10条 乙は、甲が行う防災訓練に対し、甲の要請に基づき必要な協力を行うものとする。

(細目)

第11条 この協定を実施するために必要な事項については、甲乙協議して別に実施細目を定めるものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成8年10月17日

甲 川 崎
川崎市長 高 橋 清

乙 社団法人 川崎市医師会
会 長 栗 山 覚

1 (2) 川崎市と川崎市医師会との災害時における医療救護に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、災害時における医療救護に関する協定（以下「協定」という。）

第11条の規定により、協定の実施に関し必要な事項を定める。

(医療救護班の派遣要請)

第2条 協定第2条の規定による要請は、原則として文書をもって行うこととする。ただし、災害状況により緊急を要すると判断した場合は、口頭をもって行うことができるものとする。

(緊急要請)

第3条 区本部長は、災害状況により緊急を要すると判断し、災害対策本部長と協議するいとまがない場合、川崎市医師会長又は区医師会長に対して直接、医療救護班の派遣を要請することができるものとする。

(緊急派遣)

第4条 乙は、災害状況により緊急を要すると判断した場合は、協定第2条の規定による甲からの要請を待たずに医療救護班を派遣することができるものとする。

2 前項の規定により医療救護班を派遣させた場合、乙は速やかに甲へ連絡するものとする。

3 第1項の規定による派遣後の指揮命令系統は、協定第4条の規定によるものとする。

(医療救護活動の報告及び費用弁償等の請求)

第5条 協定第7条及び第8条の規定による報告・費用弁償等の請求については、医療救護活動の終了後速やかに、乙が一括して次により甲に提出・請求するものとする。

(1) 医療救護に関する業務の実績報告として、医療救護活動報告書（第1号様式）及び医療救護診療記録（第2号様式）を提出するものとする。

(2) 医療救護班に係る費用弁償は、費用弁償請求書（第3号様式）に医療救護班員名簿（第4号様式）を添付して請求するものとする。

(3) 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償は、医薬品等使用報告書（第5号様式）を費用弁償請求書に添付して請求するものとする。

(4) 医療救護活動により生じた施設及び設備の損傷の修復に係る実費弁償は、物件損傷等報告書（第6号様式）を費用弁償請求書に添付して請求するものとする。

(5) 医療救護班の従事者が医療救護活動により負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合は、速やかに事故報告書（第7号様式）により報告するものとする。

(費用弁償等の程度)

第6条 協定第8条第2項第1号及び第2号の規定による費用弁償の額は、神奈川県災害救助法施行細目（昭和34年12月15日神奈川県規則第90号）第11条に基づき算出す

るものとする。

- 2 協定第8条第2項第3号の規定による費用弁償の額は、実費とする。
- 3 協定第8条第2項第4号の規定による扶助費の額は、災害救助法（昭和22年法律第18号）の規定に基づき算出するものとする。

（費用弁償等の支払い）

第7条 甲は、前条の規定により請求された費用弁償請求書等の内容を調査し適当と認めた時は、速やかに乙に支払うものとする。

（医事紛争解決への措置）

第8条 甲は、協定第9条の規定により乙から維持紛争の発生について連絡を受けたときは、速やかに調査し、乙と協議の上、紛争解決のための適切な措置を講ずるものとする。

（協議）

第9条 この細目に定めのない事項又はこの細目に疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

附 則

この実施細目は、平成 8年10月17日から実施する。

2 川崎市と川崎市歯科医師会との災害時における医療救護に関する協定

川崎市（以下「甲」という。）と社団法人川崎市歯科医師会（以下「乙」という。）は、災害時における医療救護に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、川崎市地域防災計画に基づき甲が行う医療救護活動（以下「医療救護活動」という。）を円滑に実施するために、乙の協力を得ることについて必要な事項を定めるものとする。

（医療救護班の要請及び派遣）

第2条 甲は、医療救護活動を行う必要が生じたときは、医療救護班の派遣を乙に対して要請するものとする。

2 前項における要請の内容は、次の各号に掲げるものとする。

- （1）災害発生の日時及び場所
- （2）災害の原因及び状況
- （3）派遣人員
- （4）派遣場所
- （5）その他必要な事項

3 乙は、前項の規定による要請を受けたときは、速やかに医療救護班を派遣するものとする。

4 医療救護班の輸送は、原則として甲が行うものとする。

（医療救護班の業務）

第3条 乙が派遣する医療救護班は、甲が設置する医療救護所において医療救護活動を行うものとする。

2 医療救護班の業務は、次の各号に掲げるものとする。

- （1）歯科医療を要する傷病者に対する応急処置
 - （2）後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
 - （3）転送困難な患者及び軽易な患者に対する歯科治療・衛生指導
- （費用の弁償等）

第4条 甲は、この協定に基づく医療救護活動に乙が要した費用を弁償するものとする。

2 乙が要した費用とは、次の各号に掲げるものをいう。

- （1）医療救護班の派遣に要する人件費及び諸経費
 - （2）医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合のその費用
 - （3）医療救護活動により生じた施設及び設備の損傷の修復に係る経費
 - （4）医療救護活動に従事した者が負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合の扶助費
- （防災訓練への協力）

第5条 乙は、甲が行う防災訓練に対し、甲の要請に基づき必要な協力を行うものとする。

（医療救護活動計画の策定及び提出）

第6条 乙は、医療救護活動を実施するために、災害時救護活動計画を策定し、この協定締結後、速やかにこれを甲に提出するものとする。

2 乙は、前項の災害時救護活動計画を策定するに当たっては、甲との密接な連携のもとに行うものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し・甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成8年10月17日

甲 川崎市
川崎市長 高橋 清

乙 社団法人 川崎市歯科医師会
会長 窪田 敏昭

3 (1) 川崎市と川崎市薬剤師会との災害時における医療救護に関する協定

川崎市（以下「甲」という。）と社団法人川崎市薬剤師会（以下「乙」という。）は、災害時における医療救護に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、川崎市地域防災計画に基づき甲が行う救護活動（以下「救護活動」という。）を円滑に実施するために、乙の協力を得ることについて必要な事項を定めるものとする。

（薬剤師班の要請及び派遣）

第2条 甲は、救護活動を行う必要が生じた場合は、薬剤師で編成する薬剤師班（以下「薬剤師班」という。）の派遣を乙に対して要請するものとする。

2 前項における要請の内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 災害発生の日時及び場所
- (2) 災害の原因及び状況
- (3) 派遣人員
- (4) 派遣場所
- (5) その他必要な事項

3 乙は、前項の規定による要請を受けたときは、速やかに薬剤師班を派遣するものとする。

4 薬剤師班の輸送は、原則として甲が行うものとする。

（薬剤師班の業務）

第3条 乙が派遣する薬剤師班は、甲が設置する医療救護所において救護活動を行うものとする。

2 薬剤師班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 医療救護所等における傷病者等に対する調剤、服薬指導
- (2) 医療救護所及び医薬品の集積場所等における医薬品の仕分け、管理（費用の弁償等）

第4条 甲は、この協定に基づく救護活動に乙が要した費用を弁償するものとする。

2 乙が要した費用とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 薬剤師班の派遣に要する人件費及び諸経費
- (2) 薬剤師班が携行した医薬品等を使用した場合のその費用
- (3) 救護活動に従事した者が負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合の扶助費（防災訓練への協力）

第5条 乙は、甲が行う防災訓練に対し、甲の要請に基づき必要な協力を行うものとする。

（救護活動計画の策定及び提出）

第6条 乙は、救護活動を実施するために、災害時救護活動計画を策定し、この協定締結後、速やかにこれを甲に提出するものとする。

2 乙は、前項の災害時医療救護活動計画を策定するに当たっては、甲との密接な連携のもとに行うものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し・甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成8年10月17日

甲 川崎市
川崎市長 高橋 清

乙 社団法人 川崎市薬剤師会
会長 一ノ瀬 志郎

3 (2) 川崎市と川崎市薬剤師会との災害時における医薬品等の供給に関する協定

川崎市（以下「甲」という。）と社団法人川崎市薬剤師会（以下「乙」という。）は、災害時における医薬品等の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、川崎市防災計画に基づき甲が行う医療救護活動に係る医薬品等の確保に対する乙の協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時における医薬品等の確保を図るため、医薬品等を調達する必要が生じたときは、乙に対し保有する医薬品等の供給を要請するものとする。

（緊急要請）

第3条 前条の規定による協力要請において、やむを得ない事情により、甲が乙と連絡を取れない場合は、甲は、直接乙の加入組合に対し協力を要請することができる。

（要請事項の措置等）

第4条 乙は、第2条の規定に基づき、甲から要請を受けたときは、要請事項について速やかに措置するとともに、その措置事項を甲に報告するものとする。

（医薬品等の範囲）

第5条 供給する医薬品等の範囲は、次のとおりとし、乙において措置可能な品目及び数量とする。

- (1) 医薬品
- (2) 衛生材料
- (3) その他甲が指定するもの

（医薬品等の取引）

第6条 医薬品等の引取りの場所については、甲が指定するものとし、当該場所において甲が品目及び数量を確認の上、これを引き取るものとする。

（費用弁償）

第7条 甲は、この協力により調達された医薬品等について、その実費を負担するものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し・甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成8年10月17日

甲 川崎市
川崎市長 高橋 清

乙 社団法人 川崎市薬剤師会
会長 一ノ瀬 志郎

4 川崎市と川崎市看護協会との災害時における救護活動に関する協定

川崎市（以下「甲」という。）と社団法人川崎市看護協会（以下「乙」という。）は、災害時における救護活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、川崎市地域防災計画に基づき甲が行う救護活動（以下「救護活動」という。）を円滑に実施するために、乙の協力を得ることについて必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 災害時において、乙は、甲からの要請に基づき、次に掲げる範囲の協力を行うものとする。

- （1）傷病者及びその家族に対する救急看護の提供
- （2）その他、医療救護所の医師の指示による医療救護に必要な業務（費用の弁償等）

第3条 甲は、この協定に基づく救護活動に乙が要した費用を弁償するものとする。

2 乙が要した費用とは、次の各号に掲げるものをいう。

- （1）救護活動の派遣に要する人件費及び諸経費
- （2）救護活動に従事した者が負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合の扶助費（防災訓練への協力）

第4条 乙は、甲が行う防災訓練に対し、甲の要請に基づき必要な協力を行うものとする。

（協議）

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し・甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成8年10月17日

甲 川崎市
川崎市長 高橋 清

乙 社団法人 川崎市看護協会
会長 杉浦 芳子

5 川崎市と川崎市病院協会との災害時における医療活動に関する協定

川崎市（以下「甲」という。）と社団法人川崎市病院協会（以下「乙」という。）は、災害時における医療救護活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、川崎市地域防災計画に基づき甲が行う医療救護活動を円滑に実施するために、乙の協力を得ることについて必要な事項を定めるものとする。

（医療救護活動の要請）

第2条 甲は、被災傷病者の治療・処置及び入院を含む受入れ等の医療救護活動を乙に対して要請するものとする。

2 前項における要請の内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 災害発生の日時及び場所
- (2) 災害の原因及び状況
- (3) 乙に属する医療機関（以下「各病院」という。）に対する連絡及びおよその傷病者数
- (4) その他必要な事項

3 乙は、前項の規定による要請を受けたときは、速やかに災害時優先緊急連絡網を使い各病院に連絡するものとする。

4 被災傷病者の搬送は、原則として甲が行うものとするが転院・転送等を行える病院は協力する。

（医療救護計画の策定及び提出）

第3条 乙は、医療救護活動を実施するために、災害時医療救護計画を策定し、この協定締結後、速やかにこれを甲に提出するものとする。

2 乙は、前項の災害時医療救護計画を策定するに当たっては、甲との密接な連携のもとに行うものとする。

（医療救護活動の業務）

第4条 乙は各病院において医療救護活動を行うものとする。

2 医療救護活動の業務は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 傷病者の受入れ及び搬送・転送等
- (2) トリアージ
- (3) 救急医療・救護
- (4) 死亡の確認
- (5) 死体の検案

（医薬品等の供給）

第5条 医療救護活動に必要な医薬品等は、原則として各病院が所有し、又は備蓄するものを使用する。

(報告)

第6条 医療救護活動を実施した場合、乙は、医療救護活動に関する業務の実績を甲に報告するものとする。

(費用の弁償等)

第7条 甲は、別途支弁されるものを除き、この協定に基づく医療救護活動に乙が要した費用を弁償するものとする。

2 乙が要した費用とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 傷病者の搬送・転送等に要する人件費及び諸経費
- (2) 第4条・第5条の定めるところにより発生した経費
- (3) 医療救護活動により生じた病院施設及び設備の損傷の修復に係る経費
- (4) 医療救護活動に従事した者が、負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合の扶助費

(医事紛争)

第8条 医療救護活動の実施により、医療機関と傷病者との間に医事紛争が生じた場合、乙は、速やかに甲に報告するものとする。

(防災訓練への協力)

第9条 乙は、甲が行う防災訓練に対し、甲の要請に基づき必要な協力を行うものとする。

(細目)

第10条 この協定を実施するために必要な事項については、甲乙協議して別に実施細目を定めるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成23年3月30日

甲 川 崎 市
川崎市長 阿 部 孝 夫

乙 川崎市中原区今井上町34番地 和田ビル3階
社団法人 川崎市病院協会
会 長 渡 邊 嘉 久

6 川崎市と神奈川県柔道整復師会川崎南・北支部との災害時における 応急救護活動に関する協定

川崎市（以下「甲」という。）と社団法人神奈川県柔道整復師会川崎南支部及び北支部（以下「乙」という。）は、災害時における応急救護活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、川崎市地域防災計画に基づき甲が行う救護活動（以下「救護活動」という。）を円滑に実施するために、乙の協力を得ることについて必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 災害時において、乙は、甲からの要請に基づき、次に掲げる範囲の協力を行うものとする。

（1）傷病者に対する応急救護（柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定する業務の範囲）の実施

（2）傷病者に対する応急救護に関する衛生材料等の提供

2 乙が医療救護所において行う応急救護は、医療救護所の医師の指示により実施するものとする。

（費用の弁償等）

第3条 甲は、この協定に基づく応急救護活動に乙が要した費用を弁償するものとする。

2 乙が要した費用とは、次の各号に掲げるものをいう。

（1）応急救護活動の派遣に要する人件費及び諸経費

（2）応急救護活動に携行した衛生材料等を使用した場合のその費用

（3）応急救護活動に従事した者が負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合の扶助費（防災訓練への協力）

第4条 乙は、甲が行う防災訓練に対し、甲の要請に基づき必要な協力を行うものとする。

（救護活動計画の策定及び提出）

第5条 乙は、応急救護活動を実施するために、災害時応急救護活動計画を策定し、この協定締結後、速やかにこれを甲に提出するものとする。

2 乙は、前項の災害時応急救護活動計画を策定するに当たっては、甲との密接な連携のもとに行うものとする。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し・甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成8年10月17日

甲 川崎市
川崎市長 高橋 清

乙 社団法人 神奈川県柔道整復師会川崎南支部
社団法人 神奈川県柔道整復師会川崎北支部
代表者 川崎南支部長 高木 昭房

7 川崎市と川崎地区ケア輸送連絡会との災害時等における業務協力に関する協定

川崎市(以下「甲」という。)と川崎地区ケア輸送連絡会(以下「乙」という。)は、災害が市内に発生し又は発生のおそれがある場合(以下「災害時等」という。)における、甲が行う医療救護活動を円滑に実施するための業務協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、川崎市地域防災計画に基づき甲が行う医療救護活動を円滑に実施するために、乙の協力を得ることについて必要な事項を定めるものとする。

(協力の内容)

第2条 乙は、甲からの要請に基づき、次に掲げる業務の実施について協力するよう努めるものとする。

- (1) 乙の車両による患者等搬送業務
- (2) 甲が行う防災訓練への参加
- (3) その他協力可能な業務

(協議)

第3条 この協定の実施に関し疑義が生じた場合及び協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議の上定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成23年3月11日

甲 川崎市
川崎市 長 阿部 孝夫

乙 川崎市幸区小倉816番地
株式会社 丸武興産内
川崎地区ケア輸送連絡会
代表 阿久津 信儀

8 川崎市と市内医薬品卸会社との「災害時における医薬品の供給協力に関する協定」
(東邦薬品、アルフレッサ、メディセオ、スズケン)

川崎市(以下「市」という。)と、株式会社〇〇〇〇(以下「〇〇〇〇」という。)との間に、市内における地震、風水害、その他による災害(以下「災害」という。)の発生に際し医薬品等の確保を図るため、次のとおり協定を締結する。

(市の要請)

第1条 市は、災害時における医薬品等の確保を図るため、必要があると認めたときは、〇〇〇〇に対し、〇〇〇〇が保有する医薬品等の供給を要請するものとする。

なお、市は当該災害発生時において、〇〇〇〇に対する医薬品等の供給の要請が、神奈川県と重複しないよう、事前に調整を行うものとする。

(要請事項に対する措置)

第2条 〇〇〇〇は、前条の規定により市から要請を受けたときは、要請事項に対して速やかに措置を執るとともに、その措置事項を市に連絡するものとする。

(医薬品等の範囲)

第3条 〇〇〇〇が市に供給する医薬品等の範囲は次のとおりとし、〇〇〇〇において措置可能な品目及び数量とする。

- (1) 医薬品
- (2) 衛生材料
- (3) 医療器具
- (4) その他市が指定する物

(供給要請の方法)

第4条 医薬品等の供給要請は文書によることとするが、緊急の場合には電話等によることができるものとする。

(医薬品等の運搬)

第5条 〇〇〇〇が市に供給する医薬品等は、市の指定する場所に〇〇〇〇が運搬することを原則とする。

なお、必要に応じて、〇〇〇〇は市に対して運搬の協力を求めることができるものとする。

(費用負担)

第6条 〇〇〇〇が供給した医療品等の代金及び運搬等に係る費用は市が負担するものとし、市は請求書受理後、遅滞なくその支払いを行うものとする。

(医薬品等の価格)

第7条 前条の規定により市が負担する医薬品等の価格は、災害発生直前における適正な価格とする。

(協議事項)

第8条 この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度双方が誠意ある協議を行うものとする。

(有効期限)

第9条 この協定は、本協定締結の日からその効力を生ずるものとし、市、〇〇〇〇いずれかの申出がない場合は期限を定めず継続するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、市、〇〇〇〇双方記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成25年 3月21日

川崎市川崎区宮本町1
川崎市
川崎市長 阿部 孝夫

事業者住所

事業者名

代表者名

締結先一覧 (順不同)

締 結 先	代 表 者	住 所
東邦薬品株式会社	代表取締役社長 河野 博行	東京都世田谷区 代沢5-2-1
アルフレッサ株式会社	代表取締役社長 鹿目 広行	東京都千代田区 神田美土代町7番地
株式会社メディセオ	代表取締役社長 長福 恭弘	東京都中央区 八重洲二丁目7番15号
株式会社スズケン	代表取締役社長 太田 裕史	愛知県名古屋市中区 東区東片端町8番地

1 災害時における応援に関する協定（川崎建設業協会）

（趣旨）

第1条 川崎市（以下「甲」という。）と川崎建設業協会（以下「乙」という。）との間に、災害時における応急対策を行うために必要とする乙の応援について、その円滑な運営を期するためこの協定を締結するものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害応急対策のための応援（以下「応援」という。）を要請する必要があると認めるときは、電話等により次の各号に掲げる事項を明らかにして乙の応援を要請し、後日、速やかに応援要請書を乙に送付するものとする。

(1) 災害の状況及び応援を要請する理由

(2) 応援を必要とする場所

(3) 応援を必要とする作業内容

(4) その他応援に必要な事項

2 乙に対する甲の応援要請手続きは、川崎市災害対策本部事務局が担当する。ただし、緊急を要する場合は、甲の各区本部事務局が、乙の各区作業隊長に応援要請することができるものとする。

（実施）

第3条 乙は、甲から応援の要請を受けた場合は、特別の理由のない限りこれを受諾し、甲の現地責任者の指示を受け要請に従って応援に従事するものとする。ただし、甲の現地責任者の指示を受けられない場合は、自ら前条の要請に従って応援に従事するものとする。

（報告）

第4条 乙は、前条の規定に基づき応援に従事した場合は、次に掲げる事項を文書をもって甲に報告するものとする。

(1) 応援に従事した班の名称、作業場所、作業内容

(2) 応援に従事した者の氏名及び個人別時間数

(3) 応援に使用した機器類の種別台数及び使用時間数

(4) その他市長が必要と認める事項

(経費の負担)

第5条 乙が、第3条による応援のために要した経費は、甲が負担する。

(補償)

第6条 この協定に基づき、応援に従事した者が当該応援に従事したことにより死亡し、若しくは疾病にかかり、又は負傷したときは、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用がある場合を除き、川崎市消防団員等公務災害補償条例（昭和36年川崎市条例第223号）を適用し補償する。

(訓練)

第7条 この協定の円滑な実施を期するため、甲乙協議の上1年に2回以内で防災訓練を行うものとする。

(連絡)

第8条 乙は、甲の要請により応援に出動できる人員及び建築用機器等の数量について、毎年4月末日までに甲に連絡するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項その他必要が生じた事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

(実施時期等)

第10条 昭和52年4月1日に甲及び乙が締結した「災害時における応援に関する協定」を廃止し、この協定を平成5年7月19日から実施するものとする。

平成5年7月19日

甲 川 崎 市

川崎市長 高 橋 清

乙 川崎市川崎区宮本町7番地の5

社団法人 川崎建設業協会

会 長 浅 場 資 喬

2 災害時における川崎市建設緑政局所管施設の被害状況の把握及び応急対策業務等の協力に関する協定書（神奈川測量設計業協会川崎支部）

川崎市（以下「甲」という。）と一般社団法人神奈川県測量設計業協会川崎支部（以下「乙」という。）とは地震・風水害、その他の災害の発生時（以下「災害時」という。）における甲が管理する道路・河川及び公園施設等（以下「所管施設」という。）の被害状況把握及び応急対策業務等（以下「応急対策業務等」という。）の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に応急対策を実施するにあたり、甲と乙は協力して被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

（要請手続）

第2条 甲は、所管施設に災害が発生した場合、又は発生のおそれがある場合において、必要と認める時には、被災状況に応じて乙に応急対策業務等を要請することができるものとする。

2 前項の規定による甲の要請手続は、川崎市建設緑政局長が行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、各区区役所道路公園センター所長より要請することができるものとする。

3 第2条第2項の要請をするときは、次の各号に掲げる事項を文書で行うものとする。ただし、文書によりがたい場合は、口頭又は電話等で行うことができるものとし、後日速やかに文書で支援要請を行うものとする。

- (1) 応急対策業務等の内容
- (2) 要請を行った職名称と担当者名
- (3) 応急対策業務等に必要な要員、資機材等
- (4) 応急対策業務等の期間
- (5) その他必要な事項

（業務の内容）

第3条 乙は、甲からの支援要請に基づき、できる限り速やかに乙を構成する会員（以下「乙の会員」という。）と調整し、現地に派遣する会員名を甲へ通知するものとする。

2 乙は、乙の会員に現地への派遣を指示し、派遣の指示を受けた乙の会員はできる限り速やかに甲の指示により応急対策業務等を実施できる体制をとるものとする。

3 乙は、前項の応急対策業務等が早急に実施できるよう、前もって技術者及

び資機材料の確保、動員の方法を定め、その実施体制表を甲に報告するものとする。

(応急対策業務等の実施)

第4条 乙の会員は、甲の指揮監督に従って応急対策業務等を実施するものとする。なお、軽易な場合については、口頭または電話で指示し、乙のみで応急対策業務等を実施するものとする。

2 甲は、乙の会員の応急対策業務等が円滑に実施されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

3 乙の会員は、応急対策業務等を実施したときは、速やかに活動状況を甲に報告するものとする。

(報告)

第5条 乙は、前条の規定に基づき応急対策業務等に従事した場合は、次に掲げる事項を文書で甲に報告するものとする。ただし、急を要する場合は、口頭又は電話等で行うことができるものとし、後日速やかに文書で報告するものとする。

(1) 応急対策業務等に従事した者の氏名、個人別時間数

(2) 応急対策業務等に従事した作業場所、作業内容

(3) 応急対策業務等に使用した資機材等

(4) その他の必要事項

(経費負担)

第6条 乙が、第4条による応急対策業務等のために要した経費は、甲が負担する。

2 前項の費用の請求は、積算根拠を示す書類を添付した請求書により行うものとする。

3 甲は乙の会員から請求があった場合には、川崎市の基準単価等による規定等に基づき金額を確定し、速やかに支払うものとする

(業務の実施体制)

第7条 第3条第3項に基づき甲に報告する業務実施体制表は、乙の会員名簿、編成表、連絡系統図及び資機材料等一覧表とする。

2 乙は、毎年4月1日現在の実施体制表を4月末までに甲に報告するものとする。なお、実施体制表に変更が生じた場合は、速やかに甲に報告するものとする。

(災害補償)

第8条 甲の要請に基づき、応急対策業務等に従事中の者が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用がある場合を除き、川崎市消防団員等公務災害補償条例（昭和36年川崎市条例第23号）の例により甲が補償する。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な細目は、甲乙協議して定める。

(実施日)

第10条 この協定は、協定締結の日から実施する。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成24年12月26日

甲 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市
川崎市長 阿部孝夫

乙 川崎市川崎区宮前町8番15号 ユニオン測量(株)内
一般社団法人神奈川県測量設計業協会 川崎支部
支部長 菅谷哲夫

3 緊急交通路指定想定路・緊急輸送道路一覧表

(1) 緊急交通路指定想定路及び区間

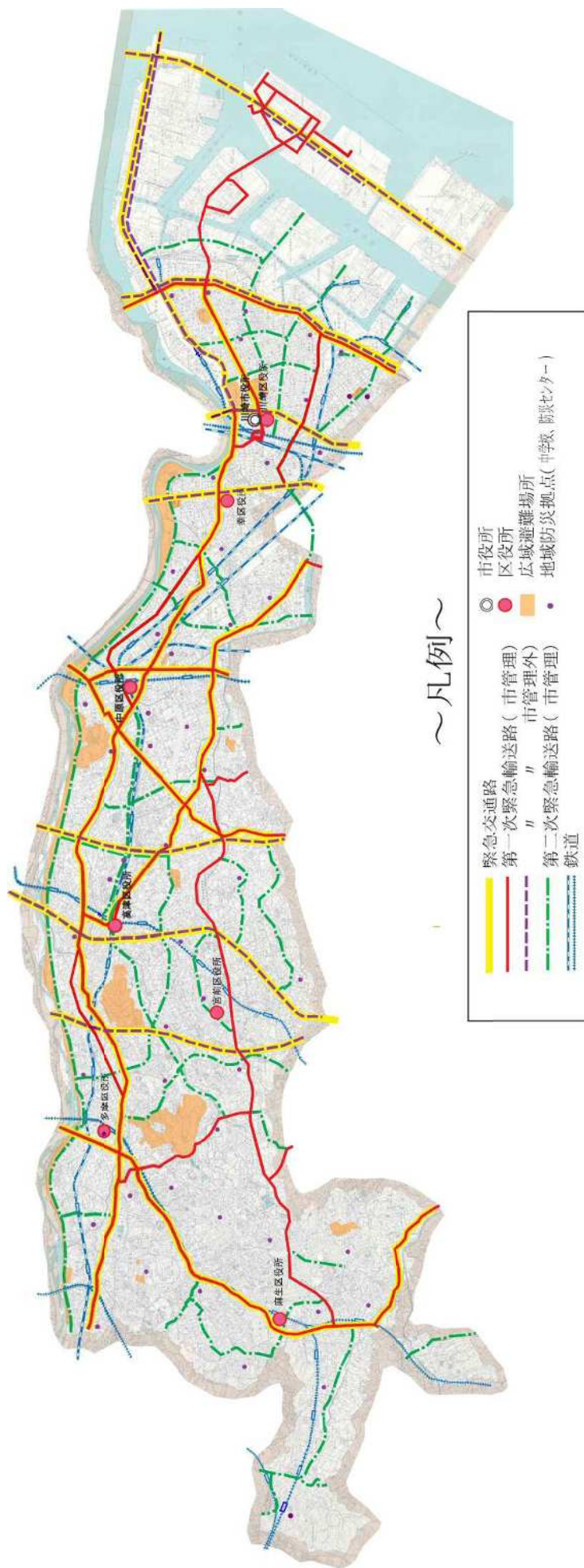
① 東名高速道路	東京都境から横浜市境までの間
② 国道466号(第三京浜道路)	東京都境から横浜市境までの間
③ 首都高速道路(高速神奈川1号横羽線、高速神奈川6号川崎線及び高速湾岸線)	東京都境から横浜市境までの間
④ 国道1号	東京都境から横浜市境までの間
⑤ 国道15号	東京都境から横浜市境までの間
⑥ 国道132号	宮前交差点から塩浜交差点までの間
⑦ 国道246号	東京都境から横浜市境までの間
⑧ 国道409号(県道川崎府中を含む)	大師河原交差点から東京都境までの間
⑨ 県道2号線 東京丸子横浜	東京都境から横浜市境までの間
⑩ 県道3号線 世田谷町田	東京都境から上麻生交差点までの間
⑪ 県道6号線 東京大師横浜	東京都境から横浜市境までの間
⑫ 県道12号線 横浜上麻生	横浜市境から上麻生交差点までの間
⑬ 県道14号線 鶴見溝ノ口	横浜市境から高津交差点までの間
⑭ 県道45号線 丸子中山茅ヶ崎	東京都境から横浜市境までの間

(2) 緊急輸送道路及び区間

機能区分	路線名	区間
第1次	一般国道132号	国道15号～千鳥橋
	一般国道409号	千葉県境～国道246号
	主要地方道 東京大師横浜	東京都境～横浜市境
	主要地方道 川崎府中	国道15号～東京都境(国道409号含む)
	主要地方道 鶴見溝ノ口	横浜市境～国道409号
	主要地方道 東京丸子横浜	東京都境～横浜市境
	主要地方道 丸子中山茅ヶ崎	東京都境～横浜市境
	主要地方道 横浜生田	清水台交差点～川崎府中
	主要地方道 野川菅生	鶴見溝ノ口～清水台交差点
	主要地方道 世田谷町田	東京都境～町田市境
	主要地方道 横浜上麻生	横浜市境～世田谷町田
	県道 子母口綱島	横浜市境～野川菅生
	市道 駅前本町線	駅前本町
	市道 川崎駅東扇島線	千鳥橋～高速湾岸線
	市道 千鳥町1号線	千鳥町地内
	市道 東扇島1号線	東扇島地内
	市道 尻手黒川線	清水台交差点～世田谷町田
市道 稗原線	尻手黒川線～横浜市境	
内貿6号線	東扇島地内	
緑地前道路	東扇島地内	
船溜道路	東扇島地内	
幹線5号道路	東扇島地内	
外貿9号道路	東扇島地内	

機能区分	路線名	区間
第2次	主要地方道 幸多摩	国道409号～世田谷町田
	主要地方道 横浜生田	横浜市境～清水台交差点
	主要地方道 町田調布	稲城市境～町田市境
	県道 扇町川崎停車場	川崎駅前～扇町
	県道 川崎町田	国道15号～鶴見溝ノ口
	県道 大田神奈川	東京都境～横浜市境
	県道 稲城読売ランド前停車場	稲城市境～世田谷町田
	県道 上麻生蓮光寺	世田谷町田～東京都境
	県道 真光寺長津田	横浜市境～東京都境 (岡上跨線橋)
	市道 南幸町渡田線	国道15号～東京大師横浜
	市道 殿町夜光線	国道409号～皐月橋水江町線
	市道 皐月橋水江町線	富士見鶴見駅線～水江町
	市道 池田浅田線	国道15号～東京大師横浜
	市道 富士見鶴見駅線	国道409号～南幸町渡田線
	市道 大師大島線	国道409号～扇町川崎停車場
	市道 小田32号線	東京大師横浜～南部防災センター
	市道 白石町2号線 他	東京大師横浜～大川町
	市道 古市場矢上線	幸多摩～鶴見溝ノ口
	市道 川崎駅丸子線	国道409号(下平間交番交差点～小杉御殿町交差点)
	市道 小杉菅線	国道409号(小杉御殿町交差点)～鶴見溝ノ口
	市道 荻宿小田中線	法大グラウンド～宮内新横浜
	市道 宮内新横浜線	国道409号～子母口綱島
	市道 井田20号線	鶴見溝ノ口～井田病院
	市道 子母口宿河原線	鶴見溝ノ口～幸多摩
	市道 二子千年線	幸多摩～子母口宿河原線
	市道 野川柿生線	鶴見溝ノ口～初山2丁目
	市道 久末鷺沼線	丸子中山茅ヶ崎～国道246号
	市道 向ヶ丘遊園駅菅生線	横浜市境～川崎府中
	市道 梶ヶ谷菅生線	野川菅生(馬絹交差点～土橋交差点)
	市道 登戸野川線	野川菅生～国道246号
	市道 多摩第3号線	世田谷町田～稲城市境
	市道 中野島生田線	多摩第3号線～川崎府中
市道 菅早野線	麻生4号線～白山1号線	
市道 万福寺王禅寺線	尻手黒川線～世田谷町田	
市道 細山線	世田谷町田～稲城読売ランド前停車場	
緊急用河川敷道路	多摩川河川敷	

川崎市域緊急交通路及び緊急輸送道路指定路線図



1 平成29年度災害救助基準

平成29年4月1日現在

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 320円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たったの輸送費は別途計上 3 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者の健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型仮設住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 5,516,000円以内 3 建設型仮設住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として5,516,000円以内であればよい。 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内
		○借上型仮設住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,130円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は 1/3日)

救助の種類	対 象	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考					
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上					
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季（4月～9月）冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること					
		区 分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	
		全壊 流失	夏	18,400	23,700	34,900	41,800	52,900	7,800
			冬	30,400	39,500	54,900	64,200	80,800	11,100
		半壊 床上浸水	夏	6,000	8,100	12,100	14,700	18,600	2,600
冬	9,800		12,700	18,000	21,400	27,000	3,500		
医 療	医療の途を失った者（応急的処置）	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上					
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産婦による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上					
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上					
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1世帯当りの限度額 574,000円以内	災害発生の日から1ヵ月以内						

救助の種類	対 象	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童 4,400円 中学生生徒 4,700円 高等学校等生徒 5,100円	災害発生の日から（教科書）1ヵ月以内（文房具及び通学用品）15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人（12歳以上）210,200円以内 小人（12歳未満）168,100円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四圍の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1体当たり3,400円以内 一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり 5,300円以内 検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 135,100円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
実 費 弁 償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

救助の種類	対 象	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費は、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第四百四十三条に規定する歳出の会計年度所属区分により区分した当該年度の災害ごとにおいて、第一条から第十五条までに掲げる経費と法第五条第三項に要した額及び法第十九条に要した額並びに令第八条に定めるところにより算定した額の合算額を合算し、各合計額を合算した額から次に掲げる割合を乗じて得た額の合算額以内とすること。 1 三千万円以下の部分の金額については百分の十 2 三千万円を超え六千万円以下の部分の金額については百分の九 3 六千万円を超え一億円以下の部分の金額については百分の八 4 一億円を超え二億円以下の部分の金額については百分の七 5 二億円を超え三億円以下の部分の金額については百分の六 6 三億円を超え五億円以下の部分の金額については百分の五 7 五億円を超える部分の金額については百分の四	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

1 災害時応急給水拠点一覧表<川崎区>

(平成29年4月1日現在)

番号	給水拠点	管径mm	給水拠点の所在地	目標
川崎 1	浮島町	100	浮島町 11-3	浮島バスターミナル前
川崎 2	千鳥町	600	千鳥町 13-1	J X T G エネルギー(株)川崎製造所前
川崎 3	水江町	700	水江町 3-3	三菱電線工業(株)前
川崎 4	扇町	400	扇町 2-5	昭和シェル石油(株)前
川崎 5	白石町	100	白石町 5	J R 鶴見線武蔵白石踏切前
川崎 6	殿町	300	殿町 1-17-19	市立殿町小学校前
川崎 7	観音	800	観音 2-23-7	大師公園前交差点南側
川崎 8	浜町(1)	200	浜町 1-10-3	アキヤマ(株)本社ビル前
川崎 9	富士見	200	富士見 1-1-4	横浜地方裁判所川崎支部前
川崎 10	小田(1)	500	小田 1-9-17	小田1丁目中央公園前
川崎 ⑪	共同溝(1)	1,200	東田町 8-14	N T T 川崎支店前(国道15号)
川崎 ⑫	共同溝(2)	1,200	東田町 11-27	新川橋病院前(国道15号)
川崎 ⑬	共同溝(3)	1,200	南町 17	南町交番前(国道15号歩道)
川崎 ⑭*	川崎市役所	350	東田町 5-4	川崎市役所第3庁舎正門前
川崎 ⑮	共同溝(4)	1,200	堀之内町 10-14	神奈川日産自動車(株)前(国道15号)
川崎 16	大師公園	1,200	大師公園 1	大師公園内(貯留管 容量100m ³)
川崎 17	桜川公園	200	桜本 1-14-3	桜川公園内
川崎 18	日進町	1,200	日進町 5-1	上並木公園西
川崎 19	小田公園	—	小田 4-20	小田公園内(貯水槽 容量100m ³)
川崎 20	南部防災センター	—	小田 7-3-1	防災センター内北側(貯水槽 容量100m ³)
川崎 21	東扇島	300	東扇島 31	東扇島福利厚生センター前
川崎 22	富士見中学校	—	富士見 2-1-2	市立富士見中学校内(貯水槽 容量100m ³)
川崎 23	池上新町	200	池上新町 1-2-4	市立桜本中学校西側
川崎 24	浜町(2)	200	浜町 2-11-22	市立臨港中学校北側
川崎 25	渡田向町	200	渡田向町 11-1	市立渡田中学校東側
川崎 26	小田(2)	200	小田 2-21-7	市立田島中学校西側
川崎 27	四谷上町	150	四谷上町 24-1	市立南大師中学校南側
川崎 28	下並木	100	下並木50	市立川崎中学校東側
川崎 29	川中島中学校	—	藤崎 2-19-1	市立川中島中学校内(貯水槽 容量100m ³)
川崎 30	出来野公園	—	日ノ出 2-17	出来野公園内(貯水槽 容量100m ³)
川崎 31	大師河原	200	大師河原 2-1-1	市立大師中学校西側
川崎 32	川崎高等学校附属中学校	150	中島3-3-1	市立川崎高等学校附属中学校西側
川崎 33	渡田小学校(既設水栓型)	—	田島町14-1	市立渡田小学校内
川崎 34	大師小学校(既設水栓型)	—	東門前2-6-1	市立大師小学校内
川崎 35	宮前小学校(既設水栓型)	—	宮前町8-13	市立宮前小学校内
川崎 36	小田小学校(既設水栓型)	—	小田4-12-24	市立小田小学校内
川崎 37	田島小学校(既設水栓型)	—	渡田1-20-1	市立田島小学校内

(注) 1 番号の右の*印は消火栓を、また無印は空気弁を利用
 2 番号に○印は、組立式応急器具を別の場所に保管

2 (1) 19 大都市水道局災害相互応援に関する覚書

大都市水道に関する災害対策の重大性にかんがみ、札幌市、仙台市、さいたま市、東京都、川崎市、横浜市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市及び熊本市（以下「大都市」という。）は、水道事業に関し、大都市において災害が発生した際、友愛的精神に基づいて相互に応援するものとし、その円滑かつ迅速な実施を図り、また、恒久の相互応援の基礎とするため、大都市間で締結した21大都市災害時相互応援に関する協定（以下「協定」という。）に基づく飲料水の供給、施設の応急復旧等に必要な資器材の提供その他の事項について、この覚書を作成する。

（災害）

第1条 この覚書において「災害」とは、協定に規定する災害及び渇水等により生ずる被害をいう。

（連絡担当部課）

第2条 大都市は、この覚書の実施に必要な情報の相互交換を担当する連絡担当部課、連絡担当責任者及び連絡担当責任者補助者を定め、災害が発生したとき又は災害発生のおそれがあるときは、速やかに必要な情報を相互に交換するものとする。

（応援の要請）

第3条 災害を受け他の大都市の応援を要請しようとする大都市（以下「応援要請都市」という。）は、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、別に定める応援要請手続きにより、前条に定める連絡担当部課を通じて、役務の提供、応援物資の調達その他の必要な措置を要請するものとし、要請を受けた大都市（以下「応援都市」という。）は、極力これに応じ救援に努めるものとする。

2 応援の要請は、応援要請都市が口頭又は電話、電信その他の情報通信手段により行い、後日、速やかに応援都市に文書を送付するものとする。

(応援本部の設置)

第4条 応援都市は、応援要請都市に災害対策本部が設置され、その水道事業に関する事務を円滑に遂行できるようになるまでの間、国、都道府県、社団法人日本水道協会（以下「日本水道協会」という。）その他の関係機関と協議のうえ、応援に関する事務を担当する応援本部を暫定的に設置することができるものとする。

2 前項の規定により応援本部を設置した場合、応援都市は、応援本部員を派遣し、応援要請都市の依頼に基づき円滑な応援の実施に努めるものとする。

3 応援要請都市に災害対策本部が設置され、その水道事業に関する事務が円滑に遂行できるようになったときは、応援要請都市の判断により、応援本部は、その事務を速やかに災害対策本部に引き継ぐものとする。

(応援経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、原則として応援要請都市が負担するものとする。

2 法令上の特別の定めその他の特別の措置により、応援都市に対して、応援に要した経費につき補てんがあった場合は、その金額を前項の規定による応援要請都市の負担額から控除するものとする。

3 応援都市の職員の派遣に要する経費は、応援都市が支弁し、応援要請都市は別に定める基準により算出した額を負担するものとする。

4 応援都市の職員とともに応援に従事する管工事業者等（以下「業者等」という。）の派遣に要する経費は、応援都市が支弁し、応援要請都市は別に定める基準により算出した額を負担するものとする。

5 応援都市は、応援要請都市が第1項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援要請都市から要請があった場合は、一時繰替支弁するものとする。

6 前5項の定めによりがたいときは、関係大都市が協議して定めるものとする。

(防災関係物資等の調査結果の交換)

第6条 大都市は災害時に必要な物資及び資材（以下「災害時必要物資等」という。）の相互融通及び応援の円滑な実施を図るため、防災に関する物資及び資材（以下「防災関係物資等」という。）の備蓄及び整備の状況並びに災害発生直後に応援できる職員について、それぞれ調査し、その結果を相互に交換するものとする。

- 2 大都市は、防災関係物資等の備蓄及び整備の体制を拡充するため、災害時必要物資等の量を相互に補完できる体制の確立に努めるものとする。
- 3 大都市は、災害時に調達できる物資及び資材について、常に調査に努めるものとする。

(施設管理等に関する情報の交換)

第7条 大都市は、応援の円滑な実施に必要な事前情報の充実を図るため、防災に関する施設及び設備の整備状況に関する情報を相互に交換するものとする。

- 2 大都市は、迅速かつ的確な応急措置の実施のため、災害対策マニュアル及び応援の受入れに関するマニュアルの作成及び充実に努め、これを相互に交換するものとする。

(災害防止方策の調査研究)

第8条 大都市は、災害防止方策について調査研究し、その結果及び参考となる資料を相互に交換するものとする。

(実施細目)

第9条 この覚書の実施に関して必要な細目事項については、別に協議して定めるものとする。

(協議)

第10条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書の内容に疑義が生じた場合は、その都度協議して定めるものとする。

附 則

(適用)

- 1 この覚書は、平成25年 3月31日から適用する。
(18大都市水道局災害相互応援に関する覚書の廃止)
- 2 18大都市水道局災害相互応援に関する覚書(平成22年3月31日締結)は、廃止する。

この覚書の成立を証するため本書19通を作成し、各都市記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成25年 3月31日

札幌市水道事業管理者 北野靖尋

仙台市水道事業管理者 山内晃

さいたま市水道事業管理者 渡辺 收

東京都公営企業管理者 増子 敦

川崎市上下水道事業管理者 平岡陽一

横浜市水道事業管理者 土井一成

新潟市水道事業管理者 元井悦朗

静岡市公営企業管理者 関 清 司

浜松市水道事業及び下水道事業管理者 鈴木 勲

名古屋市水道事業・工業用水道事業
及び下水道事業管理者 長谷川 和 司

京都市公営企業管理者 水 田 雅 博

大阪市水道事業管理者 井 上 裕 之

堺市上下水道事業管理者職務代理者

上下水道局理事 木 田 義 和

神戸市水道事業管理者 横 山 公 一

岡山市水道事業管理者 酒 井 五 津 男

広島市水道事業管理者 宮 本 晃

北九州市水道事業・工業用水道事業

・下水道事業管理者 吉 田 一 彦

福岡市水道事業管理者 尾 原 光 信

熊本市上下水道事業管理者 宮 原 國 臣

2(2) 19大都市水道局災害相互応援に関する覚書実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、19大都市水道局災害相互応援に関する覚書(平成25年3月31日締結。以下「覚書」という。)第9条の規定に基づき、覚書の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この実施細目で使用する用語は、覚書で使用する用語の例による。

(幹事都市)

第3条 覚書の円滑な実施を図るため、覚書幹事都市を別表1のとおり、応援幹事都市を別表2のとおりそれぞれ定めるものとする。

- 2 覚書幹事都市は、平常時における大都市間の情報交換及び連絡調整業務を行う。
- 3 応援幹事都市は、災害時において次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 被災した大都市の状況把握

(2) 応援要請に関する連絡調整

(3) 国、都道府県、日本水道協会その他の関係機関との連絡調整

- 4 覚書幹事都市の任期は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(被害状況の早期把握等)

第4条 応援幹事都市は、災害の発生後、被災した大都市の状況把握に努めるものとする。

この場合において情報通信手段が途絶したときは、応援幹事都市は、必要に応じて、国、都道府県、日本水道協会その他の関係機関と調整の上、直ちに現地に出動できるものとする。

- 2 前項後段の規定により現地に出動した応援幹事都市は、被害状況の早期把握に努めるとともに、被災した大都市から口頭による応援の要請を受けることができるものとする。
- 3 大都市は、地震発生時の応援要請に基づく迅速な応援を可能とするため、応援活動等に関する体制及びその設置基準を別表3のとおり定めるものとする。
- 4 大都市は、地域防災計画の見直しその他の事由により、前項に規定する体制及びその設置基準の内容に変更が生じた場合は、速やかに覚書幹事都市に連絡するものとする。

(連絡担当部課に関する情報の交換)

第5条 覚書第2条の連絡担当部課、連絡担当責任者及び連絡担当責任者補助者に関する情報の交換は、様式1(以下「連絡表」という。)により毎年6月末日までに行うものとする。

- 2 大都市は、連絡表の内容に変更が生じた場合は、速やかに覚書幹事都市に連絡するものとする。

(応援要請の手続)

第6条 被災した大都市の応援要請は、応援幹事都市に対して行うものとする。

- 2 応援の要請を受けた応援幹事都市は、国、都道府県、日本水道協会その他の関係機関と調整を図った上で、応援要請都市に代って他の大都市へ速やかに応援の要請を伝達するものとする。

3 応援の要請を受けた大都市は、応援幹事都市と調整を図った上で現地に出動するものとする。

(応援都市の職員等)

第7条 応援要請都市は、必要とする応援都市の職員及び業者等の派遣を要請するものとする。

2 応援要請都市は、応援都市の職員及び業者等に対する宿舍のあっせんその他の便宜を供与するものとする。

3 応援都市の職員及び業者等は、食料、被服、資金、装備その他の災害時必要物資等を携行するものとする。

4 応援都市の職員及び業者等は、応援都市の都市名を表示する腕章その他の標識を着け、その身分を明らかにするものとする。

(連絡調整責任者の通知)

第8条 応援要請都市は、災害対策本部が設置され、その水道事業に関する事務を円滑に遂行できるようになるまでの間、情報連絡を一元化するため、速やかに連絡調整責任者を定め、応援幹事都市へ通知するものとする。

(応援本部の業務等)

第9条 応援本部は、応援要請都市の依頼に基づき次の各号に掲げる業務を行うものとする。

(1) 応援要請都市との情報交換及び連絡調整

(2) 国、都道府県、日本水道協会その他の関係機関との情報交換及び連絡調整

(3) 応援都市の職員及び業者等に対する宿舍のあっせんその他の便宜の供与

(4) 応援都市との作業分担の調整

(5) その他応援に必要な業務

2 前項各号に掲げる業務の総括は、応援幹事都市が行うものとする。

3 応援本部員は、覚書第4条第3項の規定による引継ぎがあった場合において、災害対策本部の協力要請があったときは、これに極力応じるものとする。

(応援都市の職員の派遣に要する経費の負担)

第10条 覚書第5条第3項に定める応援要請都市が負担する額は、応援都市の旅費及び諸手当に関する規定により算出した当該応援都市の職員の旅費相当額及び諸手当相当額の範囲内とする。

2 応援都市の職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援都市の負担とする。ただし、応援要請都市において応急治療する場合の治療費は、応援要請都市の負担とする。

3 応援都市の職員が業務上第三者に損害を加えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、応援要請都市が、応援要請都市への往復途中に生じたものについては、応援都市が、それぞれその賠償の責に任ずるものとする。

4 前3項の定めにより難しいときは、関係大都市が協議して定めるものとする。

(業者等に要する経費の負担)

第11条 覚書第5条第4項に定める応援要請都市が負担する額は、応援都市の算定基準

によるものとする。

- 2 前項の定めにより難しいときは、関係大都市が協議して定めるものとする。

(応援経費の繰替支弁)

第12条 応援都市は、覚書第5条第5項の規定により応援経費を一時繰替支弁した場合は、次の各号に定めるところにより算出した額について応援要請都市に請求するものとする。

(1) 物資については、当該物資の購入費及び輸送費に相当する額

(2) 車両類については、燃料費及び破損又は故障を生じた場合の修理費に相当する額

(3) 機械器具等については、輸送費及び破損又は故障を生じた場合の修理費に相当する額

- 2 前項に定める応援要請都市への請求は、関係書類を添付した応援都市からの請求書により、行うものとする。

- 3 前2項の定めにより難しいときは、関係大都市が協議して定めるものとする。

(防災関係物資等の情報交換)

第13条 防災関係物資等の調査は、次の各号に掲げる様式により行うものとする。

(1) 防災関係物資等の備蓄及び整備の状況については、様式2

(2) 災害発生直後に応援に従事できる職員については、様式3

- 2 前項に規定する防災関係物資等の調査の結果は、毎年6月末日までに交換するものとする。

- 3 大都市は、調査結果の内容に変更が生じた場合は、速やかに覚書幹事都市に連絡するものとする。

(物資等の規格統一)

第14条 防災関係物資等については、必要に応じて規格の統一化に努めるとともに、これらの備蓄及び整備については、それぞれ十分な配慮を行うものとする。

(施設管理情報の交換)

第15条 覚書第7条第1項に規定する防災に関する施設及び設備の整備状況に関する情報の交換は、次の各号に掲げるものを対象とする。

(1) 水道施設位置図(浄・配水場、工事事務所、営業所等)

(2) 応急給水予定場所を表示した図面

(3) 使用資機材の規格

(4) その他必要な図書

- 2 大都市は、前項各号に掲げるもののほか、必要に応じて、浄・配水場の図面及び取・導・送・配水管路図面を応援幹事都市に提供するものとする。

(受入マニュアルの作成等)

第16条 覚書第7条第2項に規定する応援の受入れに関するマニュアル(以下「マニュアル」という。)に定める事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 応援都市の職員及び業者等の集結場所

(2) 応急給水場所及び給水方法

(3) 応急復旧方法

(4) 応援時に必要となる携行品

(5) その他迅速かつ的確な応急措置の実施に必要な事項

2 大都市は、地域防災計画の見直しその他の事由により、マニュアルの内容に変更が生じた場合は、速やかに覚書幹事都市に連絡するものとする。

(調査研究書の交換)

第17条 覚書第8条に規定する災害防止方策についての調査研究の結果及び参考となる資料は、毎年6月末日までに交換するものとする。

(協議)

第18条 この実施細目に定めのない事項又はこの実施細目の内容に疑義が生じた場合は、その都度協議して定めるものとする。

附 則

(適用)

1 この実施細目は、平成27年3月31日から適用する。

(19大都市水道局災害相互応援に関する覚書実施細目の廃止)

2 19大都市水道局災害相互応援に関する覚書実施細目(平成25年3月31日締結)は廃止する。

別表1(第3条関係) 省略

別表2(第3条関係) 川崎市以外省略

大都市	応援幹事都市		
	第1順位	第2順位	第3順位
札幌市	仙台市	川崎市	—
川崎市	静岡市	札幌市	—
静岡市	川崎市	神戸市	—

注 第1順位の大都市も被災し、応援幹事都市としての業務に支障が生じた場合、第2順位の大都市が第1順位の大都市に代わり応援幹事都市の業務を遂行する。

また、内閣府の南海トラフ巨大地震被害想定によると、堺市及び岡山市は、第1順位及び第2順位の大都市がともに大規模に被災すると想定されることから、第3順位の大都市を設定する。

別表3 (第4条関係) 川崎市以外省略

応援する 大都市の 体制 被災 した 大都市	注意体制	警戒体制	非常体制
	情報収集及び連絡活動を主として行うが、状況によりさらに高度な配備に迅速に移行できる体制とする。	情報収集及び連絡活動を行うとともに、応援幹事都市の調整に基づき、出動できる体制作りを行う。	情報収集及び連絡活動を密に行うとともに、応援幹事都市の調整に基づき、被災都市に向けて直ちに出動できる体制とする。
札幌市	震度5弱の地震が発生したとき	震度5強の地震が発生したとき	震度6弱以上の地震が発生したとき
川崎市	震度5弱の地震が発生したとき	震度5強の地震が発生したとき	震度6弱以上の地震が発生したとき
静岡市	震度5弱の地震が発生したとき	震度5強の地震が発生したとき	震度6弱以上の地震が発生したとき

様式1 (第5条関係) (A4) 省略

様式2 (第13条関係) (A4) 省略

様式3 (第13条関係) (A4) 省略

3 東京都との緊急応援に関する業務協定

東京都及び川崎市は、緊急事態における水道施設の防護及び復旧並びに給水の円滑を確保するため、二者間に必要な応援（水道法第40条に規定する緊急応援を含む。）の実施について次のとおり協定する。

記

（緊急事態）

第1条 緊急事態とは、地震、火災又は異常湧水その他災害によりいちじるしく水道施設に損傷を受け、又は通常の給水に支障を生じる場合をいう。

（応援）

第2条 緊急事態における応援は、概ね次に掲げるところによる。

- (1) 連絡管による原水の分水
- (2) 連絡管による浄水の分水
- (3) 車両等による浄水の給水
- (4) 防護及び復旧資材の融通
- (5) 人員の派遣

（応援の要請）

第3条 応援の要請は、文書によるものとし、当該文書には前条各号の区分並びに期限及び数量等を明示するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭をもってすることができる。この場合は、事後すみやかに文書を送付するものとする。

（回答）

第4条 応援の要請に対する回答は、前条に準じて行なうものとする。

（応援の対価）

第5条 応援の対価は、原則として有償とし、対価の額は、双方協議のうえ定めるものとする。ただし、協議の際、無償とすることが適当であると認めた場合は、この限りでない。

（協定の効力）

第6条 この協定の効力は、協定締結の日から生ずる。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を保有する。

昭和40年8月2日

東京都水道局長 扇 田 彦 一

川崎市水道局長 高 垣 賢 隆

4(1) 東京都と川崎市における連絡管の設置に関する基本協定書

東京都（以下「甲」という。）と川崎市（以下「乙」という。）は、非常時における水の相互融通のための連絡管（以下「連絡管」という。）の設置に関し、次のとおり基本協定を締結する。

（目的）

第1条 この基本協定は、震災時や大規模な水源水質事故等の非常時に、水を相互に融通し、給水の安定性の確保を図ることを目的とする。

（連絡管の設置箇所及び名称）

第2条 連絡管の設置箇所は、次のとおりとする。

(1) 前項第1号に規定する設置箇所に設置する連絡管の名称 東京・川崎 登戸連絡管（以下「登戸連絡管」という。）

(2) 前項第2号に規定する設置箇所に設置する連絡管の名称 東京・川崎 町田連絡管（以下「町田連絡管」という。）

（連絡管の設備）

第3条 連絡管の口径は、次のとおりとする。

(1) 登戸連絡管の口径 800mm

(2) 町田連絡管の口径 400mm

2 連絡管には付帯設備を設置する。

（工事の施行）

第4条 連絡管等（付帯設備を含む。以下同じ。）の設置工事（以下「工事」という。）は、甲が行う。

（工期）

第5条 工事のうち、設計を平成17年度を行い、施工を平成18年度に行う。

（工事費及び負担割合）

第6条 工事に要する費用（以下「工事費用」という。）の概算金額は、次のとおりとする。

(1) 登戸連絡管の工事費用 9千万円

(2) 町田連絡管の工事費用 7千万円

2 工事費用については、甲、乙それぞれが2分の1を負担するものとする。

（施設の所有）

第7条 完成した連絡管等は、甲及び乙の共有とし、持分はそれぞれ2分の1とする。

（維持管理等）

第8条 連絡管等の維持管理に要する費用については、甲、乙それぞれが2分の1を負担するものとする。

2 甲及び乙は、定期的な操作、運用訓練を共同で実施する。

（融通水）

第9条 融通する水は、浄水とする。

2 融通する水量は、次のとおりとする。

(1) 登戸連絡管の融通する水量 甲、乙共に日量最大10万立方メートルとする。

(2) 町田連絡管の融通する水量 甲、乙共に日量最大1万5千立方メートルとする。

3 融通する水の対価については、別途協議する。

（建設協定及び管理運用協定の締結）

第10条 甲及び乙は、連絡管等の布設、維持管理及び運用について、別途、建設協定及び管理運用協定を締結するものとする。

（その他）

第11条 「東京・川崎 登戸連絡管の設置に関する基本協定書」（平成15年12月22日締結）は、廃止する。

第12条 この基本協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

この基本協定締結の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印のうえ、その1通を保有する。

平成17年2月24日

4(2) 東京都と川崎市における連絡管に関する管理運用協定

東京都（以下「甲」という。）と川崎市（以下「乙」という。）は、平成17年2月24日付けで締結した「東京都と川崎市における連絡管の設置に関する基本協定書」第10条の規定に基づき、東京都と川崎市における連絡管（以下「連絡管」という。）の維持管理及び運用について、次のとおり管理運用協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、震災時や大規模な水源水質事故時の非常用における、甲及び乙の水の相互融通にかかる連絡管の維持管理及び運用に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

（連絡管の定義）

第2条 この協定で「連絡管」とは、平成17年5月18日付けで締結した「東京・川崎 登戸連絡管の設置に関する建設協定書」に基づき設置されたすべての施設の総称（以下「登戸連絡管」という。）及び平成17年7月1日付けで締結した「東京・川崎 町田連絡管の設置に関する建設協定書」に基づき設置されたすべての施設の総称（以下「町田連絡管」という。）をいう。

（維持管理）

第3条 登戸連絡管の維持管理は別添図1により、町田連絡管の維持管理は別添図2により、甲及び乙がそれぞれ行うものとする。

2 登戸連絡管の維持管理部署は、甲は東京都水道局南部第二支所、乙は川崎市水道局第3配水工事事務所とする。

3 町田連絡管の維持管理部署は、甲は東京都水道局多摩水道改革推進本部調整部、乙は川崎市水道局第3配水工事事務所とする。

（補修又は改良）

第4条 連絡管を補修又は改良する必要がある場合は、甲乙協議の上行うものとする。

（補修又は改良による財産の帰属）

第5条 連絡管の補修又は改良に伴う完成物は、甲及び乙の共有物とし、その持分はそれぞれ2分の1とする。

（維持管理費用）

第6条 維持管理に要する費用は、次の各号に掲げる額の合算額とする。

(1) 補修及び改良に要する費用並びに維持管理として別に定めるものに係る費用

(2) 事務費として前号の費用の額に7パーセントを乗じて算出した額

(3) 前2号の費用のうち消費税及び地方消費税が課せられるものに対する消費税及び地方消費税の額

2 維持管理に要する費用は、当該費用が発生した年度末に精算し、複数年度に渡る工事にかかる費用の精算については、工事竣工後の年度末に行なうものとする。

（別件工事による取扱い）

第7条 甲及び乙は、水の相互融通事業とは別の事由による工事等により、連絡管による融通が不能となる恐れがある場合、相手方に対し、工事期間、断水期間等を速やかに通知するものとする。

2 前項の事由による断水期間においては、相互融通は行わないものとし、これより生じる損害等に対し、原因者は責任を負わないものとする。

3 第1項の工事に要する費用は、工事を施工した側の負担とする。

（連絡体制）

第8条 震災又は大規模な水源水質事故等が発生し、水の融通を依頼する場合の連絡先は次のとおりとする。

(1) 登戸連絡管については、甲は川崎市水道局水運用センター、乙は東京都水道局水運用センターにそれぞれ連絡するものとする。

(2) 町田連絡管については、甲は川崎市水道局水運用センター、乙は東京都水道局多摩水道改革進本部調整部にそれぞれ連絡するものとする。

(運用及び運用訓練)

第9条 連絡管の運用及び運用訓練については、別途、甲乙協議して定めるものとする。

(融通費用)

第10条 水の融通を行った場合の費用は、次の各号に掲げる額の合算額とし、融通を受ける側が全額を負担するものとする。

(1) 別に定めるところにより算出した1立方メートル当たりの単価に融通した水量を乗じて得た額

(2) 別に定める融通に係る費用

(3) 事務費として前号の費用の額に7パーセントを乗じて算出した額

(4) 前3号に掲げるものの合算額に対する消費税及び地方消費税

2 前項の費用は、前項第1号に定める単価が確定次第、速やかに精算するものとする。

(損害賠償等)

第11条 甲及び乙は、連絡管の維持管理の瑕疵等により、甲、乙又は第三者に損害を与えた場合及び第三者の責に帰すべき事由により施設に支障を生じる事故等が発生した場合における損害賠償等については、その都度甲乙協議の上定めるものとする。

(疑義の決定)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議の上定めるものとする。

この協定締結の証として本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、その1通を保有するものとする。

平成19年3月19日

甲 東京都

代表者 東京都公営企業管理者
水道局長 御園良彦

乙 川崎市

代表者 川崎市水道事業管理者
水道局長 江井茂

4(3) 東京都と川崎市における連絡管に関する管理運用協定書の取扱いにかかる確認書

東京都（以下「甲」という。）と川崎市（以下「乙」という。）は、平成19年3月19日付けで締結した「東京都と川崎市における連絡管に関する管理運用協定書」（以下「協定」という。）の取扱いについて、以下のとおり確認する。

第1条 協定第1条における「非常時」とは、震災、水源水質事故又は施設事故によって甲又は乙の安定給水が図れなくなる恐れがあるときをいう。ただし、異常渇水時は非常時には含まない。

第2条 協定第2条における「すべての施設」とは、登戸連絡管については、協定別添図1の連絡管、弁、弁室、防食施設一式、流量計室及び流量計の附帯施設をいう。

2 流量計は簡易可搬式のものとし、登戸連絡管については乙が、町田連絡管については甲が、それぞれ保管及び管理するものとする。

第3条 協定第3条に基づき甲及び乙が行なう維持管理（以下「維持管理」という。）に伴う施設の点検等は、協定第9条に定める運用訓練時に実施するもの及び連絡管事故等の緊急時に甲又は乙がそれぞれ持つ管理基準により実施するものとする。

2 「別添図1」とは、登戸連絡管の財産区分及び維持管理区分を示す平面図をいい、維持管理区分は甲の第1バルブを境に甲の管理区分と乙の管理区分を分けるものとする。

3 「別添図2」とは、町田連絡管の財産区分及び維持管理区分を示す平面図をいい、維持管理区分は乙の第1バルブを境に甲の管理区分と乙の管理区分を分けるものとする。

第4条 協定第4条における「補修」とは、連絡管の現状維持のための取替え及び補修をいい、「改良」とは、連絡管の機能又は価値を向上させる施設の増設及び新たな建設をいう。

2 協定第4条に規定する補修又は改良の実施に当たっては、計画の段階より予算計上に必要な事項等を速やかに報告し、甲乙協議の上行うものとする。

第5条 協定第6条における維持管理に要する費用は、甲及び乙それぞれの基準により算出するものとする。

2 「維持管理として別に定めるものに係る費用」は、次のとおりとする。

(1) 運用実施訓練時の甲及び乙による保安委託等に要する費用

(2) 連絡管事故等の緊急時における甲及び乙による出動に要する費用

(3) 可搬式流量計の保守に係る費用

3 前項第2号については、甲乙双方が出動した場合は、相殺とする。

4 協定第6条に定める維持管理に要する費用の計算の過程において、事務費の額並びに消費税及び地方消費税の額に一円未満の端数が生じたときは、それぞれ切り捨てをするものとする。

5 協定第6条に定める維持管理に要する費用を按分した場合において、甲乙それぞれの負担額に一円未満の端数が生じたときは、甲乙のうち、維持管理を行った側の負担額の端数を切り捨てるものとする。

6 協定第6条に定める維持管理に要する費用の精算にあたって、請求側は積上げ項目の調書を作成し、相手側に提示しなければならない。

第6条 協定第7条第2項における「これにより生じる損害等」とは、別件工事に伴い、協定第1条にいう水の相互融通が果たせないことによる損害をいう。

第7条 協定第8条に定める連絡先への水の融通の依頼及び水の融通の実施に際して、甲乙は双方で文

書を取り交わすものとする。ただし、文書の取り交わし時期は、その実施前後を問わない。

2 甲及び乙は、前項の連絡先に変更が生じる場合は、あらかじめ変更後の連絡先を相手側に通知するものとする。

第8条 協定第9条に定める運用及び運用訓練については、別に定める運用マニュアルに基づき行うものとする。

2 協定第9条に定める運用訓練は、協定第3条第2項及び第3項に定める甲乙それぞれの維持管理部署で実施時期及び内容について協議の上、年1回以上、合同で実施するものとする。

3 運用訓練を実施した際に、連絡管に不具合を発券した場合、甲乙協議の上、補修等の対応を行うものとする。

第9条 協定第10条第1項第1号に定める1立方メートル当たりの単価は、甲又は乙の融通した側の、融通を行なった年度における次の各号に掲げる費用の合計額を年間有収水量で除して得た額とする。

この場合において、計算の過程の金額に一円未満の端数が生じたとき又は計算の結果の単価に小数点第3位以下の端数が生じたときは、これを四捨五入するものとする。

(1) 原水及び浄水の直接費

(2) 総係費のうち、原水及び浄水に係る経費

(3) 原価償却費及び資産減耗費のうち、原水及び浄水に係る経費

(4) 支払利息及び企業債取扱諸費のうち、原水及び浄水に係る経費

(5) 資産維持費のうち、原水及び浄水に係る経費

(6) 乙の場合にあっては、受水費執行額から関連収入の額を控除した額

2 協定第10条第1項第2号に定める「別に定める融通に係る経費」とは、次のとおりとし、甲及び乙のそれぞれの基準により算出するものとする。

(1) 融通に伴う出動に要する費用

(2) 融通に伴う通水準備に要する費用

(3) 融通時の保安委託に要する費用

(4) その他融通に際し必要と認められる費用

3 協定第10条に定める融通費用の計算の過程において、事務費の額並びに消費税及び地方消費税の額に一円未満の端数が生じたときは、それぞれ切り捨てをするものとする。

4 協定第10条に定める融通費用の精算にあたって、請求側は積上げ項目の調書を作成し、相手側に提示しなければならない。

第10条 この確認書に定めのない事項又はこの確認書の解釈に疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議の上定めるものとする。

この確認書締結の証として本確認書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、その1通を保有するものとする。

平成19年3月19日

5 横浜市との緊急応援に関する業務協定

横浜市及び川崎市（以下「両市」という。）は、緊急事態における水道施設の防護及び復旧並びに給水の円滑を確保するため、両市間に必要な応援（水道法第40条に規定する緊急応援を含む）の実施について次のとおり協定する。

記

（緊急事態）

第1条 緊急事態とは、地震、火災又は異状湧水その他の災害により、いちじるしく水道施設に損傷を受け、又は通常の給水に支障を生ずる場合をいう。

（応援）

第2条 緊急事態における応援は、概ね次に掲げるところによる。

- (1) 連絡管による原水の分水
- (2) 連絡管による浄水の分水
- (3) 車両等による浄水の給水
- (4) 防護及び復旧資材の融通
- (5) 人員の派遣

（応援の要請）

第3条 応援の要請は、文書によるものとし、当該文書には前条各号の区分並びに期限及び数量等を明示するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭をもってすることができる。この場合は、事後すみやかに文書を送付するものとする。

（回答）

第4条 応援の要請に対する回答は、前条に準じて行なうものとする。

（応援の対価）

第5条 応援の対価は原則として有償とし、対価の額は、双方協議のうえ定めるものとする。ただし、協議の際、無償とすることが適当であると認めた場合は、この限りでない。

（協定の効力）

第6条 この協定の効力は、協定締結の日から生ずる。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を保有する。

昭和40年8月2日

横浜市水道事業及び工業用
水道事業担当管理者

水道局長 渋谷 三郎
川崎市水道局長 高垣 賢隆

6(1) 川崎市水道局と千葉県水道局との災害相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、水道に関する災害対策の重大性にかんがみ、川崎市水道局と千葉県水道局（以下「両水道局」という。）とが災害により、著しく水道施設に損傷を受け、通常の給水に支障を生じる場合において、円滑かつ迅速な相互応援の実施を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する災害及び渇水等により生ずる被害をいう。

(連絡担当部課)

第3条 両水道局は、この協定の実施に必要な情報の相互交換を担当する連絡担当部課、連絡担当責任者及び連絡担当責任者補助者を定め、別記様式1「災害時連絡表」（以下「災害時連絡表」という。）により毎年4月末までに相互に交換するものとする。

2 両水道局は、災害時連絡表により交換した内容に変更が生じた場合は、速やかに連絡するものとする。

(応援の要請)

第4条 災害を受け応援を要請しようとする水道局（以下「応援要請水道局」という。）は、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、前条に定める連絡担当部課を通じて、役務の提供、応援物資の調達その他の必要な措置を要請するものとし、要請を受けた水道局（以下「応援水道局」という。）は、極力これに応じ救援に努めるものとする。

2 応援の要請は、応援要請水道局が、次の各号に定める事項を明らかにして、口頭又は電信、電話その他の情報通信手段により行うものとし、後日、速やかに応援水道局に文書を送付するものとする。ただし、応援要請水道局は、被害状況が判明しないこと等により、応援を要請すべき事項が明らかでない場合については、応援水道局と別途協議の上、応援を要請するものとする。

(1) 災害の状況

(2) 必要とする資機材、物資等の品目及び数量

(3) 必要とする職員の職種別人員

(4) 応援の場所及び応援場所への経路

(5) 応援の期間

(6) 各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援内容)

第5条 応援水道局が行う応援活動は、概ね次のとおりとする。

(1) 応急給水活動

(2) 応急復旧活動

(3) 応急復旧用資機材の提供

(4) 管工事業者等の派遣

(5) 前各号に掲げるもののほか特に応援要請のあった事項

(応援要員の派遣)

第6条 応援水道局は、応援要請があった場合、直ちに応援体制を整え応援要請水道局に協力するものとする。

2 応援要請水道局は、応援水道局の職員及び管工事業者等（以下「応援要員」という。）に対する宿舍のあっせんその他の便宜を供与するものとする。

3 応援要員は、食料、被服、資金、装備その他災害時に必要な物資等を携行して行くものとする。

4 応援水道局から派遣された職員は、応援要請水道局の指示に従って作業に従事する。

5 応援要員は、応援水道局名を表示する腕章その他の標識を着用し、その身分を明らかにするものとする。

(応援経費の負担)

第7条 応援に要した経費は、原則として応援要請水道局が負担するものとする。

2 応援水道局の職員の派遣に要する経費は、応援水道局が応援水道局の旅費及び諸手当に関する規定に基づき算出した額を支弁し、応援要請水道局が負担する。

3 応援水道局の職員とともに応援に従事する管工事業者等の派遣に要する経費は、応援水道局が応援水道局の基準に基づき算出した額を支弁し、応援要請水道局が負担する。

4 応援水道局の職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援水道局が負担する。ただし、被災地において応急治療する場合の治療費は、応援要請水道局が負担する。

5 前各項の規定にかかわらず、法令上の特別の定めその他の特別の措置により、応援水道局に対して、応援に要した経費につき補てんがあった場合は、その金額を応援要請水道局の負担額から控除するものとする。

(損害賠償に関する特則)

第8条 応援水道局の職員が業務上第三者に損害を加えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援要請水道局が、応援要請水道局への往復途中に生じたものについては応援水道局が、それぞれの賠償の責に任ずるものとする。

(応援経費の一時繰替支弁)

第9条 応援水道局は、応援要請水道局が前2条に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援要請水道局から要請があった場合は、一時繰替支弁するものとする。

2 応援水道局は、前項の規定により一時繰替支弁した場合、次の各号に定めるところにより算出した額について応援要請水道局に請求するものとする。

- (1) 物資については、当該物資の購入費及び輸送費に相当する額
- (2) 車両等については、燃料費及び破損又は故障を生じた場合の修理費に相当する額
- (3) 機械器具等については、輸送費及び破損又は故障を生じた場合の修理費に相当する額
- (4) 応急治療をする場合の治療費及び損害賠償に係る経費については、その実費額

(防災関係物資等の調査結果の交換)

第10条 両水道局は、災害時に必要な物資及び資材（以下「災害時必要物資等」という。）の相互融通及び応援の円滑な実施を図るため、防災に関する物資及び資材（以下「防災関係物資等」という。）の備蓄及び整備の状況について調査し、別記様式2「防災関係物資等の備蓄及び整備の状況調査表」により毎年4月末までに相互に交換するものとする。

2 両水道局は、防災関係物資等の備蓄及び整備の体制を拡充するため、災害時必要物資等の量を相互に補完できる体制の確立に努めるものとする。

3 両水道局は、災害時に調達できる物資及び資材について、常に調査に努めるものとする。

4 両水道局は、調査結果の内容に変更が生じた場合は、速やかに連絡するものとする。

(施設管理等に関する情報の交換)

第11条 両水道局は、応援の円滑な実施に必要な事前情報の充実を図るため、防災に関する施設及び設備の整備状況に関する情報を相互に交換するものとする。

2 両水道局は、迅速かつ的確な応急措置の実施のため、地域防災計画（法第2条第10号に規定する地域防災計画をいう。）に基づく災害対策マニュアル及び応援の受入れに関するマニュアルの作成及び充実に努め、これを相互に交換するものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定の内容に疑義が生じた場合は、その都度協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成9年6月1日から適用する。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成9年5月30日

川崎市水道事業管理者 渡 瀬 正 則

千葉県水道事業管理者 時 谷 暢 明

様式1（第3条関係）（A4） 省略

様式2（第10条関係）（A4） 省略

6(2) 川崎市水道局と千葉県水道局との災害相互応援に関する協定の了解事項

川崎市水道局（以下「甲」という。）と千葉県水道局（以下「乙」という。）とは、平成9年5月30日に締結した川崎市水道局と千葉県水道局との災害相互応援に関する協定（以下「協定」という。）に関して次のとおり了解する。

1 濁水等について

協定第2条の「濁水等」の等については、水質事故を含むものとする。

2 管工事業者等について

協定第5条（4）の「管工事業者等」については、応援水道局の規程等に定めるところによるものとする。

3 管工事業者等の災害補償、損害賠償について

協定第5条（4）の管工事業者等の派遣に伴って、管工事業者等が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償及び業務上第三者に損害を加えた場合における損害賠償については、応援水道局と管工事業者等との契約により処理するものとする。

4 復旧に係る工事費の算出について

協定第7条第1項の応援に要した経費のうち、復旧に係る工事費は原則として応援水道局の規程等に定める基準に基づき算出した額とする。

平成10年3月4日

甲 川崎市水道事業管理者 野 口 徹 宏

乙 千葉県水道事業管理者 時 谷 暢 明

7 公益社団法人日本水道協会神奈川県支部災害相互応援に関する覚書

(趣旨)

第1条 この覚書は、地震、異常渇水その他の災害の場合において、公益社団法人日本水道協会神奈川県支部（以下「支部」という。）に所属する正会員（以下「会員」という。）が、相互間で行う応援活動について、必要な事項を定めるものとする。

(組織等)

第2条 支部の会員を別表第1に定めるとおり県東、県央及び県西の3ブロックに分け、各ブロックに代表会員を置くものとする。

2 前項に定める代表会員は、ブロックに属する会員の被災状況の把握に努めるものとする。

(連絡部課)

第3条 会員は、この覚書の実施に必要な情報の相互交換を担当する連絡担当部課、連絡担当責任者及び連絡担当副責任者を定め、第1号様式により毎年6月末までに支部長に提出するものとし、災害が発生したとき又は災害発生のおそれがあるときは、速やかに防災に関する情報を交換し合うものとする。

2 会員は、前項の規定により提出した内容に変更が生じた場合、支部長に速やかに連絡するものとする。

3 支部長は、前2項の規定により提出された内容を取りまとめ、各会員に送付するものとする。

(応援の要請)

第4条 被災会員が、他の会員の応援を求めようとするときは、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、前条第1項により定められた連絡担当部課を通じて、役務の提供、応援物資の調達その他の必要な措置を要請するも

のとする。

- 2 要請を受けた会員は、極力これに応じ、応援に努めるものとする。
- 3 第1項の規定により応援要請をするときは、ブロックの代表会員を経由して要請内容を支部長に報告するものとする。
- 4 支部長は、会員相互の応援要請を円滑にするため、必要な措置をとることができる。
- 5 第1項に規定するほか、被災会員は、支部として応援体制を整えることを求めようとするときは、支部長に対し必要な措置を要請するものとする。

(事務の代理)

第5条 支部長である会員が被災し、適切な連絡調整を行うことができない場合は、別表第2に掲げる会員が、同表に掲げる順位により、この覚書における支部長の事務を代理するものとする。

- 2 ブロックの代表会員が被災し、適切な連絡調整を行うことができない場合は、別表第1に掲げるブロック内会員が、同表に掲げる掲載順位により、この覚書における代表会員の事務を代理するものとする。

(要請方法)

第6条 被災会員が、応援を要請しようとするときは、次に掲げる事項を明示し、口頭、電話、電信その他の情報通信手段により要請し、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被災状況
- (2) 必要とする資機材、物資等の品目及び種類
- (3) 応援を要する職種別人員
- (4) 応援を要する期間
- (5) 応援場所、到達経路
- (6) 前各号に掲げるもののほか、応援を要する必要な事項

(応援内容)

第7条 各会員が行う応援活動は、次のとおりとする。

- (1) 応急給水活動
- (2) 応急復旧活動
- (3) 応急復旧資機材の供出
- (4) 工事業者のあっせん
- (5) その他

2 前項第1号及び第2号の作業期間は、原則として応急復旧終了するまでとする。

(防災情報の調査交換)

第8条 各会員は、応援活動を円滑にするため、防災に関する物資及び資材の備蓄並びに整備状況並びに災害発生直後に応援に従事できる職員について調査し、その結果を第2号様式及び第3号様式により毎年6月末までに支部長に提出するものとする。

2 各会員は、前項に定めるもののほか、必要に応じて防災に関する情報を相互に交換するものとする。

3 支部長は前2項の提出表をとりまとめ、整理のうえ各会員に送付するものとする。

(応援体制)

第9条 応援会員が職員を派遣するときは、災害の状況に応じ必要な食料、被服、資金等を携行するものとする。

2 応援会員が応援に派遣した職員（以下「応援職員」という。）は、応援要請会員の指示に従って応援に従事する。

3 応援職員は、応援会員名を表示する標識を着用しその身分を明らかにする。

(受入体制)

第10条 応援要請会員は、災害の状況に応じ、応援職員に対する宿舍のあつせんその他必要な便宜を供与するものとする。

2 応援要請会員が資機材等の応援を受ける場合は、倉庫、保管場所等を確保し、これらを管理するものとする。

(業者)

第11条 前2条の規定は、応援会員が職員のほかに業者を派遣する場合について準用する。この場合において、前2条中「職員」とあるのは「業者」と読み替えるものとする。

(経費の負担)

第12条 第7条第1項各号に規定する応援に要する経費は、次のとおりとする。

(1) 応援職員を派遣するに要する経費（派遣に伴い生じた派遣職員の手当及び旅費をいう。）は、応援要請会員が負担する。

(2) 応援物資の調達、応援職員とともに応援に従事する業者の派遣その他援助に要する経費は、応援要請会員が負担する。

(3) 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援会員の負担とする。ただし、被災地において応急治療する場合、その治療費は、応援要請会員の負担とする。

(4) 応援職員が業務上第三者に損害を加えた場合において、その損害が応援業務従事中に生じたものについては、応援要請会員が、応援要請会員への往復途中に生じたものについては、応援会員が、その賠償の責に任ず。

2 前項に定める経費（応援会員の負担する経費は除く。）は、法令その他特別の措置により、応援会員に対して応援に要した経費への補填があった場合は、その金額を当該応援要請会員の負担額から除くものとする。

3 前2項の定めにより難しいときは、関係会員が協議して定めるものとする。

(相互応援に関する特例)

第13条 支部長は、災害相互応援について、支部内での対応が困難なときは、会員からの要請に基づき、他支部の会員からの応援を求めるものとする。

2 他支部の会員が、地震、異常渇水その他の災害により被災した場合で、支部においてこれに係る応急給水、応急復旧等の応援要請を受けたときは、極力これに応じ、応援に努めるものとする。

(防災力の向上)

第14条 会員は、災害発生時に会員間における応援活動を円滑に行えるよう、協力体制の確立に努め、平時から相互に協力して防災対応能力の向上を図るものとする。

(協議)

第15条 この覚書の実施に関し必要な事項又はこの覚書に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

附 則

この覚書は、平成28年3月31日から適用する。

別表第1

代表会員及びブロック

ブロック	代表会員	ブロック内会員
県 東	川崎市	横浜市、横須賀市、 三浦市
県 央	神奈川県	神奈川県内広域水道 企業団、相模原市、 座間市、愛川町
県 西	小田原市	秦野市、南足柄市、 大井町、開成町、中 井町、箱根町、松田 町、真鶴町、山北町 、湯河原町

別表第2

順位	会員	備考
第1順位	川崎市	神奈川県支部長
第2順位	神奈川県	県央ブロック代表
第3順位	小田原市	県西ブロック代表
第4順位	横須賀市	

8(1) 公益社団法人日本水道協会関東地方支部災害時相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、異常湧水等の災害で被災した都市が速やかに給水能力を回復できるように、公益社団法人日本水道協会関東地方支部（以下「関東地方支部」という。）に属する都県支部（以下「都県支部」という。）間における相互応援活動及び公益社団法人日本水道協会（以下「協会本部」という。）の他の地方支部と関東地方支部との間における相互応援活動に係る都県支部の体制に関し必要な事項を定める。

(要請の種類)

第2条 関東地方支部内において災害が発生した場合、当該災害で被災した事業者が属する都県支部の支部長は、次の要請をすることができる。

- (1) 他の都県支部長に対する応援要請
- (2) 協会本部の他の地方支部長（以下「他の地方支部長」という。）に対する応援要請

(要請方法)

第3条 前条の要請は、公益社団法人日本水道協会関東地方支部長（以下「関東地方支部長」という。）に対して行うものとする。

2 前項の要請は、次の事項をできる限り明らかにし、口頭、電話、電信又は無線等迅速かつ適切に伝達できる方法で行うものとし、後日速やかに文書を関東地方支部長に提出する。

- (1) 災害の状況
- (2) 必要とする応援内容
- (3) 必要とする資機材、物資等の品目及び数量
- (4) 必要とする給水車台数または応急復旧班数
- (5) 応援の場所及び応援場所への経路
- (6) 応援の期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

3 第1項の要請を受けた関東地方支部長は、関東地方支部内の他の都県支部長（以下「応援都県支部長」という。）に対して応援を要請する。この場合において、前項の規定は、関東地方支部長の要請についてこれを準用する。

4 関東地方支部長は、第1項の要請を受けた際、被災状況又は地理的条件等から必要と認めたときは、協会本部を通じて、他の地方支部長へ応援を要請するものとする。

5 関東地方支部長は、被災状況等から必要があると認めたときは、第1項の要請を待たずに、応援都県支部長に対し応援活動を即座に行える体制を整えるよう要請することができる。

(代理)

第4条 関東地方支部長である事業者が被災し、適切な連絡調整が行えない場合は、別表1に掲げる順位により、各都県支部長がこの協定における関東地方支部長の事務を代理するものとする。

2 都県支部長は、都県支部長である事業者が被災した場合に、この協定に定める都県支部長の事務を代理させる事業者をあらかじめ決めておくものとする。

(応援都県支部長の責務)

第5条 応援都県支部長は、関東地方支部長から第3条に定める応援の要請を受けたときは、応援を要請した都県支部長（以下「被災都県支部長」という。）に全面的に協力するものとする。

(応援活動)

第6条 応援活動は、概ね次のとおりとする。

- (1) 応急給水活動
- (2) 応急復旧活動
- (3) 応急復旧資機材の提供
- (4) 工事業者の斡旋
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(応援職員の受入)

第7条 応援活動を迅速かつ適切に遂行できるようにするため、被災都県支部長は、応援活動のために派遣する職員（以下「応援職員」という。）の宿泊施設及び応援車両の集合場所等を指定する。ただし、宿泊施設の指定が困難な場合においては、応援活動に従事する水道事業者（以下「応援水道事業者」という。）及び応援水道事業者現地対策本部（以下「現地対策本部」という。）に対し、必要な情報を提供するよう努めるものとする。

(幹事応援水道事業者)

第8条 関東地方支部長は、関東地方支部内で大規模広域災害が発生した場合等に、現地対策本部と応援水道事業者との連絡調整を効率的に行うため、幹事応援水道事業者を定めることができる。

(中継水道事業者)

第9条 関東地方支部長は、関東地方支部内で大規模広域災害等が発生し、関東地方支部内の被災都県支部以外の都県支部、又は他の地方支部からの応援が必要となった場合は、遠方からの応援水道事業者の移動補助を目的とした活動を行う中継水道事業者を、関係する都県支部長と協議の上、定めることができる。

(支援拠点水道事業者)

第10条 関東地方支部長は、関東地方支部内で大規模広域災害等が発生し、応援の長期化が見込まれる場合は、効率的な応援体制の構築を実現することを目的とした活動を行う支援拠点水道事業者を、関係する都県支部長と協議の上、定めることができる。

(費用負担)

第11条 この協定に基づく応援に要する費用の負担については、法令その他別段の定めがあるものを除き、応援を受ける水道事業者（以下「被災水道事業者」という。）が負担することを原則として、詳細を別途定めるものとする。

2 被災水道事業者が負担すべき費用であっても、被災水道事業者が当該費用を支弁するいとま

がない場合は、応援水道事業体が一時繰替支弁するものとする。

(他の地方支部への応援)

第12条 関東地方支部長は、協会本部から他の地方支部の正会員に対する応援活動の協力要請を受けたときは、その受諾について、各都県支部長と協議するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

2 関東地方支部長が、前項の応援活動の協力要請を受諾したときは、関東地方支部内の事業体においては、この協定による応援活動の例により協力するものとする。

(協会本部正会員以外の水道事業体等への応援)

第13条 関東地方支部内の各都県支部長、各県等の行政機関又は他の地方支部長から、協会本部正会員以外の水道事業体又は簡易水道事業体等に対する応援活動の協力要請があった場合は、関東地方支部長と関係する都県支部長が協議の上、この協定に準じて当該応援活動の協力要請に対応するものとする。

(連絡担当部課)

第14条 関東地方支部長及び各都県支部長は、この協定の実施に必要な情報の相互交換を担当する連絡担当部課、連絡担当責任者及び連絡担当責任者補助者を定め、災害が発生したとき又は災害発生のおそれがあるときは、速やかに必要な情報を相互に交換するものとする。

(平時からの情報交換及び訓練)

第15条 相互応援の円滑な実施に必要な事前情報の充実を図るため、関東地方支部長及び各都県支部長は、前条の連絡担当責任者及び連絡担当責任者補助者からなる関東地方支部防災連絡協議会を設け、毎年定期的に必要な情報の交換を行うものとする。

2 相互応援の円滑な実施を図るため、関東地方支部内で合同防災訓練を定期的実施するものとする。

(その他)

第16条 この協定に定めるもののほかこの協定の実施について必要な事項については、関東地方支部長及び各都県支部長が協議してこれを定める。

附 則

1 この協定は、平成10年4月30日から適用する。

2 この協定の締結の証として、本書9通を作成し、関東地方支部長及び各都県支部長記名押印の上、各自その1通を保有する。

附 則

1 この協定は、平成23年12月7日から適用する。

2 この協定の締結の証として、本書9通を作成し、関東地方支部長及び各都県支部長記名押印の上、各自その1通を保有する。

附 則

1 この協定は、平成28年8月8日から適用する。

2 この協定の締結の証として、本書9通を作成し、関東地方支部長及び各都県支部長記名押印

の上、各自その1通を保有する。

別表1

順 位	支 部 長 名
第 1 順 位	東 京 都 支 部 長
第 2 順 位	神 奈 川 県 支 部 長
第 3 順 位	千 葉 県 支 部 長
第 4 順 位	埼 玉 県 支 部 長
第 5 順 位	群 馬 県 支 部 長
第 6 順 位	栃 木 県 支 部 長
第 7 順 位	茨 城 県 支 部 長
第 8 順 位	山 梨 県 支 部 長

8(2) 公益社団法人日本水道協会関東地方支部災害時相互応援に関する協定実施要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、公益社団法人日本水道協会関東地方支部（以下「関東地方支部」という。）の支部長（以下「関東地方支部長」という。）と関東地方支部に属する都県支部長（以下「都県支部長」という。）とが、平成10年4月30日に締結した「公益社団法人日本水道協会関東地方支部災害時相互応援に関する協定」（以下「協定」という。）第16条に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(要 請)

第2条 関東地方支部内で災害が生じた場合において、被災した都県支部の支部長は直ちに情報収集に努め、応援要請についての判断を迅速に行えるようにするとともに、平常時から都県支部内での連絡体制について整備するように努める。

(各都県支部の応援体制)

第3条 関東地方支部内において、地震災害が発生した場合は、次のとおり当該地震の震度に応じて応援体制を整えるものとする。

種 別	発令の時期	体 制
注意体制	震度5（弱）の地震が発生したとき	情報収集及び連絡活動を主として行うが、状況によりさらに高度な配備に迅速に移行し得る体制とする。
警戒体制	震度5（強）の地震が発生し、かつ災害が発生したとき	情報収集及び連絡活動を行うとともに、被災事業体の要請に応じて出動できる体制とする。
非常体制	震度6（弱）以上の地震が発生したとき	情報収集及び連絡活動を密に行うとともに、救援活動の準備完了後、被災事業体の要請に応じて直ちに出動できる体制とする。

2 関東地方支部長から応援の要請又は応援体制の準備の要請を受けた都県支部長は、都県支部内の事業体に対して速やかに応援を要請し、応援活動について調整をするものとする。

3 関東地方支部長は、関東地方支部内において震度6弱以上の地震が発生したときは、調査隊を派遣することができる。

4 前項の調査隊に係る職員は被災した事業体が属する都県支部の支部長と関東地方支部長が協議して決定する。

(応援活動)

第4条 応援活動は、応援を受ける水道事業体（以下「被災水道事業体」という。）の指示に従い、被災水道事業体が定めた応急給水及び応急復旧に関するマニュアル等に基づいて、関係各機関

と調整し、協力を得るなどして行う。

2 応援活動に従事する水道事業者（以下「応援水道事業者」という。）が、工事事業者とともに活動する場合は、応援水道事業者が応援に従事する工事事業者に連絡し、被災水道事業者での応援活動の業務を請け負う意思があるかを確認し、当該業務の請負について同意した工事事業者を派遣する。この場合において、当該業務を請け負う工事事業者との契約は、原則として応援水道事業者が締結する。ただし、被災地に工事を請け負うことができる業者がいる場合は、被災水道事業者と応援水道事業者が契約方法などについて協議するものとする。

3 協定第6条第5号に掲げる特に要請があった事項については、応援水道事業者が応じることができるものについて、応ずるように努めるものとする。ただし、協定の趣旨から逸脱するようなものについては、この限りでない。

（応援水道事業体現地対策本部）

第5条 関東地方支部長は、応援の規模に応じ指揮命令系統の整理のため必要と認めるときは、各都県支部長と調整の上、応援水道事業体現地対策本部（以下「現地対策本部」という。）を置くことができる。

2 現地対策本部は、現地における応援水道事業体の職員、その他必要があると認められる者で構成するものとする。

3 幹事応援水道事業者は、現地対策本部を構成する応援水道事業者の中から関東地方支部長の指名又は互選により選出する。

4 現地対策本部を統括する現地対策本部長（以下、「本部長」という。）は、幹事応援水道事業者が担うこととする。

5 現地対策本部員（以下、「本部員」という。）は、現地対策本部を構成する応援水道事業者が担うこととする。

（現地対策本部の運営）

第6条 現地対策本部の基本的な役割は、次のとおりとする。

- (1) 応援体制の整備及び把握
- (2) 応援活動における指揮命令系統の確立
- (3) 被害状況の把握
- (4) 応援受け入れ態勢の支援
- (5) 被災水道事業者との連絡調整
- (6) 応援水道事業者間相互の連絡調整
- (7) 関係各機関との連絡調整

（応援活動の体制）

第7条 各事業者が派遣する応援の基本編成は、次のとおりとする。

項 目	編 成
応 急 給 水 活 動	1 応急給水班1班あたり3名体制（運転手1名、給水要員2名）を標準とする。

	<p>2 3班以上の編成で応援を派遣する場合は、所属する都県支部長と連絡調整し、指揮監督するための総括責任者を含め派遣する。</p> <p>3 派遣期間については、応援活動の継続性、職員の健康等を考慮し、1週間程度とする。</p>
<p>応急復旧活動</p>	<p>1 応急復旧班1班あたり8名体制（責任者1名、記録者1名及び作業員6名）を標準とする。</p> <p>2 3班以上の編成で応援を派遣する場合は、所属する都県支部長と連絡調整し、指揮監督するための総括責任者を含め派遣する。</p> <p>3 派遣期間については、応援活動の継続性、職員の健康等を考慮し、1週間程度とする。</p> <p>1 漏水調査班1班あたり4名体制（責任者1名及び作業員3名）を標準とする。</p> <p>2 ただし、各事業体の現状を踏まえ、これらの業務を漏水調査会社等へ委託することについては、前もって検討し、協力要請を行っておくこと。</p> <p>3 派遣期間については、応援活動の継続性、職員の健康等を考慮し、1週間程度とする。</p>
<p>現地対策本部</p>	<p>1 本部長及び本部長が属する事業体は、現地対策本部の運営に必要な人員を派遣する。</p> <p>2 派遣する人数については、本部長及び本部長が協議の上決定する。</p> <p>3 派遣期間については、応援活動の継続性、職員の健康等を考慮し、1週間程度とする。</p>

2 応援水道事業体の職員（以下「応援職員」という。）には、被災状況に応じ給水用具、作業用工具、衣類、食料及び日用品並びに野外における宿営のためのテント、寝袋、携帯電灯、カメラ等を携帯させるものとする。

3 応援職員は、被災水道事業体又は現地対策本部の指示に従う。

4 応援職員は、所属する事業体名を表示した腕章等を着用する。

（応援の受入態勢）

第8条 都県支部長は、その属する事業体に対して、応援を受け入れた場合を想定し、応援活動が迅速かつ適切に行われるよう次の事項について応援受入マニュアル等を作成するよう依頼し、都県支部長は、これを把握するよう努めるものとする。

(1) 一般的事項

ア 各応援活動に関する方法及び手順

- イ 各応援活動の担当及び担当との連絡方法
- ウ 作業報告の内容及び手続
- エ 応援職員のための宿舎及び駐車場の確保、給食の手配並びに防寒等に関する対策
- オ 他機関との応援体制
- (2) 応急給水活動に関する事項
 - ア 応急給水の水源となる水道施設等
 - イ 応急給水拠点の位置
 - ウ 給水車の要請リスト
- (3) 応急復旧活動に関する事項
 - ア 復旧優先線路の明示
 - イ 資機材及び残土等の置場の確保
 - ウ 施設図、配水系統図及び配水系統変更図等の整備
- (4) 応急復旧資機材の提供に関する事項
 - ア 資機材の備蓄及び整備状況
 - イ 必要となる資機材の種別
 - ウ 各事業体における応急復旧資機材の標準的な仕様

(中継水道事業体の活動)

第9条 協定第9条に規定する中継水道事業体は、応援職員への被災地情報の提供、応援職員の休憩場所や駐車場の提供等、応援職員の移動補助を目的とした活動を行う。

- 2 前項の場合において、中継水道事業体は、応援職員の休憩場所や駐車場の提供にあたり、既存の庁舎や敷地を開放するなど、可能な限り特段の費用負担が生じないように留意する。

(支援拠点水道事業体の活動)

第10条 協定第10条に規定する支援拠点水道事業体は、被災水道事業体での応急給水活動に支障がある場合には、応急給水基地となる水道施設の提供、応援職員の宿泊施設確保の補助、応援職員への通信手段の貸与等、応援職員の活動補助等を行う。

- 2 前項の場合において、支援拠点水道事業体は、可能な限り特段の費用負担が生じないように留意する。

(応援活動の情報提供)

第11条 関東地方支部長、中継水道事業体及び支援拠点水道事業体の属する都県支部長は、中継水道事業体及び支援拠点水道事業体に対して、被災水道事業体の情報等を提供するものとする。

- 2 関東地方支部長及び都県支部長は、関東地方支部内の事業体に対して、被災水道事業体での活動状況について、必要に応じて情報等を提供するものとする。

(応援に要する費用負担の原則)

第12条 応援職員に係る人件費等の費用は、応援水道事業体が負担するものとする。ただし、旅費及び諸手当（調整手当等応援の有無に関わらず支給されることとなる基本的な手当を除く。以下において同じ。）については、応援水道事業体の規定により算出した旅費相当額及び諸手当相当額の範囲において、被災水道事業体が負担する。

- 2 応援職員が応援活動に係る業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援水道事業体の負担とする。ただし、被災水道事業体において応急治療する場合の治療費は、被災水道事業体の負担とする。
- 3 応援職員の被災水道事業体での宿泊や食料に係る経費については、被災水道事業体の負担とする。ただし、それを補完する目的で応援水道事業体の職員が携行する食料や生活用品等については、応援水道事業体の負担とする。
- 4 法令上特別の定めその他の特別の措置により、応援水道事業体に対して、応援に要した費用について補填があった場合は、その金額を被災水道事業体の負担額から控除する。
- 5 応援職員が、応援活動に係る業務上において第三者に対し損害を加えた場合については、原則として、その損害が応援活動に係る業務の従事中に生じたものについては被災水道事業体が、被災水道事業体への往復途中に生じたものについては応援水道事業体が、それぞれ賠償の責に任ずるものとする。
- 6 応援職員とともに応援に従事する事業者等の派遣に要する経費は、応援水道事業体の算定基準により算定し、被災水道事業体が負担する。
- 7 中継水道事業体及び支援拠点水道事業体が被災水道事業体の支援に要した費用は、前各項に準じて扱うものとする。
- 8 その他具体的な負担区分については、次のとおりとする。

	被災水道事業体が負担すべき費用	応援水道事業体が負担すべき費用
人件費等	超過勤務手当、深夜勤務手当 特殊勤務手当、管理職員特別勤務手当 旅費（日当含む）	給料 地域手当等基本的な負担
管材料費	継ぎ手、直管等	
工事請負費	工事請負費（材料費、労務費、機械器具損料、諸経費等）	
車両、機材等の費用	燃料費（ガソリン、軽油） 修理費 賃借料 輸送料	損料
滞在費用	食料費（弁当等） 宿泊費（仮設ハウス設置費用、ホテル等宿泊費）	携行する食料費 携行する寝袋、テント等 被服（クリーニング代を含む） 生活用品、その他福利厚生費
その他事務費等	写真代「工事確認用」 作業用消耗品 通信費 トランシーバー、消火器、地図 コピー代	写真代「広報、記録用」 その他事務用品

補償関係費用	応援職員の傷病に対する応急的な治療費、第三者に対する損害賠償金の負担「応援作業中」	応援職員の災害補償費「出張中の公務災害」 第三者に対する損害賠償金の負担「往復途上」
--------	---	---

(応援に要する費用の一時繰替支弁の請求)

第13条 協定第11条第2項の規定により、応援水道事業者が応援に要する費用を一時繰替支弁した場合、関係書類を添付した請求書により、被災水道事業体に請求するものとする。

(連絡体制)

第14条 協定に基づく要請、連絡及び情報の交換については、協定第14条に規定する連絡担当部課を通じて行うものとする。ただし、被災状況等により困難な場合は、この限りでない。

(関東地方支部防災連絡協議会)

第15条 協定第15条第1項に規定する関東地方支部防災連絡協議会(以下「連絡協議会」という。)において定期的に交換を行う情報は、次のとおりとする。

- (1) 連絡相当部課、連絡責任者及び連絡担当責任者補助者に関する事項
- (2) 協定第4条第2項の代理に関する事項
- (3) 各支部における防災物資等の備蓄及び整備状況
- (4) 災害発生後の応援活動のために派遣することのできる職員
- (5) 配管図等の整備及び保管状況
- (6) 応援活動に関するマニュアルの整備状況
- (7) 災害防止対策に関する調査研究の結果及び参考となる資料
- (8) 中継水道事業者の案内図及び施設内の使用可能場所のわかる図面等の資料

2 連絡協議会の事務は、関東地方支部長である事業者が処理する。

3 特に協議すべき事項がない場合は、第1項に掲げる事項の情報の交換をもって、連絡協議会の開催に代えるものとする。

4 特に協議すべき事項がある場合は、関東地方支部長に開催を要請するものとし、関東地方支部長が必要と認めたときは、連絡協議会を開催するものとする。

附 則

この要領は、平成10年6月30日から実施する。

附 則

この要領は、平成23年12月7日から実施する。

附 則

この要領は、平成28年8月8日から実施する。

9(1) 関東地域における工業用水道災害相互応援に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、横浜市及び川崎市の各工業用水道事業者（以下「協定事業体」という。）が管理する工業用水道が、地震等の大規模な災害で被災し、被災した協定事業体（以下「被災事業体」という。）独自では緊急の復旧措置が実施できない場合に、被災事業体が他の協定事業体に要請する応援活動等を円滑に遂行するため、必要な事項について定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定の対象となる「大規模な災害」とは、原則として、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に掲げられる災害とし、かつ、同法第97条に規定する「激甚災害」に相当する規模のものとする。ただし、災害全体の規模の程度にかかわらず、工業用水道施設の被害の程度、状況によっては対象とすることができるものとする。

2 この協定に基づく「応援活動」の範囲は、原則として、被災した施設の仮復旧（仮復旧せず、最初から本復旧する場合を含む。）、給水再開まで及び被災事業体が要請する復旧業務とする。

(応援事業体)

第3条 協定事業体の給水区域及びその周辺で大規模な災害が発生した場合、被災を受けなかった協定事業体（以下「応援事業体」という。）は、応援活動を速やかに実施できる体制を執るものとする。

2 応援事業体は、応援活動を迅速、円滑に遂行するため、主たる応援事業体（以下「応援主管事業体」という。）を決定する。

3 応援主管事業体は、原則として第9条で定める幹事事業体のうち、被災事業体との連絡の便等から幹事、副幹事のいずれか一方が務めることとし、他方がこれを補佐するものとする。ただし、災害発生の地域、状況により、これにより難しい場合は応援事業体間で速やかに決定するものとする。

4 応援主管事業体は、速やかに他の応援事業体と協力して被災事業体に対する応援活動を行うものとする。

(応援の要請)

第4条 被災事業体は、応援を受けようとするときは、別に定める事項を明らかにして、幹事事業体又は連絡の取り得るいずれかの協定事業体に応援を要請するものとする。ただし、通信の途絶等により連絡ができない場合は、この限りでない。

2 要請を受けた幹事事業体又は協定事業体は、直ちに他の協定事業体又は幹事事業体に要請内容を連絡するものとする。

(通信途絶等の場合の自主活動)

第5条 通信途絶等により被災事業体から第4条の規定に基づく要請がない場合には、幹事事業体は、速やかに被災事業体に近接する協定事業体等と連絡をとり、被災状況、応援の適否等必要な情報収集を行うものとする。

2 前項の情報から被害が甚大であると判断され、かつ、被災事業体との連絡ができない場合には、応援事業体は国及び社団法人日本工業用水協会等と調整の上、自主的に応援活動を実施するものとする。

3 前2項の応援活動は、被災事業体から第4条の規定に基づく応援の要請があったものとみなす。

(応援の内容)

第6条 応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 応急の復旧作業に必要な人員（職員、施工業者等）の派遣、資機材の提供
- (2) その他被災事業体から要請のあった事項

(経費の負担)

第7条 応援に要した経費は、原則として被災事業体の負担とする。

- 2 応援事業体の職員が応援の業務上第三者に損害を与えた場合、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災事業体が、また、被災事業体への往復の途中に生じたものについては当該職員の所属する応援事業体が賠償の責に任ずるものとする。
- 3 被災事業体が第1項に規定する費用を支弁するいとまがない場合は、応援事業体は被災事業体からの要請に基づき、当該費用を一時立替え支弁するものとする。
- 4 応援職員の派遣に要する経費の負担については、各応援事業体が定める規定により算出した当該応援職員の旅費及び諸手当の額の範囲とする。

(公務災害補償に関する請求手続)

第8条 応援事業体の職員が応援業務により負傷、疾病または死亡した場合における公務災害補償に関する請求手続は、当該職員の所属する応援事業体が行うものとする。

なお、災害の事実関係を明らかにした報告書、公務災害についての意見書等、請求に必要な書類の作成については被災事業体が協力するものとする。

(幹事の選任)

第9条 被災事業体からの応援要請の受理及び次条に定める連絡会議を円滑に実施する等のため、協定事業体の中から幹事及び副幹事（以下「幹事事業体」という。）を互選により選任する。

- 2 幹事事業体の任期は2年とし、再選を妨げない。
- 3 幹事は、定期的に連絡会議を招集するものとする。

(連絡会議の開催)

第10条 次の各号に掲げる事項等を実施するため、前条第3項の規定により、幹事は、毎年1回以上定期又は随時に連絡会議を開催するものとする。

- (1) 第11条に定める情報交換
- (2) 第12条に定める本協定以外の応援等の調整
- (3) 相互支援に関する情報交換及び訓練、研修等の実施
- (4) その他

(情報の交換)

第11条 協定事業体は、この協定に基づく応援活動が円滑に行われるよう、関係資料等必要な情報を相互に交換するものとする。

(他の地方への応援の調整等)

第12条 災害時の広域応援に関する協定等、本協定とは別途に締結されている協定等の定めにより、又は協定事業体以外の他の工業用水道事業者等に対して応援を行う場合若しくは応援を要請する場合は、幹事は第10条に定める連絡会議を開いて協定事業体に諮った上、協定事業体を代表して、国、社団法人日本工業用水協会等と連絡をとりながら応援の連絡・調整等を行うものとする。

(施行期日)

第13条 この協定は平成11年1月5日から施行する。

(その他)

第14条 この協定の実施に関し必要な細則事項は、別に定めるものとする。

- 2 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、協定事業体が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため本書を8通作成し、それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成11年1月5日

9(2) 関東地域における工業用水道災害相互応援に関する協定実施細則

(趣旨)

第1条 この実施細則は、関東地域における工業用水道災害相互応援に関する協定書（以下「協定書」という。）第14条第1項の規定に基づき、協定書の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(応援主管事業体の業務)

第2条 協定書第3条第4項の規定に基づく応援主管事業体の業務は、次のとおりとする。

- (1) 被災事業体の被災等の情報収集及び情報把握
 - (2) 応援内容の把握
 - (3) 他の協定事業体への応援作業の仕分け
 - (4) 被災事業体への交通経路に係る情報収集
 - (5) 国及び社団法人日本工業用水協会との連絡・調整
 - (6) 協定事業体相互の連絡調整
 - (7) 前各号に掲げるもののほか応援活動に必要な業務
- 2 応援主管事業体は、他の応援事業体に対し、前項の業務の一部の処理を求めることができるものとする。

(応援要請の手続)

第3条 被災事業体は、幹事事業体に対して電話又は電信等により応援の可否を照会し、応援の承諾が得られたときは、応援要請を行うものとする。ただし、連絡手段の状況によっては、他のいずれかの協定事業体に対して照会、要請等を行うことができるものとする。この場合において、連絡を受けた協定事業体は、直ちに幹事事業体に取り次ぐものとする。

2 協定書第4条第1項に規定する別に定める内容は、次のとおりとする。

- (1) 被災の状況に関する事項
 - (2) 応援の内容に関する事項
 - (3) 応援要請する資機材等に関する事項
 - (4) 応援要請する人員に関する事項
 - (5) 応援現場及び応援現場への経路
 - (6) 応援の期間
 - (7) 前各号に掲げるもののほか応援活動に必要な事項
- 3 被災事業体は、応援主管事業体から応援を承諾する旨の連絡を受けた場合には、速やかに応援主管事業体に応援要請書（様式第1号）を送付するものとする。

(応援実施の手続)

第4条 前条第1項の規定により応援要請を受けた幹事事業体は、要請事項の確認後、その応援要請を他の協定事業体、国及び社団法人日本工業用水協会に連絡するとともに、速やかに協定書第3条第2項の規定に基づき応援主管事業体を決定するものとする。

- 2 応援主管事業体は、速やかに被災事業体と連絡をとるとともに、第2条第1項に規定する業務を実施するものとする。
- 3 応援事業体は分担する作業について応援計画を立て、応援主管事業体に伝達するものとする。
- 4 応援主管事業体は、前項の応援計画を取りまとめ、被災事業体に伝達するものとする。

(応援の終了報告)

第5条 応援事業体は、応援活動が終了したときは、自らが実施した応援活動の結果を記載した書類を作成し、応援主管事業体に送付するものとする。

- 2 応援主管事業体は、応援終了報告書（様式第2号）に前項の書類を添付し、被災事業体に送付するものとする。

(応援の体制)

第6条 応援事業体は、応援職員を派遣するときは、被災状況に応じて作業用工具、当座の食糧、衣類、日用品その他必要なものを携行するものとする。

2 応援職員は、応援（災害救助）である旨を記した事業体名腕章等を着用するものとする。

(受入れ体制)

第7条 被災事業体は、応援職員の宿舍、寝具、食事等の確保に努めるものとする。ただし、状況により、これを応援事業体に求めることができるものとする。

2 被災事業体は、資材、機械、工具等の応援を受ける場合には、倉庫、資材置場等を確保し、これを管理するものとする。

3 被災事業体は、応援主管事業体に対し、被災状況、復旧状況等の情報を提供するものとする。

(指揮命令系統)

第8条 被災事業体は、応援主管事業体に対し復旧作業の範囲を指示し、その範囲内の復旧活動は、応援事業体の責任で行うことを原則とする。

(応援期間及び服務)

第9条 応援職員の応援期間は、同一職員につき継続して1か月未満を原則とし、服務は、公務出張とする。

(幹事及び副幹事)

第10条 協定書第9条に規定する幹事及び副幹事は、当面、別表に定める順序により任期の期間を務めるものとする。ただし、特別の事情により、これにより難しい場合は、協定事業体で協議して定めるものとする。

(情報の交換)

第11条 協定書第11条に規定する情報は、次に掲げるとおりとし、協定事業体は、毎年6月末日までに幹事へ送付するものとする。

なお、幹事は送付された情報を取りまとめ、協定事業体へ送付するものとする。

(1) 応援に関する連絡担当部課、責任者を記載した応援体制表（様式第3号）

(2) 連絡担当機関、出先機関、浄水場等の所在場所及び緊急輸送路を明記した管内図

2 前項各号の情報に変更が生じたときは、その都度、協定事業体はその情報を幹事へ送付するものとする。幹事は送付された情報を取りまとめ、他の協定事業体へ送付するものとする。

(施行期日)

第12条 この実施細則は、平成11年1月5日から施行する。

(その他)

第13条 この実施細則に定めのない事項及びこの実施細則に関して疑義が生じたときは、その都度、協定事業体が協議して定めるものとする。

この実施細則の成立を証するため本書を8通作成し、それぞれ協定事業体の工業用水道担当課長が記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成11年1月5日

細則第10条別表 省略

様式第1～3号 省略

10 神奈川県内広域水道企業団と川崎市水道局との災害時における応急給水の実施に関する協定書

神奈川県内広域水道企業団企業長（以下「甲」という。）と川崎市水道事業管理者（以下「乙」という。）とは、災害時における応急給水の実施に関して次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における応急給水を円滑に行うため必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 応急給水とは、次条に規定する調整池から乙所有または乙指定の給水車等へ給水することをいう。

（応急給水の場所）

第3条 応急給水は、次に掲げる調整池において実施するものとする。

名 称	所 在 地
西長沢調整池	川崎市宮前区潮見台4番1号

（応急給水の実施）

第4条 応急給水は、次の各号に定める場合に実施することができるものとする。

- (1) 前条に定める調整池に応急給水を実施することができる水量がある場合
- (2) 前号に定めるときのほか企業長が特に認めた場合

（応急給水の要請）

第5条 乙は、甲に対して応急給水を要請しようとするときは、次に掲げる事項を明示して、口頭、電話又は電信その他の情報通信手段により連絡するものとし、後日、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 応急給水を実施する場所
- (2) 応急給水を実施する期間
- (3) 前2号に掲げるもののほか応急給水の実施に必要な事項

（応急給水の応諾）

第6条 甲は、乙から前条に定める要請があったときは、速やかにその諾否について回答するものとする。

（応急給水の方法）

第7条 応急給水の実施に当たっては、応急給水装置の設置は甲が行うものとし、給水には、原則として甲乙双方の職員又は甲乙双方が認めた者が立ち会うものとする。

（経費の負担）

第8条 応急給水に要する経費の負担については、その都度、甲乙協議して別に定めるものとする。

（疑義等の決定）

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に変更の必要若しくはこの協定の内容に疑義が生じた場合は、甲乙協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成10年3月20日

甲 神奈川県内広域水道企業団
企業長 山口 栄 蔵

乙 川崎市水道事業管理者
水道局長 野 口 徹 宏

11 (1) 災害時における給水装置等応急措置の応援に関する協定

川崎市（以下「甲」という。）と川崎市管工事業協同組合（以下「乙」という。）とは、地震、風水害その他の災害により給水装置等に被害が発生した場合に甲が実施する応急措置に対する乙による応援（以下「応援」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（応援の要請）

第1条 甲は、応援の要請をする必要があると認めるときは、次に掲げる事項を明らかにして乙に応援の要請をするものとする。

- (1) 被災状況
- (2) 応援場所
- (3) 応援の作業内容及び期間
- (4) 応援を必要とする人員及び機器類等
- (5) その他必要な事項

（応援の実施）

第2条 乙は、甲から応援の要請があったときは、承諾できない特別な理由がある場合を除きこれを承諾し、直ちに必要とする人員を機器類等と共に派遣し、甲の指示に従って応援に従事するものとする。

（事後の報告）

第3条 乙は、応援に従事した後、次に掲げる事項を速やかに甲に報告するものとする。

- (1) 応援に従事した事業者（以下「応援事業者」という。）の名称、責任者名及び従事者数
- (2) 応援年月日及び時間

- (3) 応援場所
- (4) 被害状況
- (5) 応援の作業内容
- (6) 応援に使用した機器類等の種別及び台数
- (7) その他必要な事項

(経費の負担)

第4条 乙が応援のために要した経費については、原則として甲の定める基準により、甲が負担する。

(補償)

第5条 この協定に基づき応援に従事した者が当該応援に従事したことにより死亡し、負傷し、又は疾病にかかったときは、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用がある場合を除き、川崎市消防団員等公務災害補償条例（昭和36年川崎市条例第23号）を準用し甲が補償する。

(第三者に及ぼした損害)

第6条 応援事業者が応援作業の従事中に第三者に損害を及ぼした場合は、原則として甲の負担で賠償する。ただし、応援事業者の重大な過失によると思われる場合については、甲乙で協議する。

(訓練)

第7条 甲及び乙は、応援の円滑な実施を期するため、協議の上必要に応じて防災訓練を行うものとする。

(連絡担当者)

第8条 甲及び乙は、応援の実施に必要な人員及び機器類等について情報交換を行うための連絡担当者を定め、常に情報交換を行うとともに、災害が発生したときは速やかに必要事項の連絡を取り合うものとする。

(その他必要事項)

第9条 この協定に定めるもののほか，必要な事項については，甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し，当事者が記名押印の上，各自1通を保有する。

平成14年10月21日

甲 川崎市

水道事業管理者 持田 一成

乙 川崎市管工事業協同組合

理事長 竹原 克俊

11 (2) 災害時における給水装置等応急措置の応援に関する協定の実施に関する覚書

川崎市（以下「甲」という。）と川崎市管工事業協同組合（以下「乙」という。）とは、平成14年10月21日に甲乙間で締結した災害時における給水装置等応急措置の応援に関する協定（以下「協定」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるため、次のとおり覚書を締結する。

（用語の定義）

第1条 この覚書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 水道管理課長 川崎市上下水道局の水道管理課長をいう。
- (2) 配水工事事務所長 川崎市上下水道局の配水工事事務所の所長をいう。
- (3) 応援事業者 乙の組合員で応援作業に従事するものをいう。
- (4) 宅地内給水装置復旧作業 配水管から分岐した宅地内の給水装置のうち、配水管の復旧に支障を及ぼすおそれがある破損箇所への応急復旧作業をいう。
- (5) 道路内給水装置復旧作業 配水管から分岐した給水装置のうち、道路部分の応急復旧作業をいう。
- (6) 応急給水拠点開設作業 災害対策用貯水槽の設置された応急給水拠点の開設作業をいう。

（応援の要請及び承諾）

第2条 協定第1条に規定する甲から乙への応援要請に係る手続は、電話等により水道管理課長が行うものとし、甲は要請後速やかに災害応援に関する要請書（第1号様式）を乙に送付する。

2 乙は、応援の承諾をするときは、前項の要請書を受理した後、災害応援に関する承諾書（第2号様式）を甲に提出する。

（応援の作業）

第3条 協定第1条の規定に基づき甲が乙に要請する応援の作業は、次に掲げるとおりとする。

- （1）宅地内給水装置復旧作業
- （2）道路内給水装置復旧作業
- （3）配水管復旧作業
- （4）給水装置被害状況調査作業
- （5）応急給水拠点開設作業
- （6）応急給水作業
- （7）その他必要となる作業

（作業の指揮）

第4条 応援事業者は、応援場所を所管する配水工事事務所長と作業内容、人員配置及び機器類等に関する打合せを行い、当該所長の指揮のもと作業に従事する。

（報告書の提出）

第5条 協定第3条に規定する報告は、原則として一日を経過するごとに、次に掲げる報告書により、応援事業者から当該応援事業者を指揮する配水工事事務所長あて提出する。

- （1）宅地内・道路内給水装置復旧作業報告書（第3号様式）
- （2）配水管復旧作業報告書（第4号様式）
- （3）給水装置被害状況調査作業報告書（第5号様式）
- （4）応急給水拠点開設作業報告書（第6号様式）
- （5）応急給水作業報告書（第7号様式）

(経費の支払い)

第6条 協定第4条に規定する経費については、甲が応援の終了後一括して乙に支払うものとする。

(連絡担当者の通知)

第7条 甲及び乙は、協定第8条に規定する連絡担当者について、災害時連絡担当者通知書(第8号様式)により相互に通知をするものとし、記載内容に変更が生じたときも同様とする。

(人員及び機器類等の調査)

第8条 乙は、応援の実施に供することのできる人員及び機器類等に関する事項を、人員及び機器類等に関する調査表(第9号様式)により、毎年6月末日までに甲に提出する。

(その他必要事項)

第9条 この覚書に定めるもののほか、必要な事項については、甲乙協議のうえ定める。

(旧覚書の廃止)

第10条 この覚書の締結に伴い、甲及び乙が締結した災害時における給水装置等応急措置の応援に関する協定の実施に関する覚書(平成14年10月21日締結)及び災害時における給水装置等応急措置の応援に関する協定の実施に関する覚書の一部を改正する覚書(平成17年4月1日締結)は廃止する。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年1月28日

甲 川崎市

上下水道事業管理者 平岡 陽一

乙 川崎市川崎区宮本町5番地5号

川崎市管工事業協同組合

理 事 長 大坂 延男

12 下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール

大都市下水道に関する災害対策の重大性に鑑み、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、東京都、川崎市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市及び熊本市（以下「大都市」という。）は、平成24年10月1日大都市間で締結した「21大都市災害時相互応援に関する協定」（以下「大都市協定」という。）に定めるもののほか、大都市において災害が発生した際、下水道事業に関し友愛的精神に基づいて相互に救援協力するものとし、その円滑かつ迅速な実施を図り、また、恒久の相互支援の基礎とするため、このルールを作成する。

（ルールの適用）

第1条 本ルールは、震度6弱以上の地震時に適用する。

2 震度5強以下の地震時またはその他災害が発生し、被災した大都市（以下「被災都市」という。）からルール適用の要請があった場合は、本ルールを適用する。

なお、震度5弱以上の地震が発生した都市は、発災後すみやかに第3条に定める情報連絡総括都市に被災状況及びルール適用の有無等を連絡するものとする。

3 「下水道事業における災害時支援に関するルール（以下「全国ルール」という。）」第7条の2に基づき情報連絡総括都市に下水道対策本部員への参加要請があった場合は、全国ルールと調整を図りながら広域的な支援を行う。

（支援要請）

第2条 支援を要請しようとする大都市（以下「支援要請都市」という。）は、法令その他別段の定めがあるものを除くほか、第3条に定める情報連絡総括都市を通じて、役務の提供、緊急用資機材の調達その他必要な支援を要請するものとする。

2 要請を受けた大都市は、極力これに応じ支援に努めるものとする（以下、支援に応じた大都市を「支援都市」という。）。

（発災時の情報連絡体制）

第3条 大都市において災害が発生したときは、情報の一元化及び被災都市の事務軽減を図るため、被災都市に応じ、表-1のとおり情報連絡総括都市を置く。

2 情報連絡総括都市は、情報連絡の窓口となり、被災都市との連絡や国土交通省との情報交換を行い、その結果を他の大都市へ情報連絡する。

3 情報連絡総括都市は、発災後できるだけ早期に責任者を指定の上、被災都市に派遣し、被災状況を把握するものとする。なお、この派遣に被災都市からの要請は必要としない。

- 4 情報連絡総括都市は、被災都市からの支援要請に備え、被害の程度により他の大都市へ支援及び支援隊集積基地設営の準備を依頼する。
- 5 情報連絡総括都市は、支援可能人員、提供可能緊急資機材の数量等を把握し被災都市へ情報連絡する。
- 6 このルールに基づく大都市間の情報連絡体制及び窓口は、表－2のとおりとする。
- 7 各大都市は、災害時を想定し、それぞれの支援体制や情報連絡体制の整備に努めるものとする。

(支援要請後の情報連絡体制)

- 第4条 情報連絡総括都市は、支援要請都市と支援内容、時期等について十分協議を行う。なお、この協議は支援要請前から行うことを妨げない。
- 2 情報連絡総括都市は、支援要請都市からの支援人員等に関する要請内容に基づいて人員、資機材等の割り振りを行い、各大都市へその内容を連絡する。

(現地指揮連絡体制)

- 第5条 災害時の現地支援における情報の混乱を防ぎ、支援活動の統一を図るため、現地支援総括都市を設ける。
- 2 現地支援総括都市は、支援都市の中から情報連絡総括都市が定める。
 - 3 現地支援総括都市は、支援要請都市の方針のもと、支援活動が円滑に進むよう支援隊を指揮する。なお、この場合における現地指揮連絡体制は、表－3のとおりとする。
 - 4 支援要請都市は、連絡要員を支援隊集積基地に常駐させることなどにより、支援都市との意思の疎通を図るものとする。
 - 5 支援開始後の情報連絡体制は、表－4のとおりとする。

(支援隊の受入れ体制)

- 第6条 支援隊受入れ場所として、支援隊集積基地を設ける。
- 2 支援隊集積基地は支援要請都市に設けるものとし、これにより難しい場合は、支援要請都市の周辺自治体に設けるものとする。
 - 3 支援要請都市は、次の各号に掲げる内容について情報連絡総括都市に連絡するものとする。
 - (1) 支援要請都市内に支援隊集積基地を設けることが可能な場合は、その位置、規模、施設内容等
 - (2) 前号により難しい場合は、周辺自治体が提供可能な支援隊集積基地の位置、規模、施設内容等
 - 4 支援隊集積基地の設置場所は、情報連絡総括都市が、支援要請都市と連絡をとり、

支援内容等を勘案した上で決定する。

- 5 情報連絡総括都市は、支援隊集積基地を提供する都市と基地の設営に当たって提供可能な役務等について事前に打合せを行い、その結果を各支援都市に連絡する。
- 6 各大都市は、支援隊集積基地として提供可能な施設をあらかじめリストアップし、その規模、施設内容、提供可能な機器等を把握し、情報連絡総括都市に報告するものとする。

(支援隊集積基地の運営)

第7条 支援隊集積基地の運営は、支援隊集積基地を提供する大都市が行うものとする。

ただし、大都市以外の周辺自治体に支援隊集積基地を設けた場合は、原則として支援要請都市が行う。

- 2 現地支援総括都市は、各支援都市の支援隊のまとめ役として、支援隊集積基地の運営を補佐する。
- 3 支援隊集積基地の運営に係る費用については、大都市協定に基づき、支援要請都市が負担するものとする。

(緊急資機材情報の把握)

第8条 各大都市は、情報連絡総括都市からの資機材の提供に関する調査依頼により、提供可能な数量等を報告する。

- 2 情報連絡総括都市は、支援都市及び被災都市へのテレビカメラ車等の特定資機材の優先的な提供を、業界団体に対し要請するものとする。

ただし、被災都市が直接業界団体に要請した場合は、被災都市はその旨を情報連絡総括都市へ通知する。

- 3 各大都市は、緊急時に提供可能な資機材をリストアップし、整備・保管に努めなければならない。
- 4 東京都及び大阪市は、テレビカメラ車等の特定資機材に関する全国的な情報の把握を行う。

(民間団体等との協力)

第9条 各大都市は、民間団体等と支援協力に関する協定を速やかに締結するよう努める。

- 2 支援用緊急資機材を所有していない大都市は、民間団体等と資機材の提供に関する協定を締結するよう努める。

(台帳システムの互換性)

第10条 被災都市と互換性のある台帳システムを有する大都市は、緊急時に台帳システムを提供する。

2 各大都市は、同時に被災する可能性の少ない大都市と台帳システムの互換性を高めるよう努める。

3 台帳システムに互換性のある大都市間において、緊急時に備えた協力協定を結ぶものとする。

4 各大都市は、他の大都市での台帳出図に備え、バックアップを複数用意する。

(平常時の連絡会議及び訓練)

第11条 毎年一回以上連絡会議を開催するとともに、被災都市を想定した情報連絡訓練を実施するものとする。

なお、連絡会議のメンバーは、国土交通省、(公社)日本下水道協会の関係者及び表-2に掲げる職にあるものとする。

(協 議)

第12条 このルールに定めのない事項又は内容に疑義が生じた場合は、連絡会議において協議し、定めるものとする。

(その他)

第13条 本ルールに定める大都市に新たな都市が追加となる場合には、本ルール改正までの間、その都市を含めたものとして条文を読み替えることができる。

附 則

1 このルールは、平成24年4月1日から効力を生ずる。

平成8年5月16日制定
平成9年10月30日改正
平成16年1月27日改正
平成20年2月20日改正
平成21年10月 7日改正
平成22年 9月30日改正
平成24年10月 1日改正
平成25年12月12日改正
平成27年 5月21日改正

別表-1~4 省略

13 関東ブロック下水道事業における災害時支援に関するルール

第1章 総則

(目的)

- 第1条 関東ブロック下水道事業における災害時支援に関するルール（以下「ブロックルール」という。）は、直下型地震等の大規模な災害が発生し、下水道施設が被災した際、被災した自治体単独では対応が困難な場合に備えて、「震災時等の相互応援に関する協定（関東地方知事会協定）」、「21大都市災害時相互応援に関する協定（大都市協定）」等に基づく相互応援活動を円滑かつ迅速に実施するため、下水道事業に関して「下水道事業における災害時支援に関するルール（全国ルール）」に基づくブロックルールを定め、都県を越える広域的な下水道事業関係者間の支援体制を整えておくことを目的とする。
- 2 下水道事業関係者は、災害発生の際相互に支援協力し、被災した自治体の下水道施設の調査、応急対策及び応急復旧から災害査定まで円滑かつ迅速に遂行することができるよう、日常的に意思の疎通を図るよう心がけるものとする。

(大都市との支援に係る調整)

- 第2条 東京都及び政令指定都市（以下「大都市」という。）は、下水道施設が被災した場合、「下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール（以下「大都市ルール」という。）」により、相互に支援活動等を行うこととしているため、大都市及び他の都市が同時に被災した場合には、全国ルール、ブロックルール及び大都市ルールを調整しながら災害に対処するものとする。
- 2 大都市のみが被災した場合の支援については、大都市ルールを優先させるものとする。

第2章 平常時の対策

(災害時支援関東ブロック連絡会議)

- 第3条 下水道施設が被災した際、円滑かつ迅速な対応がとれるよう、全国ルールに基づき次の区域をブロックの範囲とする災害時支援関東ブロック連絡会議（以下「ブロック連絡会議」という。）を設置する。

なお、「全国都道府県における災害時の広域支援に関する協定」によるブロック知事会の構成とブロック連絡会議の構成と整合を図るため、ブロック連絡会議にオブザーバを置く。括弧内はオブザーバであり、当該オブザーバの県内で災害が発生したときは、原則として中部ブロックで対応するものとする。

茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、(長野県)、(静岡県)

- 2 ブロック連絡会議は、次の各号に掲げる機関及び団体をもって構成する。

- (1) 国土交通省関東地方整備局
- (2) 日本下水道事業団
- (3) ブロック内の都県（オブザーバの県を含む。）
- (4) ブロック内の大都市（東京都（区部）、千葉市、川崎市、横浜市、相模原市、さいたま市）
- (5) ブロック連絡会議で選出した市町村（川口市、八王子市、横須賀市）
- (6) (公財) 日本下水道新技術機構
- (7) (一社) 全国上下水道コンサルタント協会
- (8) (一社) 日本下水道施設業協会
- (9) (公社) 日本下水道管路管理業協会
- (10) (一社) 日本下水道施設管理業協会
- (11) 東京都管工事工業協同組合
- (12) 三多摩管工事協同組合
- (13) (公社) 日本下水道協会

* (公財) は公益財団法人の略、(一社) は一般社団法人の略、(公社) は公益社団法人の略である。以下、同様とする。

- 3 都県は、被災時に円滑かつ迅速な対応がとれるよう、管内の下水道事業を実施している市町村の災害時緊急連絡網を作成するとともに、市町村及び下水道関係団体等に対して全国ルール、ブロックルール及びブロック連絡会議等の内容について、十分周知するものとする。
- 4 ブロック連絡会議構成員は、緊急時を想定してそれぞれの支援体制及び情報連絡体制の整備に努めるものとする。
- 5 ブロック連絡会議構成員は、災害支援時に提供可能な資機材をリストアップし、その整備に努めるものとする。

(ブロック連絡会議幹事)

第4条 ブロック連絡会議に、ブロック連絡会議幹事を置く。なお、ブロック連絡会議幹事は都県をもって充て、東京都、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、神奈川県及び山梨県の輪番制とし、任期は原則として1年とする。ただし、再任は妨げない。また、幹事職務を代行するために副幹事を置く。なお、副幹事は東京都及び次年度幹事とする。

- 2 ブロック連絡会議幹事は、原則として年1回ブロック連絡会議を開催し、次の各号に掲げる事項について協議・調整等を行う。
 - (1) ブロック連絡会議幹事、副幹事の選任に関する事。
 - (2) ブロック連絡会議を構成する市町村の選出に関する事。
 - (3) ブロック連絡会議構成員に係る災害時緊急連絡網の作成及び周知に関する事。

- (4) 前号に規定する災害時緊急連絡網により、連絡を行う災害の規模及び報告すべき関係機関等に関すること。
 - (5) 第8条に規定する下水道対策本部が設置された場合の本部員の選出に関すること。
 - (6) ブロック連絡会議構成員の所有する災害支援に提供可能な資機材リスト及び前線基地リストの集計に関すること。
 - (7) ブロック内の情報連絡等の訓練に関すること。
 - (8) その他災害支援に必要な事項。
- 3 ブロック連絡会議幹事は、前項に規定するブロック内の運用に係る取り決め等（ブロックルール）をとりまとめ、ブロック連絡会議構成員に周知するものとする。
- 4 ブロック連絡会議幹事は、第2項第7号に規定する情報連絡等の訓練について、企画、調整し、実施するものとする。
- 5 ブロック連絡会議幹事及び幹事が指定する者は、全国ルール第5条に定める「災害時支援全国代表者連絡会議」に出席するものとする。

(ブロック連絡会議議長)

- 第5条 ブロック連絡会議にブロック連絡会議議長を置く。なお、ブロック連絡会議議長はブロック連絡会議幹事都県の下水道担当課長をもって充てる。
- 2 ブロック連絡会議議長は、ブロック連絡会議を進行し、ブロック連絡会議の会務を総理する。

(ブロック連絡会議事務局)

- 第6条 ブロック連絡会議の事務局は、ブロック連絡会議幹事都県に置く。

(企画調整部会)

- 第7条 ブロック連絡会議に企画調整部会を置く。企画調整部会の構成は、東京都、埼玉県、前年度ブロック連絡会議幹事都県、当年度ブロック連絡会議幹事都県、次年度ブロック連絡会議幹事都県とする。
- 2 企画調整部会は、ブロック連絡会議の議題、日程等を決定するほかブロック連絡会議の運営に関する協議・調整を行うものとする。

第3章 下水道対策本部

(下水道対策本部の設置)

- 第8条 都県は、次の各号に掲げる事態が管内において生じた場合に、下水道対策本部を設置する。
- (1) 震度6弱以上の地震が発生した場合

- (2) 震度5強以下の地震またはその他の災害が発生し、下水道施設が被災した自治体から支援要請を受けた場合
- (3) その他災害が発生し、都県が下水道施設の被災状況等を勘案し、ブロック連絡会議幹事と調整の上、必要と判断した場合
- 2 下水道事業を実施している市町村は、災害により、下水道施設が被災したときは、その状況を都県に報告するものとする。
- 3 下水道事業を実施している市町村は、下水道施設に被害があり、被災状況の調査及び復旧に対して支援が必要な場合は、都県に支援要請を行うものとする。
- 4 都県は、下水道対策本部を設置する場合、ブロック連絡会議幹事、国土交通省水管理・国土保全局下水道部及び国土交通省関東地方整備局に速やかに連絡するものとする。
- 5 下水道対策本部は、当該都県の本庁舎所在地に設置する。ただし、これにより難しい場合は、その周辺に設置することができる。
- 6 下水道対策本部を設置した場合、下水道対策本部長は、第4条第2項第3号に規定する災害時緊急連絡網に基づき、ブロック連絡会議構成員へ設置及び参集について連絡するものし、併せて、各ブロック連絡会議幹事に設置について連絡するものとする。

(下水道対策本部の組織)

第9条 下水道対策本部の組織は、被災した区域の次の各号に掲げる者をもって構成する。

(1) 下水道対策本部長

原則として、被災した区域を所管する都県の下水道担当課長

ただし、下水道対策本部長として速やかな対応が困難であると認められる場合、ブロック連絡会議幹事等を下水道対策本部長代行として指名できる。

(2) 下水道対策本部員

ア 日本下水道事業団関東・北陸総合事務所施工管理課長

イ ブロック連絡会議幹事の下水道担当課長。なお、ブロック連絡会議幹事が被災し速やかな対応が困難であると認められる場合は、ブロック連絡会議副幹事が代行する。

ウ ブロック内の大都市の下水道担当課長（東京都（区部）、千葉市、川崎市、横浜市、相模原市、さいたま市）

エ ブロック連絡会議で予め選出する都県の下水道担当課長及び市町村の下水道担当局部長（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県、川口市、八王子市、横須賀市）

オ 第3条第2項第6号から第13号に定める団体が指名する者

カ 下水道対策本部長が必要と認めた者

(3) 下水道対策特別本部員

国土交通省

- 2 ブロック内では対応が困難で広域的な支援（以下「広域支援」という。）が必要な場合、第11条に基づく総合調整の上、下水道対策本部長は次の各号に掲げるものを本部員として参加を要請する。
- (1) 被災したブロック以外のブロック連絡会議幹事の下水道担当課長
 - (2) 大都市ルールに基づく情報連絡総括都市（以下「大都市窓口」という。）
 - (3) 災害時支援活動の経験を有する都市（以下、「アドバイザー都市」という。）の下水道担当課長（第10条において支援要請された場合）
 - (4) 下水道対策本部長が必要と認めた者
- 3 下水道対策本部の構成員による支援活動は、原則として、構成員の属する機関または団体の身分及び費用によるものとする。
- 4 下水道対策本部の事務を処理するため、本部内に事務局を置く。下水道対策本部の事務局員は、本部構成員の属する機関及び団体の職員で構成する。
- なお、下水道対策本部長は、本部事務の処理に関して、必要に応じて作業部会を事務局内に設置することができるものとする。
- 5 ブロック内に複数の下水道対策本部が同時に設置された場合は、ブロック内のその他の都県の下水道担当課長を支援の調整役として置くことができるものとする。

（下水道対策本部の業務）

- 第10条 下水道対策本部の業務は、次の各号に掲げるものとし、第11条に基づく総合調整の上、下水道対策本部長は本部員に対し、業務の分担を要請することができる。
- (1) 下水道対策本部の設置に関すること。
 - (2) 被災状況及び支援要請の取りまとめに関すること。
 - (3) 支援計画の立案に関すること。
 - (4) 被災したブロック内の自治体への支援調整に関すること。
 - (5) 被災状況、交通状況その他支援に必要な情報の支援する自治体への提供に関すること。
 - (6) 応援隊の拠点となる前線基地の調整及び確保等並びに第14条第3項に規定する現地応援総括者の指名に関すること。
 - (7) 災害復旧の調査等に必要な資機材の調達や委託に係る外注費用の積算等に係る支援・調整に関すること。
 - (8) 調査資料及び災害査定関係調書等の作成に係る指導及び協力に関すること。
 - (9) 被災住民に対する自治体の広報に関する連絡調整及び支援に関すること。
 - (10) 被災状況の各ブロック連絡会議幹事及び大都市窓口への情報提供に関すること。
 - (11) 下水道対策本部の解散に関すること。
 - (12) その他支援の実施に必要な事項。
- 2 被災したブロック以外の広域支援が必要な場合、次の各号に掲げる業務を行うものと

する。

- (1) 本部員の参加要請に関すること。
- (2) 被災したブロック以外のブロックへの支援調整に関すること。
- (3) 大都市への支援調整に関すること。
- (4) その他広域的な支援の実施に必要な事項。

なお、(公社)日本下水道協会は主に(2)の「被災したブロック以外のブロックへの支援調整」に係る連絡調整や、(4)に係る被災直後の状況把握(現地調査)等を行うものとする。

- 3 下水道対策本部長は、事務を円滑に処理するために、第11条に基づく総合調整の上、災害時支援の経験を有する都市をアドバイザー都市として支援要請することができる。

(国土交通省の役割)

第11条 国土交通省は、下水道対策本部、被災した自治体及び支援する自治体等と連携を図り、災害支援が円滑かつ迅速に実施できるよう総合調整を行うものとする。

(支援体制の確立)

第12条 下水道対策本部は、被災の状況等を総合的に勘案し、都県を通じてブロック内の自治体に支援活動可能体制の報告依頼を行うものとする。

- 2 支援活動可能体制の報告依頼を受けた自治体は、支援活動の可否を検討し、支援活動可能体制を速やかに都県を通じて下水道対策本部に報告するとともに、概略の支援人員、支援期間及び帯同可能な資機材等について報告するものとする。
- 3 下水道対策本部は、支援可能な自治体の支援人員等と被災状況を勘案し、第11条に基づく総合調整の上、調査体制や復旧方針等の支援計画を立案し、都県を通じて支援する自治体に支援体制調整結果を連絡するものとする。

なお、支援計画の立案にあたっては、関係団体等の支援についても検討し、必要に応じて支援要請をするものとする。

また、要請は原則として文書により行うものとする。ただし、緊急でやむを得ない場合は、電話又はファクシミリ等により要請を行い、後日文書を速やかに提出するものとする。

- 4 広域支援を実施する場合、下水道対策本部は、第11条に基づく総合調整の上、被災したブロック以外のブロック連絡会議幹事及び大都市窓口を経由して前各項の規定に基づき支援体制を確立するものとする。

(応援活動)

第13条 応援する自治体は、被災した自治体と災害対策基本法67条、第68条または第74条等に基づく合意をした上で、必要な応援人員、応援期間及び帯同可能な資機材等の

調整・調達等を行い、被災した自治体に応援を行うものとする。

- 2 応援活動に当たっては、被災した自治体の指揮のもと、下水道対策本部とも緊密に連絡をとりながら、円滑、迅速かつ臨機応変に応援活動を実施する。なお、実施の詳細については、(公社)日本下水道協会発行の「下水道の地震対策マニュアルー2006版ー」及び「下水道の地震対策マニュアル 別冊・緊急対応マニュアルー2006年版ー」を参考にする。

(前線基地)

第14条 下水道対策本部は、被災した自治体と調整のうえ、応援隊の受入場所、活動拠点として、現地に前線基地を設けることができる。

- 2 応援隊の前線基地は、被災した自治体地内に設置することを原則とする。ただし、これにより難しい場合は、その周辺の市町村地内に設置する。
- 3 応援活動の統一、情報混乱の回避等のため、応援隊の前線基地内に、現地応援総括者を置く。

なお、同一の前線基地に複数の自治体の応援隊が入る場合は、下水道対策本部が現地応援総括者を指名する。

- 4 現地応援総括者は、下水道対策本部との連絡調整を行うとともに、円滑かつ迅速な応援活動が行われるよう応援隊を総括する。また、現地応援総括者は、被災した自治体及び応援する自治体との連絡調整についても配慮するものとする。
- 5 前線基地の運営は、原則として、前線基地提供自治体が行うものとし、現地応援総括者がこれを補佐するものとする。
- 6 ブロック連絡会議構成自治体は、前線基地として提供可能な施設をあらかじめリストアップし、規模、施設内容、提供可能な機器、期間等を把握しておくものとする。

第4章 その他

(被災した自治体の役割)

第15条 被災した自治体は、下水道対策本部に対して、被災情報、現地情報を可能な限り提供するとともに、応援隊に対して被災状況や下水道台帳等を提供する。また、現地への誘導、宿泊施設の斡旋・調整等を可能な限り行うものとする。

(費用負担の考え方)

第16条 応援活動に要する経費は、原則として、災害対策基本法第92条の規定により、応援を受けた被災した自治体が当該応援に要した費用を負担する。

(ブロックルールの改定等)

第17条 ブロックルールの改定等は、ブロック連絡会議で協議し定めるものとする。ただし、災害時にブロックルールに定めのない事項について緊急に措置する必要がある時は、下水道対策本部長の判断で決定できるものとする。

(その他)

第18条 下水道対策本部の解散後も被災した自治体において応援活動が継続する場合、被災した自治体は、応援活動状況等を(公社)日本下水道協会に報告するものとする。

2 下水道対策本部は、被災した自治体が地方自治法第252条の17に基づく職員の派遣を必要とする場合は派遣の調整業務をできるものとする。また、下水道対策本部解散後においては、(公社)日本下水道協会がその業務を引き継ぐものとする。

3 下水道対策本部が設置されない場合でも、被災した地区を所轄する都県は被災状況に関する情報等を(公社)日本下水道協会に連絡するものとする。(公社)日本下水道協会は各ブロック連絡会議幹事及び大都市窓口等に連絡するものとする。

4 ブロック連絡会議幹事は、他ブロックの地震情報の連絡が(公社)日本下水道協会からあった場合は、必要に応じてブロック内の都県に情報提供するものとする。

附則

1 このルールは、平成20年8月1日から効力を生ずる。

2 「下水道事業における関東ブロック災害時支援に関する申し合わせ」、「災害時支援関東ブロック連絡会議運営要綱」は廃止する。

3 平成22年8月4日 一部改正

4 平成26年5月16日 一部改正

14 災害時における下水道管きよの応急復旧対策の協力に関する協定（川崎市環境整備事業協同組合）

川崎市（以下「甲」という。）と川崎市環境整備事業協同組合（以下「乙」という。）は、川崎市内在地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）の発生により、甲の下水道管渠が被災した場合の応急復旧に必要な管路調査その他、応急処置（以下「応急対策」という。）の協力について、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、災害応急対策のための応援（以下「応援」という。）を要請する必要があると認めるときは、電話等により次の各号に掲げる事項を明らかにして乙の応援を要請し、後日、速やかに応援要請書を乙に送付するものとする。

- (1) 被災場所又は応急対策を要する場所
- (2) 被災の概況
- (3) 協力要請の内容
- (4) その他必要な指示事項

（協力）

第2条 乙は、前条による甲からの協力要請を受けたときは、他の業務に優先して応急対策に協力するものとする。

（報告）

第3条 乙は、甲の要請に基づいて協力した場合は、その活動状況等応急対策の内容及び経過を、適宜甲に報告するものとする。

2 乙は、応急対策が終了したときは、速やかに甲に対し、次の各号に掲げる事項を統一化した書面により、報告するものとする。

- (1) 出動場所、出動内容、出動機関及び出動時間
- (2) 出動人員数及び出動作業員名
- (3) 使用した資機材及び使用時間数
- (4) その他必要な事項

（経費の負担）

第4条 乙が甲の要請に基づく応急対策活動に要した経費は、第3条による乙の報告書に基づき、甲が負担する。

（連絡）

第5条 応急復旧対策の要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲乙それぞれ緊急連絡体制を定めておくものとする。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又はこの協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

（通知）

第7条 乙は、甲の要請により応援に出動できる資機材の数量について、毎年4月末日までに甲に連絡するものとする。

（協定の期間）

第8条 この協定の期間は平成17年12月27日からとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印して各自その1通を所持する。

平成17年12月27日

甲 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市

市長 阿部孝夫

乙 川崎市川崎区砂子1丁目2番16 メゾンミール砂子202
川崎市環境整備事業協同組合

理事長 小澤光

